デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議（第2回）　配布資料

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/mext_02361.html

記事ページ本文

現在位置
トップ
>
政策・審議会
>
審議会情報
>
調査研究協力者会議等（初等中等教育）
>
デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議
> デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議（第2回）配布資料
デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議（第2回）配布資料
1．日時
令和8年6月18日（木曜日）10時00分 ~ 12時00分
2．場所
文部科学省 3F2特別会議室 ※対面・WEB 会議の併用（東京都千代田区霞が関3 - 2 - 2）
3．議題
国会における審議結果等
制度整備の全体像
今後の審議事項＆スケジュール（案）
紙・デジタルがそれぞれ効果的な学習場面（1．事務局からの報告 2．委員からのヒアリング（髙瀬委員、内田委員、岡本委員、森委員））
4．配付資料
【資料1】国会における審議結果と主な御指摘等について (PDF:783KB)
【資料2】制度整備の全体像について (PDF:1.5MB)
【資料3】当面の審議事項＆スケジュール（案）(PDF:436KB)
【資料4】紙・デジタルがそれぞれ効果的な活用場面（現行ガイドライン、実践事例集に基づく御報告）（事務局説明資料）(PDF:1.2MB)
【資料5】髙瀬委員御発表資料 (PDF:677KB)
【資料6】内田委員御発表資料 (PDF:472KB)
【資料7】岡本委員御発表資料 (PDF:3.4MB)
【資料8】森委員御発表資料 (PDF:3.2MB)
【参考資料1】デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議の開催について (PDF:301KB)
【参考資料2】デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議の運営について (PDF:157KB)
【参考資料3】教科書のデジタル活用の現状と今後の方向性について (PDF:2.5MB)
【参考資料4】デジタルな形態を含む新たな教科書の円滑な導入に向けた主な論点 (PDF:200KB)
【参考資料5】「主な論点」とこれまでの主な御意見について (PDF:295KB)
【参考資料6】教科書のデジタル活用をめぐる状況について (PDF:6.3MB)
【参考資料7】学校教育法等の一部を改正する法律 (PDF:8.9MB)
【参考資料8】学校教育法等の一部を改正する法律の公布について（通知）(PDF:456KB)
お問合せ先

初等中等教育局 教科書課デジタル教科書企画係
電話番号：03-5253-4111（代表）
ページの先頭に戻る
文部科学省ホームページトップへ

令　和　8　年　6　月　1　8　日
デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議（第 2 回）
資　　料　　1

国会における審議結果と主な御指摘等について

令和８年６月18日（木）
文部科学省初等中等教育局教科書課

１．国会における審議結果について

１．国会における審議結果について

○　４月７日に閣議決定・国会提出した法律案について、第１回の指針検討会議後、先議院である衆議院・後議院である参議院でそれぞれ御審議いただいた。
○　両院ともに賛成多数で可決されて成立したところであり、今後、改正法の施行に向けた各種の検討を加速していく。

件名		学校教育法等の一部を改正する法律案（第221回国会 閣法第55号）
提出日		令和８年４月７日（火）
衆議院における審議経過		-
	文部科学委員会	令和８年４月24日（金） 賛成対数で可決（附帯決議あり）
	本会議	令和８年４月28日（火） 賛成多数で可決
参議院における審議経過		-
	衆議院から受領	令和８年４月28日（金）
	文教科学委員会	令和８年６月９日（火） 賛成多数で可決（附帯決議あり）
	本会議	令和８年６月10日（水） 賛成多数で可決、成立
公布日		令和８年６月17日（水）・令和８年法律第37号

２．質疑における主なやりとり

２．質疑における主なやりとり（論点①　教科書の形態のあり方）

Q　４月 22 日の衆議院文部科学委員会では、大臣から「全てがデジタルの教科書は、発達段階や教科特性を踏まえ、学年・教科を限定して発行・使用等を認める」との答弁があったが、何年生以上のどの教科であれば全てがデジタルの教科書を認める考えなのか、大臣の見解如何。

【文部科学大臣】

22日の当委員会での質疑で申し上げたとおり、「**全てがデジタルの教科書の扱いについては、発達段階や教科特性を踏まえ、今後策定する大臣指針の中で限定的に認め得る学年・教科を示す**」こととしている。

新たに策定する大臣指針の内容は、有識者会議で議論いただいているところだが、①現行のデジタル教科書のこれまでの配布・活用の取組や、②中教審や有識者会議においても、学校現場の実態を踏まえ、小学校低学年や中学年では慎重に考えるべきという意見が多く出されていることなどを踏まえ、**現時点では、全てがデジタルの教科書について、小学校４年生以下では認めるべきではなく、また教科についても、当面、国語や社会、道徳などは認めるべきではないと考えている。**

２．質疑における主なやりとり（論点①　教科書の形態のあり方）

Q　フルデジタルは、小学校４年生以下と国語や社会、道徳は認めるべきではないというが、ハイブリッドについてはどのように考えているのか。

【初等中等教育局長】

（略）（全てがデジタルな教科書を認めるべきでない）**これらの学年や教科においても、紙とデジタルを組み合わせたハイブリッドな形態の教科書は十分に考えられる**ところであり、例えば、①文脈を理解しつつ読み書きを行ったり、文章と資料を一覧で見るといった学習内容については紙で作成しつつ、②動画・音声等のデジタルコンテンツにより、紙で作成される部分の理解を助けることが可能になると考えています。

全てがデジタルな教科書を認めるべきでない教科についても、デジタルを活用することで児童生徒にとってより分かりやすい教科書が発行されるよう、今後、大臣指針において、紙・デジタルそれぞれの活用が期待される学習場面を示してまいりたい。

２．質疑における主なやりとり（論点②　紙・デジタルがそれぞれが効果的な学習場面）

Q　制度改正により、紙の教科書は全てなくなるのか。紙の教科書による良さを残すことを考えないのか。

【初等中等教育局長】

デジタルには動画・音声等による説明も可能であるといった良さがあるが、**紙にも、教材としての一覧性の高さや長文読解などで文章をじっくり読む活動に適しているといった良さがある**と認識している。

その紙とデジタルの双方の良さを組み合わせて、児童生徒の学びの充実につなげることが重要であると考えており、文部科学省として、今回の改正により、**紙の教科書を廃止して、一律に全てデジタル形式の教科書に切り替えていく、という考えは持っていない。**

Q　デジタル活用が望ましくない学習場面とはどのようなものなのか。

【初等中等教育局長】

これまで実施してきた現行の教科書代替のデジタル教科書を使用した実証研究や、中教審での議論などを踏まえ、例えば、**①文脈を理解しつつ読み込んだり書き込んだりする学習場面、②文章と資料を一覧で見る学習場面、③作図したり実際の長さなどを測る学習場面**については、**紙の活用**が大いに期待されるのではないかと考えている。

２．質疑における主なやりとり（論点③　児童生徒の発達段階との関係）

Q　小学校低学年におけるデジタル教科書の利用の効果・影響をどのように評価をしているのか。
　また、児童が落ち着いて授業に取り組める環境を確保する観点から、どのような活用の在り方が望ましいと考えているのか。

【文部科学大臣】
　文部科学省が実施してきた実証研究では、**現行のデジタル教科書をいつも使うと回答した児童生徒ほど、授業内容の理解、主体的・対話的で深い学びといった項目で肯定的な回答割合が高い**ことが分かっており、これらの項目は**全国学力・学習状況調査の正答率とも相関関係**にある。
　とりわけ英語については、現行のデジタル教科書を積極的に活用しているグループの生徒ほど、音読課題や定期テストにおける得点が高いとする先行研究もあると確認している。

　現在、有識者会議で御議論をいただいているところだが、中教審やこれまでの有識者会議においても、学校現場の実態を踏まえ、**小学校低学年や中学年では慎重に考えるべきという意見**が多く出されている。
　これを踏まえ、**現時点では、小学校４年生以下では認めることは適当ではないと考えている。**

（補足）４月28日（火）の閣議後会見における発言について

４月24日（金）の衆議院文部科学委員会における、全てがデジタルな教科書の対象学年・教科に関する政府答弁に関し、同月28日（火）の閣議後会見において、障害のある児童生徒への対応の観点から質問があり、文部科学省としての現時点の考え方をお答えした。

Q　学年で一律に線を引いてしまうと、デジタルのほうが学びやすい、障害のある子供の学習を制約することにならないか。

【文部科学大臣】

全てがデジタルな教科書については、現行のデジタル教科書を大規模に提供してきたのは小学校5年生以上であること、中教審や有識者会議においても、学校現場の実態を踏まえて小学校低学年や中学年では慎重に考えるべきという意見が多く出されていることなどを踏まえ、**現時点では小学校4年生以下では認めるべきではない**と考えている。また、中学・高校段階も含む小学校5年生以上でも、教科一律ではなく教科の特性を踏まえた対応が必要と考えており、例えば、**文脈を理解しつつ読み込んだり書き込んだりする学習場面が想定される国語や道徳、文章と資料を一覧で見る学習場面が多い社会などではふさわしくない**と考えている。

障害により学習上の困難を有する児童生徒の個々の状況に応じた対応も重要であると認識しており、今回の制度改正により、**教科書バリアフリー法に規定する「教科用特定図書等」の中に検定教科書の内容をそのままデジタル化したものを位置づけ**、国としても**標準規格を策定して発行を促進**する考えである。

紙媒体の教科書では学習が困難な児童生徒についてはこれを使用することができるようにしてまいりたいと考えている。

２．質疑における主なやりとり（論点④　目的外使用と情報活用能力）

Q　デジタル教科書の導入が進む中で、授業中における学習目的外の（端末の）利用について、どのように管理をし、適切な学習環境を確保していくのか。また、子供たちへのいわゆる情報モラルやリテラシー教育について、今後どのように取り組んでいくのか。

【学習基盤審議官】

端末の目的外利用については、端末を学習に関係のない目的では使わないように指導することなどを示した学校設置者・学校・保護者等との間で確認・共有しておくことが望ましい主なポイントを通知している。

また、各教育委員会に対して、端末利用時における**有害情報の閲覧を防止するためのフィルタリング設定を適切に行うことを要請**してきており、**ほぼ全ての端末においてフィルタリング機能が導入**されていることを確認している。

これらを通じて、端末が学習目的で正しく利用されるよう徹底しているところ。

情報モラル教育については、**学習指導要領において、情報モラルを含む情報活用能力を学習の基盤と位置づけ**、各学校段階を通じて取り組むよう、全ての学校現場に求めている。

その上で、例えば、学習に関係のない目的では使わないこと、あるいは、いわゆるインターネットの使い過ぎによって起こる昼夜逆転や睡眠障害、学習への影響といった弊害などを理解し、適切な使い方を学ぶための児童生徒向けの学習コンテンツを提供したり、教職員を対象とした研修会を開催しており、引き続きこうした取組の充実に努めていく。

２．質疑における主なやりとり（論点⑤ 「手書き」が減少する懸念）

Q デジタル教科書の活用が進む中における、手書きによる学習の重要性について、考えを聞かせてほしい。

【文部科学大臣】

児童生徒の学習環境から本やノートをなくして、デジタル一辺倒の学びを行うわけではなく、例えば、**デジタルの部分で学んだことを紙のノートにまとめるといった、手を動かして書く活動は今後とも重要**であると考えている。

今後、有識者会議での議論を踏まえて策定する**大臣指針の中においても、書く活動や、これを学習活動の中で確保していく重要性についても、示してまいりたい。**これによって、学校現場においても、引き続き、手を動かして書くということをしっかりと子供たちに学んでもらうことができるようにしてまいりたい。

２．質疑におけるやりとり（論点⑥ 健康への影響）

Q　デジタル教科書の活用に伴う視力低下や姿勢悪化など健康への影響についてどのように認識しているか。また、周知にとどまらない実効性のある取組をどのように進めるのか。

【初等中等教育局長】

視力低下や姿勢悪化などの健康面への配慮については、重要な課題と認識しており、文部科学省においては、現行の教科書代替のデジタル教科書の使用に関し、日本眼科医会や日本医師会へのヒアリングを経て、①姿勢をよくして画面との距離を 30 ㎝以上離すこと、②30 分に 1 回は 20 秒以上画面から目を離して目を休めること、③家庭でも就寝 1 時間前から ICT 機器の利用を控えることなどの留意事項を盛り込んだガイドラインを定め、周知を行ってきた。

また、現行のデジタル教科書を活用した実証研究においても、こうした留意事項の児童生徒や教師への浸透状況に関する調査を実施してきたところであり、その結果を見ると約 6 割の教師・児童生徒は実行できているという状況である。

制度改正後のデジタルな形態を含む教科書の導入についても、健康面を考慮した活用には十分に留意する必要があると考えており、医学的な知見も取り入れた健康上の留意点を大臣指針で明記するとともに、実証研究を通じて大臣指針で示す事項について継続的に把握していく。

２．質疑における主なやりとり（論点⑦　諸外国の動向）

Q　北欧などの諸外国の一部で、教育のデジタル化を見直して紙中心の学習環境に回帰する動きがあるとの報道もあるが、そうした事例を含め、諸外国の動向をどのように把握しているのか。

【初等中等教育局長】

外国におきましては、日本と同様の教科書の使用義務あるいは検定制度がない国も多いわけでございまして、日本の教科書と一様に比較できるものではございません。

スウェーデンについては、印刷出版物である教科書の購入を補助する仕組みを近年導入したことは事実だが、デジタル化を全てやめて紙の教科書に全て回帰しようというものではない。

実際に、**デジタル化を推進した2010年代には、スウェーデンの国際学力調査の順位は上昇**しているほか、**OECDの分析によると、スウェーデンの政策は、生徒の年齢等に応じたデジタルの活用のバランスを追求したもの**であるとされている。さらには、義務教育あるいは高校段階でのタブレット等の使用を廃止した事実もない。

また、**フィンランド**については、**自治体によってデジタルの活用の方針は様々**だが、フィンランド政府としては、デジタルと紙のそれぞれのよさを生かす方針であることを確認している。

２．質疑における主なやりとり（論点⑧　次期学習指導要領との関係）

Ｑ　デジタル教科書に掲載するＱＲコードコンテンツの数や範囲について、具体的な制限や基準を設けるべきではないか。

【初等中等教育局長】

新たな教科書における動画・音声などのＱＲコードコンテンツを含めたデジタル部分の具体的な検定方法等については、今後、教科書検定調査審議会において専門的な見地から審議いただくこととしているが、教科書は、学習指導要領に基づき指導するための主たる教材として、児童生徒が授業において共通的に学ぶ内容を記載するものであることを踏まえ、教科書として真に必要なものについて、一定の枠組みの下で認める方向で検討したいと考えている。

また、**次期学習指導要領についての中央教育審議会における議論も踏まえ、教科書全体の内容・分量の精選の観点から、動画等のデジタルコンテンツの分量の在り方についても、教科書検定調査審議会において検討いただきたい**と考えている。

２．質疑における主なやりとり（論点⑨　発行者、採択権者等の負担）

Q　デジタル化により、小規模出版社が撤退し、教科書市場が大手数社に寡占されるとの懸念があるが、政府はどのようにそうしたリスクを認識しているか。

【初等中等教育局長】

教科書発行者に対しては、今後策定する大臣指針も踏まえ、教科特性等に応じた形で教科書を作成いただくよう促してく考えであり、**同じ内容の教科書を複数の形態で発行いただくことを求めるものではない。**

その上で、教科書の定価については、今後の社会の状況の変化や技術の進歩、物価の状況なども踏まえ、適切な定価になるよう、発行者と連携を図りながら検討していきたい。また、二次元コード先のデジタルコンテンツも制度改正後は新たに教科書の一部となるため、そうしたコンテンツの無制限な拡大を抑制することも含め、教科書発行者のコスト負担という観点も検討したい。

Q　各教育委員会等における採択事務の負担軽減について、どのように取り組むのか。

【初等中等教育局長】

大臣指針は、教科書の採択に当たっての市町村教育委員会の判断の参考にもしていただけるものであると考えている。

また、制度改正後の新たな教科書につきましては、教科書の紙面上についている二次元コード先も、限定したもののみ認めていく方針であり、このことも、教育委員会や学校が採択を行う場合の調査研究の負担軽減にも資すると考えている。

その上で、無償措置法第10条において、都道府県は、教科書の研究を実施し、市村の教育委員会等に対して、適切な指導、助言又は援助を行うということが法律上規定されており、文部科学省としては、市町村教育委員会等の採択権者が教科書採択を円滑に行うことができるよう、今回の改正の機会を捉えて都道府県に指導助言をしていく。

２．質疑における主なやりとり（論点⑩　学校の ICT 環境や支援体制）

Q　デジタル教科書を始めとするＩＣＴを授業の中でストレスなく円滑に活用していくために、全ての学校において安定的に利用できる環境をどのように着実に整備していくのか。

【学習基盤審議官】

GIGAスクール構想における個別最適な学びと協働的な学びを進めるために、一人一台端末をつなぐ高速ネットワークが非常に重要。

必要なネットワーク速度を確保済みの学校は、全国で約64%に上昇しており、令和10年度末には、約95%の設置者において必要なネットワークの速度の確保を完了する見込みとなっている。

文部科学省としては、引き続き、各設置者における状況をしっかり確認をしながら、ネットワークアセスメントの結果を踏まえた改善に係る経費の補助、通信契約の見直しの支援、こういったものに関する情報提供などを通して、各自治体に対して学校のネットワークの改善を促すことで、全国の学校において必要なネットワーク速度が確保されるよう努めていく。

３．附帯決議

３．附帯決議（衆議院　文部科学委員会）①

○学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和８年４月24日衆議院文部科学委員会）

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一　デジタル教科書のアクセシビリティ機能を充実し、障がいの有無や不登校、言語の壁を越えて、一人ひとりが得意を伸ばし自分らしく輝ける質の高い教育環境を全国に整備し、公教育の再生を加速化すること。また、国内外のアクセシビリティに関する標準規格を踏まえ、デジタルな教科用特定図書等が満たすべき技術的標準規格の策定に当たっては、当事者の声が規格策定のプロセスに適切に反映されるよう、参加の機会を確保すること。

二　ＩＣＴやデジタル教科書を賢く使いながらも、五感を通じた体験活動を子どもたちに保障し、**紙の教科書・デジタル活用・体験活動のベストミックスでバランスがとれた学びを実現すること。国は、紙とデジタル教科書の最適な組み合わせについて、**多角的に調査研究し続け、**エビデンスに基づいて子どもの発達段階や教科特性を踏まえた指針を示すこと。**

三　国は教員の専門性を最大限に引き出す支援に万全を期すこと。そのために、現職教員が受講しやすいよう、オンライン研修も含めた多様な形態による教員研修の抜本的拡充や効果的な活用事例の共有、教員養成課程での実践的指導法の修得、ＩＣＴ支援員の配置による技術的サポート体制を国の責任において支援拡充すること。

３．附帯決議（衆議院　文部科学委員会）②

（続）

四　新たな負担や格差を生まないよう、高校生等奨学給付金による端末購入支援や家庭の通信環境の整備支援の拡充に取り組むこと。また転校・進学時の学習履歴の継続性の確保及びネットワーク障害時でも学びが止まらないセーフティネットを構築すること。

五　**デジタルな形態を含む教科書を活用するためには、学校における安定した通信環境が必要であることから、地方公共団体ごとの通信環境の違いが児童生徒の学習環境の格差につながることがないよう、ＩＣＴ環境の整備に努めること。**

六　**地域間の格差が生じないよう、全ての教育委員会が適切な判断を行えるようにするため、教育委員会の採択負担の軽減策を講じること。**

七　デジタルな形態の教科書の使用が認められることを契機として、教員がデジタルの活用も含めた授業研究のための時間を十分に確保できるようにするため、教員業務支援員等の学校を支えるスタッフの配置の一層の拡充等必要な措置を講ずるよう努めるとともに、併せて必要な予算措置を講ずること。

八　デジタル教科書の導入に伴うアカウント設定・管理等の事務的負担が学校現場において大きな課題となっていることを踏まえ、国は教科書発行者等と連携しながら負担軽減に向けた取組を進めるとともに、有効な対策や好事例を学校現場に積極的に周知・共有すること。

３．附帯決議（衆議院　文部科学委員会）③

（続）

九　**デジタル教科書の使用による児童生徒の視力低下など健康面に関する留意点を整理し、教育委員会や学校等への周知・啓発を図ること。**スマートフォンのＳＮＳ依存等のリスクに対し、医学的知見に基づき、学校での利用ルールのガイドライン等の周知を保護者等にも徹底すること。

十　**より良い教科書を子どもたちに確実に届けるため、教科書発行者との連携を図り、教科書の定価については、物価の変動や技術の進展等に伴い必要なコストに見合った適正な価格に設定すること。**また義務教育段階の教科書の無償措置を実現するために必要な財政上の措置を確実に行うこと。

十一　著作物等を教科書に掲載する際の補償金額の検討に当たっては、学校教育における教科書の役割、教科書の安定的な発行・供給の確保、権利者への適切な対価還元等に十分留意すること。

３．附帯決議（参議院　文教科学委員会）①

○学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和８年６月９日参議院文教科学委員会）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、デジタル教科書のアクセシビリティ機能を充実し、障がいの有無や不登校、言語の壁を越えて、一人ひとりが得意を伸ばし自分らしく輝ける質の高い教育環境を全国に整備すること。加えて、認知特性にかかわらず、全ての児童生徒が学びにアクセスできるよう、標準化を推進するとともに、多様な学びを適切に評価する方策について検討を進めること。また、国内外のアクセシビリティに関する標準規格を踏まえ、デジタルな教科用特定図書等が満たすべき技術的標準規格の策定に当たっては、当事者の声が規格策定のプロセスにおいて適切に反映されるよう、参加の機会を確保すること。

二、デジタルな形態の教科書の導入を単なる教材の電子化にとどめることなく、生成AIの急速な進展や人口減少社会の到来を見据え、我が国が目指す公教育の将来像を明確に示すとともに、子どもたちの主体性、創造性、協働性及び情報活用能力の育成に向け、必要な施策を総合的かつ計画的に推進すること。また、デジタルな形態の教科書の教育効果について、学力のみならず、主体性、創造性、協働性、情報活用能力その他の資質・能力を含む多面的な観点から継続的な実証及び検証を行い、その結果を公表するとともに、教育政策へ反映すること。

３．附帯決議（参議院　文教科学委員会）②

（続）

三、児童生徒の学習履歴及び教育データについては、その利活用とプライバシー保護の両立を図りつつ、本人及び保護者の権利を尊重した適切な管理及び運用の在り方について検討を進めること。あわせて、教育データの標準化や継続的な調査研究を実施し、子どもの発達段階や障がいの特性、教科の特性、言語の多様性等を踏まえ、その結果を不断に教育現場の改善に反映させる仕組みを構築すること。また、不登校児童生徒、病気療養児童生徒その他多様な事情を有する子どもたちについて、学習履歴及び教育データの利活用を含め、学びの継続性及び教育機会の確保に必要な施策を推進すること。

四、N-E.X.T. ハイスクール構想により専門高校等の機能強化・高度化が進められる中にあっても、学習意欲や基礎学力に課題を抱える生徒、視覚障害や発達障害のある生徒、外国にルーツを持つ生徒等が取り残されることのないよう万全を期すこと。具体的には、デジタルな形態の教科書のアクセシビリティ機能や、高度な専門技術習得のためのシミュレーション教材等を最大限に活用した個別最適な学びの実現に取り組むとともに、多様な生徒の表現方法を評価する多面的・アウトプット型評価を推進すること。

五、ICTやデジタル教科書を賢く使いながらも、五感を通じた体験活動や対話的・協働的な学びを子どもたちに保障し、**紙の教科書・デジタル活用・体験活動のベストミックスでバランスがとれたハイブリッドな学びを実現すること。**また、デジタルな形態の教科書やAI等の導入によって、他者との対話や身体的な実体験が軽視されることのないよう、教育の本質を見失わない運用を徹底するとともに、児童生徒が達成感や自らの強みが伸びる歓びを実感できる人間教育を強力に推進すること。**国は、紙とデジタル教科書の最適な組み合わせについて、**多角的に調査研究し続け、**エビデンスに基づいて子どもの発達段階や教科特性を踏まえた指針を示すこと。**

３．附帯決議（参議院　文教科学委員会）③

（続）

六、デジタルな形態の教科書について、国は、デジタルの活用を目的とするのではなく、児童生徒の学びの充実を図ることを目的として、その活用の在り方等を検討し、教科書に係る指針や標準仕様等を定めること。また、教科書の質を担保するため、デジタルな形態の教科書の検定審査の方法等について専門的な見地から検討を行うとともに、検定審査の体制を着実に整備すること。

七、デジタルな形態の教科書の採択に関し、地域間の格差が生じないよう、全ての教育委員会が適切な判断を行えるようにするため、教育委員会の採択に係る負担の軽減策を講ずること。また、従来の教科内容に加え、アクセシビリティ、操作性、学習支援機能等について適切に評価するための指針の整備を図ること。あわせて、デジタルな形態の教科書及びその活用法について、教科書展示会その他の機会を通じ、保護者及び地域住民への十分な情報提供と採択過程の透明性の確保に努めること。

八、教科書の内容や分量、教科書に掲載される二次元コードが大幅に増加する中、教科書の内容を網羅的に教えなくてはならないという考え方が依然として根強く、学校現場で負担感が生じている実態を踏まえ、教科書の分量やデジタル教材との役割分担等を検討するとともに、教科書「を」教える教科書観から教科書「で」教える教科書観への転換を促進し、子どもや学校現場の負担軽減を図ること。

３．附帯決議（参議院　文教科学委員会）④

（続）

九、デジタルな形態の教科書の活用効果を最大限に引き出すには、教員がきめ細かく指導できる環境が不可欠であるため、高等学校を含め更なる学校の望ましい指導体制の構築に努めること。あわせて、教員の業務負担軽減に向けた校務ＤＸの推進や、地域の教育資源との連携体制の整備を行い、教育効果の最大化を図ること。また、デジタルな形態の教科書の使用が認められることを契機として、教員がデジタルの活用も含めた授業研究のための時間を十分に確保できるようにするため、教員業務支援員等の学校を支えるスタッフの配置の一層の拡充等に努めるとともに、必要な予算措置を講ずること。

十、国は、教員の専門性を最大限に引き出す支援に万全を期すこと。そのために、現職教員が受講しやすいオンライン研修も含めた多様な形態による教員研修の抜本的拡充や効果的な活用事例の共有、教員養成課程での実践的指導法の修得、ICT支援員の配置による技術的サポート体制の充実を国の責任において支援・推進すること。

十一、新たな負担や格差を生まないよう、高校生等奨学給付金による端末購入支援や家庭の通信環境の整備支援の拡充に取り組むこと。また転校・進学時の学習履歴の継続性の確保及びネットワーク障害時でも学びが止まらないセーフティネットの構築を行うこと。

十二、**デジタルな形態を含む教科書を活用するためには、学校における安定した通信環境が必要であることから、地方公共団体ごとの通信環境の違いが児童生徒の学習環境の格差につながることがないよう、ICT環境の整備に努めること。**また、デジタルな形態の教科書に関連する端末や機器の整備について、必要な予算措置を講ずること。

３．附帯決議（参議院　文教科学委員会）⑤

（続）

十三、デジタル教科書の導入に伴うアカウント設定・管理等の事務的負担が学校現場において大きな課題となっていることを踏まえ、国は、教科書発行者等と連携しながら負担軽減に向けた取組を進めるとともに、有効な対策や好事例を学校現場に積極的に周知・共有すること。また、デジタルな形態の教科書の導入に当たり、認証基盤、ID体系、データ形式等の標準化及び相互運用性の確保を進めるとともに、ベンダーロックインの防止及び地方公共団体・学校の負担軽減に努め、教育DXの推進に資する持続可能な教育基盤の整備を図ること。

十四、**デジタル教科書の使用による児童生徒の視力低下など健康面に関する留意点を整理し、教育委員会や学校等への周知・啓発を図ること。あわせて、スマートフォン等のデジタル端末によるSNS依存等のリスクを踏まえ、医学的知見に基づく学校での利用ルールのガイドライン等の周知を保護者等にも徹底するとともに、自己管理能力を高めるデジタルウェルビーイングの視点を養うこと。また、これらについて、健康面に関する調査と医学的知見に基づくフィードバックを継続して行うこと。加えて、視力、睡眠、依存その他の健康への影響に十分配慮し、端末利用時間の管理、フィルタリングその他のデジタルウェルビーイングを仕組みとして確保するための取組を推進すること。**

十五、**より良い教科書を子どもたちに確実に届けるため、教科書発行者との連携を図りつつ、教科書の定価については、物価の変動や技術の進展等に伴い必要なコストに見合った適正な価格に設定すること。**また義務教育段階の教科書の無償措置を実現するために必要な財政上の措置を確実に行うこと。

十六、著作物等を教科書に掲載する際の補償金額の検討に当たっては、学校教育における教科書の役割、教科書の安定的な発行・供給の確保、権利者への適切な対価還元等に十分留意すること。

令　和　８　年　６　月　１　８　日
デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議（第２回）
資　　料　　２

制度整備の全体像について

令和８年６月18日（木）
文部科学省初等中等教育局教科書課

１．制度整備の全体像と本検討会議の役割について

○　令和12（2030）年度からデジタルな形態を含む教科書が小学校で使用されることを見据え、様々な制度整備が必要となる。

○　本検討会議の役割は、そうした制度整備のうち、特に**「教科書発行者や教育委員会・学校等が新たな制度の下で教科書を発行や採択・使用するに当たっての判断に資する指針」を示す**ことであり、他の会議体等における議論とも連携しつつ、大所高所の議論を展開する必要がある。

	①政省令、告示等	②発行・採択、使用の考え方	③デジタル部分の検定	④デジタル部分の標準仕様	⑤効果・影響等の実証研究（活用事例の創出・横展開を含む）	⑥デジタル形態の教科用特定図書等の標準規格
令和８（2026）年度	年度中に所要の改正を実施	秋頃までに本検討会議のとりまとめ、大臣指針策定	秋頃までに教科用図書検定調査審議会で検定審査の在り方についてとりまとめ	年度末までに「デジタル形態を含む教科書の標準仕様等に関する調査事業」（令和７年度補正予算）でとりまとめ	「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」等の枠組みにより、 ①現行のデジタル教科書を基にした効果・影響の把握を進めるとともに、 ②制度改正後を見据えた適切な紙・デジタルの使い分けに係る授業の実践事例等の創出・横展開	年度末までに、有識者会議で検討の上、検定教科書の内容をそのままデジタル化した「デジタル形態の教科用特定図書等」の標準規格についてとりまとめ
令和９（2027）年度		大臣指針も踏まえた著作・編集		標準仕様を踏まえた各社ビューアの改修		
令和10（2028）年度		大臣指針も踏まえた検定手続	令和12年度使用教科書（小学校）の検定			
令和11（2029）年度		大臣指針も踏まえた発行、採択	令和13年度使用教科書（中学校）の検定			標準規格を踏まえた発行
令和12（2030）年度		大臣指針も踏まえた学校現場での使用	令和14年度使用教科書（高等学校低学年）の検定	標準仕様を踏まえたビューアによるデジタル部分の配信	制度改正後の「デジタルな形態を含む教科書」の効果・影響の把握等	標準規格を踏まえた「デジタル形態の教科用特定図書等」が学校現場で使用

※このほか、デジタルな形態を含む教科書への著作物の掲載に係る補償金の算出方法について、文化審議会に諮問の上、定める予定。

２．デジタル部分の検定の在り方の検討等について

○教科書検定の改善に関する検討課題（令和8年4月14日令和8年度教科用図書検定調査審議会総会・総括部会合同会議　資料４）（抄）

（１）デジタルな形態を含む新たな教科書に対応した検定審査について（抄）

＜検討課題＞

① 文字や図画以外のデジタルコンテンツの審査方法

○　制度改正が実現した場合、教科書の内容として、文字や図画以外にも動画や音声などの様々なデジタルコンテンツが含まれる得ることとなる。そのような場合に、**主たる教材である教科書として適切なデジタルコンテンツの内容や、ふさわしい掲載の在り方**についてどのように考えるか。

○　一般に、図鑑やドリル、ゲーム等の多様なデジタルコンテンツがある中、審議まとめにおいては、当該教科書以外の外部サイトへのリンクについて「教科書の一部として位置付けられるものに限定して認めるべき」とされていること、また、次期学習指導要領の検討においては教科書の重点化・分量の精選等により「余白」を生み出していくべきとの方向が示されていることも踏まえた上で、主たる教材である**教科書に掲載することが認められる範囲、また認めるべきではない内容について、整理が必要**ではないか

② デジタルの「機能」の審査方法

○　検定審査は教科書の「内容」を審査するものであることから、記載された内容の正確性等の審査は、デジタルコンテンツそのものの審査において行うこととし、当該**デジタルコンテンツに付随する上記のような再生機能や動作機能についてはデジタルの「機能」として整理し、教科書発行者において適切に作動することを確認すべきものとする**ことが考えられるのではないか。

③動画・音声の「内容」に係る審査方法

○　（略）動画固有の審査の観点として、以下の論点について検討することが必要ではないか。

（ア）・（イ）　（略）

（ウ）　教科書に掲載される**動画総量**についてどのように考えるか。次期学習指導要領の検討内容や現行の紙の教科書の二次元コード先に掲載されている**教材としての動画の実態、学校種、教科・科目の特性等の観点から検討が必要**ではないか。

（エ）　（略）

3．デジタル部分の標準仕様について

デジタル形態を含む教科書の標準仕様等に関する調査事業

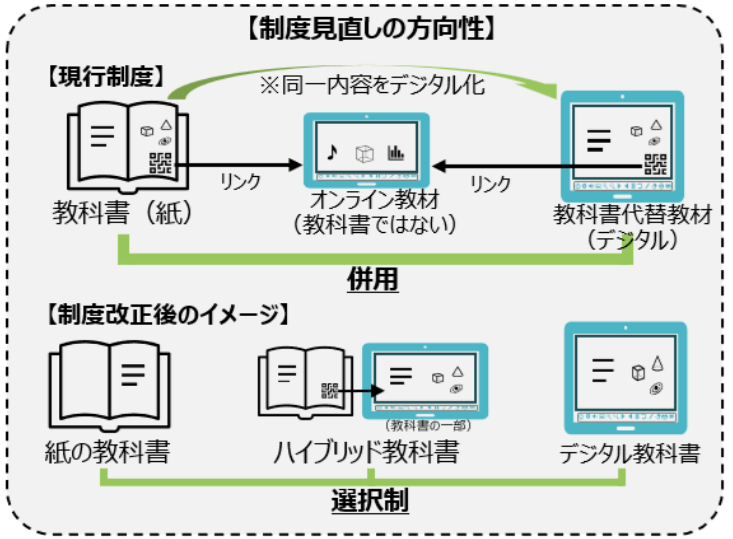
令和7年度補正予算額　2億円

文部科学省

現状・課題

・ 教科書の形態としてデジタルも認めるべきとした中教審WGの審議まとめを踏まえ、**デジタルな形態も含む教科書が標準的に実装すべき機能（標準仕様）等について検討**する必要がある。

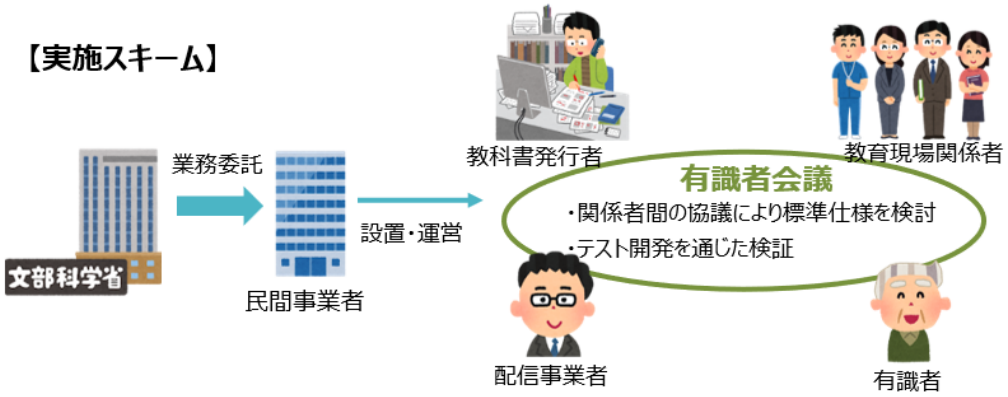
・ デジタルな形態を含む教科書は、所要の制度改正を前提として令和12（2030）年度の導入が見込まれるところ、**令和８年度の早期から教科書発行者が著作・編集の企画に取り組めるよう、できるだけ早期に環境整備を行う必要がある。**



事業内容

本事業で**新たに設置する検討会議**において、**教科書発行者、配信事業者、教育現場関係者及び有識者等の間の検討・協議**を行うことで、デジタルな形態も含む教科書の**標準仕様を定める**とともに、実際の**テスト開発を通じた検証**を行う。

【実施スキーム】



標準仕様として検討する機能（イメージ）

- **アクセシビリティ確保のための機能**
  ルビ、色反転、音声読上げ、ナビメニューのUI標準化等
- **コンテンツの表示、操作等に関する機能**
  画像サイズ最適化、動的表示、動画再生、グラフ・図形の操作等
- **ユーザー管理に関する機能**
  アカウント管理、ライセンス管理、SSO認証等
- **通信障害発生時やライセンス期間終了後の閲覧のための機能**
  印刷、ダウンロード等
- **コンテンツの拡散防止のための機能**
  電子透かしによる利用者情報の付与等　**等**

成果

デジタルな形態を含む教科書が必要な機能を含むかたちで発行されることにより、**個別最適で協働的な学びが広く実施**され、予測困難な時代における**「生きる力」の育成に資する**こととなる。

（担当：初等中等教育局教科書課）

4．効果・影響等の実証研究について

学習者用デジタル教科書の導入

令和8年度予算額	17億円
（前年度予算額	17億円）
令和7年度補正予算額	2億円

文部科学省

背景・課題

・デジタル教科書（注１）については、令和６年度から、小学校５年生から中学校３年生を対象として「英語」、その次に現場のニーズが高い「算数・数学」を段階的に導入。（注１）紙の教科書の内容をそのままPC・タブレット等で表示する「教科書代替教材」を指す。
・一方で、デジタル教科書を実践的に活用している教師の割合は、増加傾向ではあるが、令和６年度時点では約６割という状況。
・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に資するデジタル教科書のより一層の効果的な活用について、研究・発信を行うことで、デジタル教科書の導入効果を最大限に発揮し、児童生徒の学びの充実を図ることが重要。

デジタル教科書の効果的な活用を促進することにより
児童生徒の学びの充実や障害等による学習上の困難の低減を実現

事業内容

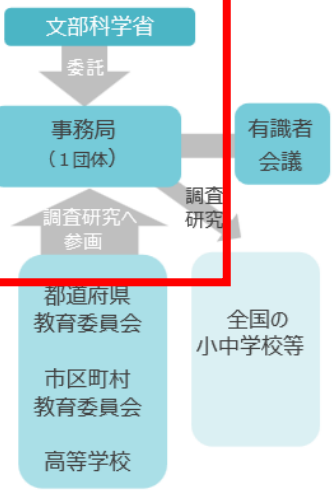
①学習者用デジタル教科書購入費
1,529百万円（1,545百万円）

・全ての小・中学校等（特別支援学校小学部・中学部及び特別支援学級を含む。以下同様）を対象として、英語のデジタル教科書を提供する。
・一部の小・中学校等の小学校５年生～中学校３年生を対象に算数・数学のデジタル教科書を提供す

対象校種・学年	国・公・私立の小学校５・６年生、中学校全学年（特別支援学校小学部・中学部及び特別支援学級も同様に対応）

②学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業
168百万円（127百万円）

・デジタル教科書の全国的な活用状況や効果的な活用方法に関する調査研究を実施する。※高等学校での授業実践等のモデル創出メニューを新たに追加。【拡充】
・都道府県・市区町村教育委員会における、効果的な活用を展開するための研修モデルについて調査研究を実施する。



（注２）

③デジタル形態を含む教科書の標準仕様等に関する調査事業
189百万円（新規）【令和７年度補正予算】

・教科書の形態としてデジタルも認めるべきとした中教審WGの審議まとめを踏まえ、新たに設置する検討会議において、教科書発行者、配信事業者、教育現場関係者及び有識者等の間の検討・協議を行うことで、デジタルな形態も含む教科書の標準仕様を定めるとともに、実際のテスト開発を通じた検証を行う。

（注２）中教審の審議まとめを踏まえ、教科書の形態としてデジタルも取り入れることを可能とした場合の、新たな教科書を指す。

（担当：初等中等教育局教科書課）

当面の主な審議事項＆スケジュール（案）

令和８年６月１８日
デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議（第２回）
資料 3

第１回　４月10日（金）14:00~16:00

第２回　６月18日（木）10:00～12:00

第３回　７月16日（木）15:00~17:00

（主な議題）

・紙・デジタルがそれぞれ効果的な学習場面
委員等からヒアリング（続）

・健康への影響

第４回　８月３日（月）10:00~12:00

（主な議題）

・児童生徒の発達段階
・健康への影響
・諸外国の動向
・書く力

第５回　８月18日（火）10:00~12:00

（主な議題）

・採択、発行等の在り方
・情報活用能力

第６回　９月中旬

（主な議題）

・次期指導要領下における教科書の在り方

⋮

その後も議論を進め、秋頃までに議論を取りまとめ。

令　和　8　年　6　月　1　8　日
デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議（第 2 回）
資　　料　　4

紙・デジタルがそれぞれ効果的な活用場面（現行ガイドライン、実践事例集に基づく御報告）

令和８年６月18日（木）
文部科学省初等中等教育局教科書課

１．中教審デジタル教科書推進WG中間まとめに関する関係団体からの御意見【教科・学習場面関係】

1．中教審WG中間まとめに関する関係団体からの御意見【教科・学習場面関係①】

※**青字＝デジタルの活用**、**オレンジ＝紙の活用**

英語の音声読み上げ機能や、**算数・数学のシミュレーション機能**、国語の書き込み機能など、**デジタルの強み**は確実に学びの質を向上させると考える。しかし、深い学びを実現するための手法して、教科書、地図帳、資料集、ノート等を相互参照しながら、思考を深めていく取り組みが行われている現状もある。	全日本中学校長会
・**数学・理科など視覚的な理解が求められる教科**では、**デジタルの動的な特性が有効**。理科では、事前に生徒が実験結果を動画等で見てしまうことで、実際の実験での感動や驚きが得られなくなってしまうという声もある。 ・**実技教科**においては、**実践的な活動とデジタル教材の補助的な役割を両立させる**べきである。 ・**英語**では、**デジタルの有効性が高い**。英語では、人と人との対話が大切。相手意識をもたせる為にも対話の場面を大切にしたいという意見もある。	
例えば、**国語の物語文を読み込む学習**では、確かにデジタル教科書も書き込み・削除等ができやすいメリットがあるが指の操作、タッチペンの使った感覚などに一定の手間や難しさがある。**長文の物語になると、全体を俯瞰して読みとったり、部分と部分を比較したりする際は紙媒体の方が使いやすいという意見も多い**。少しの手間なら慣れればいいと考えがちだが、慣れるまで厄介だと感じれば俯瞰したり部分の比較をしたりすることすらやらず学びが深まらない。発達段階やデジタルの慣れ（子どもも教師も）の実態によっては紙媒体の教科書の方が適しているという意見もある。 一方、**算数の図形の学習**では、**特に中学年以降の図形やグラフを動かして試行錯誤しながら考えることができ**、デジタル教科書のメリットを感じる。	全国国立大学附属学校連盟

1．中教審WG中間まとめに関する関係団体からの御意見【教科・学習場面関係②】

※**青字＝デジタルの活用**、**オレンジ＝紙の活用**

デジタル教科書を使用することで、**教員と児童とで題材の目当ての共有をしやすい**こと、**材料や用具の使い方を何度でも確認できることが利点**としてあげられる。	日本私立小学校連合会
読み物そのものを愉しんだり味わったりすることは紙媒体を今後も大事にし、**「書く」「話す・聞く」分野においてはデジタルを大いに活用**したい。但し、「書く」ことはタイピングすることとイコールではないこと、思考の分野でのみデジタル活用、**実際に書く作業においては小学生のうちは鉛筆を使用して手を動かすことで鍛えられる分野があり**、それを守るのは国語科の使命なのではないか。	
教科によって向き不向きがあるのではなく、各教科の学習内容により、紙・デジタルそれぞれの適した面があると考える。 例えば**英語**では、**音声機能を活用したリスニング・スピーキングなど、デジタルの利点を生かせる内容が多い**と考えられるが、一方で**紙にも豊富な情報を俯瞰して目的・場所・状況を把握しやすいという利点**がある。 **算数・数学**では、**グラフや図形の動きを視覚的に捉えられる点などでデジタルに利点がある**が、**作図は実際にやってみることで理解促進が期待**できる。 総じて各教科とも、**聴覚的理解・空間的理解に効果のある内容にはデジタルが適して**おり、**別の単元のものと見比べたり、実際に手を動かして作業等を行ったりする内容には紙が適して**いると考えられる。	全国都道府県教育委員会連合会

1．中教審WG中間まとめに関する関係団体からの御意見【教科・学習場面関係③】

※青字＝デジタルの活用、オレンジ＝紙の活用

国語の長文教材や音読については、紙媒体の方が適している。	全国市町村教育委員会連合会
英語や数学、理科、社会、音楽などでデジタルの利点が活かされる。英語では各人のペースでネイティブの発音に触れることができる。	
学習支援ツール等の活用も進む中、端末画面上で複数ツールを表示することの弊害も懸念されるため、教科特性や発達段階に応じて柔軟に導入を選択できることが必要。	指定都市教育委員会協議会
紙の教科書は、紙面を広げ全体の様子を確認する場面や、複数ページを見比べて考えたり、既習事項を確認したりする場面に適している。デジタル教科書は、音声読み上げ機能を用いた言語活動や、シミュレーション機能等を活用した操作活動、動画やコンテンツを用いた創作活動などにおいて、大きなメリットがある。	中核市教育長会
英語や数学では、ヒアリング、黒板で描くことが難しい立体などを聴覚的・視覚的に学びやすい。また、建物、作品、絵画、実験動画などもリアルに手間なく提示できるので、それらを活用できる教科に向いている	一般社団法人全国高等学校PTA連合会
デジタル教科書を活用することで一方向からの授業から双方向の学び合いや、映像の活用、立体の空間的把握などの視覚的学習、ヒアリングなど聴覚的学習が期待される。	

１．中教審WG中間まとめに関する関係団体からの御意見【教科・学習場面関係④】

※**青字＝デジタルの活用**、**オレンジ＝紙の活用**

当協会が全国の約１２００校の小中学校を対象に実施した調査では、リアル教材とデジタル教材を組み合わせた４００を超える活用事例が報告されています。例えば、 ・**算数/数学**：デジタル教科書で**立体図形の展開をシミュレーション**した後、実際に立体模型を手に取って確認することで学習の定着を図る。 ・社会：タブレット上の地図データを活用し、その後、実際の地球儀で位置関係を確認し、感覚的な理解を深める。 ・**理科**：デジタル教材で**実験器具の扱い方を学び**、実際の実験器具を使って安全に実験を行う。等 また、紙の教科書とデジタル教科書の組み合わせも、教科ごとの最適な学習環境を実現する上で重要だと考えます。例えば、 ・**紙の教科書は一覧性や俯瞰性があり**、デジタルとは違った利点がある。 ・デジタルを主として使用する場合でも必要に応じて教科書の一部を印刷して活用する。	一般社団法人日本教材備品協会
当協会の調査結果からも教材における多くの事例があり、デジタル活用が特に有効と考えられる教科として以下が挙げられる。 ・**算数/数学**：**図形や立体の展開・動的変化の可視化（シミュレーション機能）**等 ・**理科**：**天体の動き**や**生物の成長過程のシミュレーション**、**実験記録のデジタル保存・分析**、**実験器具の使用方法の学習**等 ・**外国語**：**読み上げ機能や動画を活用したリスニング・スピーキングの練習** ・社会：デジタル地図データの活用、歴史上の人物に関する動画コンテンツの活用等 **特に、算数/数学・理科・外国語は、デジタルの特性を活かした学習が可能**であり、デジタル教科書の活用による大きな効果が期待できる。	

２．「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」における各教科の活用例

「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」において示している各教科等での活用例

教科など	活用例（概要）　※具体例は次ページ以降
国語	Ⅰ．文章の構造と内容を把握する学習 Ⅱ．言葉の響きやリズムに親しむ学習 Ⅲ．表現を工夫して話したり，進め方を検討しながら話し合ったりする学習
社会	Ⅰ．教科書の挿絵や写真から調べて考える学習 Ⅱ．実社会の実例や実際の人々の話を基に考える学習 Ⅲ．資料を重ね合わせて考える学習
算数	Ⅰ．データの活用の学習 Ⅱ．図形の学習 Ⅲ．数と計算の学習
理科	Ⅰ．観察や実験の理解を深める学習 Ⅱ．実験結果を予想する学習 Ⅲ．実験器具の操作の習熟を図る学習
外国語	Ⅰ．英語を読む学習（音読） Ⅱ．文章を書く学習 Ⅲ．英語を話す活動
特別な配慮を必要とする児童生徒等	Ⅰ．見ることに困難のある児童生徒等 Ⅱ．体を動かすことに困難のある児童生徒等 Ⅲ．文字を音に変換することなどへの困難のある児童生徒等

「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」において示している各教科等での具体的な活用例

国語

Ⅰ．文章の構造と内容を把握する学習

○　**説明的な文章において、段落相互の関係に着目しながら、考えとそれを支える理由や事例との関係について捉える**際に、学習者用デジタル教科書を使用して、ペンやマーカーで書き込むことにより、**「考え」と「理由や事例」をマーカーで色分けしたり、文章の構成や段落相互の関係についてキーワードを書き込んだりして試行錯誤する。**

○　また，教科書の文章や図表等を抜き出して活用するツールと学習者用デジタル教科書とを組み合わせて使用し、**段落の構成を確認したり、文章全体における段落の役割をキーワード等で整理したりすることにより、自分が捉えた文章の構成や内容を可視化して確認し、相手に説明する材料を作成する。**その上で、グループで**互いに自分の考えを説明したり意見を述べたりする。**

Ⅱ．言葉の響きやリズムに親しむ学習

○　**古文や漢文などの文章を音読する**際に、**学習者用デジタル教科書と音読音声**（学習者用デジタル教材）**を組み合わせて使用する**ことにより、教科書の本文に同期させつつ音声を再生し、**言葉の響きやリズムに親しむことができるようにする。**

Ⅲ．表現を工夫して話したり，進め方を検討しながら話し合ったりする学習

○　**スピーチの学習において、話の中心や話す場面を意識して、言葉の抑揚や強弱、間の取り方などを工夫して話す際のこつを知りたいときに、模範となるスピーチの実演を行う動画等**（学習者用デジタル教材）**を学習者用デジタル教科書と組み合わせて使用**し、動画等を視聴する観点を決めて優れたスピーチの実演を確認することで、**自分がスピーチをする際に工夫すべきポイントをつかむ。**

○　**話合いの学習において、目的や進め方を確認し、司会などの役割を果たしながら話し合い、互いの意見の共通点や相違点に着目して、考えをまとめる際のこつを知りたいときに、模範となる話合いの実演を行う動画等**（学習者用デジタル教材）**を学習者用デジタル教科書と組み合わせて使用**し、実際の話合いの様子を知ることで、**司会の進め方のポイントや、話合いで考えをまとめていくための具体的な方法を学習する。**

「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」において示している各教科等での具体的な活用例

社会

Ⅰ．教科書の挿絵や写真から調べて考える学習

○　**製造の工程、工場相互の協力関係、優れた技術などに着目して、工業生産に関わる人々の工夫や努力を捉え、その働きを考える際に**、学習者用デジタル教科書を学習者用コンピュータで使用することで、**教科書にある写真や地図を拡大して調べ**、「何を作っているのか」、「どうやって作っているのか」、「そこにはどんな人が関わっているのか」などと問いを設けて、工業生産に関わる人々の工夫や努力と国民生活の向上とを関連付けて考えられるようにする。

○　**狩猟・採集や農耕の生活をしていた頃の衣食住の様子、それらを支える仕事の様子や種類に着目して、遺跡や遺物などを調べて、当時の生活や社会の様子を考える**際に、学習者用デジタル教科書を学習者用コンピュータで使用することで、**教科書にある当時の生活の様子や仕事の様子などが描かれた挿絵を拡大して、様々な角度から調べる**ことができる。細かなところを拡大することで、「どんな家に住んでいるのか」、「どんな道具を使っているのか」など調べたことと、遺跡や遺物などを調べたこととを関連付けて、例えば「狩猟・採集の生活をしていた頃と農耕の生活をしていた頃では生活や社会の様子にどんな違いがあるのだろうか」などと問いを設けて、当時の人々の生活や社会の様子を考えられるようにする。

Ⅱ．実社会の実例や実際の人々の話を基に考える学習

○　**過去に発生した地域の自然災害、関係機関の協力などに着目して、災害から人々を守る活動を捉え、その働きを考える**際に、**教科書で紹介されている地域の関係機関や人々の取組を説明する動画等**（学習者用デジタル教材）**を学習者用デジタル教科書と組み合わせて使用する**ことで、「県では、どのような取組をしているのだろうか」、「地域の自主防災隊は，どのような活動をしているのだろうか」、「どんな工夫や努力で災害に対処しようとしてきたのか」などと問いを設け、自然災害の種類や場所，時期，様々な機関が協力して被害を減らすようにしていることなどについて調べ、被害状況と人々を守る活動とを関連付けてその活動の働きを考えられるようにする。

○　**生産の工程、人々の協力関係、技術の向上、輸送、価格や費用などに着目して、食糧生産に関わる人々の工夫や努力を捉え、その働きを考える**際に、**教科書で紹介されている農業や水産物における食糧生産に携わる人々の話についての動画等**（学習者用デジタル教材）**を学習者用デジタル教科書と組み合わせて使用する**ことで、「どのような工程で生産されているのか」、「なぜこのような生産の工程を取り入れているのか」、「どのように運ばれて消費者のもとに届くのか」などと問いを設け、食糧生産に関わる人々の工夫や努力とその土地の自然条件や需要とを関連付けて考えられるようにする。

「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」において示している各教科等での具体的な活用例

社会

Ⅲ．資料を重ね合わせて考える学習

○　**災害の種類や発生の位置や時期、防災対策などに着目して、国土の自然災害の状況を捉え、自然条件との関連を考える**際に、**学習者用デジタル教科書の地図や写真資料等に関連付けて、大型提示装置に学習者用デジタル教科書と地図ソフトや災害の様子の写真などの資料を一緒に提示**することで、「我が国で発生する自然災害は，国土の地形とどのような関係があるのだろうか」、「自然災害による被害をどのように減らす対策をとっているのだろう」などと問いを設けて、我が国で発生する様々な自然災害と国土の自然条件とを関連付けて、自然災害が発生する理由や国や県などの防災・減災に向けた対策や事業の役割について考えられるようにする。

○　**古墳の大きさや高さ、広がりなどに着目して、身近な地域や国土に残る古墳について調べ、豪族や大和朝廷（大和政権）の力を想像して当時の社会の様子を考える**際に、**学習者用デジタル教科書の写真資料等に関連付けて、大型提示装置に学習者用デジタル教科書と地図ソフトや、地域の様子の写真などの資料を一緒に提示する**ことで、「なぜこんなに大きな古墳を作ることができたのか」、「日本全国にどのように広がっていったのか」などと問いを設け、古墳の大きさと校区の大きさを比べたり、古墳の分布と日本地図を重ねたりして調べ、大和朝廷がどのように力を伸ばし国を治めたか考えられるようにする。

「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」において示している各教科等での具体的な活用例

算数・数学

Ⅰ．データの活用の学習

○　**データ活用の学習において、円グラフや帯グラフをよむ技能を身に付けさせる**際に、学習者用デジタル教科書を学習者用コンピュータで使用し、**教科書のグラフを拡大して表示（ポップアップ）**することで、グラフの目盛りを読みやすくする。

○　**平均の意味を学習する**際に、学習者用デジタル教科書を学習者用コンピュータで使用し、**測定値のグラフに書き込みを繰り返し行い試行錯誤する**ことで、値の多いところから少ないところへ移動しならすという方法と平均の意味を関連させて理解させる。

Ⅱ．図形の学習

○　**コンパスで円を作図する技能を習得する**際に、**作図方法を解説した動画等**（学習者用デジタル教材）**を学習者用デジタル教科書と組み合わせて使用**し、**理解できない部分を個別に繰り返し確認しながら作図する**ことにより、児童一人一人がコンパスの適切な使い方や円の作図方法を確実に習得する。

○　**円の面積を学習する**際に、**円を中心から等分して並べ替え、平行四辺形に近い形を作って円の面積を求める方法を理解する**ために、児童が紙の工作で等分を細かくすることには一定の限界があるため、**等分を細かくしていくアニメーション等**（学習者用デジタル教材）**を学習者用デジタル教科書と組み合わせて使用**することで、紙面で捉えにくい内容の理解を深める。

Ⅲ．数と計算の学習

○　**計算技能を習得する**際に、**補充問題や発展問題等**（学習者用デジタル教材）**を学習者用デジタル教科書と組み合わせて使用**することで、**個々の児童生徒が習熟の程度に応じて自分に適した練習問題に取り組む**。その際、**学習者用デジタル教材において自動採点を活用**することで、教師の負担を軽減し、より多くの時間を机間指導等に費やす。

○　また、教師は、児童生徒の取組状況についてネットワーク環境を通して随時把握し、適切に指導助言を行う。**学習者用デジタル教材等において児童生徒の学習履歴を記録**することで、**児童が自らの計算等技能の習得について振り返り、意欲的に学習に取り組む**とともに、**教師は児童の習熟の程度を把握する**。

「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」において示している各教科等での具体的な活用例

理　科

Ⅰ．観察や実験の理解を深める学習

○　**月の形の見え方について学習する際に，月の形の見え方と太陽との位置関係を示すアニメーション等**（学習者用デジタル教材）**を学習者用デジタル教科書と組み合わせて使用**することで，**紙面や実験で捉えにくい内容の理解を深める**。自分が行った観察結果や，実験の結果，観察ができない時間帯等について結び付けて児童が考えることにより，**根拠のある予想や仮説を発想したり，より妥当な考えをつくりだしたりする力や主体的に問題解決しようとする態度を育成する**。

○　**昆虫や植物の成長過程について学習する際に，チョウが羽化する様子や種子から発芽する様子等，観察することが難しい動画等**（学習者用デジタル教材）**を学習者用デジタル教科書と組み合わせて使用**することで，児童が自分で行った観察と，観察ができなかった成長の変化を結び付けて考えることにより，**昆虫や植物の成長のきまりについての理解を図るとともに，生物を愛護する態度を育成する**。

Ⅱ．実験結果を予想する学習

○　**金属，水，空気を熱したときの熱の伝わり方について予想する**際に，学習者用デジタル教科書上にある図に，**児童が熱の伝わり方の予想を矢印等で書き込むことにより，考えの可視化を図る**とともに，**大型提示装置に児童の学習者用デジタル教科書の画面を提示して発表**したり，**複数の児童の考えを提示し比較しながら話し合ったりする**ことにより，根拠のある予想や仮説を発想する力を育成する。

Ⅲ．実験器具の操作の習熟を図る学習

○　**顕微鏡や気体検知管などの実験器具の操作や扱う際の留意点，記録の取り方等について学習する**際に，**実験機器の扱い方を解説する動画等**（学習者用デジタル教材）**を学習者用デジタル教科書と組み合わせて使用**することで，**器具の操作が不明確な点を個別に繰り返し確認**したり，他の児童が器具を扱っている時間を動画での確認に当てたりすることにより，**児童一人一人が実験器具の適切な操作や安全な扱い方等を確実に身に付ける**。

「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」において示している各教科等での具体的な活用例

英　語

Ⅰ．英語を読む学習（音読）

○　**音読練習において，**教師による発音練習の後に，**学習者用デジタル教科書とネイティブ・スピーカー等が話す音声**（学習者用デジタル教材）**を組み合わせて使用**することにより，**音声を聞きながら本文を黙読**したり，**少し遅れて音読（シャドウイング）**したりすることで，正確な音声に何回も触れる。また，**個々の児童が自分のペースで音声を止めたり，同じ箇所を繰り返し聞いたりする**ことにより，音のつながりなどに留意しながら練習する。

Ⅱ．文章を書く学習

○　学校や家庭において，**学習者用デジタル教科書とネイティブ・スピーカー等が話す音声**（学習者用デジタル教材）**を組み合わせて使用**することにより，**教科書本文の音声を１文ずつ止めながら書き取る**ことによって，「書く」という個人差の大きな活動において，個々の生徒のペースにあわせて基本的な学習が行える。

○　このような学習を家庭において行うことにより，**「書く」という比較的時間のかかる活動を家庭でも行うことができ，学校の授業の補強的な役割を担う**ことができる。

Ⅲ．英語を話す活動

○　**教科書本文に付随した挿絵を順番に画面に流しながら，本文を言うリテリング活動を行う**。本文を見ずに，絵をヒントにしながら英語を言うことになるので，話すことの基礎的な練習となる。

○　学校の授業において，十分な音読活動を行った後，教科書本文に関連した挿絵を見ながら，本文を見ずに英語を話す活動を行うリテリングの練習を行う，その後，家庭において同様の挿絵の映像を見ながら授業と同様の活動を復習として行う。

「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」において示している各教科等での具体的な活用例

特別な配慮を必要とする児童生徒等

Ⅰ．見ることに困難のある児童生徒等

○　視知覚に課題のある児童生徒は，拡大教科書を利用することが可能であるが，図表の文字サイズは本文ほど大きくないことから，ルーペ等の視覚補助具を併用しなければならない場合もあり，操作等に時間がかかるという課題があった。学習者用デジタル教科書を学習者用コンピュータで使用することで，**紙面を各児童生徒の必要な大きさになるまで連続的に拡大することが可能である**ため，**本文のみならず，図表にも自由にアクセスできるようになる**。

○　教科書の紙面には，欄外に配置してある説明，公式の下に配置されている設問など，レイアウトそのものにも意義がある。そのため，学習者用デジタル教科書を学習者用コンピュータで使用することで，検定教科書のレイアウトを保持したまま紙面を拡大することで，授業の中で，**教員から出される「脚注を見て！」等の指示があった際にも，迅速に対応が可能となる**。また，**児童生徒がどこを読んでいるかなど，教師が学習状況を把握しやすくなる**。

○　国語科や社会科などで長い本文を読む場合には，学習者用デジタル教科書を学習者用コンピュータで使用することで，**リフロー機能で途切れることなく本文を読み進めることや，フォント，文字サイズ，配色，行間隔，文字間隔，自由に変更できることで，予習・復習や授業中に全員で朗読をするような学習にも参加することが可能となる**。

○　障害のある児童生徒の中には，紙面がまぶしかったり，不快に感じたりすることがある。そのため，**白黒反転や紙の色を変更できる配色変更機能はよく利用されている**。

Ⅱ．体を動かすことに困難のある児童生徒等

○　視覚障害や肢体不自由のある児童生徒は，**紙媒体の教科書に書き込みをしたり，マーカーを引いたりすることが困難**な場合がある。視覚障害のある児童生徒にとっては，書き込んだり，マークをする場所を見つけることが困難だったり，自分に見える大きさやコントラストで書き込みやマークをすると，本文の文字が見えなくなってしまうという課題がある。また，肢体不自由のある児童生徒の場合，ペンで文字を書いたり，線を引いたりするという操作が困難であるという課題がある。学習者用デジタル教科書を学習者用コンピュータで使用することで，**紙面を拡大してから文字を書き込んだり，マークをしたりすることが可能となり，また，書き込んだ文字等を修正することも可能となる**。

「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」において示している各教科等での具体的な活用例

特別な配慮を必要とする児童生徒等

Ⅲ．文字を音に変換することなどへの困難のある児童生徒等

○　障害のある児童生徒の中には，**紙媒体の文字へのアクセスが困難なケース**が少なくない。学習者用デジタル教科書を学習者用コンピュータで使用することで，紙面を機械音声で読み上げることが可能になれば，**文字情報へのアクセスが容易になる**と考えられる。また，眼球運動の制御が難しい場合には，読んでいる場所をわかりやすくするための**ハイライト機能が効果的だと報告されている**。さらに，肢体不自由で上肢障害がある場合には，読み上げの際，ページ送りが自動的に行われる機能も有効である。

○　**ディスレクシア**等が理由で漢字等を読むことが困難だった児童生徒にとって，**紙面を機械音声で読み上げる機能は学習上，重要な役割を果たしている**。

○　従来のCD等を使う方法の場合，自分では操作することが困難な場合があった。**簡単な操作で紙面を機械音声で読み上げることが可能になれば，教師等の援助を受けることなく，自分で操作でき，学習に集中できるため効果的**だと報告されている。

○　障害のある児童生徒の中には，紙媒体の教科書で指定されたページを開くことに困難がある者がいる。そのような場合，**指定したページにジャンプするという機能が一斉学習では特に有用だという報告がある**。

○　障害のある児童生徒の中には，複数のページを行き来することは困難がある者がいる。そのような場合，**指定したページをブックマークし，簡単に行き来することができる機能は，効率的に学習を進める上で有用だという報告がある**。

○　障害のある児童生徒の中には，教科書を整理したり，必要な教科書を探したりすることに困難を感じる者がいる。学習者用コンピュータの中で**学習者用デジタル教科書を見やすく，かつ，わかりやすく整理できる機能があれば，迅速に当該教科書を探すことが出来るようになる**。

３．「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」の実践事例集における活用事例

実践事例集におけるデジタル・紙の活用事例（教科別・学年別）

国語

学年	活用事例
小５	・**伝記を読む個別学習の場面**で、書き込み機能を活用し、「出来事」「登場人物の行動」「登場人物の思いや考え」ごとに色分けして線を引き、視覚的にも分かりやすくなることで、本文の内容や文章の構成の把握が容易に行えるようになる。（令和３年度）
中２	・**古文で扱う文章の時代背景を理解させる導入場面**で、デジタル教科書と連携した動画教材を見せることで、時代的・文化的背景について具体的なイメージをもって理解させ、古典への親しみを喚起できる。（平成30年度） ・**古文の音読の場面**で、朗読ツールを活用しながら行うことで、古典特有のリズムを一層味わうことができる。（平成30年度）
中２	・**説明文について筆者の主張を考える場面**で、書き込み機能や抜き出しツールを活用することで、筆者の主張やそれを裏付ける箇所を色分けして文章構成の整理を容易に行うことが可能となり、修正も繰り返しできるため、自分の考えについて試行錯誤を円滑に行うことが可能になる。 　また、書き込んだ内容をタブレット画面で相手に見せたり、学習支援ソフトを活用したりすることで、友達と容易に考えを共有でき、他者の意見を踏まえた深い考察ができる。（令和３年度） **（使い分け）** 思考を深める段階や対話や発表の際にタブレットを活用し、最終的な考えをまとめる際に紙のノートを用いることで、それぞれの利点を活用できる。

実践事例集におけるデジタル・紙の活用事例（教科別・学年別）

社会

学年	活用事例
小５	・**自動車の製造工程を理解する個別学習の場面**で、各工程の写真を拡大して細部まで確認することがで、児童の気づきや疑問を引き出しやすくなる。（令和３年度） 　また、**グループ学習や一斉学習の場面**で、書き込み機能で学習支援ソフトにより考えた内容を共有することで、他者の考えとの比較を容易にすることができる。（令和３年度） **（使い分け）** タブレットは、気づきや疑問が生じた際に、該当部分に直接、その場で記録するのに活用し、紙のノートは、それらの記録等を用いて、詳細に考えをまとめる際に活用することで、それぞれの利点を活用できる。
小６	・**歴史の導入の場面**で、デジタル教科書内の図表等を大型提示装置で提示することで、児童の興味・関心を喚起することができる。 　また、デジタル教科書と連携したデジタル教材で、関連資料を細部まで確認できるため、歴史上の事象に関する気づきや疑問が生じやすくなる。（平成30年度）

実践事例集におけるデジタル・紙の活用事例（教科別・学年別）

算数・数学

学年	活用事例
小５	・**図形の面積の求め方を考える場面**で、図形の切り貼りができるコンテンツを活用することで、図形を動かしたり書き込んだりしながら何度も試行錯誤を繰り返して自分の考えを深めることができる。（令和３・４年度） **（使い分け）** スクリーンショットやノートを活用して自分の考えを記録することにより、後から学習を振り返ることができる。
小５ ・ 小６	・**比を使って辺の長さを考える場面**で、ワークシート上で、①教科書紙面に掲載の「問題」と、②解決の糸口となる「既習事項」（比の性質など）を提示することで、授業準備の時間やノートに転記する時間を短縮し、思考の時間を確保できる。 　また、各児童が自身の考えをまとめたワークシートを学習支援ソフトを用いて共有し、他の児童のワークシートから気付きを得ることもできる。（令和５年度） **（使い分け）** 紙のノートの方が思考しやすい児童には、ノートを写真に撮ってアップロードする方法も選択できるようにしている。
小６	・**家庭学習における既習事項の振返りの場面**で、デジタル教科書への書込みやスクリーンショットを活用して、前時に学んだ内容をスライドに整理することができる。（令和６年度） ・**比例と反比例の単元で、同一図表中の２本の棒グラフを読み取る場面**で、シミュレーション機能を使って図表を操作したり、拡大機能・書込み機能を使って図表に考えを記入するなどの試行錯誤を通じて、視覚的に解決の見通しをつかむことができる。（令和６年度） **（使い分け）** グラフを読み取るための試行錯誤の様子は児童それぞれであり、紙の教科書に式を書き込み、写真に撮ってコラボレーションツールにアップする児童もいた。

実践事例集におけるデジタルと紙の活用事例（教科別・学年別）

算数・数学

学年	活用事例
小６	・**多角形（４～７角形）の内角の和の求め方を考える場面**で、シミュレーション機能を活用して図形の変形・複製・反転などを行い、試行錯誤しながら考えることができる。（令和５年度） **（使い分け）** ①大型提示装置に課題を投影しつつ、課題解決に必要な既習事項を黒板に板書する、②学習支援ソフトを活用して大型提示装置に各児童の解法を投影しつつ、各児童の解法のポイントを黒板に板書して後から参照できるようにするなど、デジタル・アナログのそれぞれの特性を活かした使い分けが可能。
中１	・平面図形の単元で、**２つの合同な図形の関係を「移動」の観点から捉える学習場面**で、シミュレーション機能を活用して図形を動かすことで、試行錯誤を通じて平行移動・回転移動・対称移動をそれぞれを深く理解することが可能となる。（令和３年度） **（使い分け）** 正確な作図を行う場合は、紙とコンパスの組合せの方が適している、との見方もある。 ・**９つの立体図形の分類を考える場面**で、拡大機能で画像を拡大したり、シミュレーション機能で図形を回転させたりすることで、立体図形の特徴を見出しやすくなる。（令和４年度） ・**円錐・四角錐の体積の求め方を考える学習場面**で、動画教材を視聴して学習のポイントを視覚的に捉えさせ、課題解決に向けた見通しを持つことができる。（令和５年度）
中２	・**前時の振り返りや理解度の確認を行う場面**で、デジタル教科書と連携したドリルやアニメーションを活用することで、生徒の習熟度に応じて既習事項を復習したり、関数のような抽象的な概念を直感的に理解することができる。（平成30年度）

実践事例集におけるデジタルと紙の活用事例（教科別・学年別）

理　科

学年	事例
小５	・**ふりこの運動の規則性を考察する場面**で、学習支援ソフトを用いて実験結果を実験結果を共有・比較することで、協働的な学習を容易に実施することがができる。（令和３年度）
中１	・**地震のゆれの特徴・規則性を理解する場面**で、動画やシミュレーションを個々の理解度に応じて繰り返し視聴することができるため、実際の観察や実験が難しい単元でも、より正確に内容を理解することができる。（令和３年度）

実践事例集におけるデジタルと紙の活用事例（教科別・学年別）

英　語

学年	活用事例
小５	・**会話に適切な語彙や表現を探す場面**で、ネイティブ音声を再生速度を調整しつつ分からない部分で重点的に活用することで、個々の児童の理解度に応じて語彙・表現を習得することができる。（令和３・４年度） ・**発表準備の場面**で、デジタル教科書にある挿絵等のスクリーンショットを活用することで、視覚的にも分かりやすく整理し、聞き手の興味・関心を高めることができる。また、発表に適した既習表現や語彙について、音声再生機能を活用して発音等の確認を行うことができる。（令和４年度）
小６	・**家庭学習の場面**で、表計算ソフトを用いて家庭学習の取組状況を記録・共有し、授業でも振り返る機会を設けることで、授業と家庭学習のつながりを意識できる。（令和５年度）
中１	・**生徒間で発表を行う場面**で、書込み・消去機能を用いて使いたい表現をメモで残したり、思考の履歴として残しておくこともできる。（令和３年度）
中２	・**音読練習の場面**で、本文の一部をマスクする機能を活用することで、生徒自身が定着度・理解度に合わせて学習内容を調整することができる。（令和５年度） ・**他の生徒の意見を読んで要点を捉える場面**で、書込み機能を活用することで、色を分けて線を引くなどして理解を深めることができる。（令和５年度） ・**意見文を作る活動の前に関連の本文を読む場面**で、アニメーションなどを使いながら概要を把握した上で、書込み機能を使いながら本文のキーワードや構造の理解を高めることができる。（令和５年度） ・**ディスカッション後のまとめの場面**で、学習支援ソフトを活用することで、他の生徒の意見との比較を行うことができる。（令和５年度）

英　語

学年	活用事例
中３	・**新出英単語を確認する場面**で、フラッシュカードを大型提示装置に提示し、スピーディーに切り替えることで、生徒の集中力を持続させつつ音読させることができる。（平成30年度） ・**導入の場面**で、動画教材を見せることで、生徒にとって身近でない題材（外国の事物）について具体的なイメージを持たせ、興味・関心を喚起することもできる。（平成30年度）

令　和　8　年　6　月　1　8　日
デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議（第 2 回）
資　　料　　5　　－　　1

小学校における効果的な学習

令和8年6月18日（木）

全国連合小学校長会　調査研究部長
福生市立福生第一小学校　校長　髙瀬　智子

本日の内容

1　小学校段階における児童の状況

2　紙が効果的と考えられる学習

3　デジタルが効果的と考えられる学習

1　小学校段階における児童の状況

○　小学校は、6学年あり発達段階が大きく異なる。

○　幼稚園・保育園等との接続となる入門期、中学校への接続となる高学年との発達段階の違いを考慮することが重要

1　小学校段階における児童の状況

児童の心身の発達の段階や特性

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説　総則編

＜低学年＞

幼児期の教育を通して育まれてきたことを基に、学習の質に大きく関わる語彙量を増やすことなど基礎的な知識及び技能の定着や、感性を豊かに働かせ、身近な出来事から気付きを得て考えることなど、中学年以降の学習の素地を形成していく時期である。

1　小学校段階における児童の状況

児童の心身の発達の段階や特性

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説　総則編

＜中学年＞

　生活科の学習が終わり、社会科や理科の学習が始まるなど、具体的な活動や体験を通して低学年で身に付けたことを、より各教科等の特質に応じた学びにつなげていく時期である。指導事項も次第に抽象的な内容に近づいていく段階であり、そうした内容を扱う学習に円滑に移行でき るような指導上の配慮が課題となる。

1　小学校段階における児童の状況

児童の心身の発達の段階や特性

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説　総則編

＜高学年＞

　児童の抽象的な思考力が高まる時期であり、教科等の学習内容の理解をより深め、小学校段階において育成を目指す資質・能力を育み、中学校以降の教育に確実につなげていくことが重要となる。

1　小学校段階における児童の状況

低学年

○　具体的な経験が重要

実体験　　見る、聞く、触れるなどの諸感覚を働かせて

動作化　身近な経験

＜生活科の目標＞

具体的な活動や体験を通して、身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を次の通り育成することを目指す。

１　小学校段階における児童の状況

中学年

○　引き続き体験を通して学ぶことを大切にしつつ、徐々に抽象的な思考へ

高学年

○　中学年での学びを基に、抽象的な思考へ

１　小学校段階における児童の状況

学習を行う上で、重視したいこと

以前の学習を想起する。

前に学習したことを確かめることができる。

見返すことができる。

ページをめくる動作

内容の全体の把握

書くという活動　　等

2　紙が効果的と考えられる学習

国語

文章を読み取る

音読をする

文章の構成を考える

（初め　中　終わり）

必要なことを書き込む

2　紙が効果的と考えられる学習

算数

　計算などを実際に行うには、まずは、手で書いて行うことが必要。

社会

　複数の資料を同時に見比べる。

2　紙が効果的と考えられる学習

音楽

鍵盤ハーモニカの演奏

リコーダーの演奏

等

楽譜を見て演奏を行うには、紙の楽譜が見やすい。

3　デジタルが効果的と考えられる学習

算数

図形

図形を移動させたり、反転・回転させて重ねるたりするなど動かす場合に効果的である。

図形の性質を視覚的に捉え、試行錯誤する場面に有効
（シミュレーション機能を活用）

3　デジタルが効果的と考えられる学習

算数　図形

第４学年　直線の並行や垂直の関係　　平行四辺形、ひし形、台形
立方体、直方体　　見取り図、展開図
平面図形の面積（正方形・長方形）

第５学年　図形の合同　　角柱、円柱
平面図形の面積（平行四辺形、ひし形、台形）
立方体、直方体の体積

第６学年　平面図形　縮図や拡大図　対称な図形
円の面積
立体図形　角柱・円柱の体積　　等

3　デジタルが効果的と考えられる学習

算数　データの活用

第６学年

- 代表値の意味や求め方を理解すること
- 度数分布を表す表やグラフの特徴及びそれらの用い方を理解すること
- 目的に応じてデータを集めて分類整理し、データの特徴や傾向に着目し、代表値などを用いて問題の結論ついて判断するとともに、その妥当性について批判的に考察すること

理科の学習　目標

予想・仮説

自然に親しみ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

⑴　自然の事物・現象についての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。

⑵　観察、実験などを行い、問題解決の力を養う。

⑶　自然を愛する心情や主体的に問題解決しようとする態度を養う。

3　デジタルが効果的と考えられる学習

理科

- 実際の観察が難しい
- 時間的・空間的に実物を見ることが困難な内容
- 全体の概要を観察で見ることが困難な内容
- 実験の方法

等

3　デジタルが効果的と考えられる学習

理科　第５学年　　生命・地球

流れる水の働きと土地の変化

- 流れる水には、土地を浸食したり、石や土などを運搬したり、堆積させたりする働きがあること
- 川の上流と下流によって、川原の石の大きさや形に違いがあること
- 雨の降り方によって、流れる水の速さや量は変わり、増水により土地の様子が大きく変化する場合があること

3　デジタルが効果的と考えられる学習

理科　第５学年　　生命・地球

動物の誕生

- 魚には雌雄があり、生まれた卵は日がたつにつれて中の様子が変化してかえること

（動画を見ることで、連続的に中の様子が変化していることを見ることができる）

3　デジタルが効果的と考えられる学習

理科　第６学年　　生命・地球

月と太陽

- 月の輝いている側に太陽があること。また、月の見え方には、太陽と月との位置関係によって変わること。

3　デジタルが効果的と考えられる学習

外国語　　話すこと（やり取り・発表）

互いにやり取りをしたり、発表したりする活動

自分に合った速さで聞く。

何度も繰り返して聞く。

⇒自信をもって活動を行うことができる。

3　デジタルが効果的と考えられる学習

図画工作

- 参考作品を立体的に全方向から見る。
- 道具の使い方を動画を見て理解する。
- 既習事項を動画で確認する。
- 絵画等拡大して見て、表現について知る・鑑賞する。

紙とデジタルのよさを生かして

- ○　発達段階を考慮
- ○　教科の特性
- ○　学習内容の特性

小学校における効果的な学習

令和8年6月18日（木）

全国連合小学校長会　調査研究部長
福生市立福生第一小学校　校長　髙瀬　智子

令 和 8 年 6 月 18 日 （ 木 ）
デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議（第2回）
資　　料　　6

教科書制度の将来像に関する所感
―高校教育の視点から見た紙・デジタル・ハイブリッド教科書―

全国高等学校長協会顧問
（東京都立青山高等学校　統括校長）
内田　隆志

1　はじめに

教育のデジタル化が急速に進展する中、学校教育における教材環境は大きな転換期を迎えている。1人1台端末の整備により、授業におけるデジタル教材の活用は飛躍的に拡大し、教科書の在り方そのものが問われている。中央教育審議会の議論においても、紙教科書、デジタル教科書、そして両者を組み合わせたハイブリッド教科書の三形態を視野に入れた制度設計の必要性が指摘されている。

そして、これまで紙だけが認められていた教科書にデジタルを取り入れて作成することを可能とすることにより、教科書の内容を子供たちにとって、より分かりやすく、学びやすくすることを目的として、「学校教育法等の一部を改正する法律案」が国会で審議され可決成立した。

教科書は学習指導要領に基づく「主たる教材」であり、教育の質を担保する基盤である。また、教科（科目）によって紙教科書、デジタル教科書、ハイブリッド教科書の活用の優位性や欠点は異なると考える。今回、高校教育の視点から、それぞれの特性と課題を整理し、今後の方向性を考察する。

2　教科書観の転換

これまでの授業では、教科書内容を網羅的に扱うことが多く行われてきた。しかし、資質・能力の育成を目指す現在の教育においては、教科書を「教える対象」から「学びを展開するための教材」へと改めて再確認する必要がある。すなわち、「教科書を教える授業」から「教科書は学習指導要領を具現化した一つの教材であるとする授業」への再認識である。この視点は、当たり前のことではあるが、主体的・対話的で深い学びの実現、自律的な学びの展開に不可欠である。

3　紙教科書の特性

紙教科書の最大の強みは、優れた「一覧性」と「書き込みの自由度」にある。ページ全体を俯瞰できることで全体の構造や文脈を直感的に把握しやすく、余白への書き込みを通して自身の思考過程をリアルタイムで可視化できる。特に高校教育においては、教科書とノートを往還し、俯瞰した上で内容を再構成・構造化しながら理解を深める高度な学習が重視されており、紙媒体はこの認知プロセスと極めて高い親和性を持つ。また、経年劣化

が少なく長期間保管できるため、卒業後も継続して知のアーカイブとして活用できる利点もある。

一方で、教科数の多さに起因する生徒の重量負担や、動画・音声といったマルチメディア情報の提示が不可能な点、および社会情勢の変化にともなう情報更新の遅れといった課題も内包している。

次に、高校における、紙教科書ならではの身体性や物理的特性を活かした具体事例を挙げる。

〇思考の深化・記憶の定着

【全般】複数ページの「指挟み」同時参照：巻末の「年表」や「公式集」に指や筆記用具を挟み、インデックスとしてキープしながら、前方の本文ページを行き来して深く読み解く。

【国語（現代文)】余白への論理構造メモ記述：段落のつながり（順接・逆接など）を、本文の行間や上下の広い余白に矢印や独自の記号で自由に書き込む。

【数学】問題集と教科書（公式）の見開き並列学習：机の上に教科書の公式ページを開いた状態で固定し、横にノートと問題集を並べて、視線を素早く往復させながら解く。

【全般】付箋の物理的階層化：重要度や疑問点に応じて、異なる色・サイズの付箋を教科書の端から飛び出させ、自分の学習進捗を立体的に可視化する。

【全般】マーカーの「色重ね」による重要度管理：1 回目の通読で黄色、2 回目の復習でさらに重要な部分にピンクを重ねるなど、紙ならではのインクの色の重なりで記憶を刺激する。

〇俯瞰・一覧性の活用

【地歴】見開き 2 ページの大判地図・年表の俯瞰：視線を動かすだけで、東アジアとヨーロッパの同時代の動きを 1 枚の大きな紙面としてパノラマ的に視野に収める。

【芸術（美術)】印刷の「質感」や「発色」の鑑賞：美術の教科書に掲載された油絵の具の盛り上がりや、日本画の繊細な色彩を、液晶のバックライトを通さない自然光の下で鑑賞し正確に捉える。

【全般】「厚み」による学習量の視覚的・触覚的実感：教科書を横から見て、「ここまで進んだ」「残りこれだけ」という物質的なボリューム感をモチベーションに変える。

【全般】パラパラめくりによる高速検索：探したい記述があるとき、ページの束を親指でパラパラとめくりながら、色の配置や図の形といった「視覚的記憶」を頼りに目的の場所を探し当てる。

【英語】長文読解における構造の文脈把握：スクロールによる視界の制限を受けず、ページ全体を見渡しながら、指示語（It や That）が指す内容を前後の広い行か

ら瞬時に見つけ出す。

○授業スタイル・集中環境

【全般】通知遮断による 100%の集中環境構築：デジタル端末をあえて鞄にしまい、紙の教科書とノートだけを机に置くことで、ポップアップ通知や誘惑の一切ない「ディープ・ワーク」の時間を生み出す。

【全般】「あえて消さない」思考プロセスの残存：鉛筆で書いた間違った計算や初期のアイデアを薄く残したり、あえて赤ペンで修正したりすることで、自分の「試行錯誤の履歴」を紙面に残す。

【全般】机の上の自由なレイアウト配置：教科書を斜めに置く、ノートの上に重ねる、資料集を右側に配置するなど、自分の身体が最も疲れない・書きやすい自由な配置で学ぶ。

【英語】単語のマスキング（赤シート）学習：赤文字で印刷された重要単語の上に物理的なプラスチックの赤シートを重ね、手を動かしながら高速で暗記確認を行う。

【全般】「本を閉じる」動作による授業のメリハリ：教師の「一度教科書を閉じなさい」という指示に対し、一斉にバサッと本を閉じることで、クラス全体の意識を教師の講話に集中させる。

○持ち運び・自習・物理的特性

【全般】「お守り」ではないが、使い込んだ教科書：受験会場や模試の直前に、3 年間使い込んで角が丸くなり、書き込みで溢れた教科書を見ることで、「これだけやった」という心理的安心感を得る。

【全般】電源不要の屋外・移動中自習：学校の中庭、電車内、災害時の避難場所など、Wi-Fi 環境やバッテリー残量を一切気にすることなく、いつでもどこでも開いて勉強する。

【理科（生物)】図説ページの「指差し」グループワーク：班員 4 人で 1 冊の紙の教科書（または資料集）を囲み、それぞれが異なる図を指差しながら同時に議論を行う。

【国語（書道)】お手本としての物理的距離・角度固定：習字の半紙の横に教科書（手本）を文鎮で固定し、顔の向きを変えるだけで一定の視野の中にお手本と自分の文字を収める。

【全般】ブックマーカー（しおり）による再開の高速化：前日終わったページにしおりや折り込み入れておくことで、翌朝机に向かってから「秒」で全く同じ場所から学習を再開する。

4　デジタル教科書の特性

デジタル教科書は、動画・音声・シミュレーション機能等の視覚的・聴覚的要素を活用

し、多面的な理解を支援できる点に大きな特長がある。理科の実験現象や地理の動的な視覚理解、外国語教育における音声学習などにおいて、その教育効果は極めて高い。さらに、検索機能によって必要な情報へ瞬時にアクセスできる利便性や、複数の教材を端末1台に集約することによる物理的負担の軽減も期待される。

一方で、端末のバッテリー管理や通信環境への依存、保存容量の制限、そしてタイピングやデジタルペンによる書き込み操作の制約といった課題が残る。特に、深い思考をともなう記述活動や試行錯誤のプロセスとの相性については、UI（ユーザーインターフェース）を含めたさらなる改善の余地がある。また、クラウド配信等の形態によっては、回線混雑や停電時に使用不能となるリスクに加え、卒業にともなうアカウント消失によって過去の学習履歴や教科書そのものの閲覧が不可能になるという、ライセンス上の制度的課題も看過できない。

次に、高校における各教科（普通科・専門学科）や探究活動、校務連携におけるデジタル教科書活用の具体事例をあげる。

○基礎学習・理解の促進

【英語】音声同期リスニングとシャドーイング：英文読み上げ音声と連動し、読んでいる箇所のテキストがハイライトされる機能を用い、個々のペースでシャドーイングを実施。

【数学】3D 空間図形の動的回転：空間ベクトルや立体図形の単元で、記述された図形を画面上で 360 度回転させ、断面図や位置関係を視覚的に理解する。

【国語（古典）】重要語のワンタップ辞書リンク：古文の本文中にある単語をタップし、瞬時に現代語訳や助動詞の意味、文法解説をポップアップ表示させる。

【理科（化学）】分子構造のモデリング操作：有機化合物の構造式を 3D モデルで動かしながら、結合角や立体異性体の違いを確認する。

【地歴（世界史）】歴史地図のレイヤー重ね合わせ：同じ地域の異なる時代の国境線を地図上で重ね合わせ、領土の変遷をアニメーションで追う。

○発展・探究・個別最適な学び

【情報】コード実行環境との連携：教科書内のプログラミング（Python 等）の例題コードを直接コピー＆ペーストし、即座に実行結果を確認する。

【総合的な探究】URL リンクからの一次ソースアクセス：教科書に掲載されている省庁の統計データや論文の URL（二次元コード）から直接 Web へ飛び、最新データを収集する。

【全般】ふりがな（ルビ）や文字サイズ・背景色の個別変更：ディスレクシア（読字障害）や視覚特性を持つ生徒が、自身に最適化されたフォントやコントラストに調整して変更する。

【全般】機械音声読み上げによる耳からの学習：通学時や視覚疲労時に、教科書テキストを音声で聴きながら予習・復習を行う。

【英語】ネイティブ発音の速度調整リスニング：リスニングが苦手な生徒は 0.8 倍速、得意な生徒は 1.2 倍速に変更し、個別の習熟度に合わせて耳を慣らす。

○協働学習・授業運営

【国語（現代文）】「マイ黒板」機能での人物相関図構築：物語や小説の登場人物のセリフやキーワードを抜き出し、画面上のワークスペースに配置・線で結んで相関図を自作。

【地歴（日本史）】資料の拡大提示と書き込み同期：教師が電子黒板に映した史料（絵巻物など）の細部を拡大し、生徒の手元端末にも連動させて注目点を共有。

【全般】「テキストビュー」のマスク（隠し）機能でのペアワーク：重要語句をワンタップで隠し、隣の席の生徒と互いに暗記クイズを出し合う。

【全般】書き込み内容のクラス全体共有：教科書上の問いに対する自分の考えを書き込み、授業支援システム（Classroom やロイロノート等）を介して瞬時に全員で共有・比較する。

【全般】欠席者への「書き込み画面」の送信：体調不良等で欠席した生徒に対し、その日の授業で整理した教科書画面やメモをデータで送付し、授業の文脈や内容を伝える。

○課題管理・評価・専門教科

【数学/英語】準拠ドリルでの自動採点宿題配信：教科書と連動したデジタル問題を解き、間違えた問題の解説ページへ直接ワンクリックでジャンプする。

【理科（物理）】実験動画のコマ送り再生：自由落下や衝突実験など、教科書内の QR や埋め込み動画をコマ送りし、詳細な物理現象の数値を読み取る。

【商業/工業】最新技術・法改正データのオンライン更新：デジタル教科書ならではの配信アップデートを利用し、最新の税制やプログラミング環境の変更を即座に反映させる。

【保健体育】フォーム比較動画の並列表示：教科書に載っている陸上競技の標準フォーム動画と、自分の試技動画を画面上で並べて比較分析する。

【家庭科】調理実習手順の手元動画確認：調理台（実習室）に端末を持ち込み、教科書の手順テキストだけでなく、実際の包丁の使い方や火加減の動画を各自で確認しながら実習を進める。

5　教科書と教材の関係

教科書は、厳格な検定制度を経て質と中立性が保証された「基盤教材」であり、各種動画や問題集などのデジタルコンテンツは、これを補完・拡張する役割を担うべきものである。近年、二次元コードを通じて外部のデジタル教材へ接続する教科書が普及しているが、付随するコンテンツの量や派手さが採択の判断を左右しかねない現状も見受けられる。今後は、教科書本体と補助教材の役割分担を明確に整理し、学校現場の過度な負担軽

減と教育効果の最大化を両立させなければならない。また、教科書の記述内容は大学入学共通テストをはじめとする進路実現に多大な影響を及ぼすため、デジタル化に乗じたコンテンツの肥大化には慎重な議論が必要である。

6　ハイブリッド教科書の可能性

紙とデジタルの双方の利点を生かすハイブリッド教科書は、今後の有力な方向性である。紙の一覧性と書き込みの自由度、デジタルの拡張性と検索性を組み合わせることで、それぞれの欠点を補完し、優位な点を活用することで学習効果の向上が期待できる。さらに、実験や体験活動といった「リアル」な学びを含めた三層構造（紙・デジタル・リアル）を統合することにより、より深い理解と探究的学習が可能となる。

7　デジタル教科書活用の指導上の工夫

デジタル教科書を中心とする場合でも、学習の質を高めるためには指導の工夫が不可欠である。ノートへの記述活動を重視し、思考の言語化を促すこと、ペン入力機能を活用して図や式を書きながら考える活動を取り入れること、さらにプリント教材を適切に併用することが有効である。導入にあたっては、教員研修が不可欠であるとも考える。媒体に依存せず、また、停電や Wi-Fi 等の接続状況を想定した上で、学習過程を設計する視点も求められる。

8　方向性の提言

以上の考察を踏まえ、デジタル教育環境における次世代の教科書制度に向けて、次の四点を提言する。

①. 柔軟な教科書制度の確立：紙・デジタル・ハイブリッドの三形態それぞれの特性と認知科学的効果を踏まえ、学校や生徒の状況に応じて選択可能な制度設計を行うこと。

②. 検定・採択基準の明確化：デジタル教科書特有の機能やリンク先の外部コンテンツに対し、教育的妥当性と中立性を担保する厳格な検定・採択基準を策定すること。

③. インフラの一体的整備：端末のスペック向上にとどまらず、学校内の通信ネットワーク帯域の拡大や、教室内での電源確保など、学習を止めないハードウェア環境を一体的に整備すること。

④. 教材の役割分担の整理：学習指導要領の趣旨に則り、主たる教材である教科書と、それを補完するデジタル補助教材の境界線と役割分担を再整理し、教育格差を生まない構造を作ること。

9　おわりに

もとより、デジタル化への移行にあたっては、推進によるメリットだけでなく、現場の実践を通じて浮き彫りになる新たな課題を凝視し、必要に応じて既存の優れた手法へと柔

軟に回帰・修正するしなやかさも忘れてはならない。今後は、学校現場の実践と政策形成を往還させながら、持続可能で質の高い教科書制度を構築していくことに協力していきたい。

令　和　８　年　６　月　１　８　日
デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議（第２回）
資　　料　　7

デジタルの活用について

一般社団法人教科書協会

序）教科書協会の紹介

「教科書協会」は、昭和28（1953）年に、教科書発行者が集まって発足しました。教科書発行者が協力体制を敷き、文部科学省と常に連携を図りながら教科書の質的向上と教科書発行事業に関する調査・研究にあたっています。

今回は、現在使われているデジタル教科書のコンテンツや機能をもとに、デジタルの特長や活用に関して、教科書協会の立場からご説明いたします。



協会公式キャラクター「しるしる」

CONTENTS

１）デジタル教科書の特長
①教科書の活用　②特別支援機能
③教材との一体的使用　④QRコードコンテンツ
２）デジタル教科書の活用例
㋐国語、書写　㋑社会、地図
㋒算数／数学、理科　㋓音楽
㋔図画工作／美術　㋕家庭／技術・家庭
㋖保健／保健体育　㋗英語　㋘道徳
㋙高校（数学、英語）

１）デジタル教科書の特長…①教科書の活用

直感的な操作で誰でも安心して活用

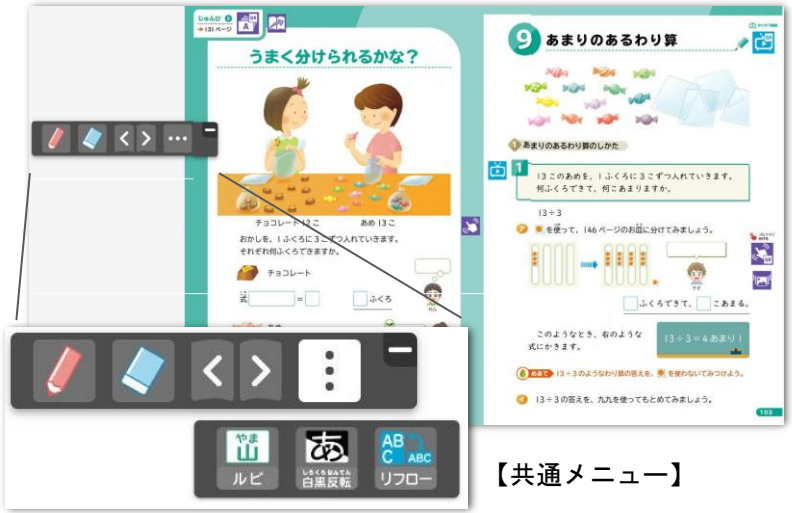
【拡大機能】　ピンチアウトなどの操作で、見たいところを簡単に大きくできる。

【書き込み機能・保存機能】　引いたりマークしたり、文字を自由に書きこんだりすることができる。書きこみ内容は自動保存され、次の使用時に再開できる。

【ページめくり機能】　電子書籍のように、スワイプやタップの操作で、ページめくりやページを指定したジャンプができる。

◆共通メニュー（ナビメニュー）

各発行者共通の仕様で、書く、消す、ページめくり、特別支援機能が操作できる。



【共通メニュー】

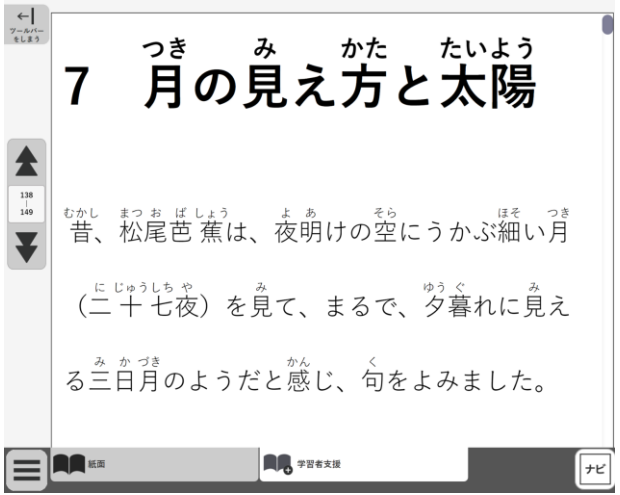
１）デジタル教科書の特長…②特別支援機能

さまざまな児童生徒の特性に寄り添って

義務教育段階のデジタル教科書では、多彩な**【特別支援機能】**を実装している。

例えば、複数の色の中から自分に合った**文字色**や**背景色**の組み合わせを選べたり、**音声読み上げの速度を調節**したりすることができる。

また、**ふりがな（ルビ）表示**や、文字を折り返しながら表示させる**リフロー表示**、文字の**書体変更**、**拡大機能**等が搭載されており、学習が困難な児童生徒がスムーズに教科書へアクセスできるように対応している。



【リフロー表示】

１）デジタル教科書の特長…③教材との一体的使用

デジタル教材との一体的な活用

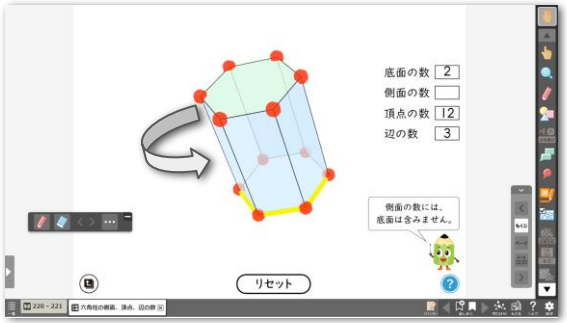
デジタル教科書は、音声や動画などのデジタル教材と一体的に使用することで、さらなる学習効果の向上が期待できる。

【音声・動画等】　英語のネイティブ音声や国語の朗読音声、社会の資料映像、算数・数学や理科の技能動画などを視聴することができる。

【触って動かす】　算数・数学の立体図形や「おはじき」等を画面上で操作することによりイメージをつかめる。

【教科書中の文字のカード化】

【教科書準拠のドリル】など

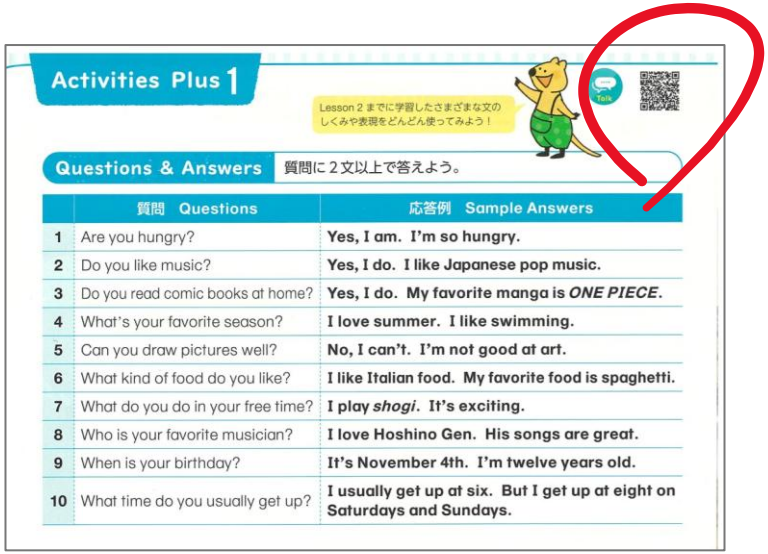


【触って動かす】

１）デジタル教科書の特長…④QRコードコンテンツ

QRコードコンテンツについて

位置づけ：教科書検定の対象外の無償教材であり、発行者が責任をもって管理する。また、原則として検定申請時に完成させておく必要があり、修正がある場合には訂正申請もしくは変更報告を行う。



Activities Plus 1

Lesson 2 までに学習したさまざまな文のしくみや表現をどんどん使ってみよう！

Questions & Answers　質問に２文以上で答えよう。

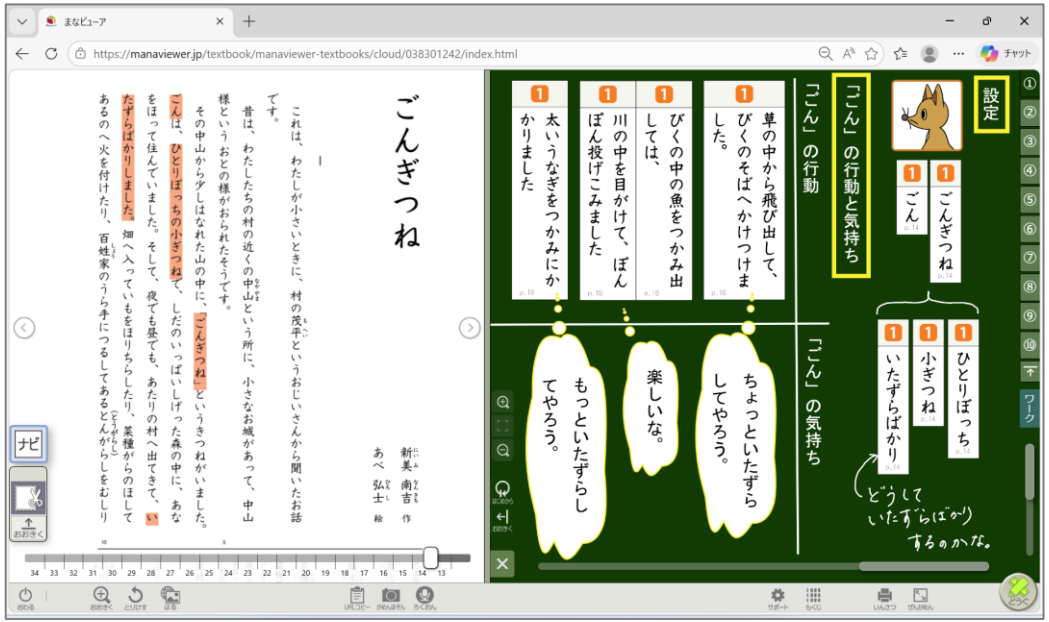
	質問　Questions	応答例　Sample Answers
1	Are you hungry?	Yes, I am. I'm so hungry.
2	Do you like music?	Yes, I do. I like Japanese pop music.
3	Do you read comic books at home?	Yes, I do. My favorite manga is *ONE PIECE*.
4	What's your favorite season?	I love summer. I like swimming.
5	Can you draw pictures well?	No, I can't. I'm not good at art.
6	What kind of food do you like?	I like Italian food. My favorite food is spaghetti.
7	What do you do in your free time?	I play *shogi*. It's exciting.
8	Who is your favorite musician?	I love Hoshino Gen. His songs are great.
9	When is your birthday?	It's November 4th. I'm twelve years old.
10	What time do you usually get up?	I usually get up at six. But I get up at eight on Saturdays and Sundays.

利用方法：デジタル教科書では、QRコードを直接クリックして、教科書発行者が管理するWebサイト（教材）にアクセスし、教科書の内容に関連した音声・動画や外部リンクなどを利用することができる。

２）デジタル教科書の活用例…㋐国語、書写

【文章の引用、情報整理】

読解の場面では、本文の抜き出し機能を用いた情報整理が有効である。デジタル上での試行錯誤を通して自分の考えを形成し、可視化された情報を基に対話や交流を行うことで、読みの深化を促す。文章構造の分析や登場人物の言動の解釈など、さまざまな場面で活用できる。

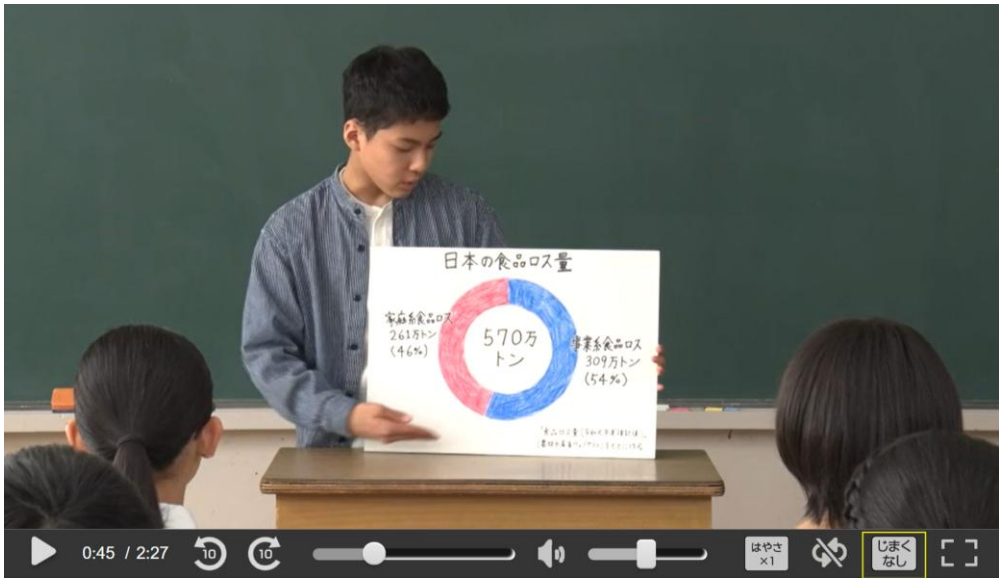


令和6年度版小学校「国語 学習者用デジタル教科書＋教材 4年」（光村図書出版株式会社）
新美南吉「ごんぎつね」

２）デジタル教科書の活用例…㋐国語、書写

【「話すこと・聞くこと」動画・音声】

「話すこと・聞くこと」領域においては、実写動画や音声の活用が効果的である。声の大きさや速さ、間の取り方など、音声言語の理解に適しているだけでなく、話し方を工夫する、学習のポイントや活動上の留意点を考えるなど、児童生徒の主体的な学びに資するさまざまな活用方法が考えられる。

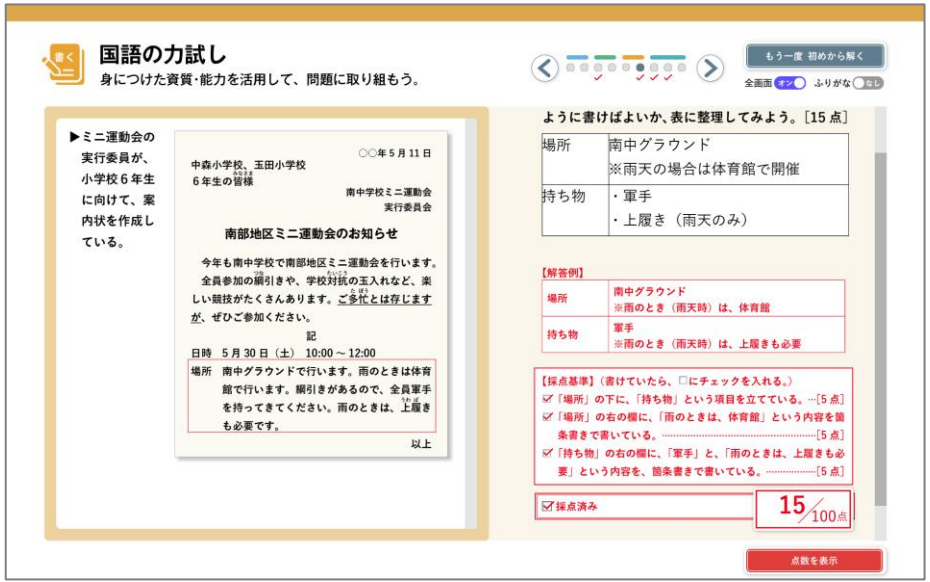


令和6年度版小学校「国語 学習者用デジタル教科書＋教材 5年」（光村図書出版株式会社）「『子ども未来科』で何をする」

２）デジタル教科書の活用例…㋐国語、書写

【解答表示・自己採点機能（国語の力試しCBT）】

教科書の設問に対し、デジタル版（CBT）では解答表示・自己採点機能が使用できる。採点は全自動ではなく、採点基準に基づき、解答者自身が適否を判断する方式。自己採点を通して自分の現状を客観的に評価し、課題を自覚するとともに、必要な学習内容を判断し、次へつなぐ自己調整力を養う。



令和7年度版中学校「国語１」（光村図書出版株式会社）
「国語の力試し」QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㋐国語、書写

【書き方を見てみよう（運筆動画）】
書道経験のある指導者は、年々減少しており、毛筆指導に支障が生じている。毛筆で文字を書く場面では、運筆動画をスクリーンに投影し、ループ再生すると効果的である。児童生徒が必要に応じて自分の動きと比べ、倣ったり、工夫したりしながら、主体的に取り組むことができる。



令和6年度版小学校「書写 三年」（光村図書出版株式会社）
「書き方を見てみよう『左はらい』『右はらい』」QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㋐国語、書写

【字を書く姿勢（解説動画）】

正しい姿勢は学習の基礎であり、習慣として確立するまで繰り返し指導すべき内容である。低学年の学習では、スクリーンに投影し、動画に合わせて一斉に確認する。手順が習慣化し、相互批正できるようになったら、教科書の写真と見比べ、互いに助言し合う活動も考えられる。手順や動きの確認には動画、得られた結果の確認には教科書が適している。



令和6年度版小学校「しょしゃ ーねん」（光村図書出版株式会社）
「じを かく しせい」QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㋐国語、書写

【楷書と行書の違い（解説アニメーション）】

教科書の静的な画像では伝わりにくい部分を補うことができる。この例では、教科書は楷書と行書を対照し比較する構成で、アニメは同じ部分を重ねて差分を表したり筆順の変化を動きで見せたりしている。中学生でもあり、生徒自身が主体的に情報を選択し、相互補完的に理解を深めていく活用が期待できる。

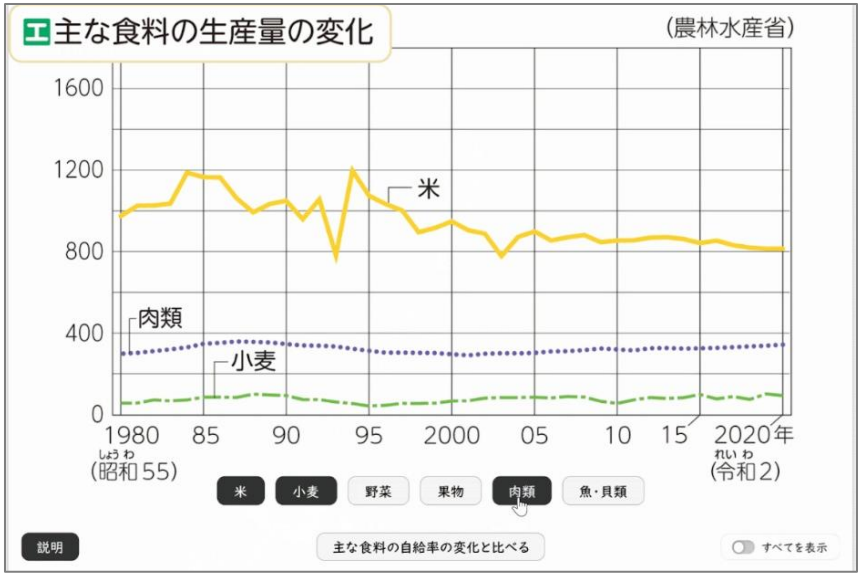


令和7年度版中学校「中学書写」（光村図書出版株式会社）
「行書スイッチを入れよう」QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㋑社会、地図

【凡例別・段階別表示】

調べる場面において、地図やグラフを「凡例別」や「段階別」に切りかえて表示することで、特定の情報に焦点をしぼって読み取ることができる。これにより、情報が整理され、場所によるちがいや社会の様子を正確にとらえる「見方・考え方」を養うことにつながる。



令和6年度版「小学社会５　学習者用デジタル教科書＋デジタル教材」（教育出版株式会社）

２）デジタル教科書の活用例…㋑社会、地図

【動画資料】

調べる場面において、動画資料を活用することで、生産の工程や人々の働く様子を実感をともなった情報として収集できる。また、必要な場面を何度もくり返し視聴できるため、静止画だけではとらえにくい「人々の工夫や努力」をより深く、自分のペースで追究することができる。

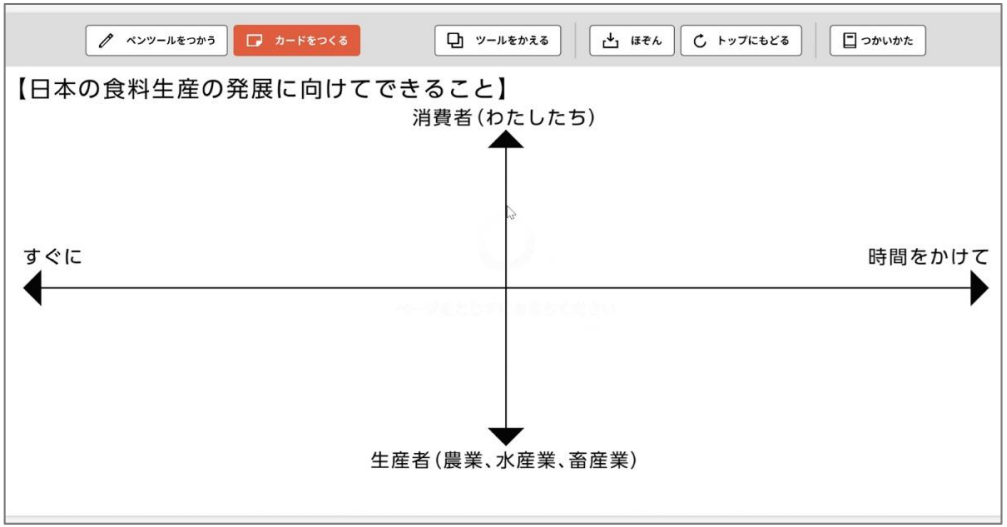


令和6年度版「小学社会５　学習者用デジタル教科書＋デジタル教材」（教育出版株式会社）
QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㋑社会、地図

【思考ツール】

まとめる場面において、「思考ツール」を活用してカードを移動させたり分類したりすることで、収集した情報を整理、分析する「試行錯誤」が容易になる。自分の考えを視覚的に組み立てていく過程を重視することで、論理的な思考をうながし、より深い学びの実現へとつなげる 。



令和6年度版「小学社会５　学習者用デジタル教科書＋デジタル教材」（教育出版株式会社）

２）デジタル教科書の活用例…㋑社会、地図

【47都道府県地図】

「私たちの生活と都道府県」の単元において、各都道府県を「地形・土地利用・交通・農林水産・工業・偉人」等の各要素別の地図を表示することができるため、より詳しく各都道府県のようすについて調べることができ、特徴を掴むことができる。



令和6年度版「楽しく学び　小学生の地図帳　3・4・5・6年」（株式会社帝国書院）
QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㋑社会、地図

【地図のやくそくごと】
地図帳の冒頭にある”地図の概念”や”地図帳の使い方”については概念理解も含むため、アニメーションやシミュレーションなどを効果的に活用することで、児童がより具体的にイメージできるようになる。

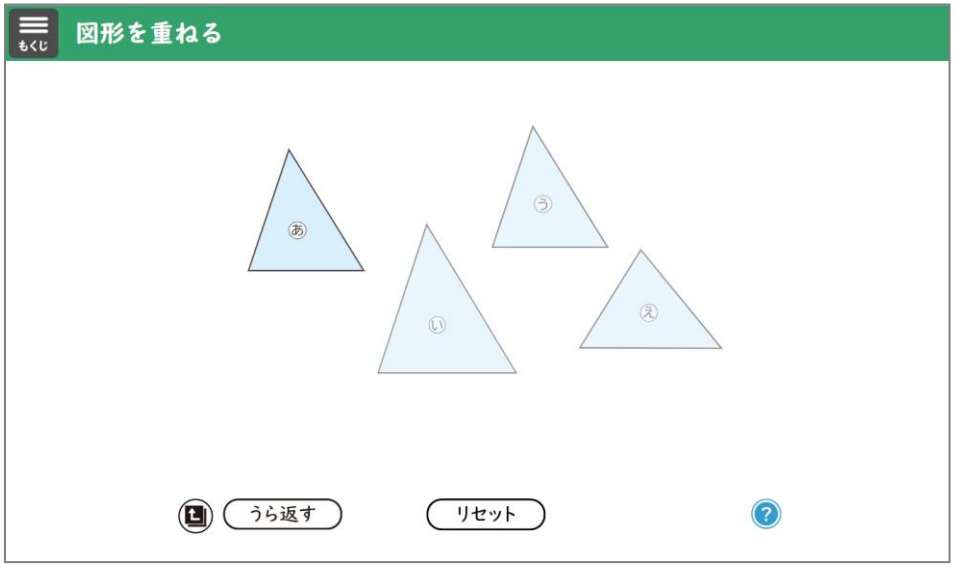


令和6年度版「楽しく学び　小学生の地図帳　3・4・5・6年」（株式会社帝国書院）
QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㋒算数／数学、理科

【図の操作】

図形領域での学習では、簡易な操作で教科書の図をそのまま移動して分類したり重ねて確かめたりすることで、学習内容をダイレクトに実感できる。仮想で実感が伴わない児童生徒には、最初に一度は、実際に紙を切ったりしたものを重ねたり折ったりすることで、意味理解を確かめた後、デジタルな体験をさせるとより理解が深まる。



令和6年度版小学校「わくわく算数５」（株式会社新興出版社啓林館）
QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㋒算数／数学、理科

【アニメーションや動画】

教科書の図をアニメーションなどで表現することで、教科書の理解を助けたり、イメージしにくい児童生徒の理解を助けることができる。実際にリアルで実施することが難しい場合にデジタルを併用することが有効である。



令和6年度版小学校「わくわく算数６」（株式会社新興出版社啓林館）
QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㋒算数／数学、理科

【ヒントや解答の表示】
教科書の練習問題に対して、教科書中には記載していない**ヒントや解答を示す**ことで理解を助けることができる。



令和6年度版小学校「わくわく算数６」（株式会社新興出版社啓林館）
QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㋒算数／数学、理科

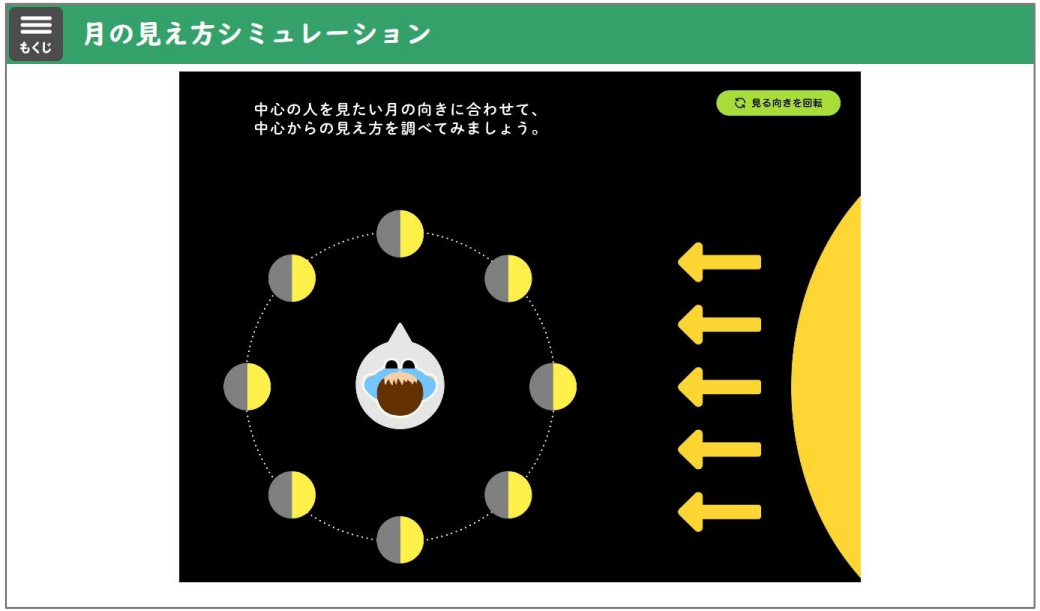
【動画やスライド】
器具の操作や観察の仕方について、教師が一度説明した後、グループや個々で実際に実験等を行う前に動画で確認して本番前の練習を進めることができる。



令和7年度版中学校「未来へひろがるサイエンス１」（株式会社新興出版社啓林館）
QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㋒算数／数学、理科
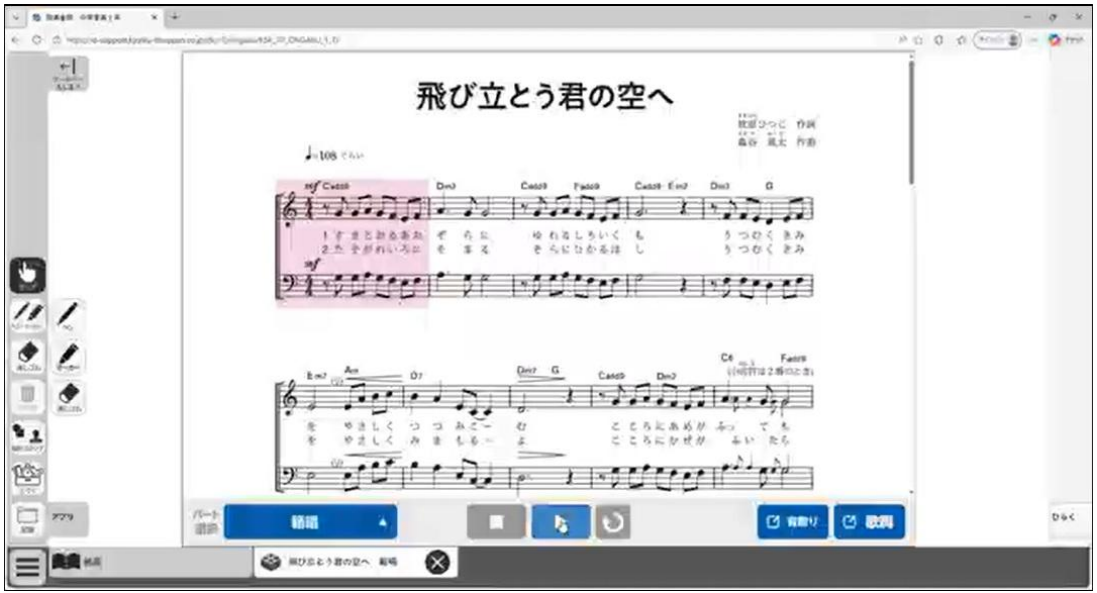
【スライドやシミュレーション】
教科書中の概念図や空間概念など、苦手な児童や生徒が多い部分を、シミュレーションで視点を変えたり時系列に並べたりして理解を助ける。



令和6年度版小学校「わくわく理科６」（株式会社新興出版社啓林館）
QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㊐音楽

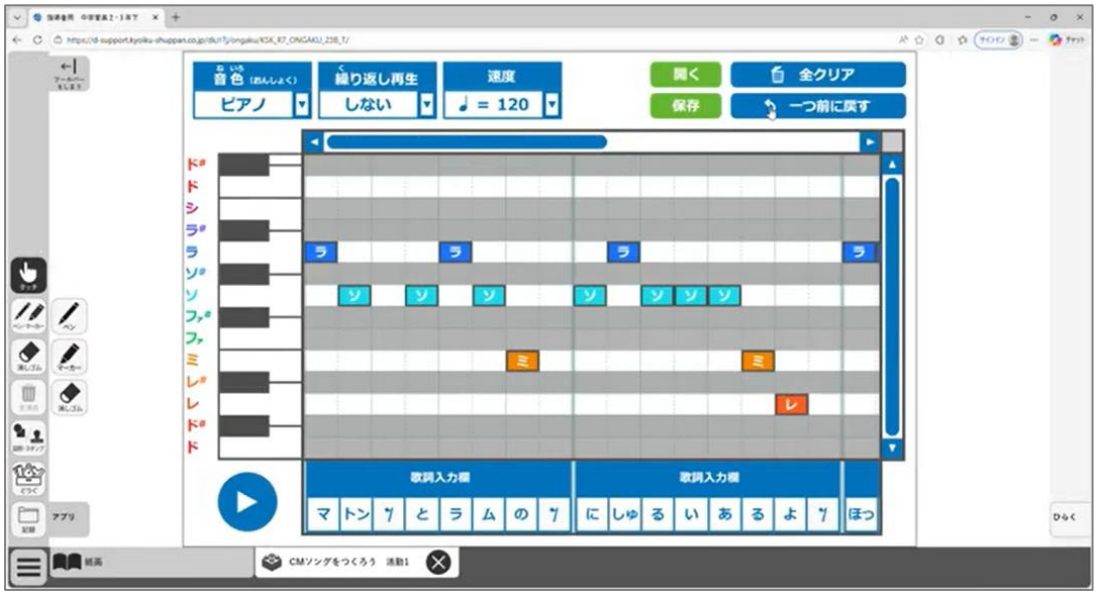
【楽譜連動再生ツール】
歌唱表現（合唱教材）で
パートごとに分かれた活動
場面で楽譜連動再生ツール
を活用すると、生徒は練習
箇所の頭出しが容易にでき、
かつ課題が明確になるなど
活動が停滞しない。



令和7年度版「中学音楽１　音楽のおくりもの　教師用指導書〈セット〉」（教育出版株式会社）

２）デジタル教科書の活用例…㊓音楽

【音楽制作・再生ツール】
音楽づくり及び創作で音楽制作・再生ツールを活用すると、活動および作品発表の場面が児童・生徒個別の歌唱・器楽の技能と切り離されるため、創作表現そのものに集中、焦点化した学習ができる。



令和7年度版「中学音楽２・３下　音楽のおくりもの　教師用指導書〈セット〉」（教育出版株式会社）

２）デジタル教科書の活用例…㊓音楽

【演奏動画・音声ツール】
教材を鑑賞をする場面で演奏動画・音声ツールを活用すると、表現の特徴に気づきやすくなり、さらに反復して用いると、学習がより深まる。

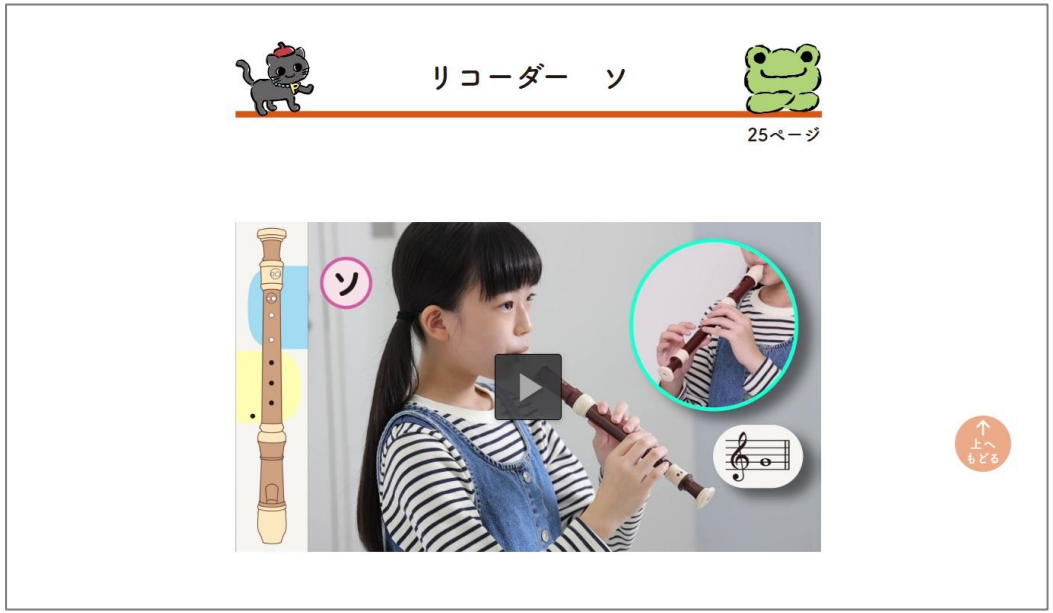


令和6年度版「小学音楽 音楽のおくりもの ５　学習者用デジタル教科書」（教育出版株式会社）
QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㊐音楽

【実演動画ツール】

器楽表現において楽器の基本的な奏法を学習する場面で実演動画ツールを活用すると、児童・生徒は個別の技量に即した奏法の確認ができる。また、箏やギターなど楽器装備に限りがあり待ち時間が生じる場合でも、その時間を実演動画ツールの視聴にあてて予習することができる。



令和6年度版「小学音楽 音楽のおくりもの ３　学習者用デジタル教科書」（教育出版株式会社）
QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㋕図画工作／美術

【材料・用具の使い方の確認動画】
小学校の多くは担任であり、また中学校では専任教員の配置率が65%程度等の調査結果もある。図工や美術では安全への配慮が必要な用具の使用が求められる中、子どもたちや指導する先生が安心して学習に取り組むためにも、動画による用具の使い方については、十分な効果がある。



令和6年度版「図画工作　1・2下」（日本文教出版株式会社）
QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㋕図画工作／美術

【つくり方確認動画】

工作や工芸など、図や文字などだけでは分かりにくいつくり方について、映像により確認することは、子どもたちの思考力、判断力、表現力や技能を育成するためにも十分な効果がある



令和6年度版「図画工作　5・6下」（日本文教出版株式会社）
QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㋕図画工作／美術

【表現や鑑賞に直結するアプリケーション】
中学校美術では「内容の取扱い」に、高校美術では表現領域の一つの分野として、映像メディア表現が位置づいている。また図画工作においてもコンピュータ、カメラ等の情報機器の利用が示されている。これらはデジタルによって学習を深めることができる分野や内容だが、一般のアプリケーションは導入手続きの困難さや、広告表示などもある中、教科書という主たる教材として位置づくアプリケーションは、子どもが安心して学習に取り組むうえでも効果がある。

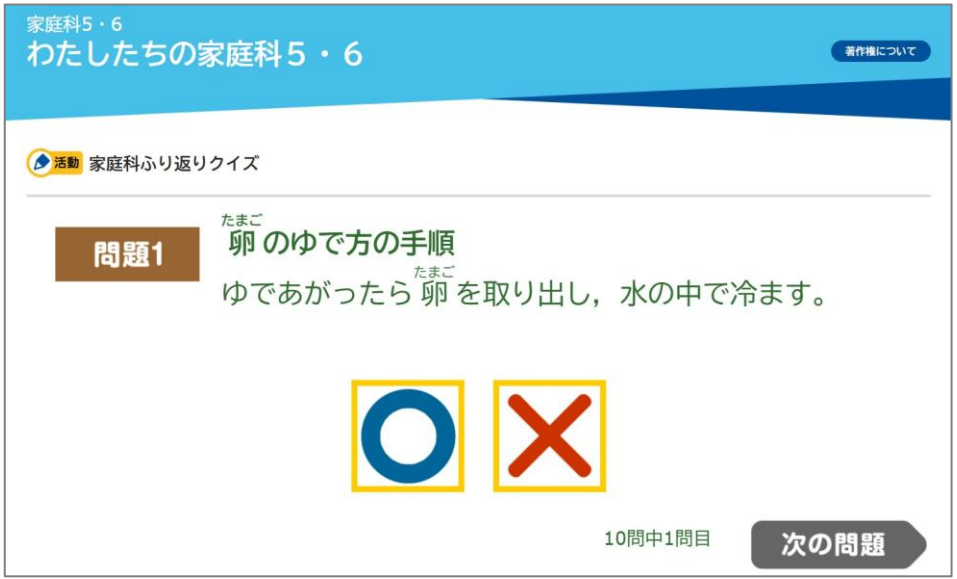


令和6年度版「図画工作」（日本文教出版株式会社）
QRコードコンテンツ KOMA KOMA×日文

２）デジタル教科書の活用例…㋕家庭／技術・家庭

【クイズコンテンツ】

クイズコンテンツは記憶の定着・確認に有用であり、楽しみながら学べるため学習意欲にもつながる。また苦手分野の可視化や教員側で「つまずきポイント」の把握など個別最適な学びの手助けにもなる。



令和６年度版小学校教科書「家庭科5・6」（開隆堂出版株式会社）
P136-137 QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㋕家庭／技術・家庭

【並べ替えコンテンツ】
試行錯誤（ドラッグ＆ドロップでの手順入れ替え）が容易に行えるため、納得がいくまで計画を練り直すことができ思考の深まりを助ける。また自分が作成した計画をクラスで共有できるため「なぜその手順にしたのか」という対話が生まれ多角的な視点を得ることができる。



令和６年度版小学校教科書「家庭科5・6」（開隆堂出版株式会社）
P140-141 QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㋕家庭／技術・家庭

【間違い探し】

答えを一方的に提示するのではなく、児童生徒が自ら間違いを見つけようとするプロセスにより、学習に対する「主体的・深い学び」が実践される。またクリックしてその場で正解が出ることで、自分の考えが正しかったかどうかすぐに確認でき、思考の整理につながる。



令和7年度版中学校教科書「技術分野」（開隆堂出版株式会社）
P52-53 QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㋕家庭／技術・家庭

【育成シミュレーション】
実際のトマト栽培には数ヶ月かかるところをシミュレーションでは様々な条件下での育成を短時間で体験できる。実体験に伴う時間的・空間的な制約を補完できるため、何度もチャレンジし原因と結果を効果的に導き出せる。



令和7年度版中学校教科書「技術分野」（開隆堂出版株式会社）
P114-115 QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㋕保健／保健体育

【シミュレーション】
食事とエネルギーについて考える場面や、小学校に入学してから現在までの発育を振り返る場面において、児童生徒本人の身体データ等をもとにシミュレーションすることで、児童生徒の興味関心を高めることができ、より理解を深めることができる。



令和7年度版中学校教科書「新編 新しい保健体育」（東京書籍株式会社）
p.19 QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㋕保健／保健体育

【動画】

ケーススタディの多い保健学習において、教科書紙面で伝えきれない情報をアニメーションで補うことにより、児童生徒が事例や現象をよりリアルに感じ取ることができる。



令和6年度版小学校教科書「新編 新しい保健５・６」（東京書籍株式会社）
p.28 QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㋕保健／保健体育

【図鑑】

病気の予防について学習する場面において、児童生徒が興味関心に応じて調べたい感染症や生活習慣病を選択して、病気の起こり方や症状、治療方法などを主体的に調べることができる。病気の予防に関する内容については、インターネット検索する場合、発達段階にそぐわない大人向けの専門的な内容が示されることが多いが、図鑑とすることで発達段階に則した内容を提供することができる。

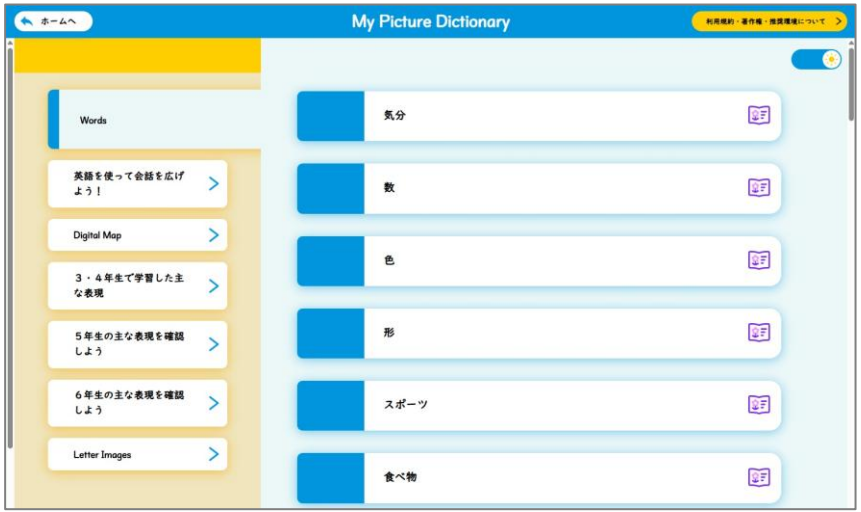


令和6年度版小学校教科書「新編 新しい保健５・６」（東京書籍株式会社）
p.50 QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㋐英語

【Picture Dictionary】

デジタルは、単語の発音を聞くことができたり、テキスト検索機能があれば素早く目的の単語にたどり着けたりする点が優れている。教員やALTがいなくても、児童が「これって英語で何て言うんだろう？」という疑問を自己解決できるようになり、主体的な学習姿勢が育つ。また、文字・イラスト・音声がセットでインプットされるため、語彙の定着率が高まる。



令和6年度版小学校「NEW HORIZON Elementary English Course My Picture Dictionary」（東京書籍株式会社）QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㋖英語

【デジタルマップ】

各地の名所・名物の英語での言い方をインターネット等で調べると、小学生の英語レベルを超えた表現が示されることも多いが、教科書付属のデジタルマップであれば小学校英語の授業に最適化した内容・レベル設定なので適切な情報（名所・名物や英語での言い方）を効率的に見つけることができる（＝調べ時間の短縮）。その結果、コミュニケーション活動に時間を充てられる。

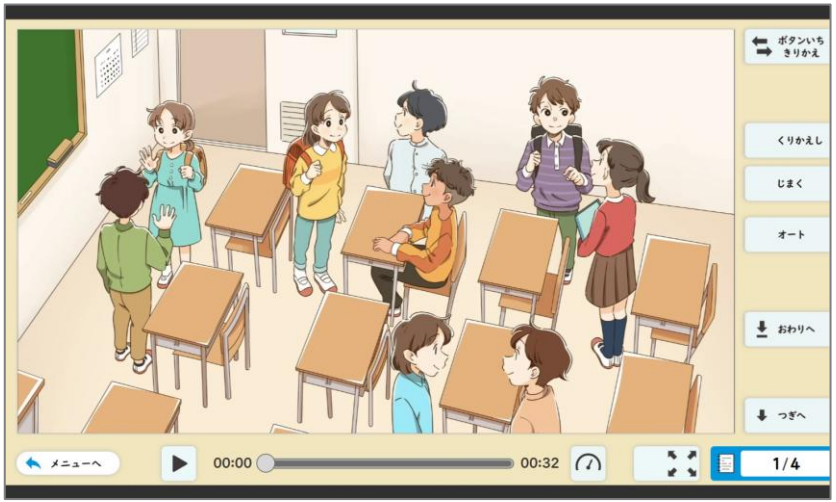


令和6年度版小学校「NEW HORIZON Elementary English Course 5 / 6 / My Picture Dictionary」（東京書籍株式会社）QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㋐英語

【ストーリー動画】

英語表現を表現単体で学ぶのではなく、場面とセットで導入することで、「この場面では、こういう表現を使うんだな」と直感的に意味を理解しやすくなる。また、実生活で同様の場面に遭遇したときに、動画を思い出しながら、学んだ表現を用いてコミュニケーションをとれるようになることが期待される。



令和6年度版小学校「NEW HORIZON Elementary English Course 5」（東京書籍株式会社）p.8 QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㋐英語

【歌・チャンツのアニメ映像】

デジタルでは、音楽やリズムに合わせて重要表現の音声を聞いたり真似して言ったりすることを通して、単調で飽きやすくなりがちな反復練習（ドリル）に楽しく取り組めるのが最大の魅力。



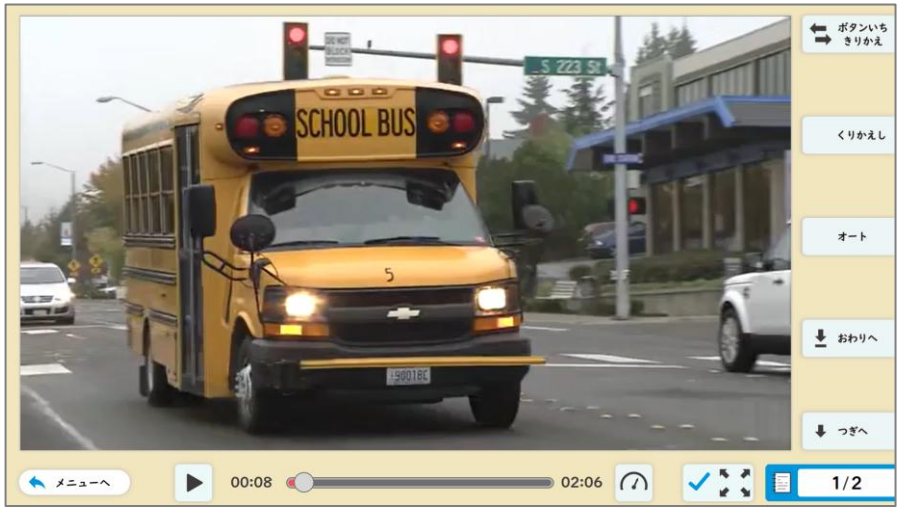
歌は、楽しく歌うことを通じて、英語特有の強勢（ストレス）や音のつながり（リンキング）などを自然に習得できる。チャンツは、リズムに乗って楽しく重要表現を口ずさむうちに、自然と表現が定着していく。

令和6年度版小学校「NEW HORIZON Elementary English Course 5」（東京書籍株式会社）p.8 QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㋐英語

【異文化理解のための映像】

映像を視聴することで、外国の風景や文化風習、生活様式、食べ物などの具体的なイメージをもちやすくなる。児童の知的好奇心を高めるとともに多様な文化や価値観に触れ、他者を尊重する態度や、翻って自国の文化を再発見する深い学びにつながる。学習指導要領でも「言語の背景にある文化を知る」ことの大切さについての言及があることから、外国語科においては重要な教材のひとつである。

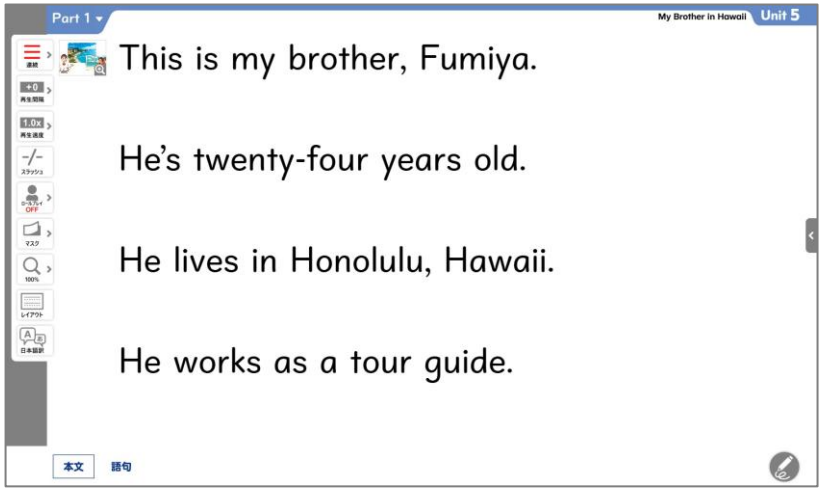


令和6年度版小学校「NEW HORIZON Elementary English Course 6」（東京書籍株式会社）p.22 QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㋐英語

【本文・語句ビューア】

デジタルでは、（インプットからインテイクの過程で）音声の速度を調整できたり、1文単位で再生できたりするので、自分のレベルやペースで練習ができる。また、本文や単語にマスクをつけたりはがしたりできる機能もあり、個別最適な学びに有効。さらに、聴覚優位の生徒にも視覚優位の生徒にも、それぞれに適した学び方を提供できる点が良い。学び方の選択肢が増えることで、学習の質を高めることができる。



令和7年度版中学校「NEW HORIZON English Course 1」（東京書籍株式会社）
p.63 QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㋕道徳

【朗読動画】

紙面上に掲載の教材では児童の理解度に差が出ないよう、登場人物や展開の確認をしたのちに話し合いの活動になりがちだが、教材アニメーションを観ることで教材把握の時間を短縮し、より話し合い（考え、議論する）時間を確保しやすくなる。



令和6年度版「小学道徳4」（日本文教出版株式会社）
QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㋕道徳

【教材紹介動画】

教材を扱う際、紙面上で表現できる文章や非連続型テキストの種類には紙幅の都合上限りがあるが、教材にまつわる情報をデジタルで補足することにより、教材へのスムーズな導入やより深める終末が期待できる。



令和7年度版「中学道徳3」（日本文教出版株式会社）
QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㋕道徳

【シンキングツール】
デジタルであればグループワークを行う際、話し合った内容を整理しながらより多面的、多角的に深めていくためにどんどん書いたり消したりを繰り返すことが可能になる。

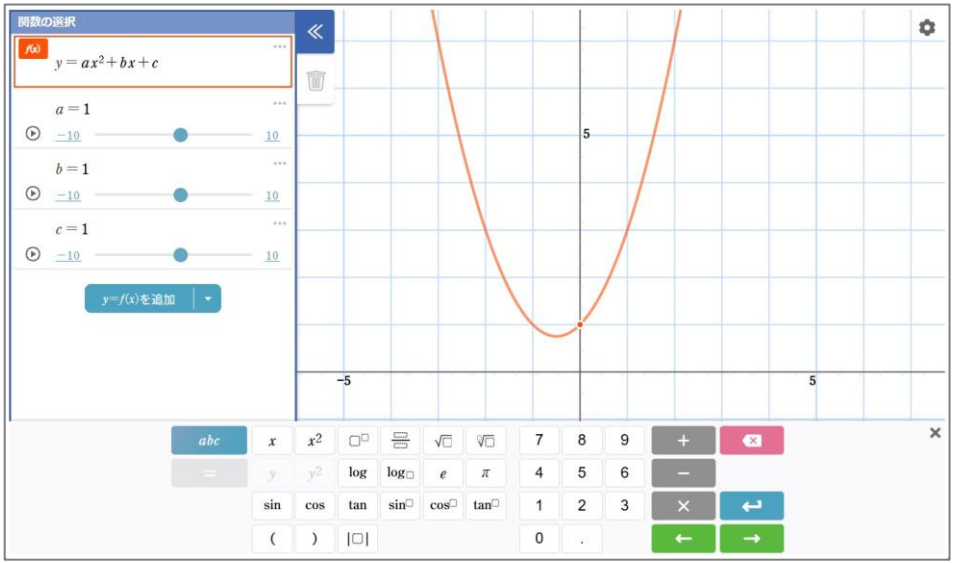


令和6年度版「小学道徳」令和7年度版「中学道徳」（日本文教出版株式会社）
QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㋁高校（数学）

【関数描画ツール】

変数による関数グラフの変化を調べる場合、紙面上では限られた変数（a＝-1，0，1のみ，など）におけるグラフの形しか示すことができない。一方でデジタルであれば、変数を連続的に変化させながらグラフの動きを追うことが可能で、より直感的な理解を得ることが可能になる。



令和8年度版高等学校「改訂版 数学Ⅰ」（数研出版株式会社）
QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㋑高校（数学）

【実験シミュレーション】
試行回数が多い実験でも、デジタル上で複数回の疑似的な実験を何度でも行うことができるため、結果の傾向を短時間で確認でき、理解を深めることができる。



令和8年度版高等学校「改訂版 数学Ⅰ」（数研出版株式会社）
QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…㋁高校（英語）

【発音評価コンテンツ】

発音の巧拙は定量的な評価が難しく、評価に従事する人員の確保が大きな課題。デジタル採点を導入することにより、教員側の負担を軽減しつつ、ある程度の実態把握や宿題への組み入れといった活用が考えられる。生徒側においても、スマートフォンやタブレットといった端末から個別に音声録音・提出ができるため、人前での英語発話への抵抗感がある生徒でも自宅等で取り組みやすい。



令和8年度版高等学校「Revised BLUE MARBLE English Communication Ⅰ」（数研出版株式会社）
QRコードコンテンツ

２）デジタル教科書の活用例…まとめ

資料動画（国語、社会、地図、算数／数学、音楽、保健、英語、道徳）
技能動画（書写、理科、音楽、図画工作）
シミュレーション（地図、算数、理科、家庭、保健体育、高校数学）
解答表示（国語、算数）　要素別表示（社会、地図）
楽譜連動再生、音楽制作・再生（音楽）
テキスト連動再生、歌・チャンツ（英語）
情報の抜き出し・整理（国語）　　思考ツール（社会、道徳）
図鑑・事典・辞典（保健、英語）　　カメラ等の機器活用（図画工作）
〇×クイズ、間違いさがし（家庭／技術・家庭）

関数ツール（高校数学）　　発音評価（高校英語）

ご清聴ありがとうございました

令　和　8　年　6　月　1　8　日
デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議（第 2 回）
資　　料　　8

「デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議」（第2回）

アナログ×デジタルがもたらす効果的な学習場面の考察

― 本質的理解と個別最適な学習の両立 ―



一社）日本図書教材協会　副会長
㈱教育同人社　代表取締役社長　森　達也

令和8年6月18日

一般社団法人 日本図書教材協会（日図協）
一般社団法人 全国図書教材協議会（全図協）

みんなにスマイル。
教育同人社

学校教材とは何か

教科書と連動しながら、
【 理解 思考 定着 評価 】を支える学習システムである



「学校教材は教科書と共に日本の教育を支えるインフラ」

学習場面に応じた紙とデジタルの役割（日図協資料抜粋）

学習場面	紙が効果的な場面	デジタルが効果的な場面
導入・興味喚起	落ち着いて内容を読む	動画・音声・シミュレーション
知識・技能の習得	精読・比較・全体構造の把握	動的表現による理解支援
基礎･基本の定着	手書きによる反復・記憶定着	個別最適な反復学習
深い思考	試行錯誤・思考過程の可視化	ヒント提示・協働学習
評価	記述・作図・思考過程の確認	即時採点・学習ログ分析
フォロー学習	自分のペースで復習	到達度に応じた個別出題
教師の見取り	筆跡・書き直し・つまずきの把握	進捗・正答率・学習履歴の把握

紙とデジタルは対立するものではなく、子どもの学びを支えるために相互補完する存在である。

①基礎・基本の定着（ドリル）

多様な紙面提示：くりかえし型と書き込み型

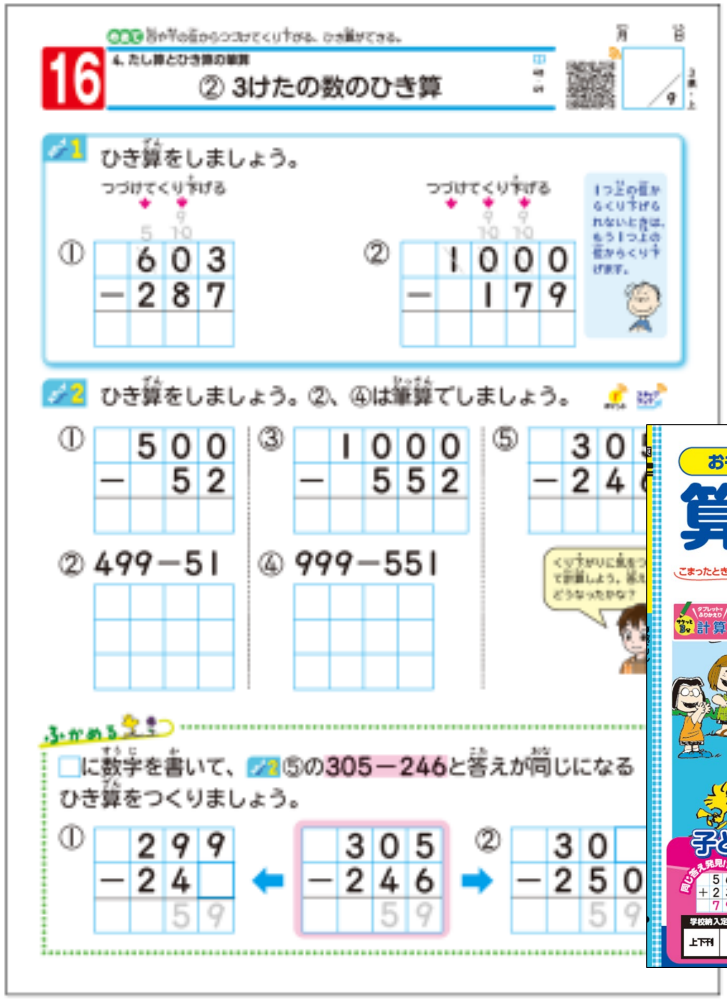


紙面比較

【くりかえし型】



【書き込み型】





「学び方」を学ぶ

①基礎・基本の定着（ドリルノート）

理解

思考

定着

理解したことを自分の言葉や式で記述し、
思考を整理・定着させる



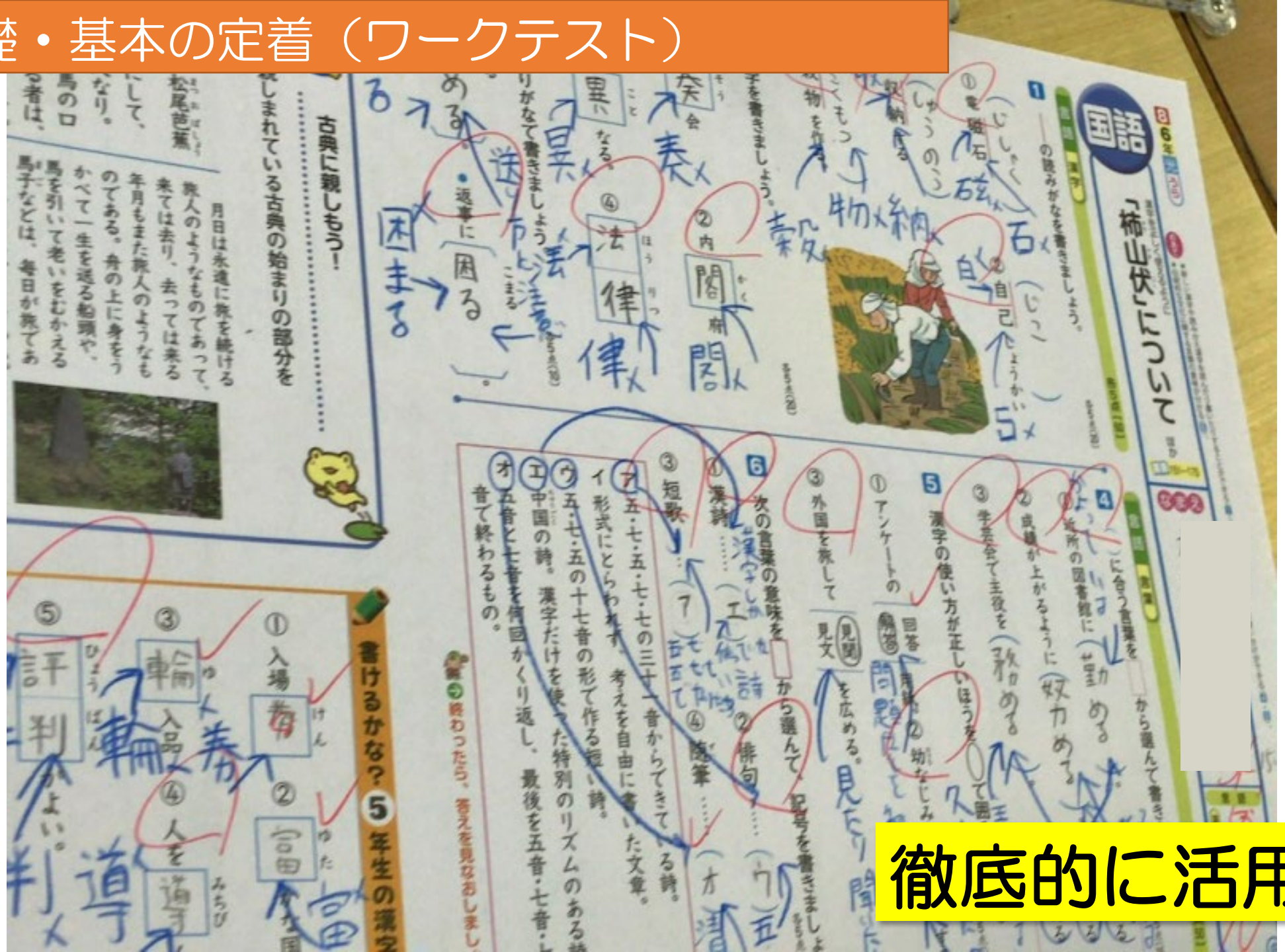


思考の過程そのものが残る

①基礎・基本の定着（ワークテスト）

評価

定着



②個別最適な反復【テスト見直しデジタル版】



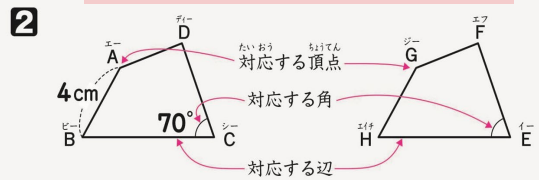


①テスト裏面QRを読む



②解答を確認する

③解説を確認する

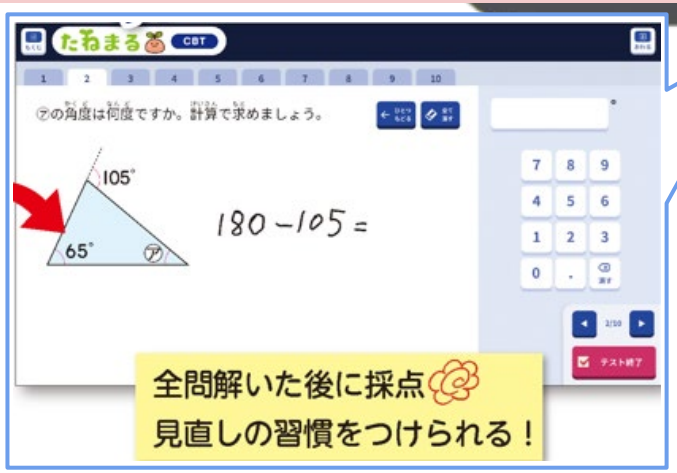


合同な図形では，対応する辺の長さは等しく，また，対応する角の大きさも等しくなっています。

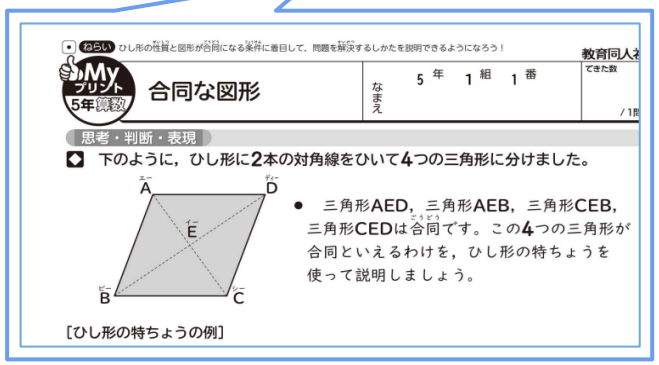
④解説動画を見る



⑤CBT（自動採点デジタルテスト）



⑥個別最適「Myプリント」



②個別最適な反復【 CBT 】

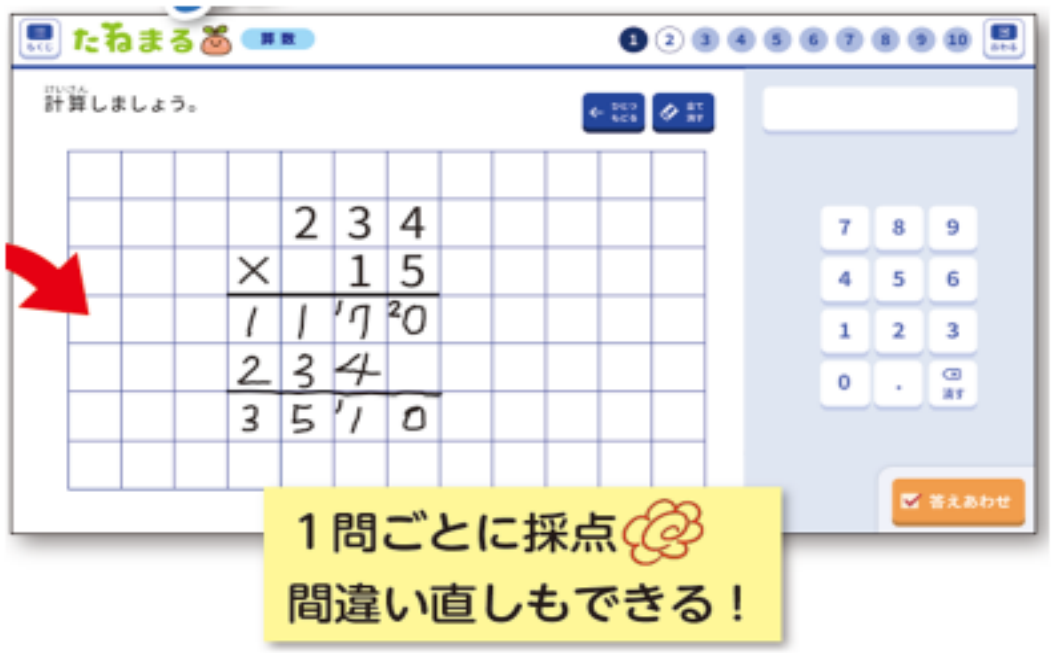
定着

演習量をデジタルが補完
個に応じて、必要な量の類題を効率的に反復トレーニング

デジタル教材のよさをいかす

効率化

自動採点問題によって効率的に学習できる。



タイムトライアル機能

どれだけ早く暗算できるかを測定することで計算力を高める。



③深い思考【アナログ】

思考

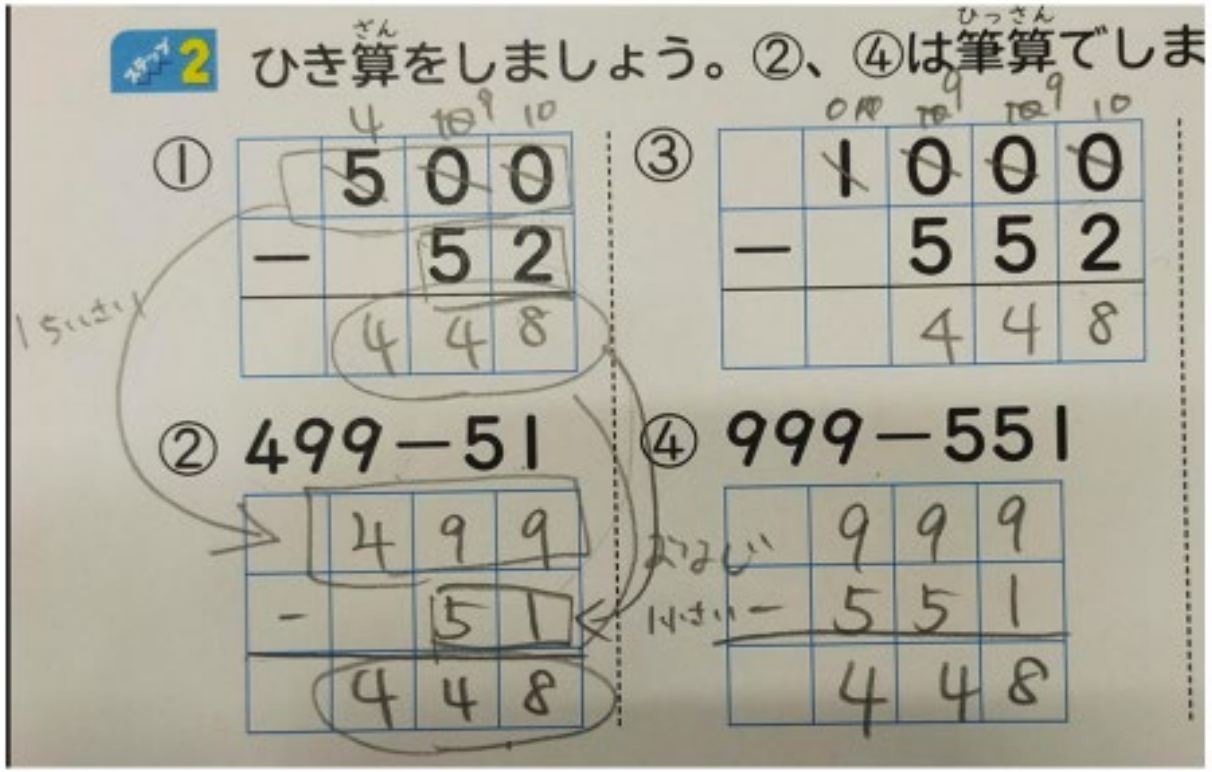
自分の手を動かし、試行錯誤しながら問題の本質に向き合う

アナログ（紙）教材のよさをいかす

概念理解・深い思考

ページ全体を見渡せることで、問題同士を比較できる。
（一問一答のデジタル教材では比較できない）

児童が自分の考えを文字や図に
書き表しながら、
じっくりと問題に向き合い
深く思考する。



③深い思考【デジタル】

理解

疑問をデジタルで解決
個別のつまずきポイントを、動画や思考補助ヒントで解消

デジタル教材のよさをいかす

個別対応

個々の理解度、自分にあった学習方法に応じて、
解説動画・画面を見ることができる
理解度に応じて、補充・発展問題に取り組める。

補充問題

計算をしましょう。

① 503 −318	⑧ 606 − 38	⑮ 402 − 5
② 401 −293	⑨ 305 − 89	⑯ 204 − 7
③ 907 −608	⑩ 804 − 45	⑰ 503 − 9
④ 805 −727	⑪ 700 − 35	⑱ 300 − 3
⑤ 201 −146	⑫ 500 − 27	⑲ 900 − 8
⑥ 600 −59	⑬ 300	⑳ 600
⑦ 40 −39		

発展問題

◆ 3ずつ大きくした数でひき算をしましょう。
① 1から9までの数字から、3ずつ大きくなるように、3つの数字をえらびます。
② えらんだ3つの数字でつくることができる「いちばん大きい数」から「いちばん小さい数」をひきます。
③ ②の答えでつくることができる「いちばん大きい数」から「いちばん小さい数」をひきます。

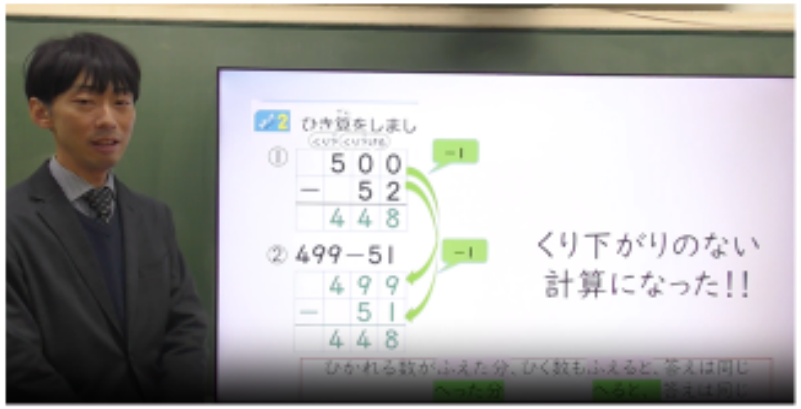
① 741 − 147 = 594
954 − 459 =

② 852 −

③ −

各コンテンツは二次元コードから
児童の判断で利用可能

解説動画：田中英海先生（筑波大学附属小学校）



解説画面



位ごとに計算するので、わからない数を□にします。

① 9−□=9　② □−0=9

このように考えると、□にあてはまる数をもとめることができるね。

アナログ×デジタル先進事例【 MITORU 】

理解

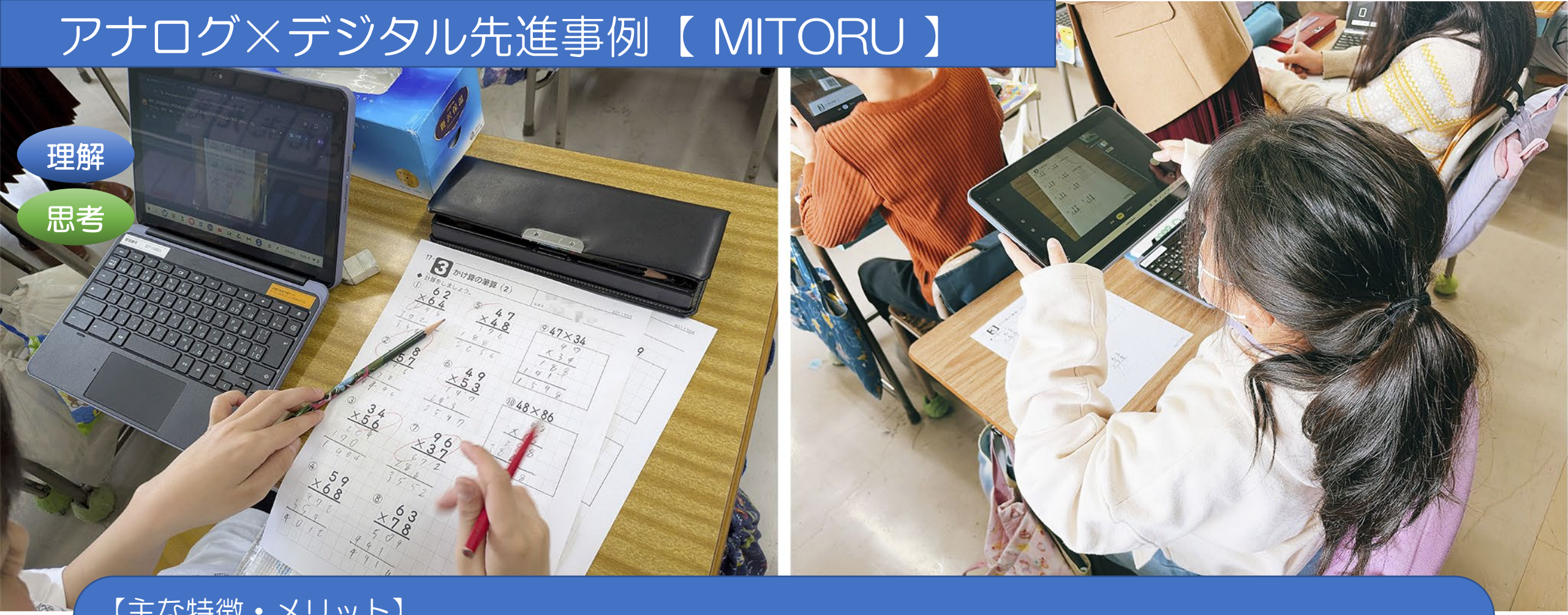
思考

計算ドリルの紙面に児童が手書きした解答を
自動で丸付けするAIモデル



- 児童の自立的な学習への支援
- 先生の見取りを通した個別最適な指導への支援
- 先生の業務負担軽減に向けた取り組み

アナログ×デジタル先進事例【 MITORU 】



【主な特徴・メリット】

- 紙の良さを活かしたAI活用:　鉛筆で書く学習スタイルはそのままに、採点だけを効率化。
- 即時フィードバック:　児童はその場で丸付け結果を知り、自立的に学習を進められる。
- 教員の負担軽減と個別指導の充実:　全体の採点時間が減ることにより、フォローが必要な児童に対して時間を割くことができる
- 教師の満足度につながる：　クラスの子供のできる・わかるを先生が実感できる。

これからの教科書と教材の連携に期待すること

① 教科書と教材の連携促進

・学び直しへの接続
・学習導線の一体化
・個別最適な支援

② 学習ログの活用と連携基盤の整備

教科書 × 教材 × CBTの統合的な学習履歴の蓄積と活用
教科書発行者-教材発行者-プラットフォーム事業者の
適切かつ円滑な連携とデータ共有のための環境整備

③教師の見取り支援

紙の記述× 学習ログ × 評価結果
を統合的に活用し、多面的に児童理解を深める支援

④児童生徒の関心等に応じた多様な教材活用

教科書を核とした学び × 多様な教材活用によって、
児童一人ひとりの学びの深化を実現

教材会社の役割の進化　「教科書を補完する存在」 ▶▶ **「学びを支える学習環境の設計者」へ**

紙・デジタルを問わず、教科書と教材が連携することで、子ども一人ひとりに最適な学びを実現できる。



学校教材は、子どもたちに「答え」を教えるのではなく、「答えに導く力」を育てるもの。
紙とデジタルは対立するものではなく、学習場面に応じて、互いを補完し合う存在である。
私たち教材発行者は、現場の先生方とともに、子どもの成長を支える学習環境をこれからも設計していく。

デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議の開催について

令 和 ８ 年 ４ 月 １ 日
初等中等教育局長決定

１．趣旨

「デジタル教科書推進ワーキンググループ審議まとめ～学びの可能性を広げる教科書を～」（令和７年９月 24 日中央教育審議会初等中等教育分科会デジタル学習基盤特別委員会デジタル教科書推進ワーキンググループ）において、教科書の形態として紙だけでなくデジタルも認めるようにすることとあわせて、新たな教科書の発行や採択に当たって紙又はデジタルの活用が期待される学年や教科、学習場面等についての一定の指針を国において示すことが提言されていることを踏まえ、教科書発行者や教育委員会・学校等が新たな制度の下で教科書を発行や採択・使用するに当たっての判断に資する指針の検討を行うため、「デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議」（以下「会議」という。）を開催する。

２．主な検討事項

（１）教科書において紙又はデジタルの活用が期待される学習場面や教科、学年等について
（２）デジタルな形態を含む新たな教科書の発行や採択・使用における留意点について
（３）その他

３．構成

（１）会議の構成は、別紙のとおりとする。
（２）会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

４．検討期間

検討の実施期間は、令和８年４月１日から令和８年１２月３１日までとする。

５．その他

（１）会議の庶務は、初等中等教育局教科書課において処理する。
（２）前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議
委員名簿

	市川　裕二	全国特別支援学校長会顧問、東京都立立川学園統括校長
	内田　隆志	全国高等学校長協会顧問、東京都立青山高等学校統括校長
	岡本　章宏	一般社団法人教科書協会デジタル化専門委員会委員長、 教育出版株式会社 DX 事業開発本部本部長
	工藤　和志	全日本中学校長会総務副部長、東京都葛飾区立青葉中学校校長
	柴田　博仁	群馬大学大学院情報学研究科教授
	髙瀬　智子	全国連合小学校長会調査研究部長、福生市立福生第一小学校校長
	田邊　俊治	全国市町村教育委員会連合会会長
座長代理	中川　一史	放送大学教授
	野澤　祥子	東京大学大学院教育学研究科特任教授
座長	堀田　龍也	東京学芸大学副学長、教職大学院教授
	松下　妙子	一般社団法人全国高等学校 PTA 連合会前副会長、 特定非営利活動法人ふじみ子育てネットワーク代表、 野外保育森のいえぽっち園長
	松谷　茂	日本私立中学高等学校連合会常任理事、学校法人文化杉並学園理事長
	森　達也	一般社団法人日本図書教材協会副会長
	山口　英司	茨城県教育庁学校教育部長
	弓倉　整	公益財団法人日本学校保健会専務理事

（50 音順、15 名）

令 和 ８ 年 ６ 月 １８ 日 （ 木 ）
デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議（第２回）
参 考 資 料 ２

デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議の運営について

令和８年４月10日
デジタルな形態を含む教科書の発行
・採択等の指針に関する検討会議

（趣旨）

第１条　デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議（以下「検討会議」という。）の運営については、以下のとおり定めることとする。

（検討会議）

第２条　座長は、検討会議の議長となり、議事を運営する。

２　座長がやむを得ない理由により検討会議の会議に出席できないときは、検討会議に属する委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

３　座長は、欠席する委員からあらかじめ申し出があり、代理人の出席が必要と判断するときは、代理人の出席及び発言を認めることができる。

（会議の公開）

第３条　検討会議は原則として公開とする。ただし、検討会議に属する委員等の自らの識見に基づいた専門的・学術的な審議及び率直かつ自由な意見交換を確保する必要があり、又は審議内容に個別利害に直結する事項に係る案件を含み、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（会議資料の公開）

第４条　検討会議の会議資料は原則として配付資料をホームページへの掲載等により公開する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（議事概要の公開）

第５条　検討会議の議事は、議事概要等をホームページへの掲載等により公開する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

令　和　８　年　６　月　１　８　日
デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議(第２回)
参　　考　　資　　料　　3

教科書のデジタル活用の現状と今後の方向性について

令和８年６月18日（木）
文部科学省初等中等教育局教科書課

※本資料における「現行のデジタル教科書」は、現行法における「教科書代替教材」のみを指す。いわゆる「指導者用デジタル教科書」は含まない。
※「デジタルな形態を含む教科書」とは、「学校教育法等の一部を改正する法律」により令和12年度から導入が見込まれている、紙だけでなくデジタルも取り入れて作成される教科書を指す。

１．教科書のデジタル活用の現状について

現行のデジタル教科書（教科書代替教材）

デジタル教科書の制度等

○ **令和元年度から**、**紙の教科書の内容の全部を電磁的に記録したデジタル教科書**がある場合には、教育課程の一部において**紙の教科書に代えて使用することが可能に**（「教科書」ではなく「**教科書代替教材**」）　※H30学校教育法等の一部改正

○ **令和３年度から**、デジタル教科書の**使用を各教科等の授業時数の２分の１未満とする制限を撤廃**

学習者用デジタル教科書の活用促進

○ **令和３年度以降**、**小学５年生から中学３年生を対象にデジタル教科書を国から提供**し、学校現場での**活用を促進**

○ **まずは英語、次に算数・数学**を配布。※慣れには少なくとも数年は必要であり、当面の間はデジタルと紙を併用
（令和3年度からは実証事業として、令和６年度からは購入費として予算措置）

令和３年度
・任意の１教科→**全国の約40%**

令和４年度
・英語　→**全国の100%**
・算数 数学→**全国の約20%**
（その他教科で50%）

令和５年度
・英語　→**全国の100%**
・算数・数学→**全国の約50%**

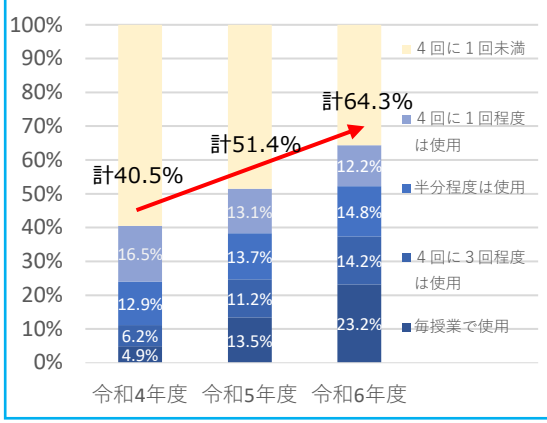
令和６年度・７年度
・英語　→**全国の100%**
・算数・数学→**全国の50～60%**

活用状況・効果

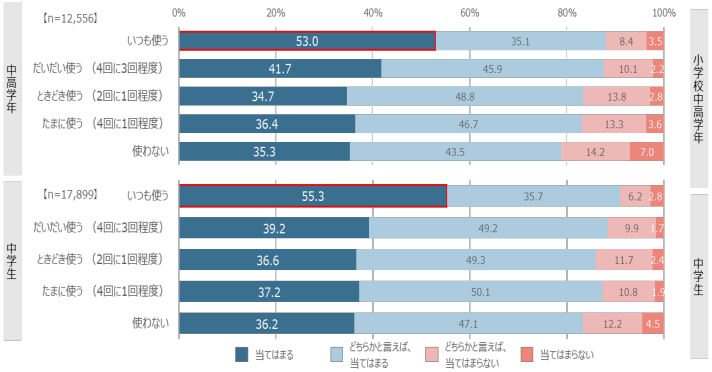
○ **毎年１０%程度ずつ、実践的な活用頻度が向上**。６割以上の教師が４回に１回程度以上は授業で使用（令和６年度）

○ **いつも使う児童生徒**は「**授業内容の理解**」、「**主体的な学び**」、「**対話的で深い学び**」ができている割合が高い

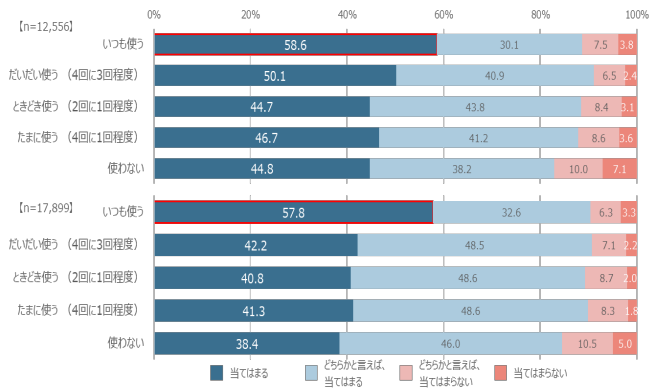
教師の授業での**使用頻度の推移**



使用頻度と**授業内容の理解**との関連

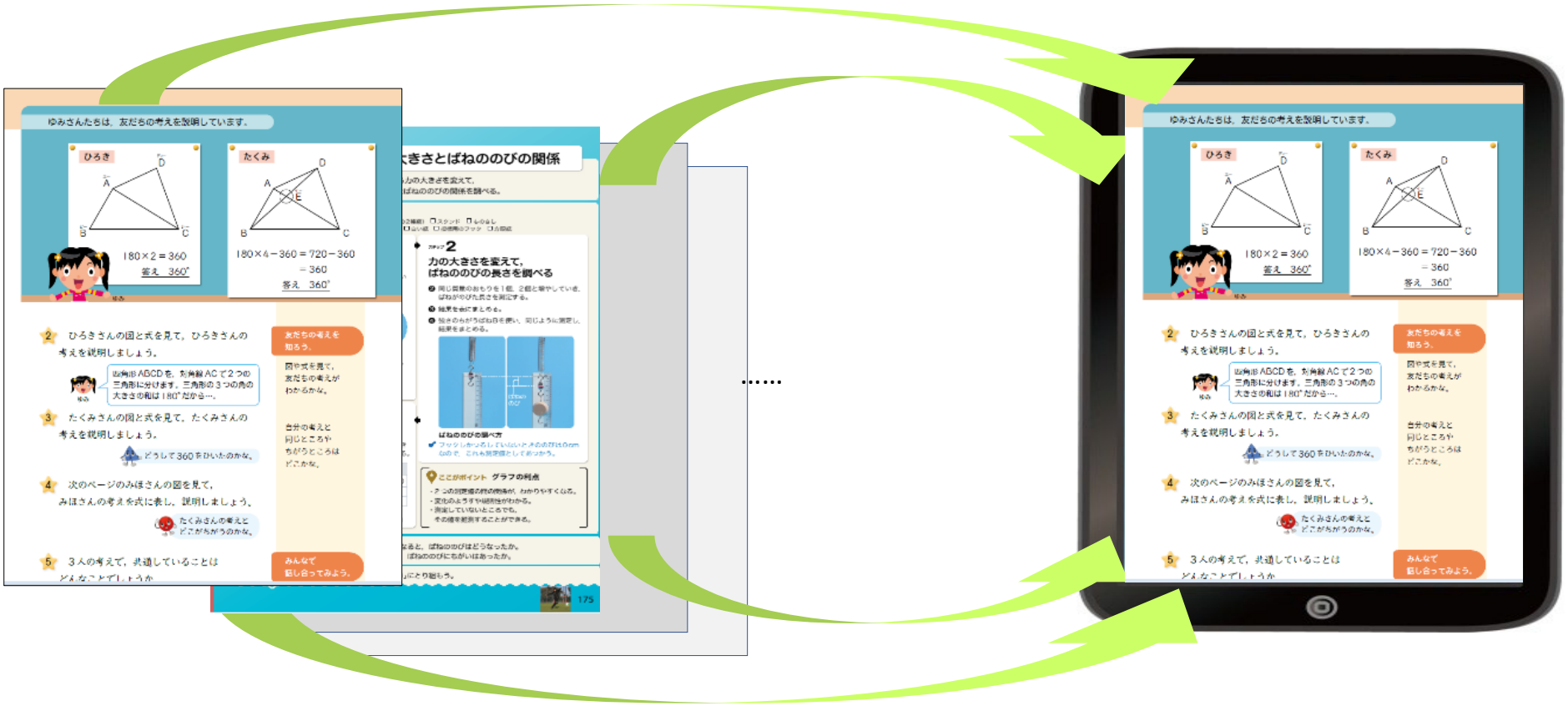


使用頻度と**「主体的な学び」**との関連



現行のデジタル教科書のイメージ

同一の内容をデジタル化



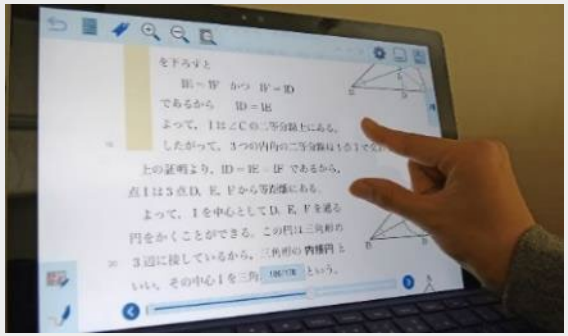
紙の教科書　　学習者用コンピュータ

【現行のデジタル教科書の機能例】

ページ移動、見開きページ表示、書き込み、書き込み消去・保存、拡大・縮小、
文字の書体・大きさ・色、行間、背景色の変更、ルビ表示、リフロー、音声読み上げ

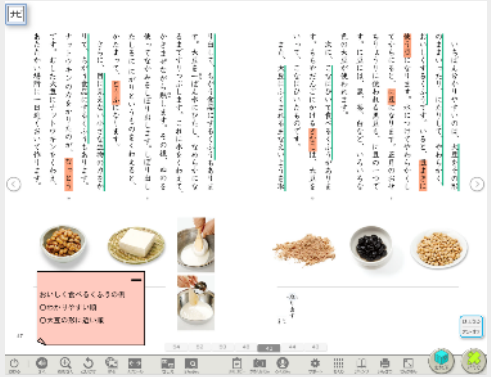
現行のデジタル教科書の機能例と使用頻度

1｜拡大



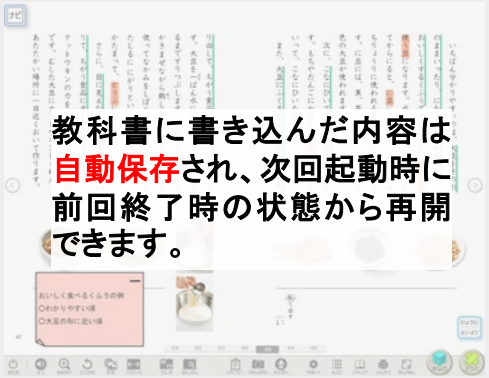
教科書を拡大して表示することができます。

2｜書き込み



教科書にペンやマーカーで簡単に書き込むことができます。

3｜保存



4｜音声読み上げ



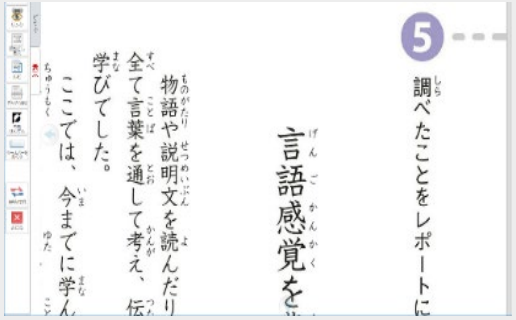
教科書の文章を音声で読み上げることができます。

5｜背景･文字色の変更･反転



教科書の背景色･文字色を変更･反転することができます。

6｜ルビ



教科書の漢字にルビを振ることができます。

児童生徒向け大規模アンケート調査　授業における学習者用デジタル教科書の機能別の使用頻度（全体教科平均、抜粋）

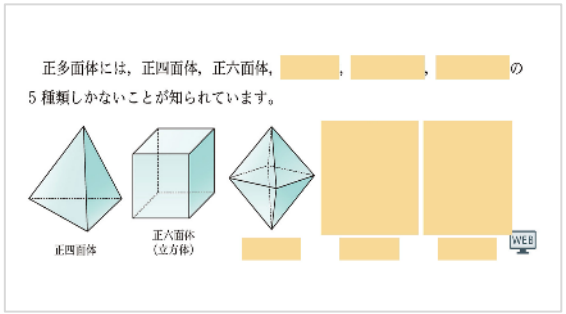
対象/機能	拡大	書き込み	保存	音声	色反転	リフロー	ルビ
R6（小･中学生）	約５４％	約５２％	約４４％	約３４％	約２８％	約４４％	約３０％

注）　アンケートにおける選択肢：①「いつも使う」、②「だいたい使う（4回に３回程度）」、③「ときどき使う（２回に１回程度）」、④「たまに使う（４回に1回程度）」、⑤「機能はあるが使ったことがない」、⑥「機能があるかわからない」、⑦「機能自体がない」のうち４回に１回以上の頻度で使うという回答（①～④）の割合

※令和6年度学習者用デジタル教科書の効果･影響等に関する実証研究事業より

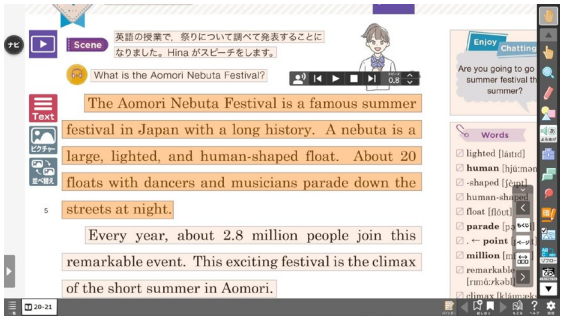
そのほか、現行のデジタル教科書にある機能の例

7｜付箋機能



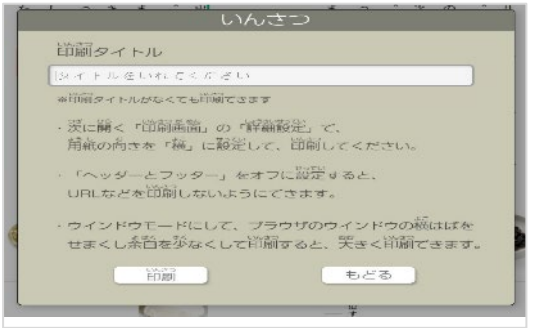
教科書の記載の一部を付箋によって隠すことができ、タッチすることで付箋を外すことができます。

8｜朗読



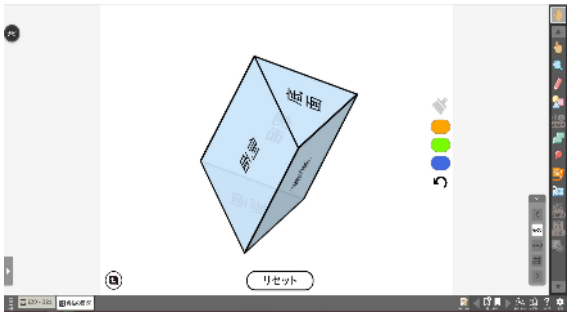
音読・朗読の音声やネイティブ・スピーカー等が話す音声を教科書の文章に同期させつつ使用することができます。

9｜印刷機能



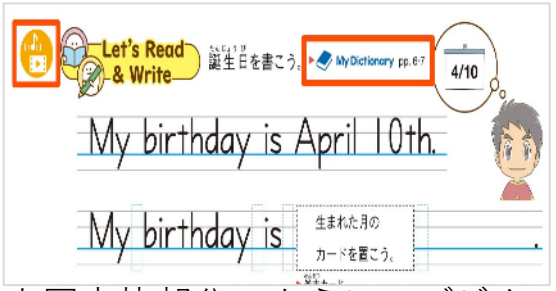
デジタル教科書で表示している画面を印刷することができます。

10｜シミュレーション機能



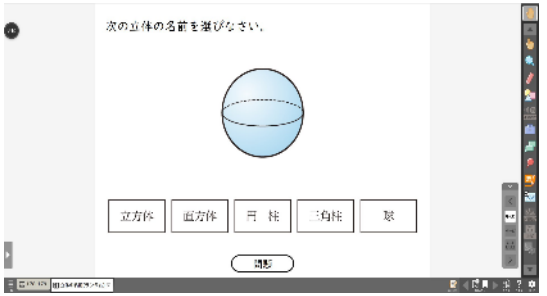
平面図形・立体図形などを回転させたり切り取ったり、サイコロを振ったりすることができます。

11｜関連教材・資料集等とのリンク



上図赤枠部分のように、デジタル教材や資料集等の関係部分にスムーズにリンクすることができます。また、自由に外部サイトへのリンクを貼ることもできます。

12｜問題のポップアップ・自動採点



教科書に記載の問題部分をポップアップ表示したり、回答を自動採点できます。

現行のデジタル教科書と他のデジタル教材を一体的に
使用することで、可能となる学習方法の例。

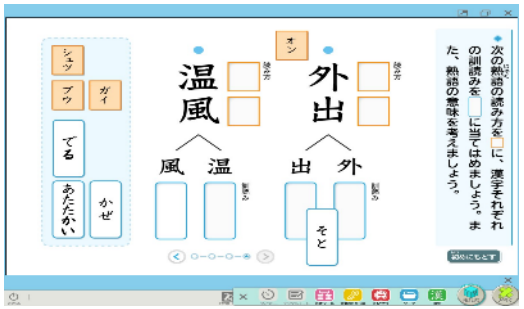
現行のデジタル教科書と他の
ICT機器等を一体的に使用することで、
可能となる学習方法の例。

13｜動画・アニメーション等



教科書に関連付けて動画・アニメーション等を使用することができます。

14｜ドリル・ワークシート等



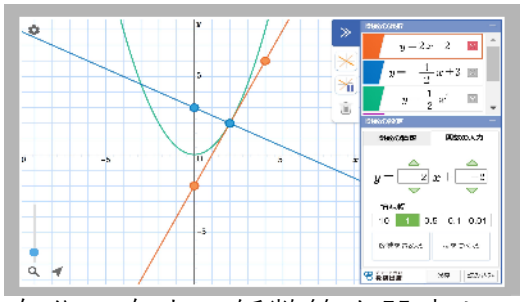
教科書に関連付けてドリル・ワークシート等を使用することができます。

15｜本文・図表等の抜き出し



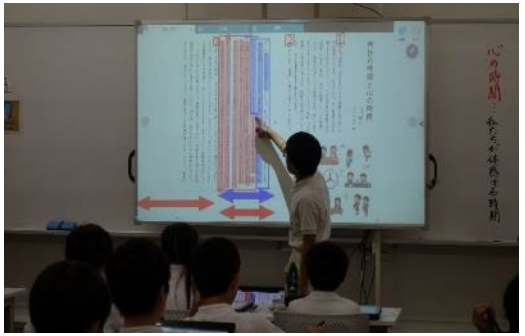
教科書の文章や図表等を抜き出して活用するツールを使用することができます。

16｜グラフ作成ツール



自分で自由に係数等を設定してグラフを作成できます。複数のグラフを重ねて表示することも可能です。

大型提示装置による表示



児童生徒の手元の画面を大きく表示することができます。

ネットワーク環境による共有



授業支援システム等を活用し、児童生徒の手元の画面を共有することができます。

2. 今後の方向性

中教審・デジタル教科書推進WG　審議まとめのポイント

今後の教科書の在り方

現行

○ **学校での使用義務や検定・採択・無償給与（義務教育）等の対象**となるのは**紙の教科書**（教科用図書）**のみ**

○ 紙の教科書の内容をそのまま PC・タブレット等で表示する「**教科書代替教材**」は、教科書に代えて使用することができるものの、**教科書ではない**ため、**使用義務や検定・採択・無償給与等の対象外**

○ これまで紙だけが認められていた**教科書にデジタルの良さを取り入れることを可能とする**ことにより、**児童生徒にとってより分かりやすい教科書へ**

○ **デジタルな形態を含むものも「教科書」として位置付け、使用義務や検定・採択・無償給与等の対象に**

使用義務、無償給与、著作権等に関し、**学校教育法などの制度改正が必要**

指針・検定での対応

制度改正後の「デジタルな形態を含む新たな教科書」について、

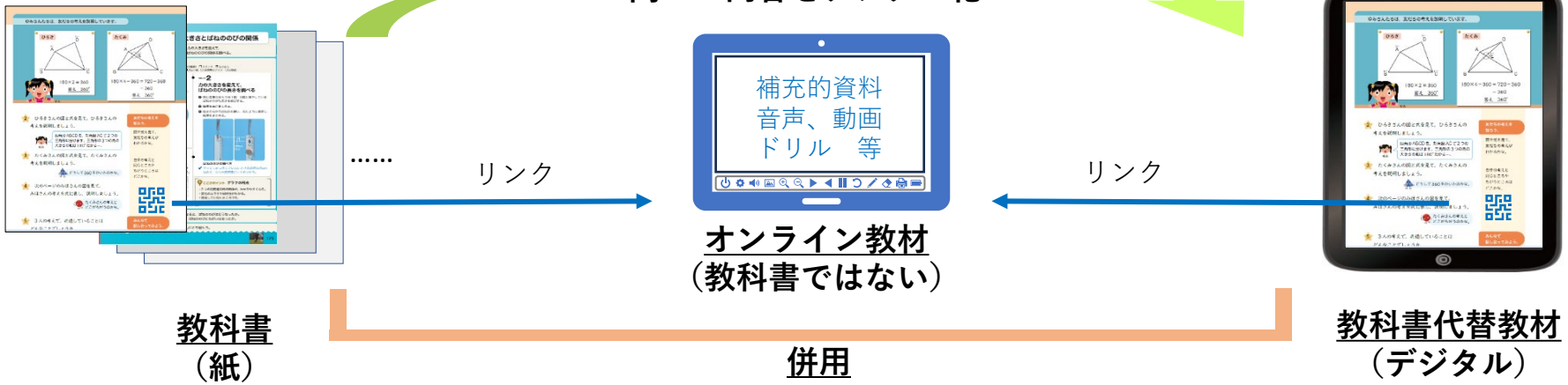
○ **発行・使用に当たっての指針を国が速やかに策定**

○ 検定調査審議会において**新たな教科書に対応した検定の仕組みを整備**

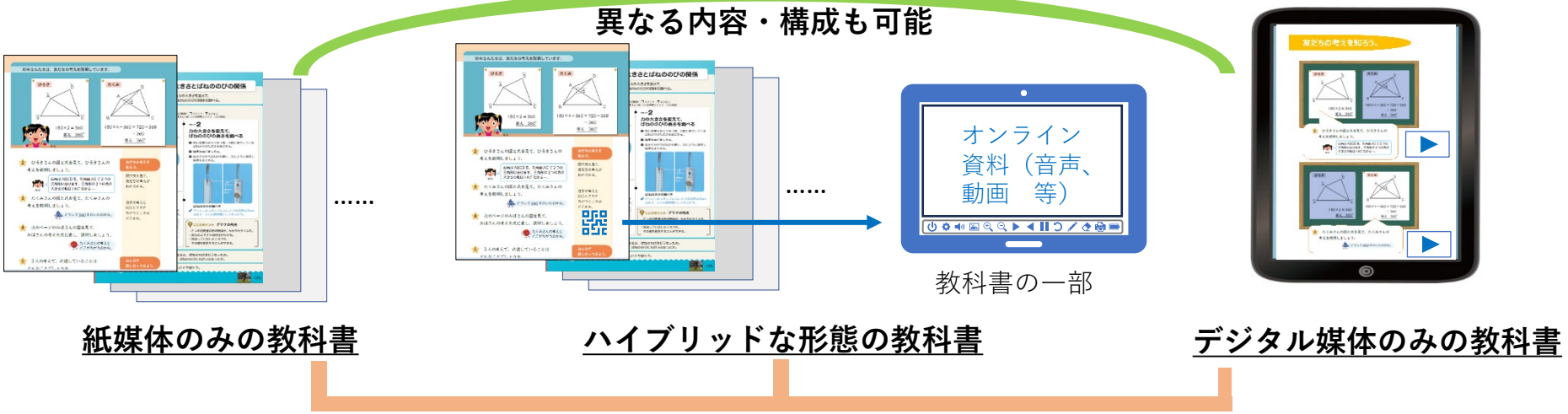
導入時期　**次期学習指導要領の実施に合わせて導入**

教科書制度の見直しの方向性（イメージ）

現行制度



制度改正後



- **形態に関わらず全て正式な教科書として制度上位置付け**（検定・採択・使用義務・無償給与（義務教育）・定価認可等の対象に）

二次元コード先の位置付けについて

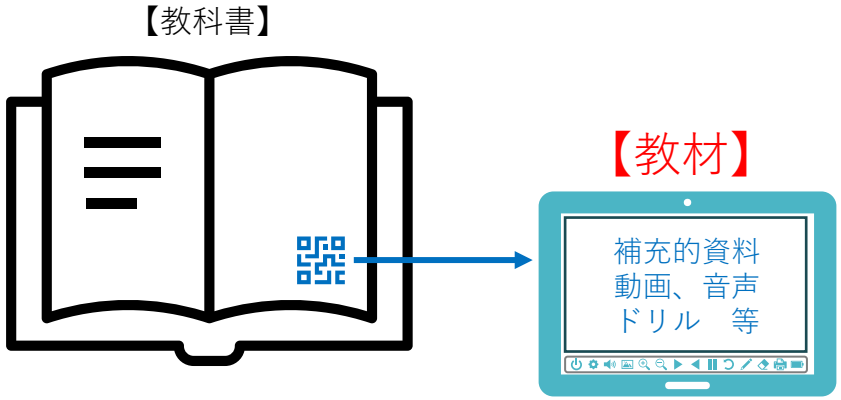
○　現在、教科書に掲載されている**二次元コード先のコンテンツは教科書ではなく「教材」**である

○　教科書に教材が付いていることで、以下のように**教科書採択制度の趣旨から望ましくない状況**や、**教育現場・教科書発行者の負担が生じている**

- ✓　二次元コード先を**全て扱わなければならないのではないかと学校現場が負担に感じている**との指摘
- ✓　多くの教育委員会等で**二次元コード先も教科書調査研究や採択考慮の対象としている**
- ✓　教科書発行者は教科書**採択への影響を考慮して二次元コードを大幅に増加**させている

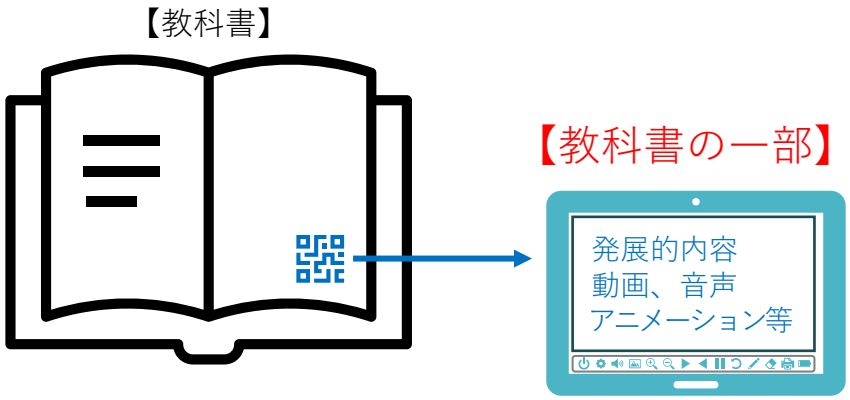
➡ 今後は、二次元コード先も**教科書の一部として位置付けられるものに限定して認める**
（**コンテンツの無制限な拡大の抑制**により、教育現場や発行者の負担を軽減しつつ、質の保証も実現）

＜現行＞



- ➢　二次元コード先は教科書ではなく「教材」
- ➢　検定での扱いは教科書と異なる
（教科書の内容との関連性等のみ確認）

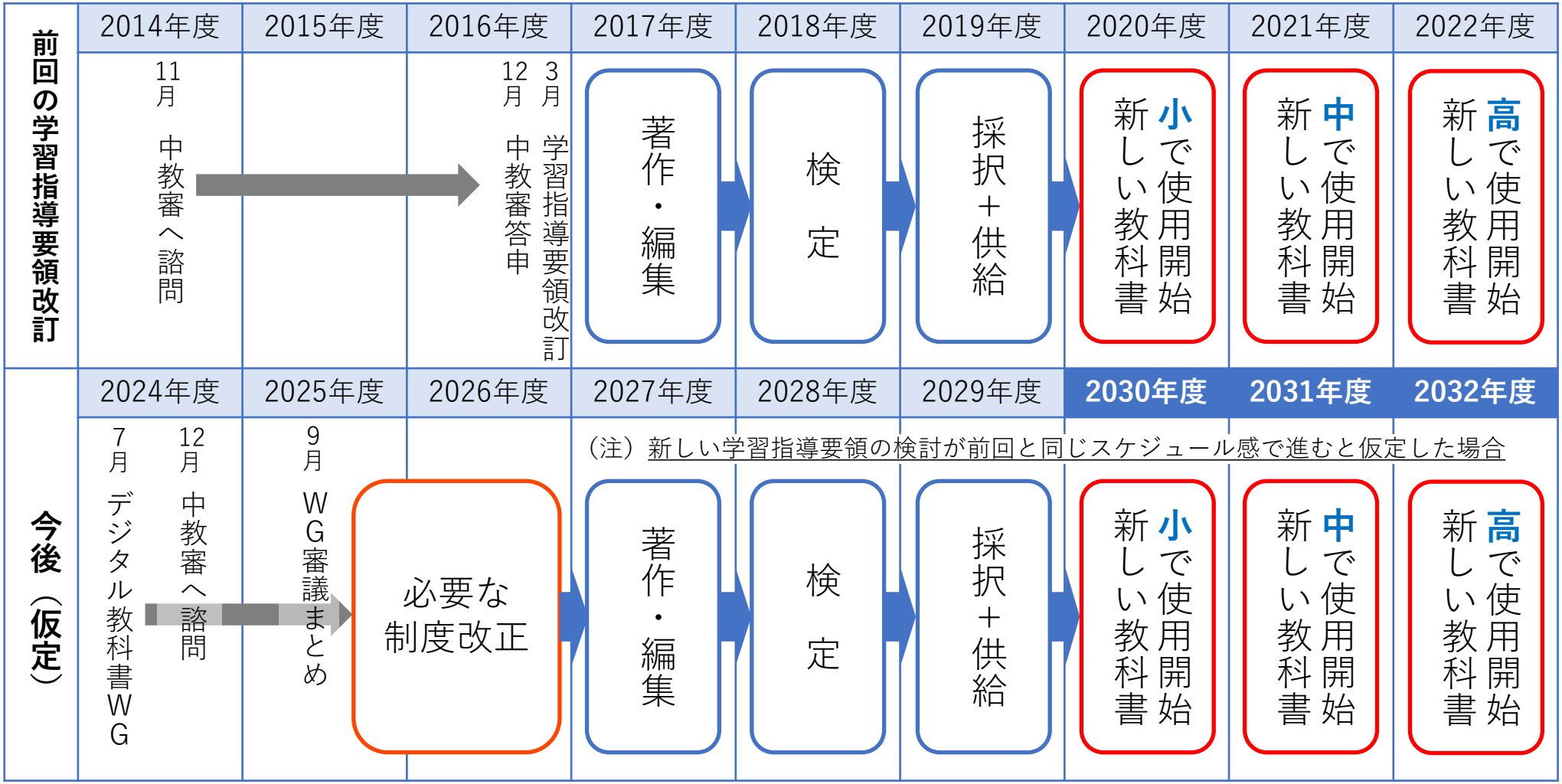
＜制度改正後＞



- ➢　二次元コード先も「教科書」
- ➢　教科書の一部として検定の対象に

今後のスケジュール（イメージ）

○ **次期学習指導要領の実施に合わせて新しい形態の教科書が使用できるようにする**ことを念頭におく。
○ 仮に次期学習指導要領の検討が前回と同じスケジュール感で進むと仮定すると、**2026（令和８）年度までに様々な制度的な整備が必要**。



学校教育法等の一部を改正する法律の概要

趣　旨

情報通信技術の進展に鑑み、**教科書にデジタルの良さを取り入れることにより児童生徒の教育の充実を図る**ため、小学校等において**デジタルな形態を含む教科書の使用を可能とする**とともに、当該教科書の発行及び無償措置に係る規定を整備する等の措置を講ずる。

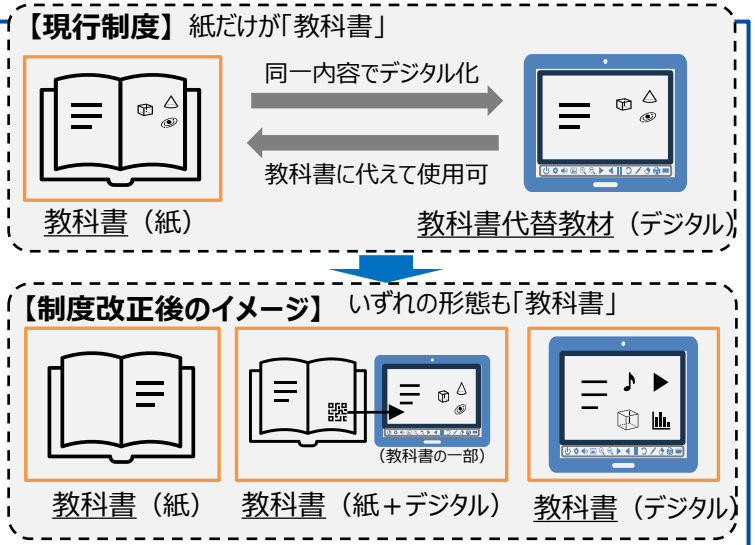
概　要

1．学校教育法の一部改正

① 小学校、中学校、高等学校等の授業で**使用しなければならない「教科用図書」について、**紙媒体に限定している「教科用図書」という現行規定を改め、**デジタルな形態を含み得るよう**、新たに**「教科書」を規定する。**【第34条第１項関係】

② ①に伴い、「教科用図書」の内容を電磁的に記録した「教科用図書代替教材」がある場合には、教育課程の一部において、教科書の使用義務に関わらず、「教科用図書」に代えて「教科用図書代替教材」を使用できる制度を廃止する。【第34条第２項関係】

③ 特別支援学校や高等学校の専門教科等において、検定済教科書が無い場合等に使用する図書についても、①と同様に、デジタルな形態を含む教材を使用できることとする。【附則第９条関係】



2．教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正

○ 教科書発行義務や保証金の制度等について、デジタルな形態を含む新たな教科書の発行に対応するために必要な措置を講ずる。【第10条、第13条関係】

3．義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正

① **デジタルな形態を含む新たな教科書等を無償とする。**【無償法第１条第１項・無償措置法第２条第２項関係】

② デジタルな形態を含む新たな教科書等を無償とする措置について必要な事項を定める。【無償措置法第３条から第９条まで関係】

4．著作権法の一部改正

○ デジタルな形態を含む新たな教科書の発行・使用等に伴い、音楽や動画を含む著作物等の公衆送信等の利用に係る権利制限の拡充等の措置を講ずる。【第33条、第33条の２、第102条関係】

5．その他

○ 文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律について、デジタルな形態を含む新たな教科書の使用、発行及び無償措置に関して必要な措置を講ずる。

施行期日

令和９年４月１日

令和８年６月１８日（木）
デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議(第2回)
参考資料 4

デジタルな形態を含む新たな教科書の円滑な導入に向けた主な論点

① 教科書として紙だけでなくデジタルな形態も可能となった場合、学校種や学年段階、教科の特性などに照らし、採択権者の意向も踏まえて、教科書の形態のあり方についてどのように考えるか。

② これまでの教科書代替教材の活用実績や実証研究から窺われる、学習への使用における紙・デジタルの特性を踏まえて、紙が効果的な学習場面、デジタルが効果的な学習場面についてどのように考えるか。

③ 認知科学や発達心理学などの知見も踏まえて、児童生徒の発達段階とデジタルな形態を含む新たな教科書の発行・使用との関係をどのように考えるか。

④ デジタルな形態を含む新たな教科書が導入された場合、授業等での PC・タブレット等の活用場面が増加することが考えられるが、児童生徒が学習目的以外のことに使用したりすることのないよう、次期学習指導要領の検討も踏まえつつ、情報活用能力の育成強化の観点も含め、どのような対応が必要と考えるか。

⑤ 授業等での PC・タブレット等の活用場面が増加することにより、児童生徒が「手書き」する場面が減少するとの懸念についてどのように考えるか。

⑥ デジタルな形態を含む新たな教科書が導入された場合、児童生徒の視力低下など健康への影響をどのように考えるか。

⑦ 諸外国における教科書へのデジタル活用をめぐる動向についてどのように考えるか。

⑧ 次期学習指導要領における基本的方向性として示されている教科書の在り方（内容の精選や教材との役割分担）を実現するために、デジタルな形態を含む新たな教科書の導入に合わせて、教科書の発行者と採択権者双方にどのようなことを示していくか。また、その上でデジタル教材との円滑な連携をどのように確保していくか。

⑨ 教科書の制作・発行、採択、使用において、発行者や採択権者などに過度な負担が生じないよう、どのようなことに留意すべきか。

⑩ デジタルな形態を含む教科書を採択し、円滑に使用していくために学校の ICT 環境や支援体制に関してどのようなことに留意すべきか。

令和８年６月18日（木）
デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議（第2回）
参考資料５

「主な論点」とこれまでの主な御意見について

※　第１回検討会議の資料４「デジタルな形態を含む新たな教科書の円滑な導入に向けた主な論点」と、第１回検討会議までの委員の御意見の対応関係を整理したもの。
※　以下に示す御意見は、適宜要約して記載しているため、正確な委員の御発言については、別途公開している議事録を参照のこと。

【論点①　教科書の形態のあり方】
教科書として紙だけでなくデジタルな形態も可能となった場合、学校種や学年段階、教科の特性などに照らし、採択権者の意向も踏まえて、教科書の形態のあり方についてどのように考えるか。

○　小学校の中でも、基礎的な学力を身につけていく段階といえる低学年・中学年については、全てがデジタルな教科書のみとなるということは慎重に検討して取り扱うべきではないか。（第１回）
○　紙の教科書・デジタル教科書それぞれの良さがあるため、教科の特性や学習内容に応じて教科書が作成されることが重要。（第１回）
○　学習する児童生徒の視点に立つとともに、指導する教師の視点も踏まえて検討していくことも必要。（第１回）
○　どのような形態の教科書を選択する場合でも、デジタルか、紙かといった二項対立に陥らずに、どちらのメリットも生かしながら日常的に活用していくことが重要だと思う。（第１回）

【論点②　紙・デジタルがそれぞれが効果的な学習場面】
これまでの教科書代替教材の活用実績や実証研究から窺われる、学習への使用における紙・デジタルの特性を踏まえて、紙が効果的な学習場面、デジタルが効果的な学習場面についてどのように考えるか。

○　現行制度下において、現行のデジタル教科書と一体的に使用できるコンテンツや機能が教科ごとにあるため、これらを具体例として検討することが考えられるのではないか。（第１回）
○　学習に対しての生徒の特性は、デジタルな形態の教材を使用する際の大きなポイントであり、どういったところで効果的に使えるのか、あるいは課題が生じるのかを明確にしていくことが必要。（第１回）
○　紙については、深い読解力、一覧性、思考の定着といった面で非常に強みがあり、デジタルについては、個別最適化、可視化、試行錯誤、協働的学習

の面で非常にプラスになっている。それらを適切に組み合わせて設計し、使用することが大事（第１回）

○　教材においても紙とデジタルそれぞれに適した学習場面があると認識しており、例えば書くこと、試行錯誤すること、思考を深めるような場面では、紙に価値がある。他方で、即時フィードバック、情報共有の可視化、個別最適な学びの支援では、デジタルが有効。（第１回）

【論点③　児童生徒の発達段階との関係】

認知科学や発達心理学などの知見も踏まえて、児童生徒の発達段階とデジタルな形態を含む新たな教科書の発行・使用との関係をどのように考えるか。

○　高校の学習教材や教科書については分量がかなり多いことも踏まえる必要がある。（第１回）

○　デジタル媒体の場合、画面上で何度も消せるからこそ、描くということにきれいさを求め、描くということ自体にこだわってしまうことがある。（第１回）

○　意図しない振る舞い（操作）が集中の妨げになることがある。（第１回）

○　授業そのものよりも、機能の探索やアプリケーションの可能性に没入してしまう可能性がある。（第１回）

○　タブレットを用いて協働的な学習をする場合、他の児童生徒の顔を見ず、画面を見て会話してしまうことがある。（第１回）

○　小学校の段階では発達段階を考慮することが重要であり、低学年では学習する内容を容易に見ることができることが重要。中学年についても、同様に容易に見たり見比べたりできることが大切。（第１回）（※再掲）

【論点④　目的外使用と情報活用能力】

デジタルな形態を含む新たな教科書が導入された場合、授業等での PC・タブレット等の活用場面が増加することが考えられるが、児童生徒が学習目的以外のことに使用したりすることのないよう、次期学習指導要領の検討も踏まえつつ、情報活用能力の育成強化の観点も含め、どのような対応が必要と考えるか。

○　ICT 活用と情報活用能力の育成は、次期学習指導要領の検討でも示されている論点であり、当該検討の中でも、情報活用能力の活用について考える必要がある。（第１回）

【論点⑤　「手書き」が減少する懸念】

授業等での PC・タブレット等の活用場面が増加することにより、児童生徒が「手書き」する場面が減少するとの懸念についてどのように考えるか。

○　思考の整理、概念の定着、感情やアイデアの表現については、手書きの素晴らしい点が表れている。（第１回）
○　教材においても紙とデジタルそれぞれに適した学習場面があると認識しており、例えば書くこと、試行錯誤すること、思考を深めるような場面では、紙に価値がある。（第１回）（※再掲）

【論点⑥　健康への影響】
デジタルな形態を含む新たな教科書が導入された場合、児童生徒の視力低下など健康への影響をどのように考えるか。

○　問題は、健康に関するガイドラインが学校現場で守られているかであり、ガイドラインで求められているような内容を指導できる教師の育成が一つ課題。（第１回）
○　家庭学習時の教科書の使い方までは把握できないため、保護者への啓発も併せて必要。（第１回）

【論点⑦　諸外国の動向】
諸外国における教科書へのデジタル活用をめぐる動向についてどのように考えるか。

○　フィンランドとかシンガポール等の先行国においては、学年や基礎的な学力を身につける学習指導では、紙の教科書の方がより学習効果が高い可能性があると示されていると承知。（第１回）

【論点⑧　次期学習指導要領との関係、デジタル教材との連携】
次期学習指導要領における基本的方向性として示されている教科書の在り方（内容の精選や教材との役割分担）を実現するために、デジタルな形態を含む新たな教科書の導入に合わせて、教科書の発行者と採択権者双方にどのようなことを示していくか。また、その上でデジタル教材との円滑な連携をどのように確保していくか。

○　内容については、質とともに膨大になり過ぎないように、適正な量というのが求められるのではないか。（第１回）
○　設計や制度の在り方によっては、現場にとっての使いやすさや教材との役割分担が曖昧になる懸念も感じている。教材は、個別最適、基礎・基本の徹底、学びに向かう多様なアプローチなど、いわゆる「どのように学ぶか」というところを支える存在であり、教科書と教材の役割分担こそがこれまで現場を支えてきた重要な構造である。（第１回）
○　教科書と教材の適切な線引き、そして連携の在り方を明確にすることが、

現場の混乱を防ぎ、より質の高い学びにつながっていくのではないか。（第１回）

【論点⑨　発行者、採択権者等の負担】
教科書の制作・発行、採択、使用において、発行者や採択権者などに過度な負担が生じないよう、どのようなことに留意すべきか。

○　教科書の採択の際、発行者として見本を提供することになっているが、制度改正後、デジタルの形態を含む見本をどのように提供するのが良いのか。（第１回）
○　デジタルな形態を含む教科書も採択の対象となることで、デジタルな素材についても十分に吟味することとなり、業務量の面で悩ましい事態に陥らないか懸念。採択に要する時間を現状よりも十分にとれるようにする必要があるのではないか。（第１回）
○　デジタルな形態を含む教科書の内容や量について制約をかける必要があるのではないか。（第１回）
○　デジタルな形態を含む教科書の採択に当たって、格納された全てのデジタルコンテンツを調査するためには、相当な時間と労力がかかる。都道府県教育委員会における調査研究の対象範囲を含め、国として方向性を示すべき。（第１回）

【論点⑩　学校の ICT 環境や支援体制】
デジタルな形態を含む教科書を採択し、円滑に使用していくために学校の ICT 環境や支援体制に関してどのようなことに留意すべきか。

○　全校一斉使用に耐え得るだけの回線速度の確保や、必要に応じた回線工事が今後の課題になると予測される。（第１回）

【その他の御意見】

○　論点③（児童生徒の発達段階との関係）について、発達段階に加えて「障害特性」も踏まえる必要がある。（第１回）
○　学校教育法附則第９条の教材は絵本を含む一般図書を指すため、デジタルな形態の学校教育法附則第９条の教材については、どういったものがそれに該当し得るのかというガイドラインが必要。（第１回）
○　文部科学省著作教科書についても、デジタル化を進めてほしい。（第１回）
○　震災等により充電が十分できない環境下では、デジタル媒体のみの教科書を見ることができず、学習が止まってしまう懸念もある。（第１回）
○　ライセンスの有効期間や対象学年の制限、予習・復習での利用可否など、

今後、細かなルールを整理する必要がある。（第１回）

令和８年６月１８日
デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議(第２回)
参考資料６

教科書のデジタル活用をめぐる状況について
（関連データ、基礎資料等）

※本資料における「現行のデジタル教科書」は、現行法における「教科書代替教材」のみを指す。いわゆる「指導者用デジタル教科書」は含まない。
※「デジタルな形態を含む教科書」とは、「学校教育法等の一部を改正する法律」により令和12年度から導入が見込まれている、紙だけでなくデジタルも取り入れて作成される教科書を指す。

【目次】

１．教科書制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

２．現行のデジタル教科書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

３．実証研究の成果（大規模アンケート）、先行研究等・・・・・・・・・・・・28

４．GIGAスクール構想関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44

１．教科書制度の概要

我が国における教科書について

＜ 教科書とは・・・ ＞

教科書とは、**「教科の主たる教材」**として使用される、**文部科学大臣の検定を経た教科用図書**又は**文部科学省が著作の名義を有する教科用図書**のことである。**教科書は、法律により使用義務が課せられており**、義務教育段階の児童生徒には無償で給与される。

（他の教材と異なる、**教科書の位置付けと意義**）

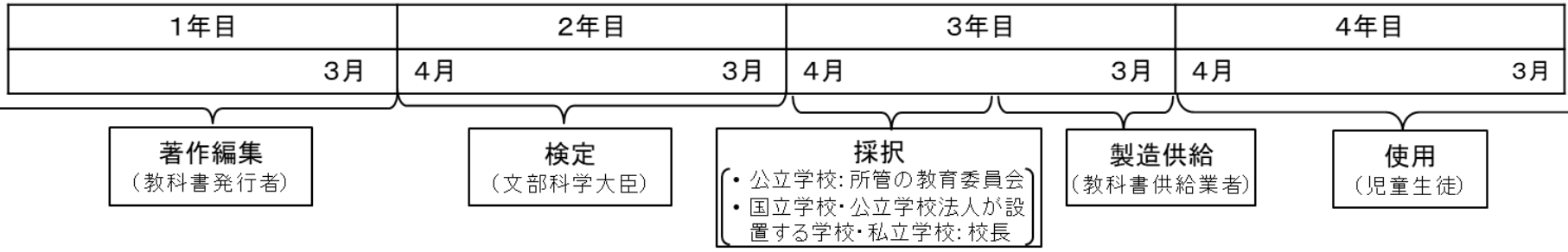
◇ 各学校において使用しなければならない　**＝「使用義務」**
◇ 文部科学大臣による検定を経る必要がある　**＝「質の確保」**
◇ 義務教育段階において児童生徒に無償で給与される　**＝「経済的負担軽減」**
◇ 国から発行者に対する発行の指示、定価の認可等　**＝「安定供給の確保」**
◇ 著作権の権利制限が認められている　**＝「適切な著作物の利用による質の向上」**

⇒ **全国的な教育水準の向上**
教育の機会均等の保障
適正な教育内容の担保 等の実現

○「教科書の在り方について（答申）」（昭和５８年６月 中央教育審議会）

教科書は、教育課程の構成に応じて系統的に組織配列された各教科の主たる教材であり、**児童生徒に国民として必要な基礎的・基本的な教育内容の履修を保障するものとして、学校教育において重要な役割**を果たしている。

○ 教科書が使用されるまでの基本的な流れ



教科書検定制度

＜ 趣　旨 ＞

国民の教育を受ける権利を実質的に保障し、

①**全国的な教育水準の維持向上**

②**教育の機会均等の保障**

③**適正な教育内容の維持**

④**教育の中立性の確保**　等の要請に応える。

学習指導要領等に基づき民間で著作・編集された図書について、教科用図書検定基準に基づき、教科用図書検定調査審議会が専門的・学術的な審議を行い、その結果に基づいて文部科学大臣が教科書として適切か否かを審査。これに合格したものが教科書として使用可能となる。

＜ 観　点 ＞

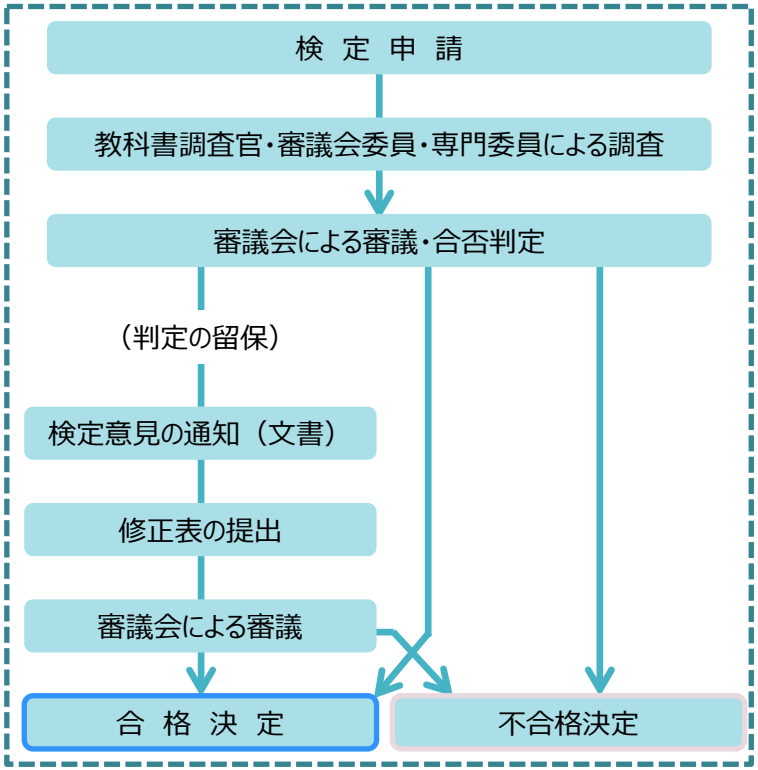
教科書検定は、教科用図書検定基準に基づき、

① 学習指導要領等の内容に照らして適切か、政治・宗教の扱いや取り上げる題材の選択・扱いが公正かなどの**「準拠性及び公正性」**

② 客観的な学問的成果や適切な資料等に照らして事実関係の記述が正確かなどの**「正確性」**

といった観点から、記述の欠陥を指摘することにより行われている。

＜ 教科書検定の流れ ＞



○義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成29年文部科学省告示第105号）

第1章　総則

（1）　本基準は、（中略）検定のために必要な審査基準を定めることを目的とする。

（2）　本基準による審査においては、（中略）知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民及び我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指す教育基本法に示す教育の目標並びに学校教育法及び学習指導要領に示す目標を達成するため、これらの目標に基づき、第2章及び第3章に掲げる各項目に照らして適切であるかどうかを審査するものとする。

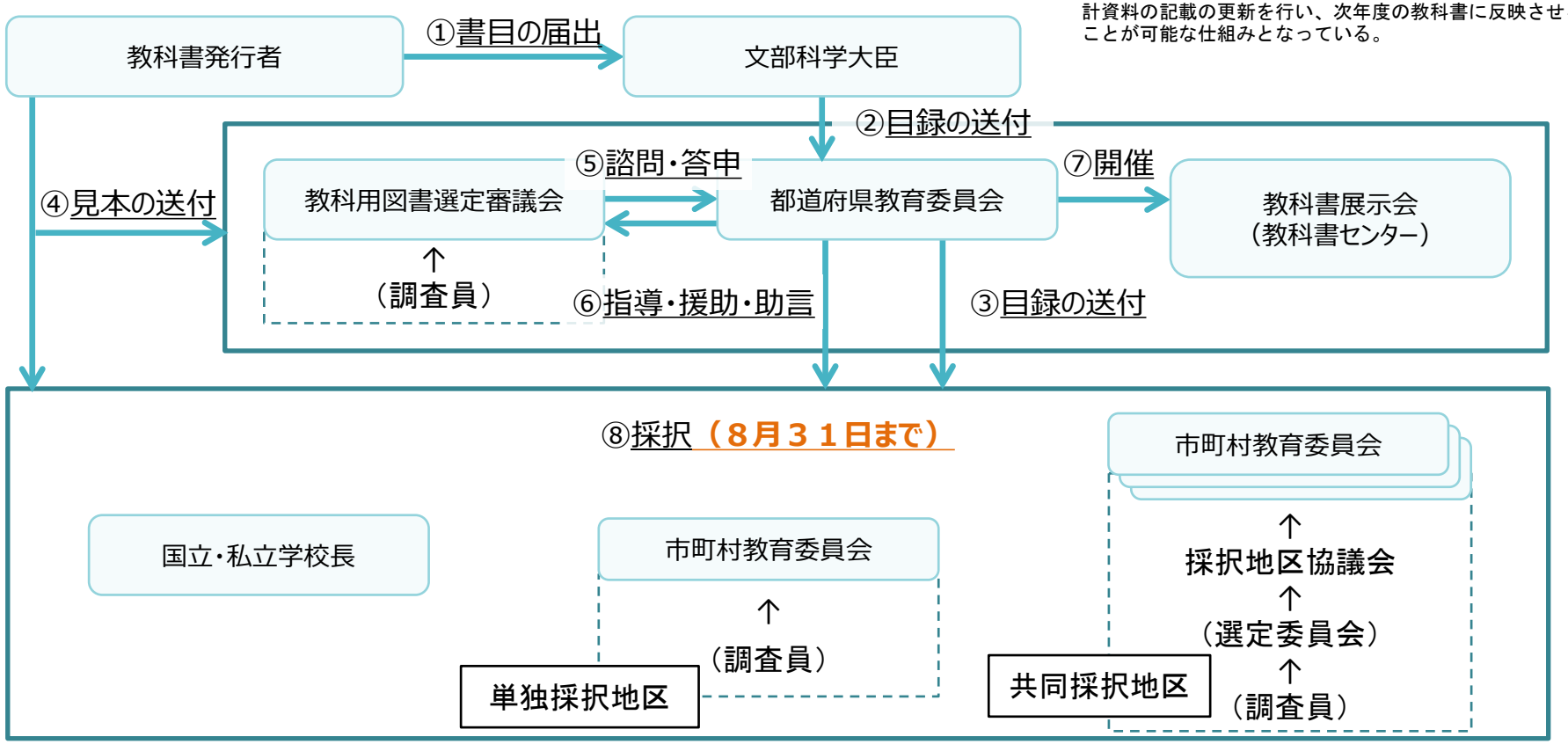
教科書採択の流れ

○ 使用される教科書の**採択権限は、公立学校については所管の教育委員会、国立学校・私立学校については学校長にあり**、域内の都道府県教育委員会の指導・助言・援助により、適切に権限を行使することが必要。

○ このうち、**公立の義務教育諸学校については、各教育委員会は種目ごとに1種類の教科書を採択**しなければならない（学校教育法第71条に規定する中高一貫校や中等教育学校は学校単位の採択が可能。）。
また、都道府県が設定する採択地区が2以上の市町村の区域で構成されている場合には、**当該採択地区における協議の結果に基づいて、各市町村教育委員会は種目ごとに1種類の教科書を採択**しなければならない。

○ 義務教育諸学校において使用する教科書は、**原則として4年間同一のものを採択**することとされている(※)。

※最新の社会情勢に合わせて、教科書発行者が事実関係や統計資料の記載の更新を行い、次年度の教科書に反映させることが可能な仕組みとなっている。



小・中・高等学校の教科書の検定・採択の周期

学校種別等区分 ＼ 年度（西暦）			H30 (2018)	H31/R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
小学校		検　定	◎				◎				◎	
		採　択	△	△				△				△
		使用開始	●	○	○				○			
中学校		検　定	◎	◎				◎				◎
		採　択	▲	△	△				△			
		使用開始		●	○	○				○		
高等学校	主として低学年用	検　定		◎	◎				◎			
		採　択			△	△				△		
		使用開始				○	○				○	
	主として中学年用	検　定			◎	◎				◎		
		採　択				△	△				△	
		使用開始	○				○	○				○
	主として高学年用	検　定				◎	◎				◎	
		採　択	△				△	△				△
		使用開始		○				○	○			

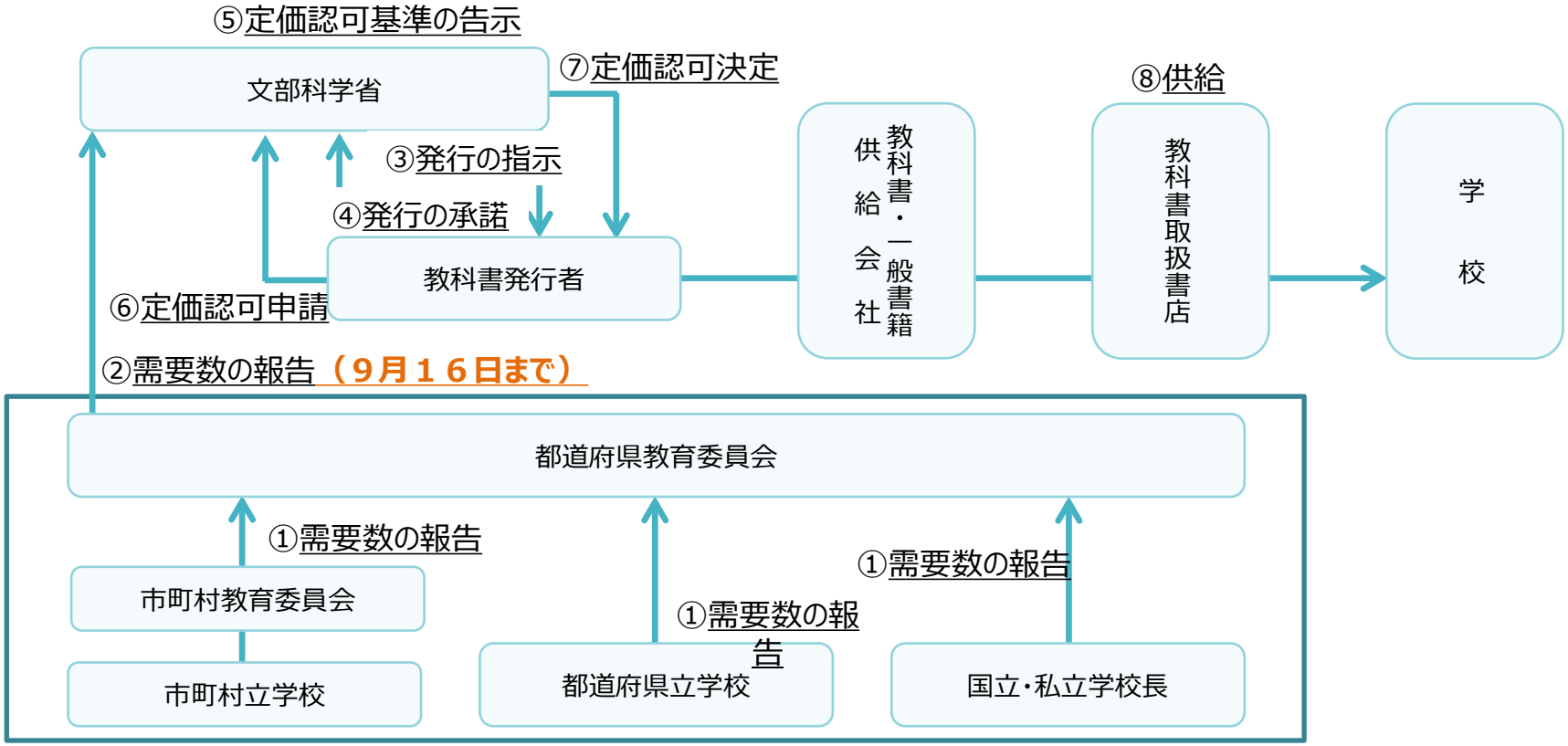
◎：検定年度
△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度
○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと、高校は毎年採択替え）
▲：前年度の検定で合格した「特別の教科　道徳」の教科書の初めての採択が行われた年度
●：「特別の教科　道徳」の教科書の使用開始年度
※小学校における平成30年度、中学校における平成31年度／令和元年度においては、「特別の教科　道徳」
　を除く各教科の教科書について採択が行われた。
※太線以降が、現行学習指導要領の教育課程に係る教科書についてである。

教科書の発行・供給

○　採択権者による教科書の採択結果に基づいて、必要となる教科書の見込み数が都道府県教育委員会に報告された後、都道府県教育委員会から文部科学省に対して、**9月16日までに教科書需要集計一覧表を提出**。

○　その後、「発行の指示」→「発行の承諾」→「定価認可基準（上限額）の告示」→「定価認可申請」→「定価認可決定」を経た後、発行者の責任のもと、供給会社・教科書取扱書店等を通じて、各学校に教科書が供給される。

○　また、**義務教育諸学校用の教科書の発行者については**、教科書をより安定的に発行する必要性から、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づいて、**発行者の指定制度**が採られている。



教科書の発行・無償給与に関する状況（令和7年度）

【教科書の発行状況】

＜ 教科書の種類数・点数 ＞（令和7年度使用）

区分	種類数（種）	点数（点）
小学校用教科書（検定済教科書）	54	259
中学校用教科書（検定済教科書）	71	142
高等学校用教科書		
第1部：H30文科省告示第68号に基づく		
検定済教科書	609	639
著作教科書	50	52
小計（第1部）	659	691
第2部：H21文科省告示第34号に基づく		
検定済教科書	19	19
著作教科書	0	0
小計（第2部）	19	19
計（第1部＋第2部）	678	710
特別支援学校用教科書（著作教科書）	26	319
合計	829	1,430

※種類数とは、教科・種目別に、例えば、小学校用国語教科書1年生用から6年生までの1シリーズを1種と数えたもの。
※点数とは、種目・学年・巻別に、例えば、上・下巻2冊は2点と数えたもの。

【義務教育教科書の無償給与状況】

○　義務教育諸学校で使用される教科書は、国が購入し、児童生徒に無償で給与される。
☆義務教育教科書購入費(令和8年度予算)：約470億円

＜ 児童生徒1人当たりの平均教科書費 ＞（令和7年度使用）

（円）

小学校	
学年区分	金額
第1学年用	4,359
第2学年用	2,441
第3学年用	5,308
第4学年用	3,999
第5学年用	5,547
第6学年用	4,602
各学年の平均	4,376

（円）

中学校	
学年区分	金額
第1学年用	9,520
第2学年用	4,506
第3学年用	4,118
各学年の平均	6,048

＜ 児童生徒1人当たりの平均教科書費の推移 ＞

（円）

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
小学校用	4,083	4,083	4,083	4,140	4,266	4,376
中学校用	5,467	5,647	5,647	5,727	5,899	6,048

義務教育教科書購入費

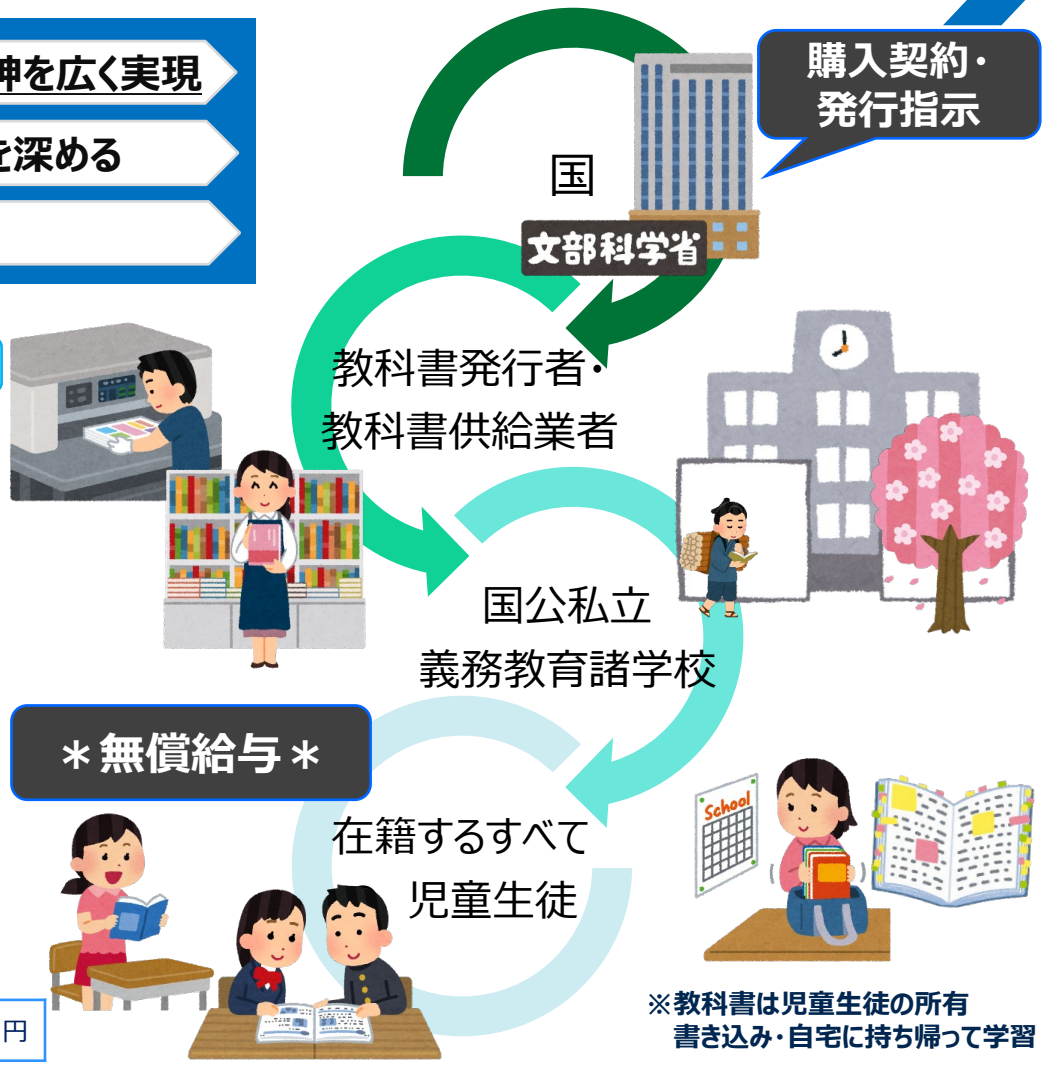
令和８年度予算額　470億円
（前年度予算額　472億円）

文部科学省

昭和38年度から

国・公・私立義務教育諸学校に通う全ての児童生徒に教科書を無償給与

- 憲法第26条の**義務教育無償の精神を広く実現**
- 次代を担う**子供たちの国民的自覚を深める**
- 教育費の**保護者負担軽減**



【予算額推移】

適正な教科書価格を維持

	予算額（億円）	定価改定率（%）
R8（案）	470	＋ 1.5
R7	472	+2.6
R6	471	+3.0
R5	464	+1.4
R4	460	0

【参考：R8児童生徒１人あたり平均教科書費】

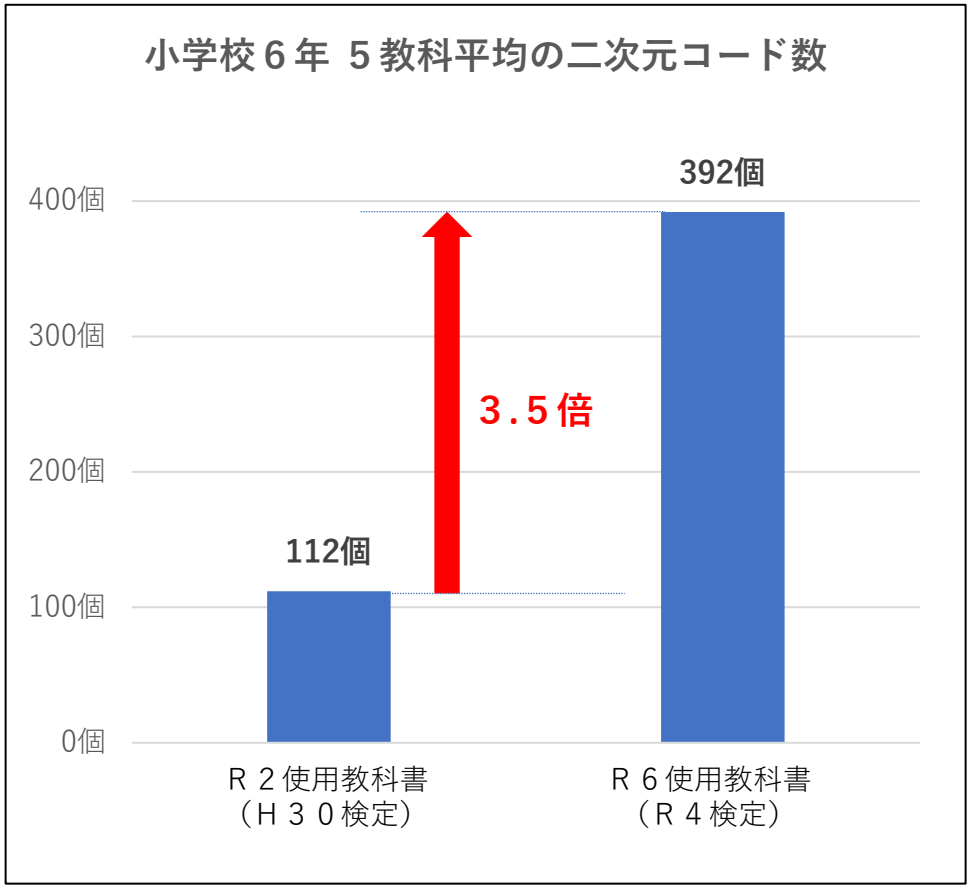
小学校用	4,443　円	中学校用	6,137　円

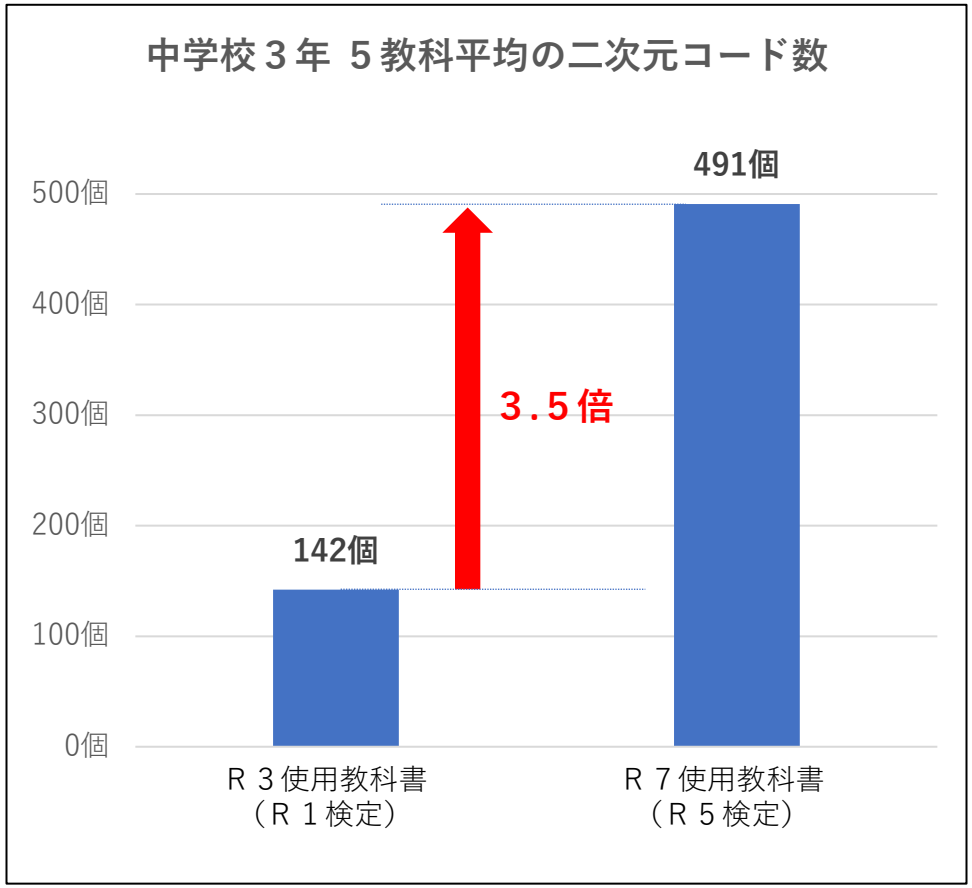
※教科書は児童生徒の所有
書き込み・自宅に持ち帰って学習

（担当：初等中等教育局 教科書課）

教科書の二次元コード数の状況

○小学校６年、中学校３年の教科書に掲載された二次元コード数は、４年前（前回検定時）に比べて**３.５倍に増加**
（※二次元コードの参照先は教科書ではなく「教材」という扱い）





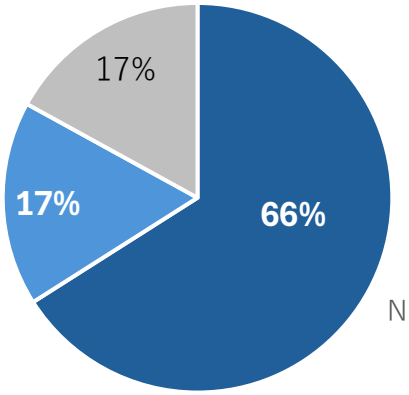
【出典】検定申請資料から文部科学省作成

（注）
・５教科：国語、社会、算数/数学、理科、英語
・検定申請時に図書に掲載されている二次元コード、ＵＲＬ、参考情報ありますマークのあるページ数をカウント（同一ページに二次元コード等が複数ある場合は１としてカウント）

教科書採択のプロセスにおける二次元コードの扱いについて

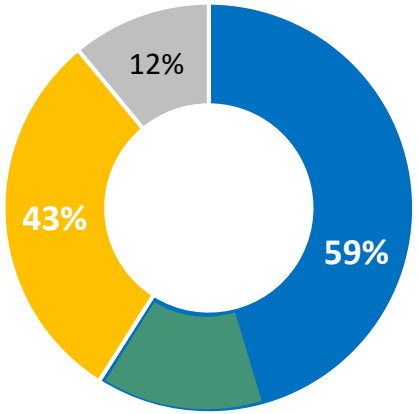
○**令和６年度の教科書採択のプロセス**において、二次元コードについて
- 指導助言等する**都道府県教育委員会の約８割が教科書調査研究の対象**とし、**約７割が選定資料に掲載**
- 採択権者である**市町村教育委員会では約６割が教科書採択の考慮事項**とし、**約４割が補助教材として確認**。**約９割がいずれかの確認**をしている。

都道府県教育委員会



■調査研究のうえ、選定資料に掲載した
■調査研究したが、選定資料には掲載していない
■調査研究していない

市町村教育委員会



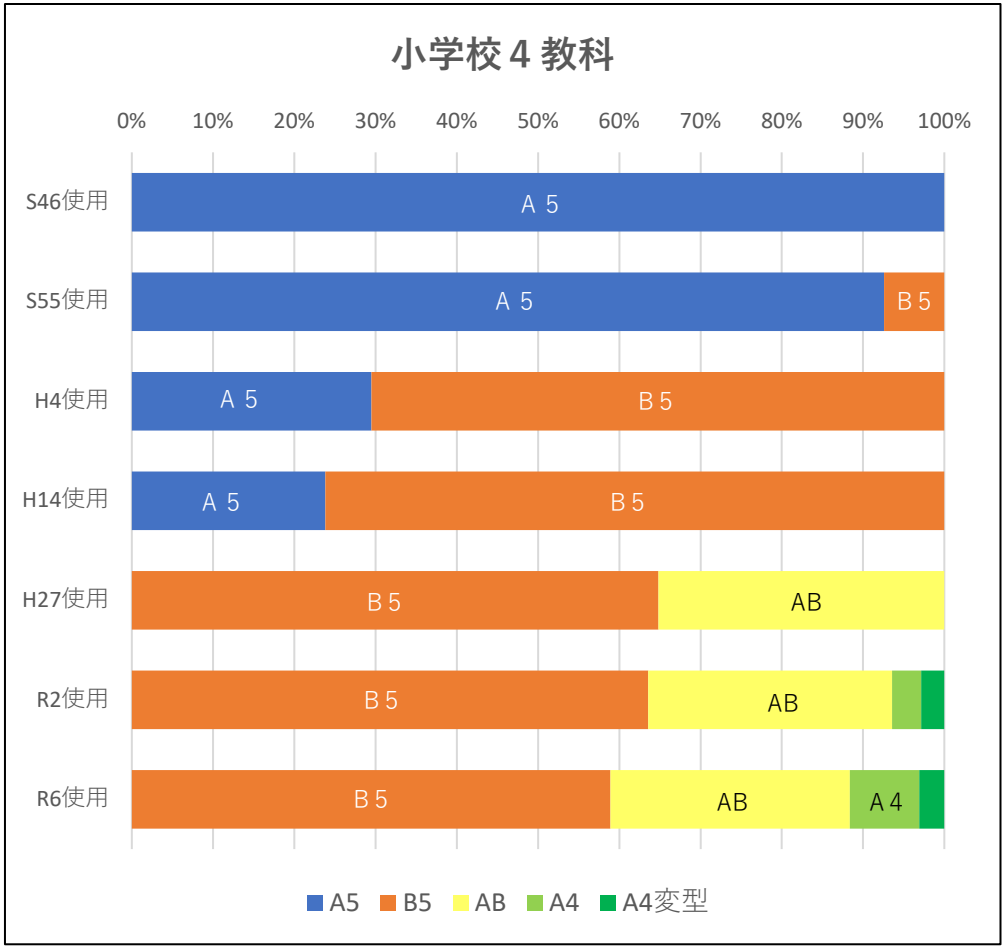
■教科書採択の考慮の一事項とした
■補助教材としての有益性・適切性を確認した
■重複部分
■いずれも当てはまらない

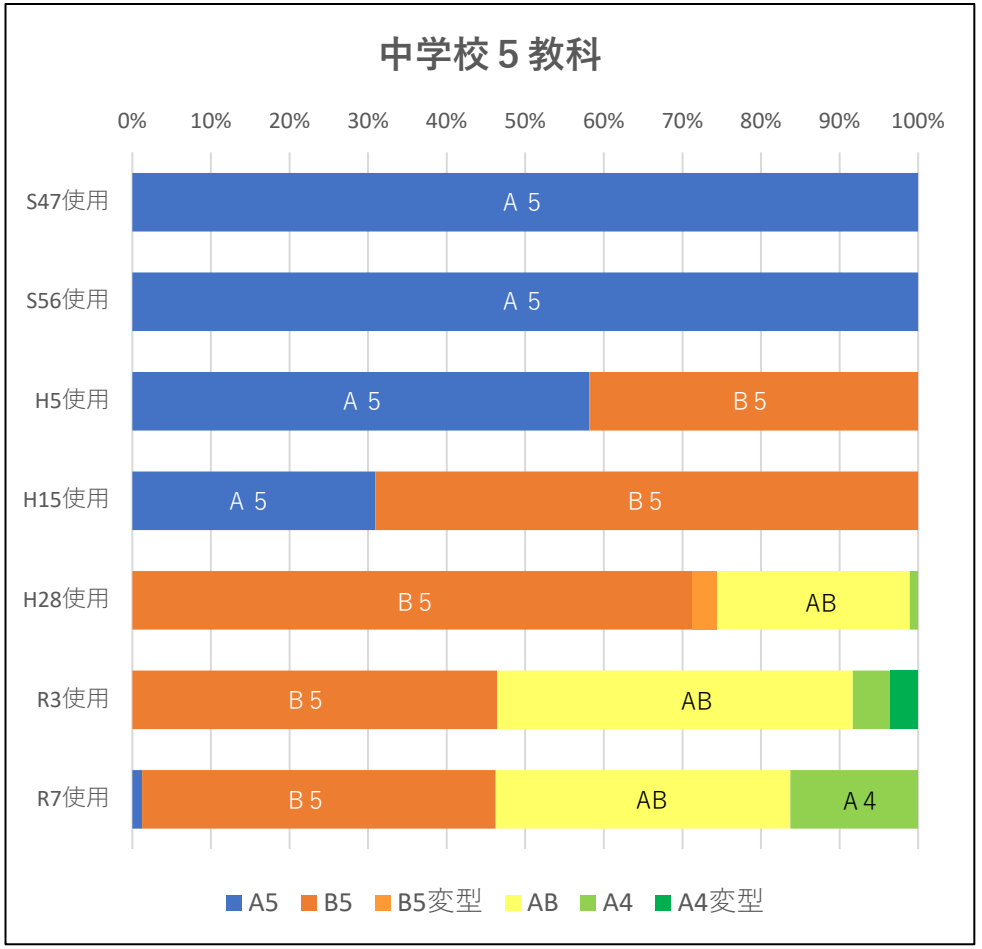
【出典】令和６年度採択関係状況調査

教科書の大判化について

○　約５０年前と比べ、
- 小学校４教科の教科書は、**約４割の教科書が1.7倍以上、約６割の教科書が1.5倍程度に大判化**
- 中学校５教科の教科書は、**約６割の教科書が1.7倍以上、約４割の教科書が1.5倍程度に大判化**

（※Ａ５判の面積に比してＢ５判は1.5 倍、ＡＢ判は約1.7 倍、Ａ４判は約２倍）



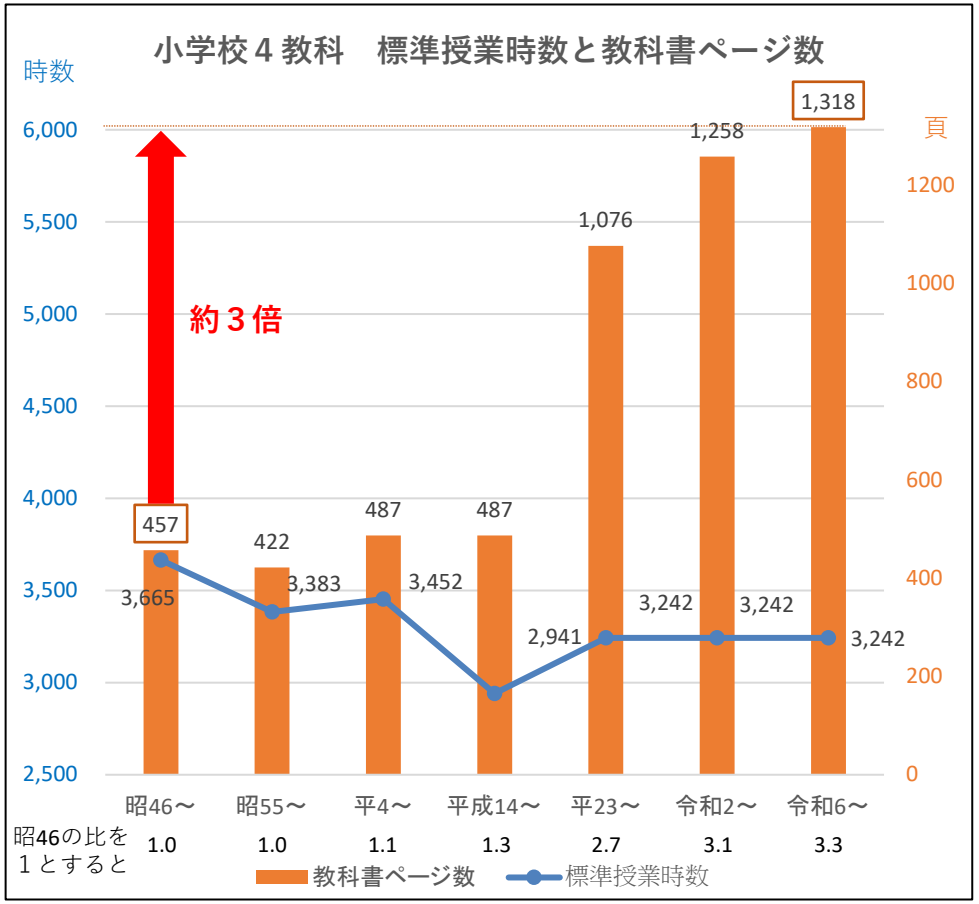


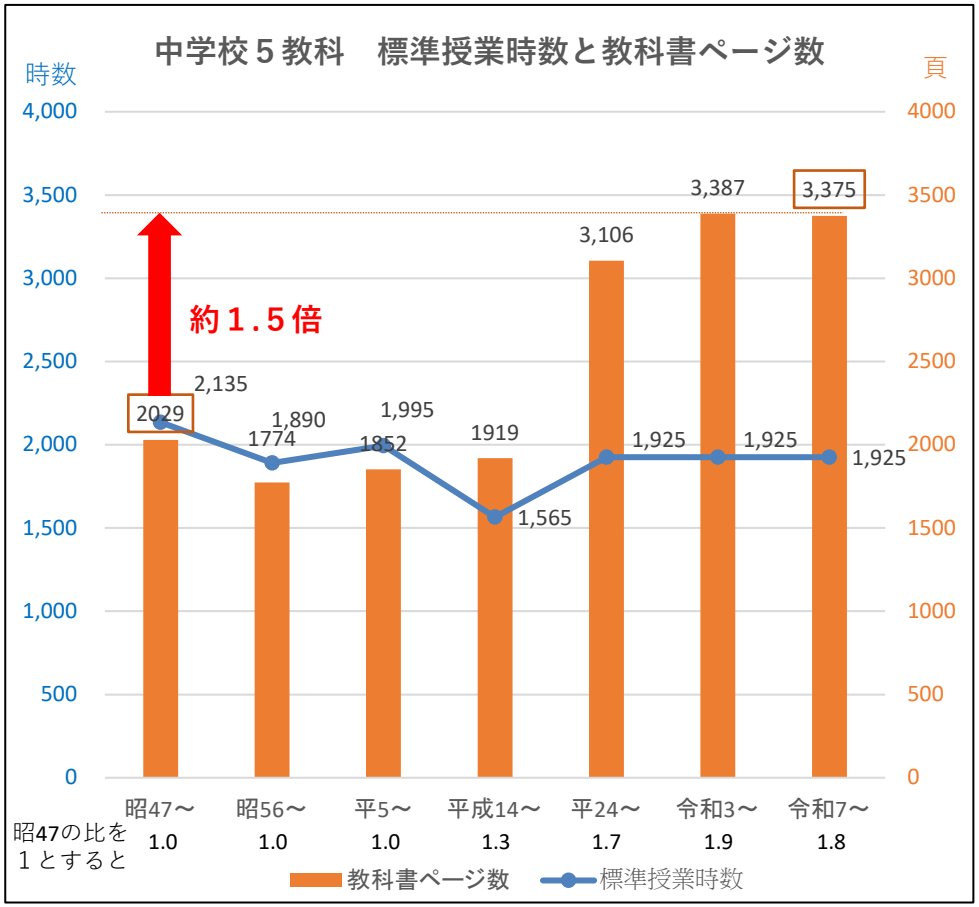
※小学校４教科：国語・社会・算数・理科、中学校５教科：国語、社会、数学、理科、外国語
※平成４年の生活科創設に伴い小学校１，２年生の社会と理科がなくなったため、社会と理科は小学校３～６年生の数値としている。

【出典】教科書目録から文部科学省において算出

教科書のページ数の推移について

○　約５０年前から、小学校４教科・中学校５教科について、
- **標準授業時数は減少**しているものの、
- **教科書ページ数**（Ａ５換算）は**小学校で約３倍、中学校で約１.５倍に増加**。





※小学校４教科：国語・社会・算数・理科、中学校５教科：国語、社会、数学、理科、外国語
※教科書ページ数は、各教科の教科書の平均ページ数を足し上げたものであり、Ａ５換算。
※Ａ５換算ページ数は、Ａ５判との面積比を踏まえ、Ｂ５判は１.５倍、ＡＢ判は１.７４倍、Ａ４判は２.０１倍して算出。
※平成４年の生活科創設に伴い小学校１，２年生の社会と理科がなくなったため、標準授業時数・教科書ページ数ともに社会と理科は小学校３～６年生の数値としている。

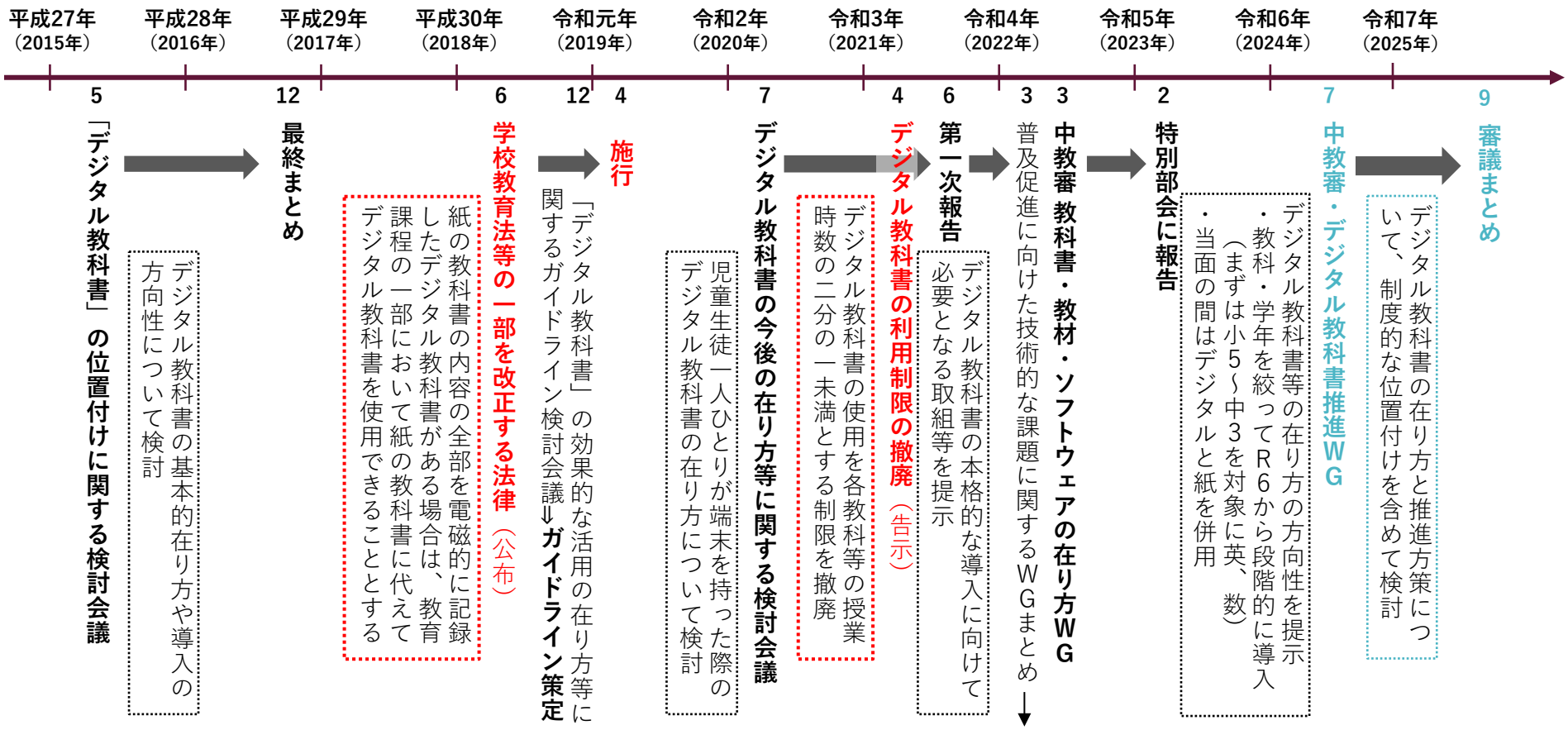
【出典】学校教育法施行規則及び教科書目録から文部科学省において算出

２．現行のデジタル教科書

デジタル教科書に係るこれまでの主な議論・制度改正

○ **平成３１年４月から、紙の教科書の内容の全部を電磁的に記録したデジタル教科書**がある場合には、**教育課程の一部において紙の教科書に代えてデジタル教科書を使用することが可能に**（学校教育法等の一部改正）

○ **令和３年４月**から、デジタル教科書の**使用を各教科等の授業時数の２分の１未満とする制限を撤廃**



現行制度における教科書と学習者用デジタル教科書の概要

教科書の意義及び位置付け

◇ 各学校において使用しなければならない　**＝「使用義務」**
◇ 文部科学大臣による検定を経る必要がある　**＝「質の確保」**
◇ 義務教育段階において児童生徒に無償で給与される　**＝「経済的負担軽減」**
◇ 国から発行者に対する発行の指示、定価の認可等　**＝「安定供給の確保」**
◇ 著作権の権利制限が認められている　**＝「適切な著作物の利用による質の向上」**

⇒ **全国的な教育水準の向上**
教育の機会均等の保障
適正な教育内容の担保 等の実現

「『デジタル教科書』の位置付けに関する検討会議最終まとめ」より

	教科書	学習者用デジタル教科書
定義	小中高等学校等において、**教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材**として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であり、文部科大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもの	教科書発行者が、**紙の教科書の内容の全部をそのまま記録**した**電磁的記録である教材**（教科書ではなく教材）
使用義務	有 **使用しなければならない。代わりにデジタル教科書を使用することで使用義務の履行が認められる**（※教育課程の一部）	無 使用義務はない
検定	有 文部科学大臣による**検定を経る必要**がある	無 **内容が紙の教科書と同一であるため、**改めて検定を経る必要がない
無償給与	有 **義務教育段階**において児童生徒に**無償で給与**される	無 無償給与の**対象外**。購入に係る経費は原則として**学校設置者や保護者が負担**
発行指示定価認可	有 国から発行者に対する**発行の指示、定価の認可**等が行われる	無 発行指示や定価認可等なし
著作権の権利制限	有 **教科書への掲載について著作権の権利制限**が設けられている	有 同左

（注）学校教育法、教科書の発行に関する臨時措置法、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、著作権法等に基づき記載

現行のデジタル教科書の児童生徒への提供状況（国提供分）

○　小学校５年生から中学校３年生を対象に、令和３～５年度は実証事業において、令和６年度からは購入費として、現行のデジタル教科書を国から提供。

<table>
<tr><th>学年</th><th>教科</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th><th>令和５年度</th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th></tr>
<tr><td rowspan="3">（原則）
小５～中３</td><td>英語</td><td rowspan="3">任意の１教科で
約４０％
うち
英語：
約７％
算数/数学：
約１２％</td><td colspan="4">１００％</td></tr>
<tr><td>算数/数学</td><td rowspan="2">任意の１教科で
約７０％
うち
算数/数学：
約２０％</td><td>約５０％</td><td colspan="2">約５５％</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

デジタル教科書の効果的な活用方法の発信、教員の指導力向上

【取組状況①】

（出典）令和６年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」大規模アンケート調査（文部科学省委託事業）

制度が始まった令和元年度以降、以下のような取組を実施

○**ガイドラインの策定**（平成30年12月策定、令和３年３月改訂）
・デジタル教科書の場面（個別学習/グループ学習/一斉学習）別の活用方法の例などについて提示





○**実践事例集の作成**（平成30年からこれまで計５冊）
・H30：**小学校**（国語、社会、**算数**、理科）
（R3追補）**中学校**（国語、**数学**、**英語**）、
高校（生物、**英語**）、
特別支援（発達障害、視覚障害、日本語指導が必要な児童）　における活用事例
・Ｒ３：**小学校・中学校**（国語、社会、**算数・数学**、理科、**英語**）、
特別支援（発達障害、視覚障害、日本語指導が必要な児童）における実践事例
・Ｒ４：**小学校・中学校**（国語、社会、**算数・数学**、理科、**英語**）における授業改善事例
校内研修事例（**小学校**国語、**中学校英語**）
効果的な活用Tips集（**小学校**：**英語**、**算数**、国語、理科、**中学校**：**英語**、**数学**）
を盛り込んだガイドブック形式
・Ｒ５：**小学校・中学校**（**算数・数学**、**英語**）における授業改善事例
・Ｒ６：**小学校・中学校**（**算数・数学**、**英語**）における授業改善事例

デジタル教科書の効果的な活用方法の発信、教員の指導力向上

【取組状況②】

○**実践事例・研修動画**（令和３年度からこれまで17本）
- 令和３年度：12本（総論、**小学校・中学校**：国語、社会、**算数・数学**、理科、**英語**、特別支援での実践事例）
- 令和４年度：1本（**小学校・中学校**：**算数・数学**、**英語**での実践事例）、
- 令和５年度：４本（**小学校**：**英語**、**中学校**：**数学**での実践事例、
  小学校での活用法（教科共通）、**中学校**での活用法（教科共通））
- 令和６年度：３本（研修講義型動画（デジタル教科書の活用意義、効果など）、
  小学校・中学校：**英語**、**算数・数学**での実践事例）



令和５年度実践事例動画

○**研修モデルづくり**（令和４年度～）
- 令和４年度：校内研修事例（２校）
- 令和５年度：地域内展開事例（５市町村、１校）
- 令和６年度：地域内展開事例（２市町村）、
  県レベルでの広域研修事例（５県）

○**大規模アンケート調査**（令和３年度～）
- 教師、児童生徒を対象とした抽出調査。使用頻度、使用感、課題感などを調査。

○**学校DX戦略アドバイザーによる支援**（令和６年度～）
- アドバイザーの対応項目に「デジタル教科書の活用」を追加。（令和６年度は11名のアドバイザーを登録し、本項目に対応できるようにした）

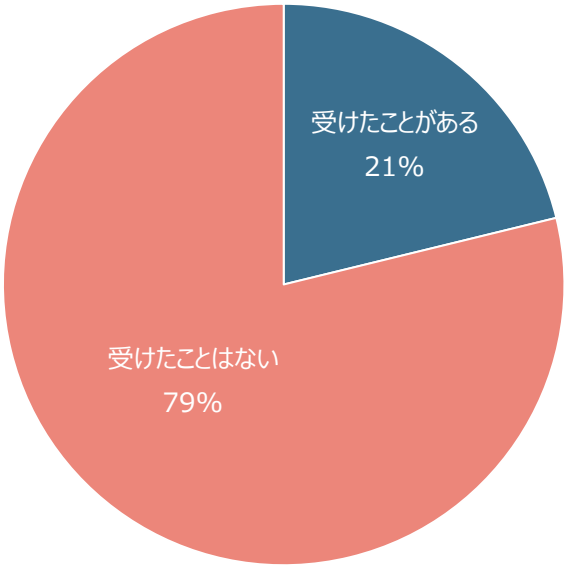
デジタル教科書の効果的な活用方法の発信、教員の指導力向上

【デジタル教科書に関する教員研修に係る状況】

令和６年度、デジタル教科書に関する**研修を受けたことがある教師の割合は約２割**と少ない。
また、受けたことがある研修としては、多くが講義型の研修となっている。

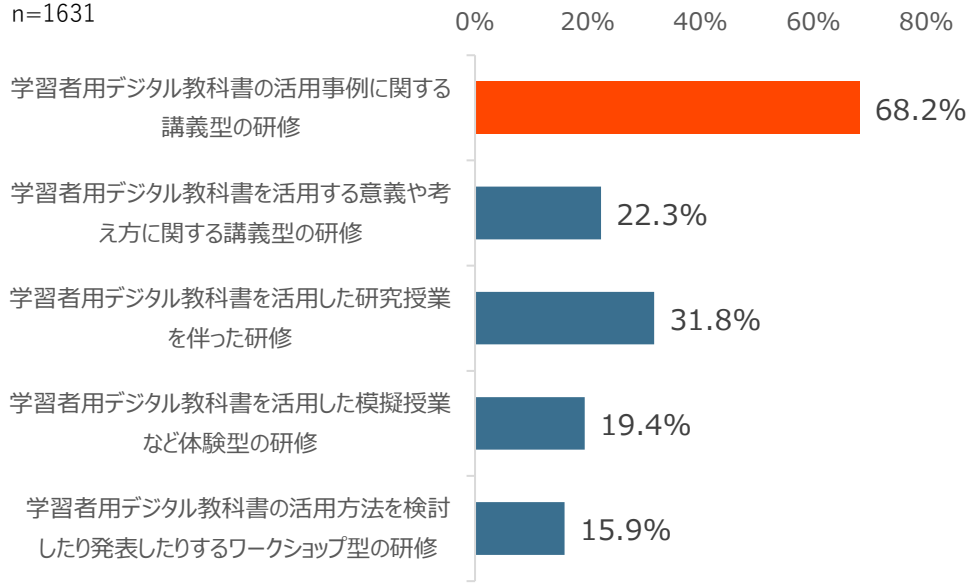
学習者用デジタル教科書に関する研修を受けたことがあるか

n=7699



どのような研修を受けたことがあるか

n=1631



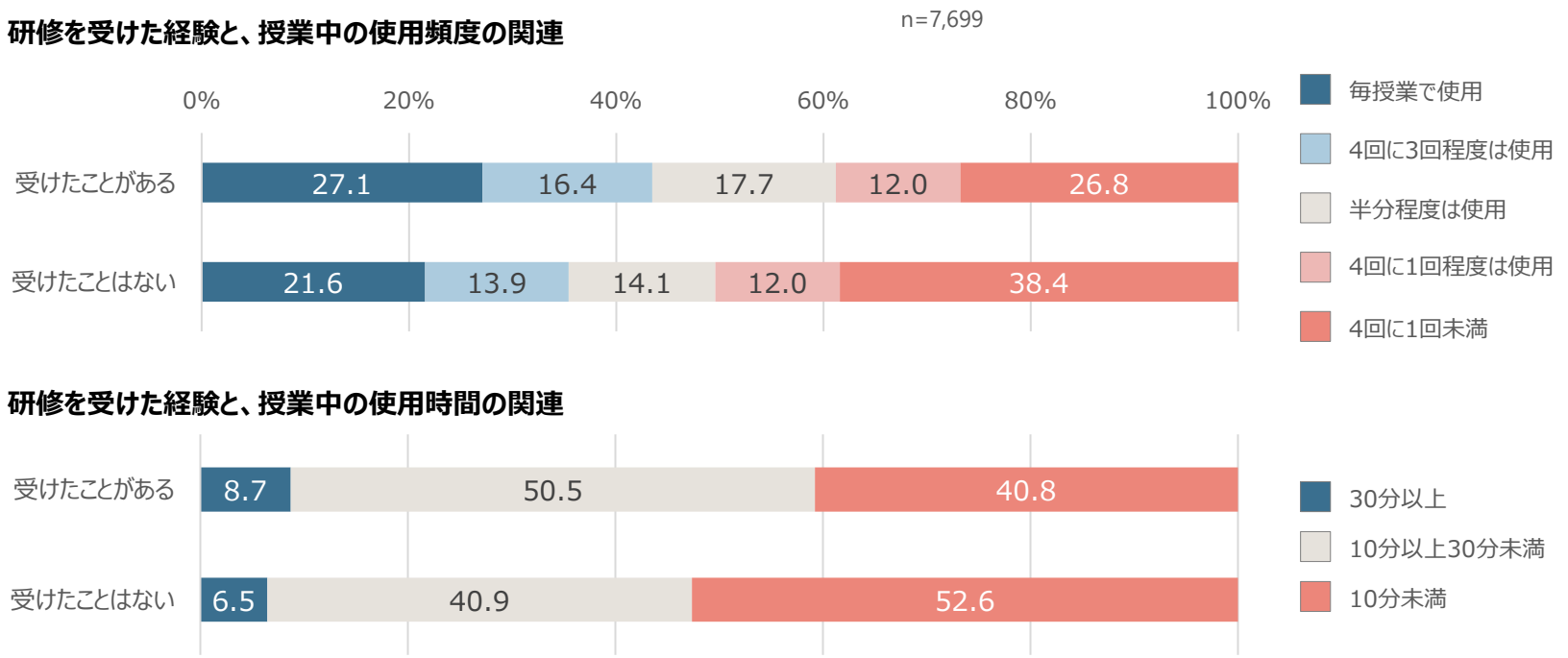
（注）アンケートにおいて、『学習者用デジタル教科書に関する研修』の定義は回答者の任意としたため、他の主題に関する研修でデジタル教科書が扱われた場合はカウントされていない可能性がある。

（出典）令和６年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」大規模アンケート調査（文部科学省委託事業）

デジタル教科書の効果的な活用方法の発信、教員の指導力向上

【教員研修とデジタル教科書の活用状況の関係】

デジタル教科書に関する**研修を受けたことがある教師の方が**、受けたことがない教師よりもデジタル教科書の**使用頻度が高く、使用時間も長い傾向**がある。

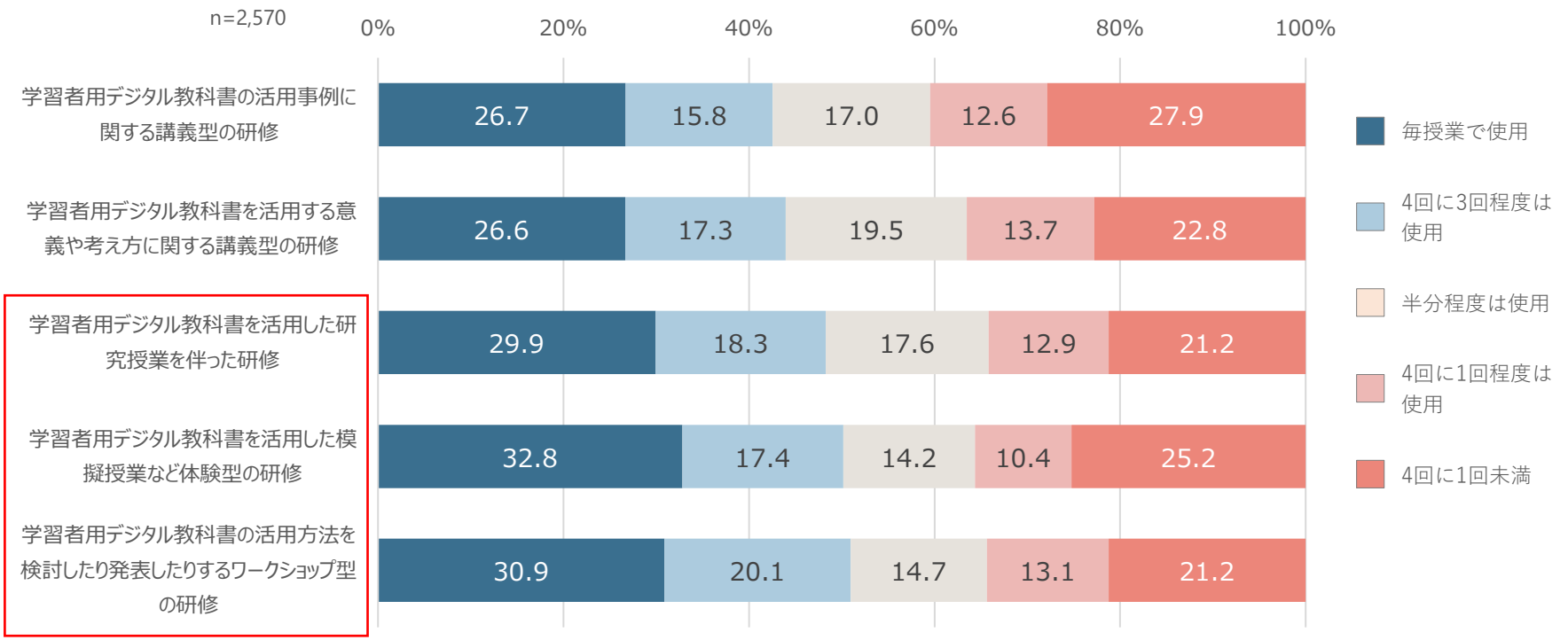


（出典）令和６年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」大規模アンケート調査（文部科学省委託事業）

デジタル教科書の効果的な活用方法の発信、教員の指導力向上

【教員研修とデジタル教科書の活用状況の関係】

講義型の研修を受けた教師よりも**研究授業や模擬授業、ワークショップを含む研修を受けた教師の方が**、**デジタル教科書の使用頻度が高い傾向**がある。



（出典）令和６年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」大規模アンケート調査（文部科学省委託事業）

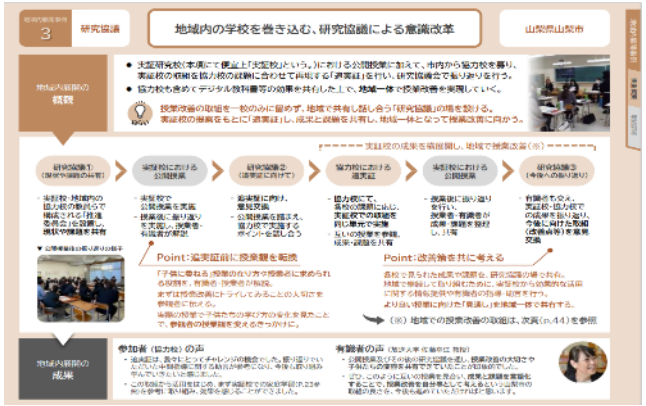
デジタル教科書の効果的な活用方法の発信、教員の指導力向上

【教員研修に係る取組】

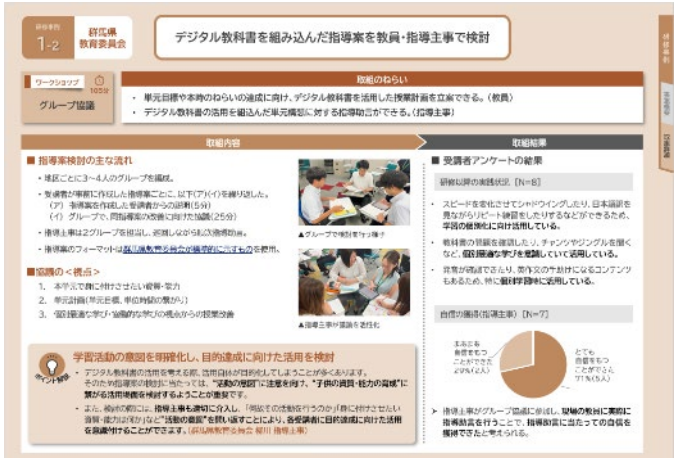
令和４年度から**校内研修**や**地域内展開のための公開授業**などの取組、県レベルの**広域研修事例**を創出。
令和６年度は、**デジタル教科書の活用意義や効果に関する講義型動画**も作成。



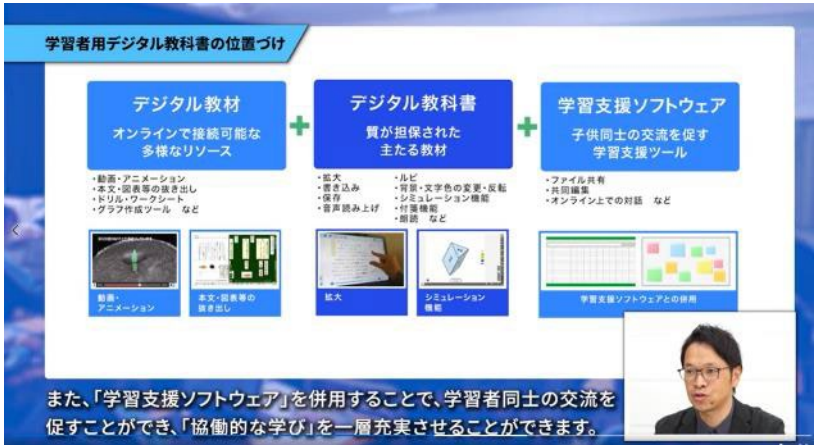
令和４年度　校内研修事例



令和５年度　地域内展開（公開授業＆研究協議）事例



令和６年度　県による教員・指導主事向け研修
（デジタル教科書を組み込んだ指導案検討のWS）事例



令和６年度デジタル教科書の活用意義等に関する講義型動画（約10分）
ワークショップ型の研修などの冒頭や参加者への事前課題として活用が可能。

学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン（H30.12、R３.３改訂　文部科学省）概要

平成30年6月～12月に、「「デジタル教科書」の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン検討会議」を開催し、検討。

1. ガイドラインの趣旨等

各学校・教育委員会や個々の教師が、それぞれ創意工夫を生かし、児童生徒の学習を充実させたり、教科書の内容へのアクセシビリティを高めたりするための道具の一つとして学習者用デジタル教科書を活用することを目指す。

2. 学習者用デジタル教科書の制度概要

（１）学習者用デジタル教科書に関する法令改正の概要
（２）学習者用デジタル教科書の定義　　等

3. 学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方について

（１）新学習指導要領におけるＩＣＴの活用の在り方

新学習指導要領の実施を見据え、「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」が示され、さらに現在、ＧＩＧＡスクール構想により児童生徒１人１台端末環境等の整備を推進。

（２）学習者用デジタル教科書・学習者用デジタル教材の主な学習方法等の例

○学習者用コンピュータで使用することにより可能となる学習方法
（拡大表示、書き込み、保存・表示、機械音声読み上げ、背景色・文字色の変更・反転、ルビ　等）
○他の学習者用デジタル教材と一体的に使用することにより可能となる学習方法
（文章や図表等の抜き出し、動画・アニメーション、ドリル・ワークシート　等）
○他のＩＣＴ機器等と一体的に使用することにより可能となる学習方法
（大型提示装置等に画面表示、ネットワーク環境を利用して書き込み等を共有　等）

（３）学習者用デジタル教科書の活用方法の例

○個別学習の場面
（試行錯誤する、写真やイラストを細部まで見る、学習内容の習熟の程度に応じた学習を行う）
○グループ学習の場面
（自分の考えを見せ合い共有・協働する）
○一斉学習の場面
（前回授業や既習事項の振り返りを行う、必要な情報のみを見せる、自分の考えを発表する）
○特別な配慮を必要とする児童生徒等の学習上の困難の低減
（教科書の内容へのアクセスを容易にする）
○その他
（学習内容の理解を深めたり興味関心を高めたりする、教師の教材準備や黒板への板書の時間を削減し児童生徒に向き合う時間を増やす、児童生徒の学習の進捗・習熟の程度や学習の過程を把握する）

4. 学習者用デジタル教科書の使用に当たり留意すべき点について

（１）学習者用デジタル教科書を使用した指導上の留意点
（２）学習者用デジタル教科書を使用する教職員の体制等の留意点
（３）児童生徒の健康に関する留意点
（４）特別な配慮を必要とする児童生徒等が使用する際の留意点
（５）学習者用デジタル教材についての留意点
（６）ＩＣＴ環境についての留意点

学習者用デジタル教科書の導入

令和8年度予算額	17億円
（前年度予算額	17億円）
令和7年度補正予算額	2億円

文部科学省

背景・課題

（注１）
・デジタル教科書については、令和６年度から、小学校５年生から中学校３年生を対象として「英語」、その次に現場のニーズが高い「算数・数学」を段階的に導入。 （注１）紙の教科書の内容をそのままPC・タブレット等で表示する「教科書代替教材」を指す。
・一方で、デジタル教科書を実践的に活用している教師の割合は、増加傾向ではあるが、令和６年度時点では約６割という状況。
・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に資するデジタル教科書のより一層の効果的な活用について、研究・発信を行うことで、デジタル教科書の導入効果を最大限に発揮し、児童生徒の学びの充実を図ることが重要。

デジタル教科書の効果的な活用を促進することにより
児童生徒の学びの充実や障害等による学習上の困難の低減を実現

事業内容

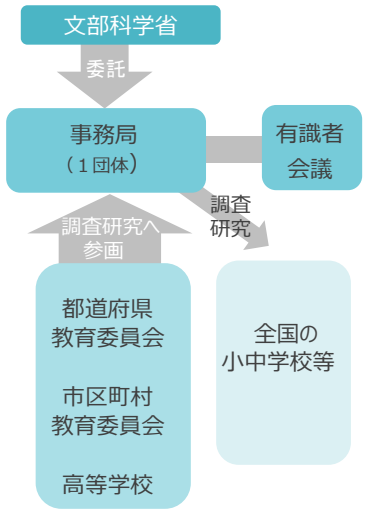
①学習者用デジタル教科書購入費
1,529百万円（1,545百万円）

・全ての小・中学校等（特別支援学校小学部・中学部及び特別支援学級を含む。以下同様）を対象として、英語のデジタル教科書を提供する。
・一部の小・中学校等の小学校５年生～中学校３年生を対象に算数・数学のデジタル教科書を提供す

対象校種・学年	国・公・私立の小学校５・６年生、中学校全学年（特別支援学校小学部・中学部及び特別支援学級も同様に対応）

②学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業
168百万円（127百万円）

・デジタル教科書の全国的な活用状況や効果的な活用方法に関する調査研究を実施する。※高等学校での授業実践等のモデル創出メニューを新たに追加。【拡充】
・都道府県・市区町村教育委員会における、効果的な活用を展開するための研修モデルについて調査研究を実施する。



（注２）
③デジタル形態を含む教科書の標準仕様等に関する調査事業
189百万円（新規）【令和７年度補正予算】

・教科書の形態としてデジタルも認めるべきとした中教審WGの審議まとめを踏まえ、新たに設置する検討会議において、教科書発行者、配信事業者、教育現場関係者及び有識者等の間の検討・協議を行うことで、デジタルな形態も含む教科書の標準仕様を定めるとともに、実際のテスト開発を通じた検証を行う。

（注２）中教審の審議まとめを踏まえ、教科書の形態としてデジタルも取り入れることを可能とした場合の、新たな教科書を指す。

（担当：初等中等教育局教科書課）

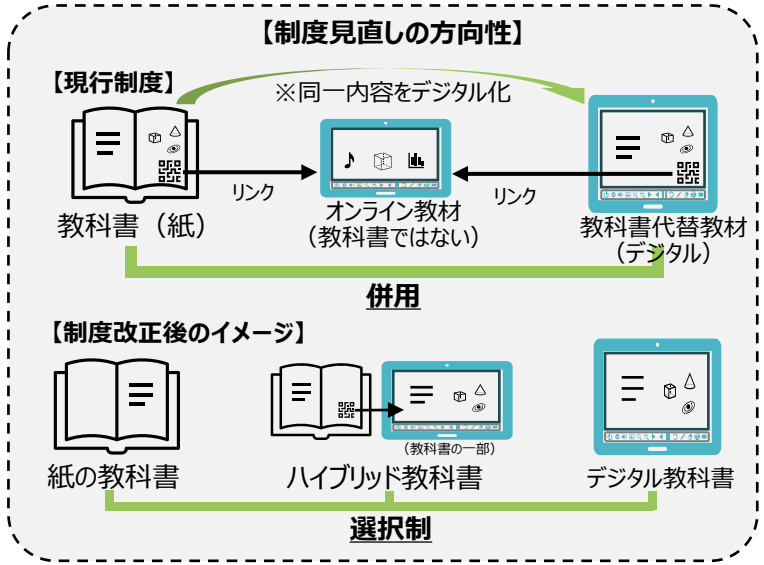
デジタル形態を含む教科書の標準仕様等に関する調査事業

令和7年度補正予算額　2億円

文部科学省

現状・課題

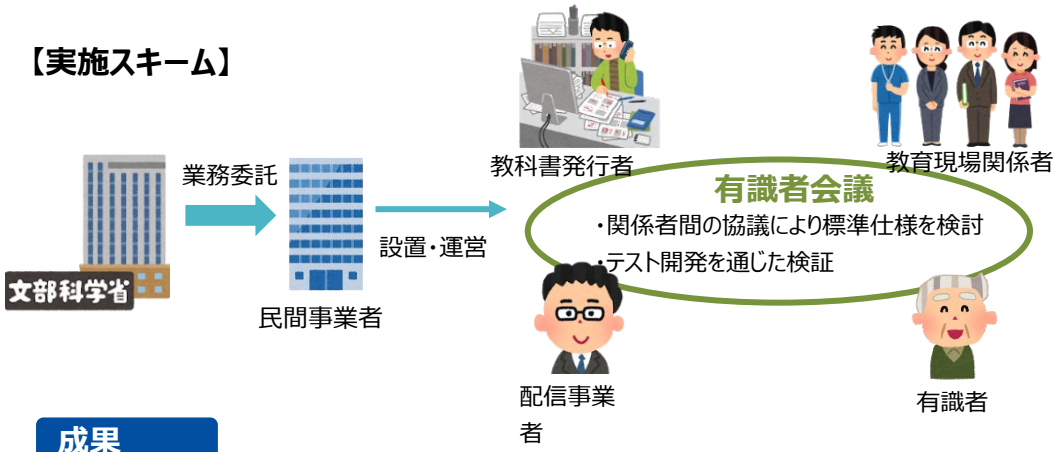
- 教科書の形態としてデジタルも認めるべきとした中教審WGの審議まとめを踏まえ、**デジタルな形態も含む教科書が標準的に実装すべき機能（標準仕様）等について検討**する必要がある。
- デジタルな形態を含む教科書は、所要の制度改正を前提として令和12（2030）年度の導入が見込まれるところ、**令和８年度の早期から教科書発行者が著作・編集の企画に取り組めるよう、できるだけ早期に環境整備を行う必要がある。**



事業内容

本事業で**新たに設置する検討会議**において、**教科書発行者、配信事業者、教育現場関係者及び有識者等の間の検討・協議**を行うことで、デジタルな形態も含む教科書の**標準仕様を定める**とともに、実際の**テスト開発を通じた検証**を行う。

【実施スキーム】



標準仕様として検討する機能（イメージ）

- **アクセシビリティ確保のための機能**
  ルビ、色反転、音声読上げ、ナビメニューのUI標準化等
- **コンテンツの表示、操作等に関する機能**
  画像サイズ最適化、動的表示、動画再生、グラフ・図形の操作等
- **ユーザー管理に関する機能**
  アカウント管理、ライセンス管理、SSO認証等
- **通信障害発生時やライセンス期間終了後の閲覧のための機能**
  印刷、ダウンロード等
- **コンテンツの拡散防止のための機能**
  電子透かしによる利用者情報の付与等　**等**

成果

デジタルな形態を含む教科書が必要な機能を含むかたちで発行されることにより、**個別最適で協働的な学びが広く実施**され、予測困難な時代における**「生きる力」の育成に資する**こととなる。

（担当：初等中等教育局教科書課）

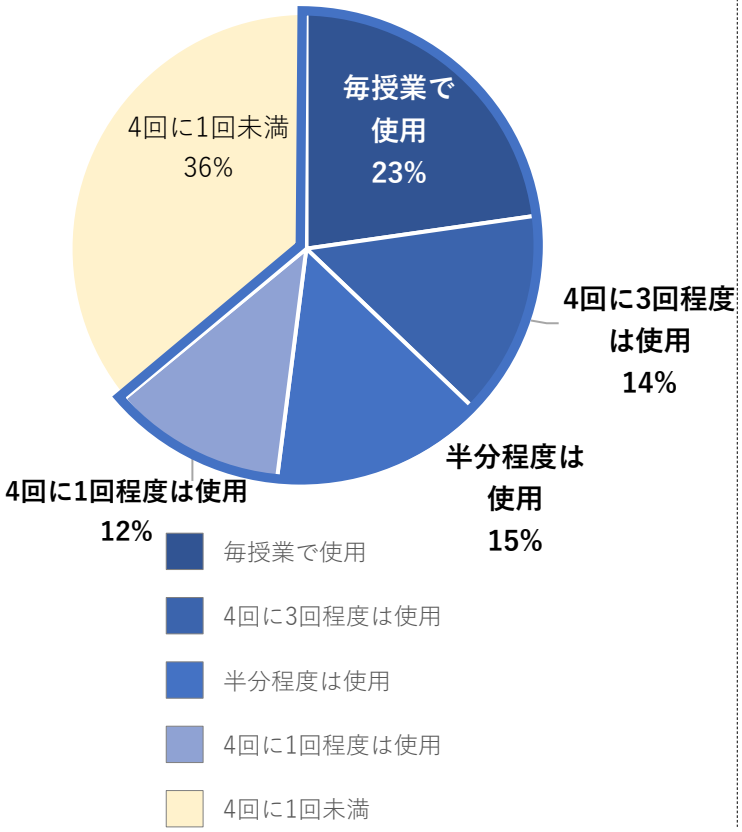
３．実証研究の成果（大規模アンケート）、先行研究等

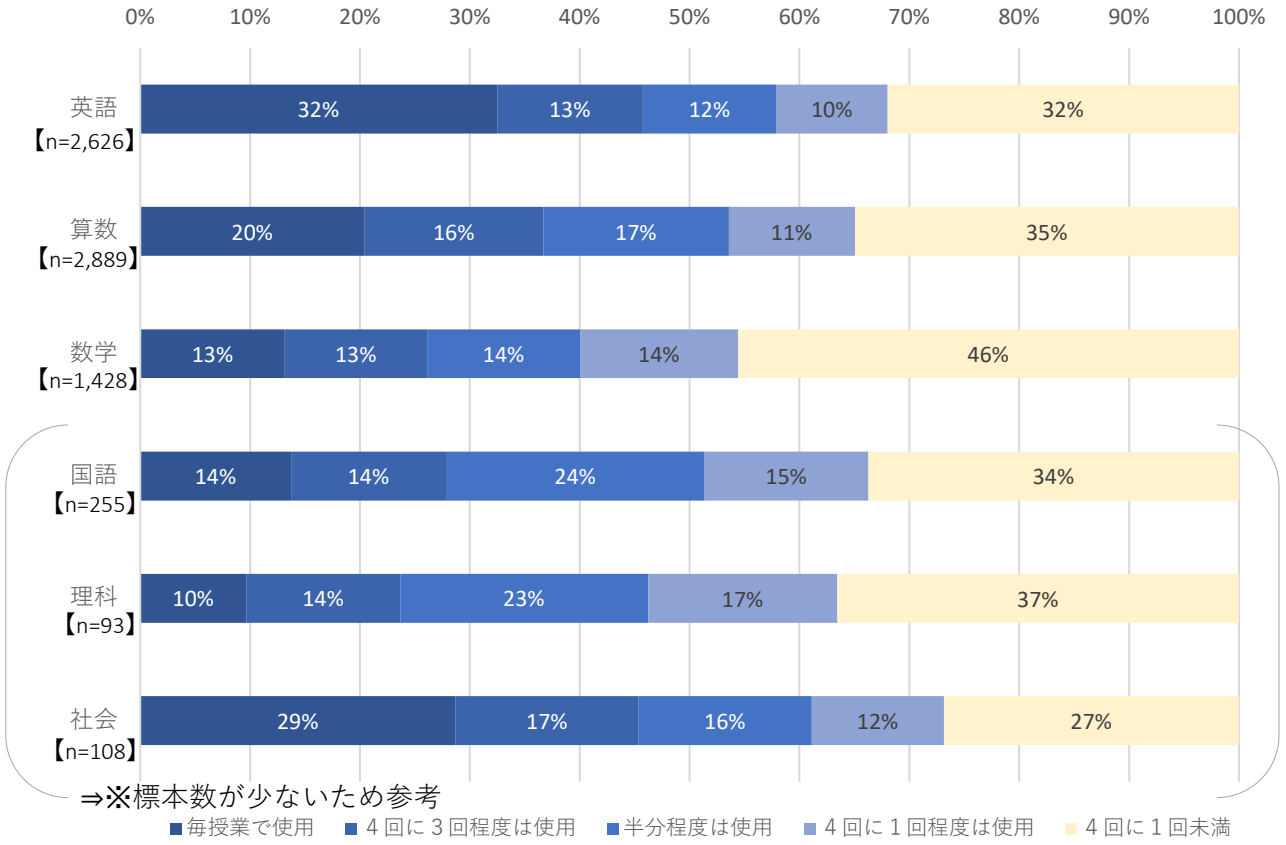
現行のデジタル教科書の活用状況（教師）

○　現行のデジタル教科書を提供している小中学校の教師を対象にした調査では、
6割以上の教師が４回に１回程度以上は授業でデジタル教科書を使用していると回答。

教師の授業での現行のデジタル教科書の使用頻度

全体 【n=7,699】



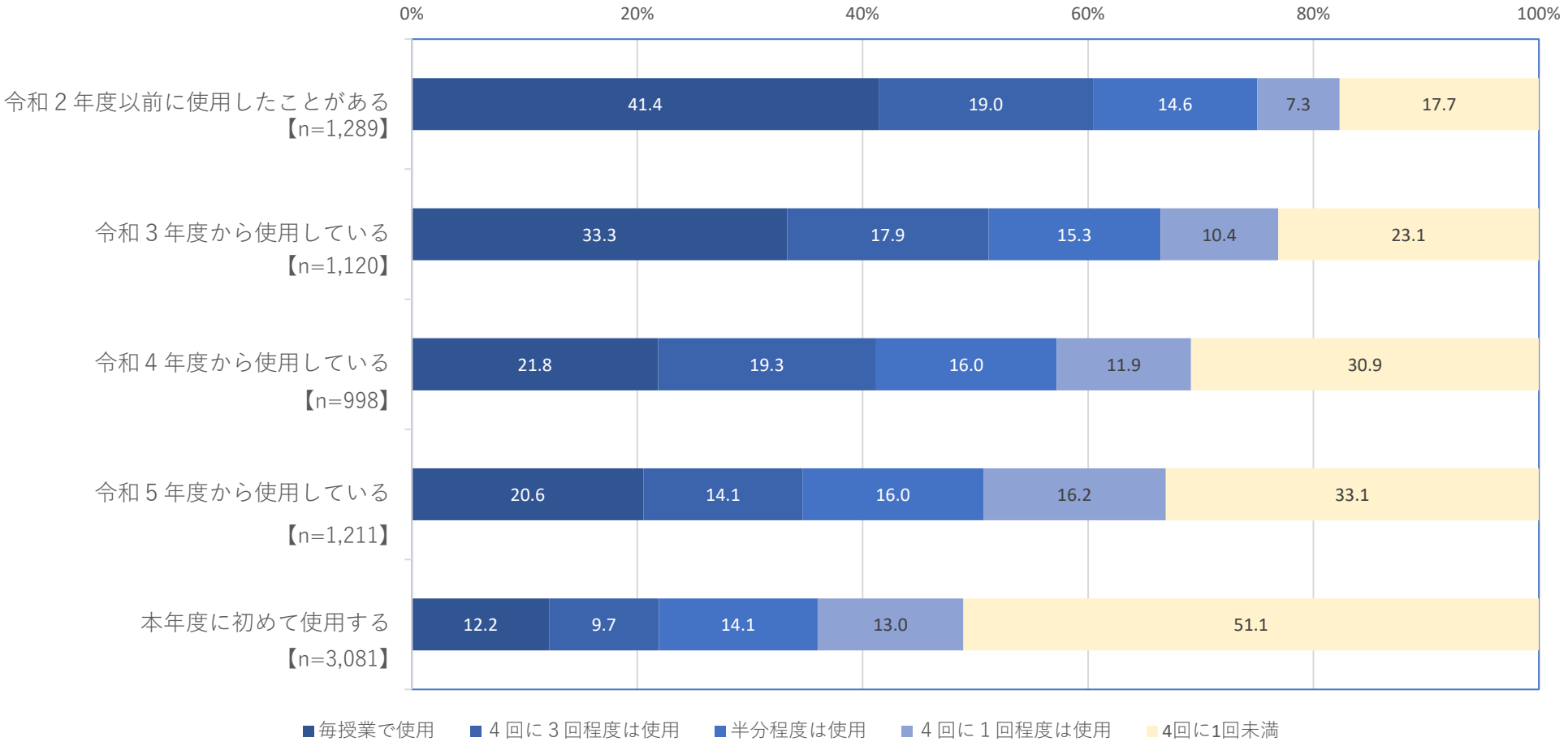


【出典】令和６年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」大規模アンケート調査（文部科学省委託事業）

現行のデジタル教科書の活用状況（教師）

○　現行のデジタル教科書の**使用歴が長く、使用経験が重なるほど、使用頻度が高まっている**。

教師の現行のデジタル教科書の使用歴と、授業での使用頻度の関係

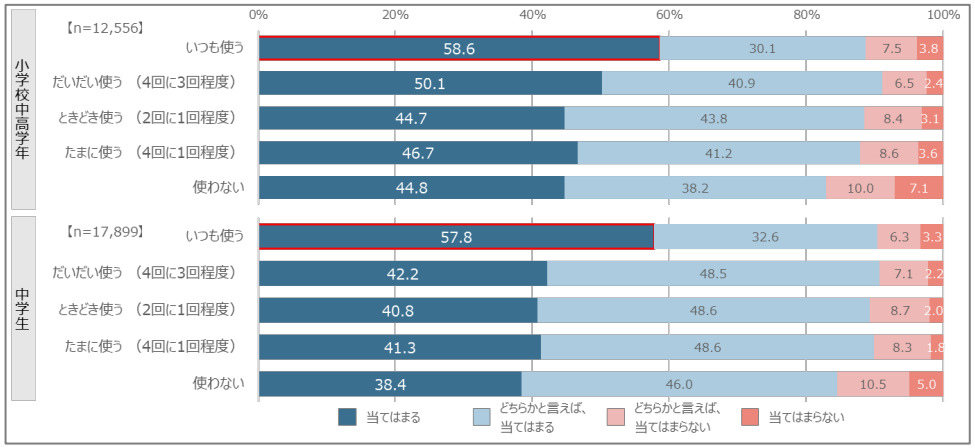


【出典】令和６年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」大規模アンケート調査（文部科学省委託事業）

現行のデジタル教科書の使用頻度と学びとの関連

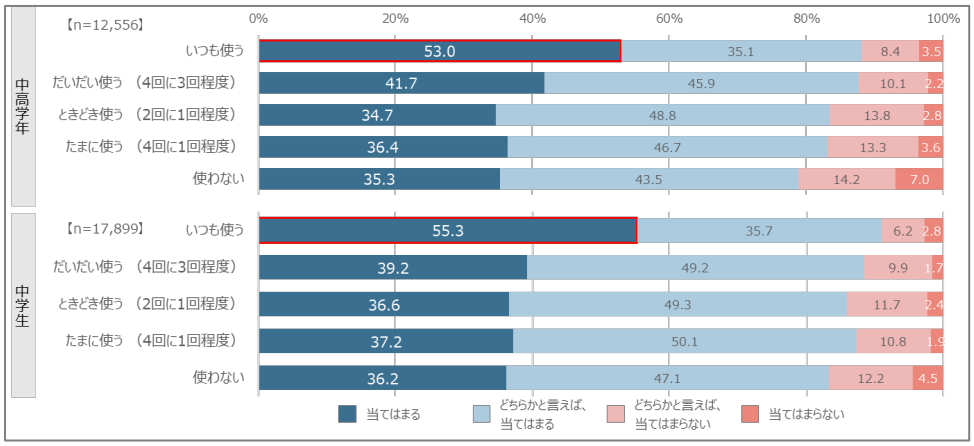
○　現行のデジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究によると、「いつも使う」児童生徒ほど、授業理解や主体的・対話的で深い学びに関して肯定的な回答が多いほか、デジタル教科書を使うようになってからその教科を好きになったと回答している。

「授業内容の理解」との関連



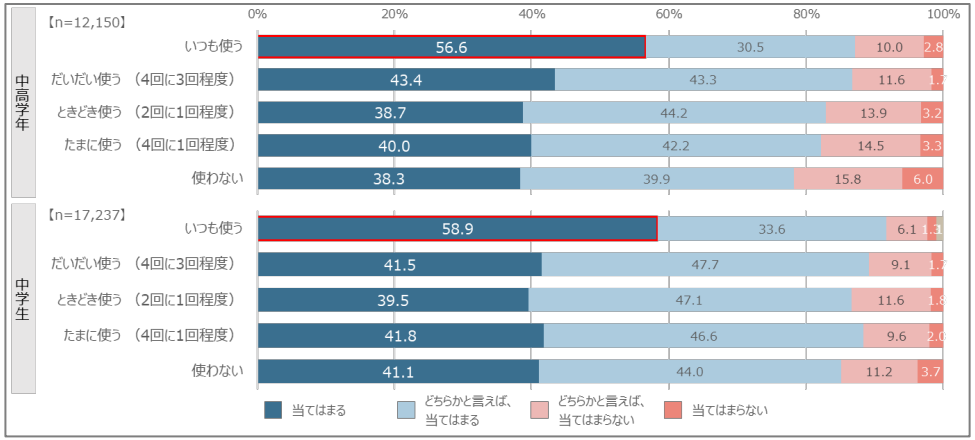
（※）回答教科の授業において、授業の内容がよく分かっているかを回答

「主体的な学び」との関連



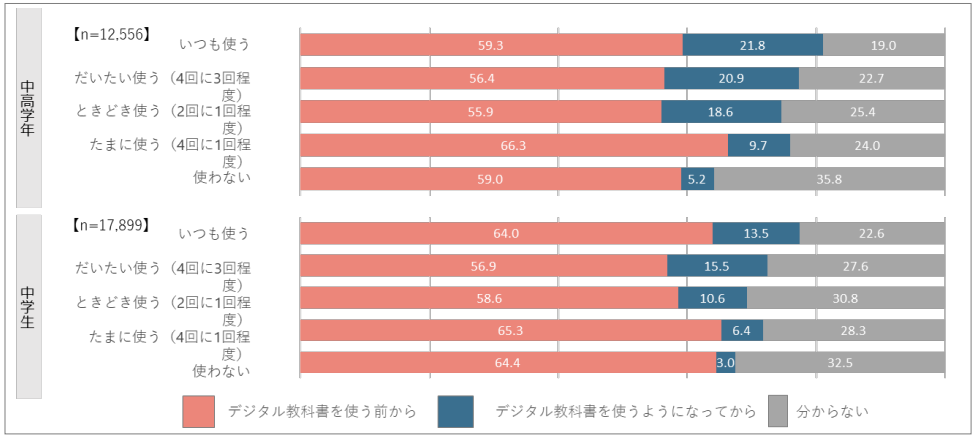
（※）回答教科の授業において、課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいるかを回答

「対話的で深い学び」との関連



（※）回答教科の授業において、学級の友だちとの間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができているかを回答

「教科を好きになった時期」との関連



【出典】令和６年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」大規模アンケート調査（文部科学省委託事業）

地域における学力調査の分析（概要）

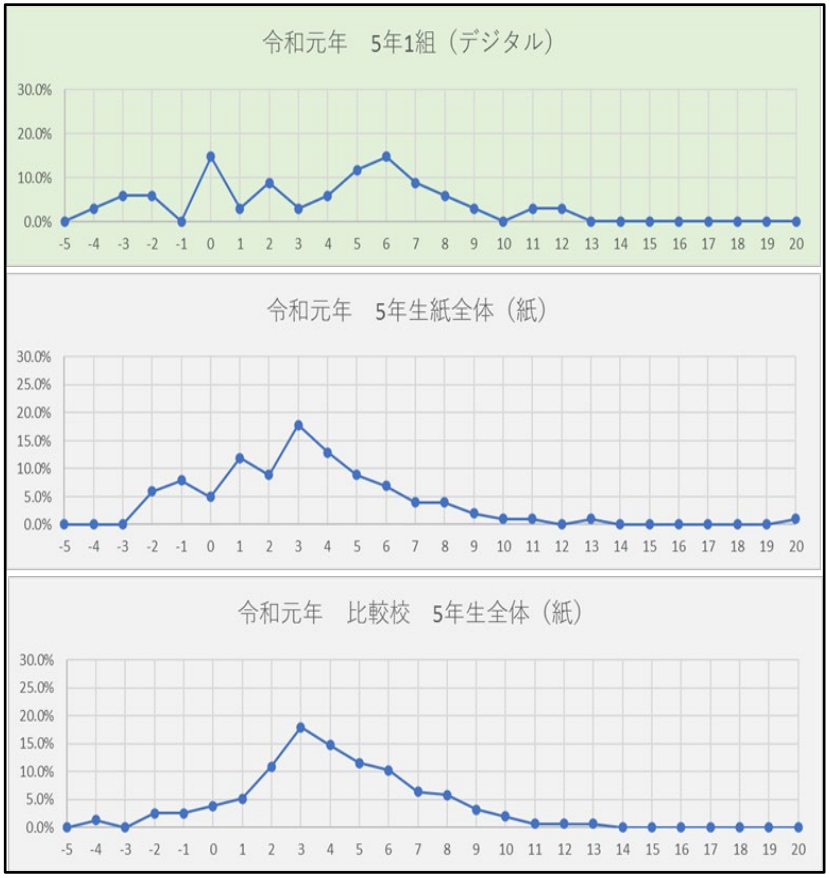
○埼玉県学力・学習状況調査の結果データ（令和元年度初め～令和2年度末までの国語の調査結果）を使用して分析した。

○学力調査では、学力を「学力のレベル」として提示し、年度間の学力のレベルの差を「学力の伸び」と捉えており、「学力のレベル」は、１－Ｃから１２－Ａまで３６段階（１２レベル×３層）で設定している。

○現行のデジタル教科書を使用して授業を行った５年１組（34名）の学力の伸びは３．６ポイント上昇となっており、紙の教科書で授業を行った同じ学校の５年生（101名）の学力の伸びは３．３ポイント、紙の教科書で授業を行った比較校の５年生（156名）の学力の伸びは４．１ポイントとなっており、**学力への影響は、デジタル教科書を用いても、同等程度の効果が得られていると考えられる**。

教科書	令和元年度	学力レベル		伸び
		令和元年度	令和2年度	
ﾃﾞｼﾞﾀﾙ	5年1組 (34名)	6-C⁺(16.5)	7-B(20.1)	＋3.6
紙	5年生　紙全体 (101名)	6-B⁺(17.7)	7-A(21.0)	＋3.3
紙	比較校　5年生 (156名)	6-B(17.1)	7-A(21.1)	＋4.1
混合	5年生 (埼玉県全体)	6-B(17)	7-B(20)	＋3

※丸め誤差あり



◆　学力の伸びの比較（全体）まとめ

同じ学校内で比較した場合、デジタル教科書を使用した5年1組の方が、紙の教科書を使用した5年生紙全体より伸びが0.3ポイント大きい。

令和元年度の5年生（埼玉県全体）は参考値ではあるが、5年1組と5年生紙全体と比較しても、伸びに特別な差はないと考えられる。

学力の伸びの分布図において、令和元年度の5年1組は若干、くし歯型の傾向が見られるが、大きくは一般型（山形）となっている。令和元年度5年生紙全体と、令和元年度比較校5年生全体についても一般型（山形）の傾向がみられる。

（出典）令和3年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」

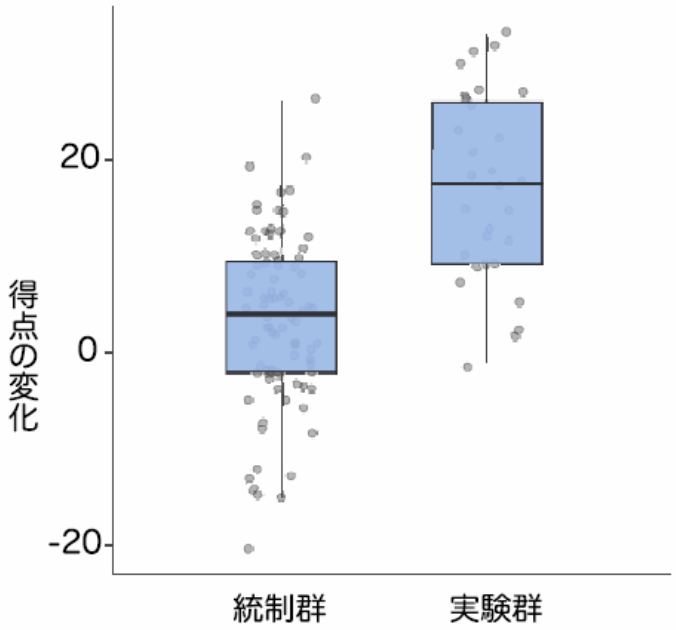
小学校国語科における現行のデジタル教科書活用による学力変化

○　2018年度に行われた現行のデジタル教科書を使った場合と使わなかった場合の小学校国語科における児童の学力変化検証によると、**１年間に渡ってデジタル教科書を使った場合**、使わなかった場合に比べ、**学力調査の得点の変化が大きくなる（得点が向上する）結果**が得られた（統計的に有意）。

学力調査（国語）の総合得点の平均と標準偏差

	人数	得点の平均（標準偏差）	
		4 月	3 月
実験群	30	55.9 (15.9)	73.1 (13.2)
統制群	87	64.3 (16.0)	67.7 (15.3)
全国		65.2	71.2

実験群：５月から国語の授業において日常的に児童一人一台環境による**デジタル教科書の活用を行った**。
統制群：児童と教師はデジタル教科書を用いていない。



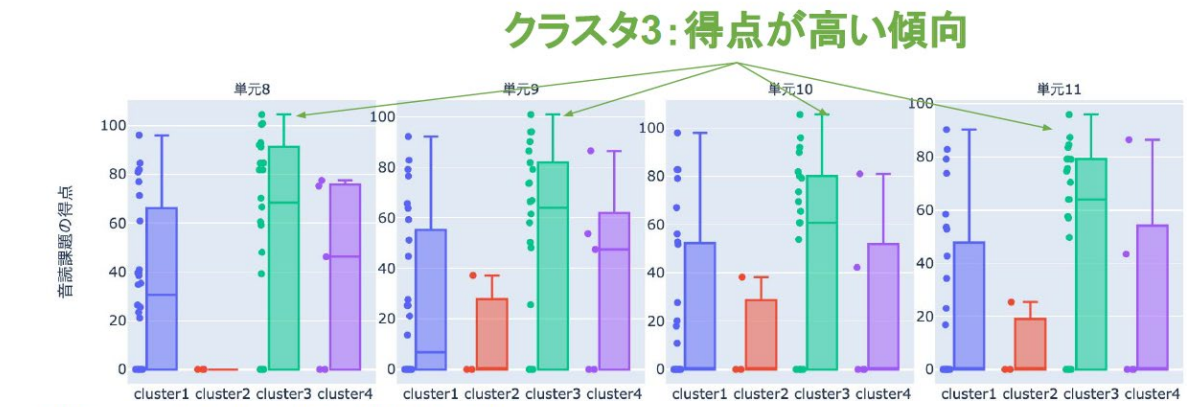
学力調査（国語）の総合得点の変化についての四分位図

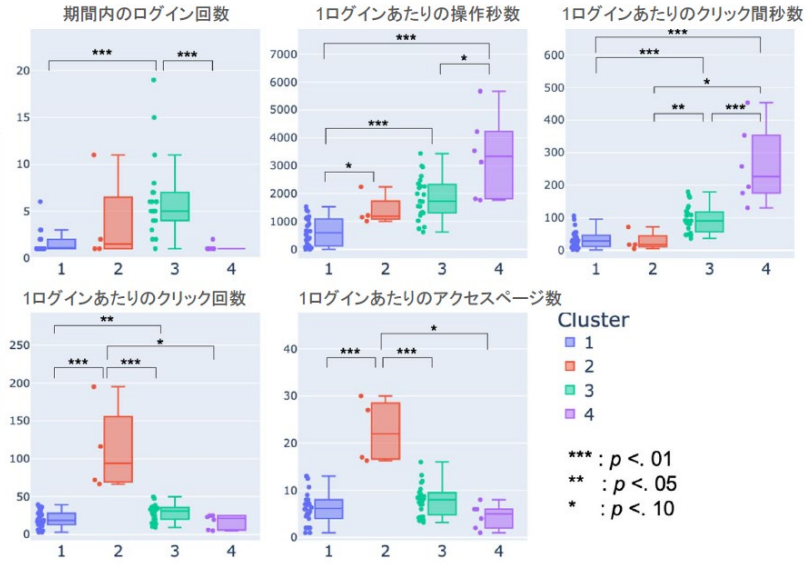
【出典】「小学校国語科における“学習者用デジタル教科書”活用による学力変化」（2024年２月、谷川航、加藤直樹、鷹野昌秋）

デジタル教科書の利用実態と学習傾向

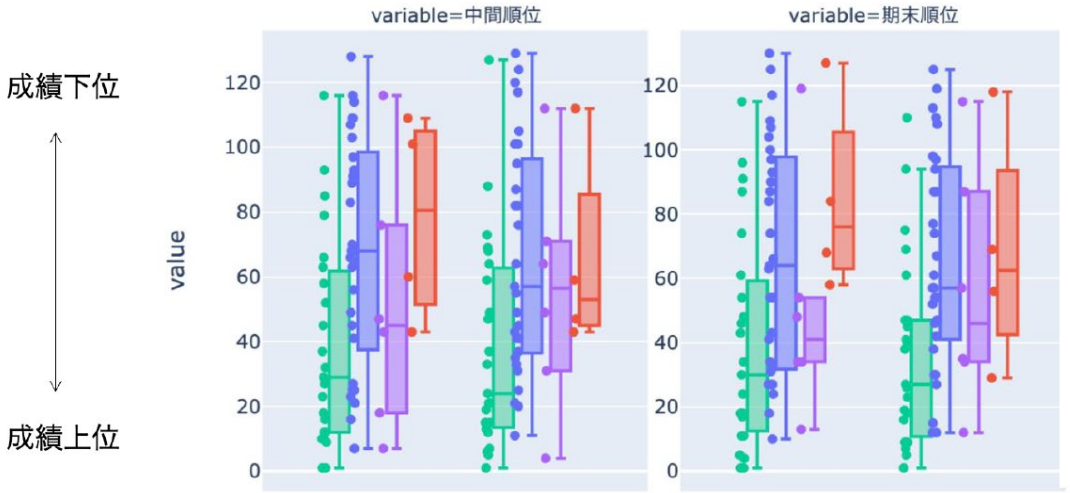
○　令和５年度に行われた東北大学、つくば市等の共同研究によると、家庭学習において、学習者用デジタル教科書を学習上意味のある形で操作をしていたと推測される生徒は、音読課題の得点や定期テストの成績が高い。

- 家庭学習における**音読課題の得点**





- 定期テストにおける成績順位



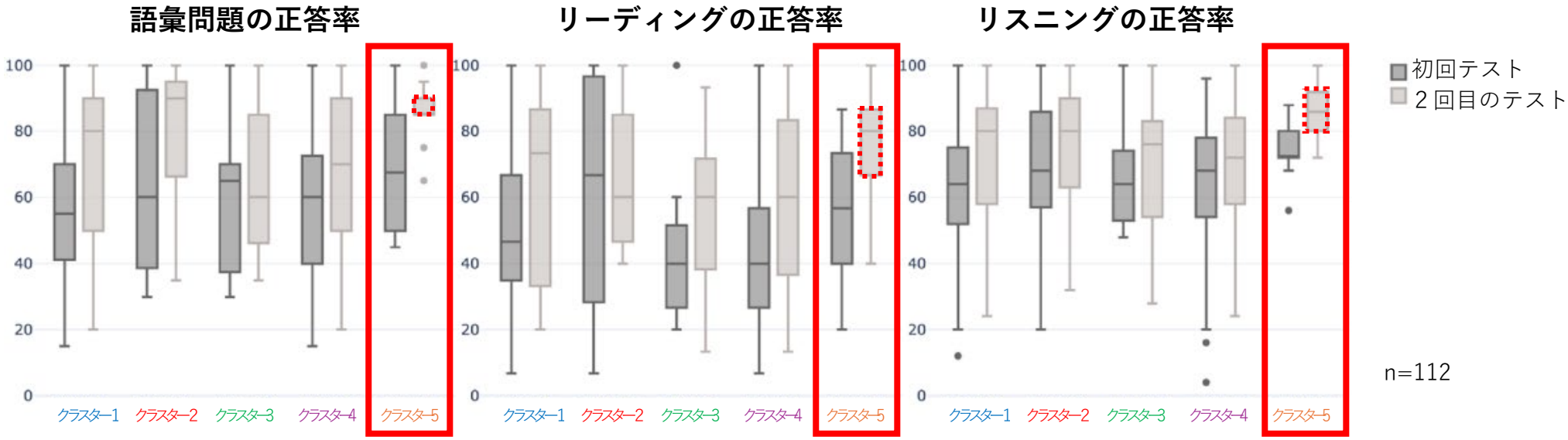
クラスタ１（非活用傾向群）（青）：あまりデジタル教科書を活用していないグループ
クラスタ２（流し見傾向群）（赤）：流し見をしていたと推測されるグループ
クラスタ３（積極活用傾向群）（緑）：学習上意味のある（学習の強度が高い）操作をしていたと推測されるグループ
クラスタ４（放置傾向群）（紫）：デジタル教科書を開きっぱなしで放置していたと推測されるグループ

【出典】「学習履歴データの分析によって見えてきたデジタル教科書の利用実態と学習傾向」（2024年2月、東北大学大学院情報科学研究科　宮西祐香子、長濱澄、堀田龍也）

現行のデジタル教科書（英語）の使用方法と英検IBAの正答率の関係

○　つくば市の中学校１年生を対象とした実証研究では、**現行のデジタル教科書（英語）**を用いた授業での学習・自宅学習で音声コンテンツを適度に使用したグループの生徒は、（１）１回目・２回目ともに英検IBA（４・５級相当）の正答率が高く、かつ、（２）**特に２回目の正答率が他グループより有意に高かった。**

英検IBAの正答率（クラスター別、初回・２回目のテスト）



※　生徒のデジタル教科書の操作ログを解析し、使用方法に応じて、以下５つのグループに分類して英検IBAの正答率を分析。
クラスター１（n=27）：デジタル教科書の使用時間が少ないグループ
クラスター２（n=12）：デジタル教科書を自宅学習で長時間使うグループ
クラスター３（n=11）：デジタル教科書を頻繁にクリックするが、各操作時間は短いグループ
クラスター４（n=48）：デジタル教科書の自宅学習の使用時間が短いグループ
クラスター５（n=14）：授業での学習・自宅学習の両方で音声コンテンツを適度に使用するグループ

※　令和３（2021）年10月から令和４（2022）年３月の半年間にわたって、授業での学習時・自宅学習時の各生徒の操作ログを収集。実証開始時の10月・終了間際の２月のそれぞれのタイミングで、生徒が英検IBAを受験。

※　実証研究校では、令和３（2021）年から現行のデジタル教科書の導入を開始。

【出典】Yukako Miyanishi, Toru Nagahama, Satoshi Nakagawa, Tatsuya Horita(2025). Usage of Junior High School English Digital Textbooks Based on Operation Logs and Its Influence on Learning Performances, Information and Technology in Education and Learning VOL.5, NO.1 Reg.p001-018

低学力層に対するデジタル教科書の効果に関する先行研究（韓国）

○　韓国教育省による小学３～５年生に対するデジタル教科書の試行配布（2014年～2016年）のパネルデータを用いた先行研究によると、**低学力層ほど、デジタル教科書の利用頻度が①学業成績や②学習経験に対して有する効果が大きい**ことが分かった（統計的に有意）。

○　デジタル教科書の活用は、**児童生徒一人一人の到達度に応じた学習を容易にする**ことで、**個別最適な学びの実現に資する**ものと考えられる。

①デジタル教科書の利用頻度と実験後の学業成績の関係

	学業成績	
	社会	理科
デジタル教科書の利用×低学力層	**0.224**** (0.0795)	**0.136*** (0.0779)
デジタル教科書の利用	0.00205 (0.0658)	0.0113 (0.0619)

②デジタル教科書の利用頻度と学習経験の関係

	学習経験	
	分かりやすくなった	楽しくなった
デジタル教科書の利用×低学力層	**0.503***** (0.167)	**0.480***** (0.168)
デジタル教科書の利用	0.356*** (0.113)	0.336*** (0.111)

※１　表中の値は回帰係数の推計値、（）内は標準誤差を表す。
※２　「*」は有意水準10%、「**」は有意水準５%、「***」は有意水準１%で統計的に有意であることを表す。
※３　2014年～2016年にパイロット校としてデジタル教科書の試行配布を受けた81校の小学校から無作為抽出された35校・1,927人についてパネル調査を実施し、実験開始当初の学力別に、デジタル教科書の利用頻度と学業成績等との関係性を分析。
※４　試行配布されたデジタル教科書は、動画・音声等の再生機能、辞書機能、外部教材へのハイパーリンク、クイズ等の自己評価ツール、オンライン上で教師や他の児童と協働する機能を含むものであり、韓国の「教育課程」（※日本の学習指導要領に相当）上に位置づけられたもの。
※５　目的変数のうち「学業成績」は社会又は理科の試験の成績であり、「学習経験」は、「デジタル教科書で学習する方が学習が楽しい」「デジタル教科書で学習する方が内容が分かりやすい」という２つのアンケート項目に係る５段階の回答を変数化したもの。
※６　説明変数のうち「デジタル教科書の利用」は、実現値を１（デジタル教科書をより頻繁に利用している・デジタル教科書のみを利用している）or 0（紙の教科書をより頻繁に利用している）とする２値変数であり、「低学力層」は、実現値を１（最初の社会又は理科の試験で得点が平均よりも低かった）or 0（最初の社会又は理科の試験で得点が平均以上だった）とする２値変数となる。
※７　図表①は一般的な最小二乗法のモデルによる分析結果、図表②は操作変数法のモデルによる分析結果となる。

【出典】Lee, S., Lee, J.-H., & Jeong, Y. (2023). The Effects of Digital Textbooks on Students' Academic Performance, Academic Interest, and Learning Skills. Journal of Marketing Research, 60(4), 792-811. https://doi.org/10.1177/00222437221130712 (Original work published 2023) Table5, 6を基に文部科学省作成。

韓国におけるデジタル教科書に関する効果検証

研究対象

2008年から2012年にかけて韓国教育省が実施したデジタル教科書の実証研究に関して、
メタ分析（※）を実施して一般的な傾向を分析

学校数：715校（理科141校、韓国語159校、社会182校、数学164校、英語69校）
児童生徒数：54,723名（実験群21,562名、対照群33,161名）

※　複数の論文等の成果を統合する手法。本論文のメタ分析では、実験群と対照群が分けられている研究だけを対象とするといった、一定の抽出基準を設けることで、知見の妥当性を担保している。

研究結果

実験群（デジタル教科書DT）と対照群（紙の教科書PT）を比較すると、
紙の教科書を使った指導に比べ、デジタル教科書を使った指導は学業成績の向上により効果的

全体	理科	韓国語	社会	算数・数学	英語
59.10（※２）	60.26	59.10	59.48	59.32	59.10

※2：対照群（PT）の学業成績が50%である場合、実験群(DT)の学業成績は対照群よりも9.1%高いことを示している

【出典】JEONGWON CHOI（2017）"THE EFFECT OF DIGITAL TEXTBOOK ON ACADEMIC ACHIEVEMENT IN KOREA" Journal of Theoretical and Applied Information Technologyに基づき作成

補足

- 本実証研究で使用されたデジタル教科書は、動画・音声の再生機能、辞書機能、ハイパーリンク、自己評価ツールや他者と協働する機能を含むが、韓国の「教育課程」（※日本の学習指導要領に相当）上の位置づけまでは有しないもの。
- デジタル教科書の活用は、**都市部よりも農村部において、より多くの教科において効果的**との研究結果も紹介されている

【出典】
H. S. Byeon, J. H. Seo, J. H. Ryu, S. H. Uang, S. Y. Choi, M. S. Jeong, J. S. Bang, J. Y. Lee, S. S. Seo, G. B. Choi, and M. H. Park, "The analysis on effectiveness of digital textbook, Research Report CR 2008-13", Korea Education and Research Information Service, Seoul(South Korea), 2008.
H. S. Byeon, J. C. Kim, Y. H. Song, and W. H. Lee, "The analysis on effectiveness of digital textbook, Research Report CR 2010-5", Korea Education and Research Information Service, Seoul(South Korea), 2010.

ドイツにおける先行研究（紙とデジタルの比較）

○　高校１年生の数学を対象としたドイツの先行研究では、ラッシュモデル及び混合分散分析（ANOVA）の手法により、デジタル教科書で学習したグループ（n=154）・紙の教科書で学習したグループ（n=160）の間で学習前後のテスト結果を比較。

○　**デジタル教科書で学習したグループは、紙の教科書で学習したグループと比較して、より高い成績を獲得**することができた。

図表：学習の前後におけるテスト結果の比較

	学習**前**テスト		学習**後**テスト		標本数
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	
全体	-0.66	1.00	-0.32	1.02	314
デジタル教科書のグループ	**-0.65**	1.08	**-0.20**	1.00	154
紙の教科書のグループ	**-0.67**	0.93	**-0.44**	1.02	160

※　表の平均値は、テスト得点から変換されたロジット単位で推定能力値を示している。
ロジット単位のスコアが高いほど、テストにおけるより高い達成度を持っていることを意味する。
一般に、ロジット変換により、より多くの統計分析手法を利用できるようになる。

※　グループと学習前後の間の交互作用については、統計的な有意差が確認された（p=0.02）。

※　デジタル教科書のグループは、動的な視覚化（dynamic visualization）・機械的フィードバック（computer-based feedback）の機能を備えたデジタル教科書を学習に使用した。

【出典】Brnic, M., Greefrath, G. & Reinhold, F. Working with digital textbooks or printed materials: A study with boys and girls on conditional probability. ZDM Mathematics Education 56, 559–572 (2024). https://doi.org/10.1007/s11858-023-01543-x. Table 2を基に文部科学省作成。

紙媒体と電子媒体の比較　ー理解度・閲読時間ついてー

＜調査方法の概要＞

対象：若年層（20代）、中年層（30～50代）、高齢層（60～70代）　各10名

方法：7パターンの文章・図を含む原稿を、紙とディスプレーのそれぞれで提示し、**理解度**と**閲読時間**を測定。

※紙での提示とディスプレーでの提示とで、内容・体裁は同様。

※理解度は、提示した原稿の内容に関する設問（4～5問）の正答率によって判断。

＜結果＞

理解度（正答率）	紙	ディスプレー（電子媒体）
若年層	59.0%	71.0%
中年層	54.3%	53.0%
高齢層	55.7%	60.9%

閲読時間	紙	ディスプレー（電子媒体）
若年層	101.5 秒	74.1 秒
中年層	98.5 秒	72.8 秒
高齢層	105.8 秒	115.0 秒

＜まとめ＞

理解度については、若年層では電子媒体の方が11%ほど高いものの、中年層・高齢層では差が見られなかった。

閲読時間については、若年層・中年層では電子媒体で短くなり、高齢層では紙媒体で短い傾向にある。

以上より、若年層・中年層では電子媒体の方が閲読時間が短く、理解度も高いもしくは同程度であることから、電子媒体の方が紙媒体よりも情報伝達効率が高かったと言える。

併せて実施したアンケート調査において、若年層と中年層では「日常的によく使い、慣れている媒体は電子媒体である」と回答した割合が高かったことから、紙媒体と電子媒体のどちらが情報提供に属しているかは、**年齢や媒体自体の性質よりも、利用者と媒体の関係性の方が影響度が高いとの結論**に至った。

（出典）中央大学、トッパン・フォームズ株式会社「中央大学とトッパン・フォームズ、紙媒体と電子媒体の情報伝達効率の差異に関する共同研究を実施ー理解度と閲読時間には媒体への「慣れ」が影響ー」2021年10月29日、https://www.edge.toppan.com/news/pdf/2021/1029.pdf。

「深い読み」における紙とデジタルの比較調査

○　科研費による研究において、**小学校国語**で「深く読む」設問についての紙とデジタル端末の読解比較を実施。
○　結論：**「深く読む」ことにおいて、小学校段階では、紙とデジタルとの間に読解調査における差はなかった**。
学年が上がるにつれ、デジタルの点数が紙と逆転したり差を広げたりする傾向が全ての学校で見られた。

説明文

N小学校（中規模校）

	正解率（全体）	低学年（102名）	中学年（87名）	高学年（93名）
紙	３９.４％	２８.５％	５５.４％	５９.７％
デジタル	３９.１％	２６.２％	５２.０％	６４.０％
備考	**統計的な有意差はなかった**ものの、全体では紙の方がわずかに高く、低中学年では紙、高学年ではデジタルが高かった。			

X小学校（中規模校）※台湾

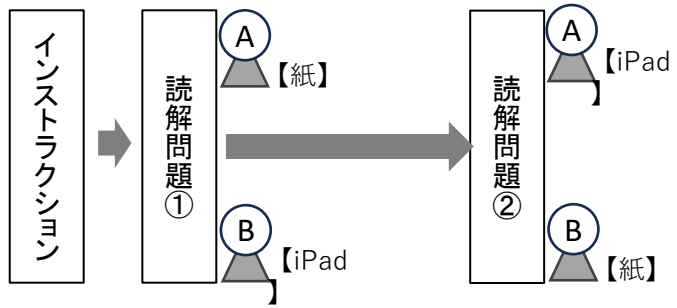
	正解率（全体）	下学年（190名）	上学年（259名）
紙	２５.４％	１５.２％	３２.８％
デジタル	２６.７％	１５.４％	３５.１％
備考	**統計的な有意差はなかった**ものの、全体でも上下学年とも、デジタルが高く、上学年では差が開いた。		

文学

M小学校（中規模校）

	正解率（全体）	下学年（190名）	上学年（259名）
紙	２８.９％	２４.３％	３５.６％
デジタル	２８.５％	２２.８％	３６.７％
備考	**統計的な有意差はなかった**ものの、全体では紙の方がわずかに高く、下学年では紙、上学年ではデジタルが高かった。		

読解調査の実施方式



【出典】「デジタル時代の児童の読解力　紙とデジタル比較読解調査からみえること」（難波博孝、2024）

紙媒体と電子媒体の比較　ー記憶、理解度についてー

- 令和３年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」において、紙媒体とデジタル媒体の違いに着目した学習者の集中、記録、意欲、理解度及び思考力に対する効果や影響を研究した先行研究について調査し、その調査結果を踏まえて、一部の児童生徒に対する実証研究を行った。
- 先行研究の調査結果を以下に示す。なお、先行研究では被験者の多くが大学生であり、児童生徒を対象とした調査研究は少ない。

紙媒体とデジタル媒体の違いに関する国内の先行研究の調査結果

先行研究における実験結果（右図参照）では、試験成績では「記憶」は同等若しくは紙媒体が優位、「理解度」は紙媒体が優位、思考力は条件によって異なる結果となっている。

ただし、いずれも被験者は大学生であり、柳沢（#2）が述べているとおり「学習スタイルに対する慣れ」の影響も少なからずあると考えられる。

被験者へのアンケート調査による主観評価では、「集中力」は紙媒体が優位であった一方、**「意欲」についてはデジタル媒体が優位な傾向**にある。

P＝紙、D＝デジタル（タブレット端末）

先行研究 ＼ 観点		集中力	記憶	意欲	理解度	思考力
1	表示媒体が文章理解と記憶に及ぼす影響	主観評価 P優位	試験成績 P優位		試験成績 P優位	
2	電子教科書使用時の紙ノートの必要性		試験成績 同等			試験成績 P優位
3	学習教材としてのデバイスの特性		試験成績 P優位	主観評価 D優位	試験成績 P優位	試験成績 D優位
4	デジタル教科書の活用実態			主観評価 D優位	客観評価 D優位	客観評価 P優位

小学4年生が対象

1：小林亮太・池内 淳「表示媒体が文章理解と記憶に及ぼす影響―電子書籍端末と紙媒体の比較―」研究報告ヒュ ーマンコンピュータインタラクション（HCI）2012-HCI-147(29), 1-7, 2012
2：柳沢 昌義「電子教科書使用時の紙ノートの必要性に関する比較研究」日本教育工学会研究報告集 2012(1), 229- 236, 2012-03-03
3：赤堀 侃司・和田 泰宜「学習教材のデバイスとしての iPad・紙・PC の特性比較」白鴎大学教育学部論集 6(1), 15- 34, 2012-04
4：望月 之美「ICT 活用の授業その実態と課題 － 小学校におけるデジタル教科書の活用実態 －」東京福祉大学・大学院紀要 = Bulletin of Tokyo University and Graduate School of Social Welfare 9(1・2), 95-103, 2019-03

（出典）令和3年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」

紙媒体と電子媒体の比較　ー記憶、理解度についてー

＜調査方法の概要＞

対象：１人１台端末環境が実証以前より整備されており、デジタル教科書を活用している小学校
５年生２クラス（各30名）
※１クラス**（Dクラス）はタブレットや現行のデジタル教科書を併用して学習**
１クラス**（Pクラス）は紙の教科書と紙のワークシートで学習**

方法：教科・国語で以下を実施。
①記憶テスト（教科書の説明文から作成した空所補充問題）
②理解テスト（既存のテストを活用。思考・判断・表現の観点での記述式。）

＜結果＞

結果（平均点）	Dクラス	Pクラス	備考
①記憶テスト	3.96点	3.83点	8点満点
②理解テスト	88.3点	89.5点	100点満点

＜まとめ＞

記憶テスト、理解テストいずれも、現行のデジタル教科書で学習したDクラス、紙の教科書で学習したPクラスの結果は同等であった。

これは、大学生の被験者を対象とした先行研究の結果（紙優位）とは異なる結果であり、デジタルでの学習に慣れた児童を被験者としたことが影響していると考えらえる。

また、今回の実証においては、現行のデジタル教科書の使用方法について特に指定はなく、紙の教科書ではできない現行のデジタル教科書ならではの機能を効果的に活用した授業を設計し実施することで、デジタル優位になる可能性も推測される。

（出典）令和3年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」

発達段階に関する教育関係団体・有識者からの主な御意見

○中教審WG中間まとめに関する教育関係団体からの御意見【発達段階関係】

【全日本中学校長会】発達段階における対応が必要である。
・**小学校低学年は、「デジタル教科書に慣れ親しむ」**授業を展開する。
・**小学校中学年は、「デジタル教科書の機能を活用した学習」**を展開する。
・**小学校高学年は、「デジタル教科書を活用した主体的な学習」**を展開する。
・**中学校では、「デジタル教科書を基盤とした個別最適な学び」**の学習を展開する
などの**系統性をもったデジタル教科書使用のガイドラインが不可欠**である。**小・中学校では基礎的な学力定着が重要なため、デジタルに偏ることなく、紙とのバランスを取る必要がある**。

【日本私立小学校連合会】紙かデジタル化の二項対立ではなく、ハイブリットの形に賛成である。4種のイメージの中だと、**高学年期は児童の持ち物を軽減する観点からも「デジタル媒体中心」**、**低学年は「紙媒体中心」**の考えである。

【全国都道府県教育委員会連合会】「対象教科や学校種は、学習指導要領の議論を踏まえつつ、教科特性や児童生徒の発達段階、学校の実態に応じた検討が重要」という中間まとめに同意する。特に個人差が大きいと考えられる**小学校低学年や特別な配慮が必要な児童生徒への影響を考慮しながら、国において検討を進めていただきたい**。

【全国市町村教育委員会連合会】**小中学校段階での活用が適切**であり、児童生徒の「発達段階」や「教科の特質」に応じて、柔軟に活用する必要がある。学年ごとの発達段階に応じた適切な導入が必要であり、**小学校低学年ではICT機器の扱いに慣れておらず、紙媒体の方が学習方法を身に付けるのに適している**。**小学校低学年から１日中デジタル教科書を使うことに不安**がある（健康面。身体的負担）

【全国町村教育長会】**小学校低学年**については、リアルとデジタルのバランスを考えたときに、**よりリアルな学び方を工夫したほうがよい**と考える。**指で紙をめくる、鉛筆で線をひくなど、身体性も重視したい**。

【一般社団法人日本教材備品協会】
・**小学校低学年**：**紙を主体とし、デジタルは補助的に使用**。タブレット活用時には操作の簡便さを重視し、直感的な操作が可能な環境を整備する。
・**小学校高学年**：**段階的にデジタル活用の範囲を拡大**し、デジタル教科書とリアル教材の組み合わせを取り入れる
・**中　学　校**：ICT スキルの向上に伴い、**デジタル活用の範囲を広げる**。
・**特別支援学校**：音声読み上げ、拡大文字機能、色覚調整機能など、**デジタルの特性が大きく貢献**すると考えられる

○有識者からの御意見【発達段階関係】

【ペンシルバニア大学バトラー後藤裕子氏】　※令和６年11月21日デジタル教科書推進WG第3回御発表資料より

○小学校低学年では 認知処理能力との兼ね合いが重要

- 絵やイラストなどの視覚情報がテクストの内容と一致しているか
- 音響効果やバックグランド・ミュージックも子どもの注意を惹き過ぎては逆効果
- ホットスポットやゲームも、ストーリー理解にはマイナス影響も ありうる(Piotrowski & Krcmar, 2017)
- ハイパーリンクはアクティブな読みを促進する一方、リンクの数が多かったり、階層化されていないと、読みに時間がかかったり、理解度が低下してしまう可能性も
- 小学生を対象に階層型ハイパーリングを活用し、テクスト全体の 構造を明確化することで、理解度を上げたという例 (Paulucci, 1998)

４．GIGAスクール構想関係

学校における主なＩＣＴ環境の整備状況（学校種別）

R7年3月1日現在

	全学校種	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
学校数	32,048	18,271	8,945	232	3,439	35	1,126
児童生徒数	10,895,258	5,825,949	2,867,856	75,951	1,951,282	23,853	150,367
普通教室数	488,127	277,211	114,880	4,287	60,401	730	30,618
学習者用コンピュータ台数	11,847,256	6,172,728	3,096,888	82,345	2,293,304	27,066	174,925
校務用コンピュータ台数	1,155,782	523,376	290,702	10,294	226,761	2,267	102,382
指導者用コンピュータ台数	1,200,217	555,935	306,833	10,779	232,543	2,932	91,195
児童生徒1人当たりの学習用コンピューター台数	1.1台/人	1.1台/人	1.1台/人	1.1台/人	1.2台/人	1.1台/人	1.2台/人
無線LANまたは移動通信システム(LTE等)によりインターネット接続を行う普通教室の割合	99.3%	99.4%	99.3%	99.8%	99.6%	100.0%	98.1%
普通教室の無線LANの整備率	97.1%	96.7%	96.9%	99.4%	99.4%	100.0%	97.5%
普通教室の大型提示装置整備率	91.0%	93.3%	91.5%	92.0%	93.1%	97.4%	64.2%
教員の校務用コンピュータ整備率	131.2%	130.1%	128.4%	131.0%	142.1%	123.5%	123.8%
教員の指導者用コンピュータ整備率	136.3%	138.2%	135.5%	137.1%	145.8%	159.8%	110.3%
統合型校務支援システム整備率	94.8%	94.7%	94.2%	86.2%	99.3%	94.3%	89.3%

（出典）学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果〔確定値（令和7年10月）より一部加工抜粋

必要なネットワーク速度の確保状況

学校のネットワークの状況について
（令和８年３月）の調査結果より抜粋

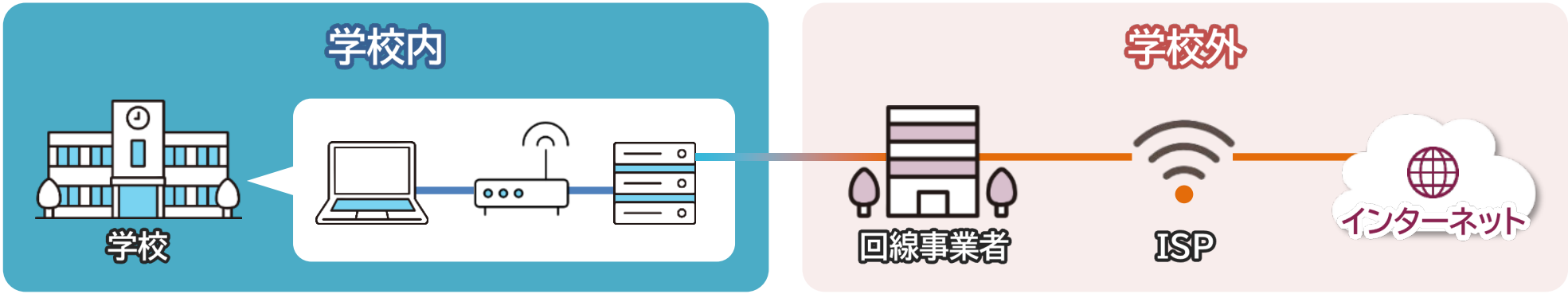
- 「必要なネットワーク速度」を確保済み※の学校は、令和５年度実施の**前回調査に比べて約40ポイント上昇の63.9%となり、大幅に増加**した。

【前回調査：「学校のネットワークの現状について」（調査期間：令和５年11月～12月）では、固定回線においてネットワークを原因とする支障がほぼ生じない水準である「当面の推奨帯域」を満たす学校は**21.6%**（6,503/30,089校）。】

児童生徒数	「必要なネットワーク速度」の確保状況		【内数】固定回線		【内数】モバイル回線	
	回答学校数（割合）	「必要なネットワーク速度」を満たす学校数（割合）	回答学校数（割合）	「当面の推奨帯域」を満たす学校数（割合）	回答学校数（割合）	「必要なネットワーク速度」を満たす学校数（割合）
～６０人	4,170校(13.1%)	3,727校(89.4%)	3,864校(12.7%)	3,447校(89.2%)	306校(21.1%)	280校(91.5%)
６１人～１２０人	3,630校(11.4%)	2,698校(74.3%)	3,475校(11.4%)	2,553校(73.5%)	155校(10.7%)	145校(93.5%)
１２１人～１８０人	2,963校 (9.3%)	1,906校(64.3%)	2,841校(9.4%)	1,807校(63.6%)	122校(8.4%)	99校(81.1%)
１８１人～２４５人	2,886校 (9.1%)	1,692校(58.6%)	2,777校(9.1%)	1,594校(57.4%)	109校(7.5%)	98校(89.9%)
２４６人～３１５人	3,097校 (9.7%)	1,786校(57.7%)	2,945校(9.7%)	1,666校(56.6%)	152校(10.5%)	120校(78.9%)
３１６人～３８５人	3,034校 (9.5%)	1,786校(58.9%)	2,907校(9.6%)	1,674校(57.6%)	127校(8.7%)	112校(88.2%)
３８６人～４５５人	2,711校 (8.5%)	1,550校(57.2%)	2,581校(8.5%)	1,446校(56.0%)	130校(9.0%)	104校(80.0%)
４５６人～５６０人	3,235校(10.2%)	1,824校(56.4%)	3,106校(10.2%)	1,717校(55.3%)	129校(8.9%)	107校(82.9%)
５６１人～７００人	2,922校 (9.2%)	1,655校(56.6%)	2,797校(9.2%)	1,554校(55.6%)	125校(8.6%)	101校(80.8%)
７０１人～８４０人	1,750校 (5.5%)	977校(55.8%)	1,685校(5.5%)	920校(54.6%)	65校(4.5%)	57校(87.7%)
８４１人～	1,420校 (4.5%)	717校(50.5%)	1,388校(4.6%)	689校(49.6%)	32校(2.2%)	28校(87.5%)
	31,818校	**20,318校 (63.9%)**	30,366校	**19,067校 (62.8%)**	1,452校	**1,251校 (86.2%)**

※：「必要なネットワーク速度」を確保できているかの判断は、以下のとおり。
・固定回線：「当面の推奨帯域」を満たすこと。　・モバイル回線：１回線当たりの実効帯域が２Mbps以上であること。
このうち「当面の推奨帯域」とは、同時に全ての授業において、多数の児童生徒が高頻度で端末を活用する場合にも、ネットワークを原因とする支障がほぼ生じない水準であり、端末活用の日常化に向けて、まずは全ての学校が目指すべき水準(ただし、この水準を下回る場合でも授業で全く活用できないというものではない)。

学校のネットワークの課題の全体像



課題1 不具合の原因特定が不十分

学校のネットワークが繋がりにくい原因は、**学校内が原因の場合**と、**学校外が原因の場合**に大別されるが、**具体的には様々であり、その特定が改善の前提**

課題2 校内ネットワークに課題がある

機器の設定・設置場所に課題がある、**機器が最新でない**、**相性の悪い機器**が組み合わされている 等

課題3 通信契約の内容が十分なものなっていない

インターネットに接続するまでの**回線契約が不十分**な場合が多い

※９割超の自治体において、学校のインターネット通信費は、家庭のインターネットと同程度しか措置されていないと推測される。

課題4 自治体において専門性のある職員の確保が難しく、交渉力が不足

ネットワークアセスメントの発注や、通信契約の変更等について事業者と適切に交渉していくためには、**ネットワークについての一定の知識が必要。**教育委員会においては、ネットワーク整備に深い知見を有する職員の確保が難しい場合もある。

学校のネットワークの課題と改善に向けた対応

対応①ネットワークアセスメントによる不具合の特定

- R6補正予算及びR7当初予算では、**ネットワークアセスメント実施に対する引き続きの支援**に加え、**アセスメントの結果を踏まえたネットワーク環境の改善に係る費用**に係る補助事業を計上
- R7補正予算及びR8当初予算案では、**アセスメントの結果を踏まえたネットワーク環境の改善に係る費用**に係る補助事業を計上

対応②校内ネットワークの改善

- 校内ネットワーク環境を整備するための**工事に要する費用を国庫補助**
  - ✓ 国庫補助割合：原則1/3、国庫補助対象：1校400万円以上
- 上述のとおり、**アセスメント結果を踏まえたネットワーク環境の改善に係る補助事業を計上**

対応③通信契約の見直し

- **文部科学大臣、総務大臣、デジタル大臣の3大臣連名で、電気通信事業関連4団体に対し**、学校規模等に対応した広帯域の通信サービスが適切に選択可能となるよう**協力を要請**（R6年8月）

要請で例示した広帯域通信サービス

- **10Gbps**などの従前よりも広帯域のベストエフォート型サービス
- **回線を共有する利用者数が少ない**ベストエフォート型サービス
- **別系統の設備により提供**されるベストエフォート型サービスの**複数利用**
- **ギャランティ型**のサービス

- 地域で提供される通信サービスの比較可能できるよう、デジタル庁と連携し、**「当面の推奨帯域」を満たすための通信サービスのカタログ化**（「教育DXサービスマップ」に通信分野を追加）（R7年2月）
- 登録されたサービスをプレゼンする場として、**「学校ネットワーク自治体ピッチ」を開催**（R7年2月）
- **通信費**については、**学校のICT環境整備に係る地方財政措置**が講じられている（学校のICT環境整備3か年計画（2025-2027年度））

※「当面の推奨帯域」を満たすなど必要なネットワークを確保している学校100%とした計画を新たに策定

対応④自治体担当者の専門性向上

- 教育委員会の担当者向けに**「学校のネットワーク改善ガイドブック」**を提示し、通信契約の見直しの観点など、ネットワークの改善に必要な事項を分かりやすく解説（R6年4月公開）
- 各自治体のアセスメントにより判明した課題と解決策を概括的にまとめた内容を追加（R7年6月改訂）

学校のネットワーク改善に係る取組の例

- ネットワークの改善には一定の知識が必要なことから、学校のネットワークの改善に関する概括的な解説を行うものとして、「学校のネットワーク改善ガイドブック」を公開（令和7年6月改訂）。
- 令和7年2月に電気通信事業者が学校向けの通信サービスを登録・公開する場として「教育DXサービスマップ」に通信分野を追加するとともに、登録されたサービスを説明する場として「学校ネットワーク自治体ピッチ」を開催。

学校のネットワーク改善ガイドブック

学校のネットワークの仕組みや課題、その解決策等について、**概括的に解説**



教育DXサービスマップ

提供されている通信サービスを**地域ごとに一覧化して表示可能**

記載項目が標準化されており（サービス種別、速度、価格、導入事例等）、**各社のサービスを比較可能**



学校ネットワーク自治体ピッチ

文部科学省等からの説明に加え、教育DXサービスマップに登録した内容について**各社が教育委員会向けに説明**



紹介されたサービスの一例（概要）

- 1Gbpsのギャランティ型について、月額約3万円～10万円のサービスが数社から提案された。
  ※従来、1Gbpsのギャランティ型は、定価ベースで月額50～150万円であった。
- 10Gbpsのベストエフォート型について、全国規模や複数県域・様々な地域で利用できるサービスが活発に提案された。
  ※従来、10Gbpsベストエフォート型は、安価であるものの提供地域がわかりにくく、比較検討が困難であった。
- 提案されたISP一体型のサービスは、多数の同時接続に強い構成となるよう固定IPアドレスが付帯されていた。

GIGAスクール構想の推進
～１人１台端末の着実な更新～

令和8年度予算額　3億円
（前年度予算額　3億円）
令和7年度補正予算額　685億円

文部科学省

現状・課題

- 全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和元年度及び２年度補正予算において「１人１台端末」と高速通信ネットワークを集中的に整備し、GIGAスクール構想を推進。
- GIGAスクール構想第２期においては、第１期に整備した端末が更新時期を迎えることから、**５年程度をかけて端末を計画的に更新**するとともに、**端末の故障時等においても子供たちの学びを止めない観点から、予備機の整備**も一体的に推進。
- 引き続き、各自治体等における**最新の更新計画に対応**し、**着実な端末更新を進めることが必要**。

事業内容・スキーム

公立学校の端末整備　**令和７年度補正予算額　676億円**

- 都道府県に設置した**基金（５年間）**により、**５年間同等の条件で支援を継続**。
- 都道府県を中心とした共同調達等、**計画的・効率的な端末整備を推進**。

＜１人１台端末・補助単価等＞

- 補助基準額：5.5万円/台
- 予 備 機 ： 15%以内
- 補 助 率 ： ３分の２

※児童生徒全員分の端末（予備機含む）が補助対象。

＜入出力支援装置＞

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒の障害に対応した入出力支援装置の整備を支援。

- 補助率： 10分の10

（基金のイメージ）

文部科学省
↓ 基金造成経費を交付
都道府県（基金）
↓ 補助金交付
市町村

※都道府県事務費も措置

国私立、日本人学校等の端末整備　予算額（案）　3億円(私立)
令和７年度補正予算額　9億円(国立・日本人学校等)

- **更新に必要な経費**を**補助事業**により支援。
- 公立学校と同様に、**補助単価の充実や予備機の整備**も推進。

＜１人１台端末・補助単価等＞

- 補助基準額：5.5万円/台
- 予 備 機 ： 15%以内
- 補 助 率 ： 国立　10分の10
  私立　３分の２
  日本人学校等　３分の２

※入出力支援装置についても補助対象。
※今後も各学校の計画に沿った支援を実施予定。

（担当：初等中等教育局学校情報基盤・教材課）

GIGAスクール構想支援体制整備事業

令和8年度予算額　3億円
（前年度予算額　5億円 ）
令和7年度補正予算額　33億円

文部科学省

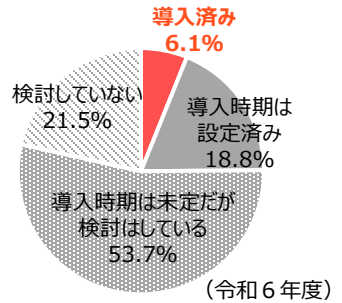
現状・課題

○DXによる教師の業務効率化等に向け、2026年度から４年間かけてパブリッククラウドを前提とした次世代校務DX環境への移行を順次進めることとしているが、現状ではその整備率は6.1%にとどまっており、抜本的な拡充が必要。

○また、次世代校務DX環境への移行に当たっては「異動先でも同じシステムが利用可能となり、県費負担教職員の人事異動の際の負担が軽減する」といった学校における働き方改革の観点や、「同じシステムが利用可能となることで、児童生徒の転校等が生じた際にもデータの継続性が確保される」といったデータ利活用の観点から、都道府県域内一体となって共同調達・共同利用を推進することが重要。

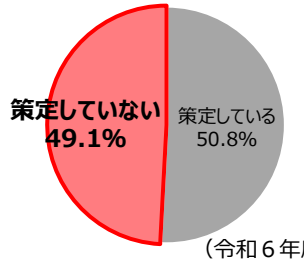
○加えて、学校DXの前提ともなる学校のネットワーク環境の改善、情報セキュリティ対策、教職員のICTリテラシーの向上など、GIGAスクール構想第２期を強力に推進するための基盤整備が急務。

次世代型校務支援システムの導入状況



（令和６年度）

教育情報セキュリティポリシーの策定状況



（令和６年度）

事業内容

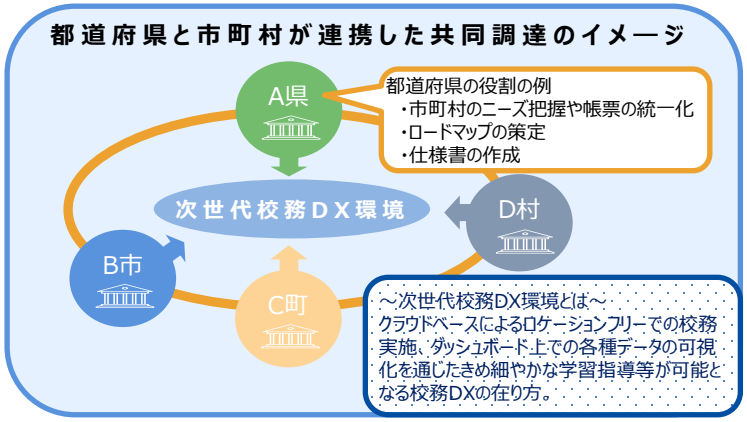
（１）次世代校務DX環境の全国的な整備

○ 都道府県域での共同調達・共同利用等を前提とした次世代校務DX環境の整備支援

都道府県域での共同調達・共同利用及び帳票統一を前提に、自治体の次世代校務DX環境整備に係る初期費用（校務系・学習系のネットワークの統合に係る費用や、校務支援システムのクラウド化に係る費用等）を支援。

※ 域内取りまとめに係る各都道府県の帳票統一・ロードマップの策定・RFP作成等の各種支援は、「校務DX等加速化事業」により設置する相談窓口や専門人材派遣の一環として実施。

都道府県と市町村が連携した共同調達のイメージ



（２）学校の通信ネットワーク速度の改善

学校のネットワーク環境の改善を図るため、ネットワークアセスメントの結果を踏まえたネットワークの課題解決に係る初期費用（機器の入替えや設定変更等）を支援。

※ ネットワークアセスメント・・・学校内外のネットワーク構成要素を評価し、課題の把握・原因箇所の特定を行うこと。
※ 支援対象はネットワークアセスメント実施済学校に限る。

（３）学校DXのための基盤構築

教育情報セキュリティポリシーの策定/改定支援、セキュリティリスクアセスメントや端末利活用等の専門家による支援、ネットワークの共同調達の支援等、学校DXに向けた技術的なコンサルタントに要する経費を支援。

補助率等

事業主体：都道府県、市町村
補助割合等：３分の１
予算単価（事業費ベース）：
(1)：6,800千円/校、 (2)：2,400千円/校
(3)：200千円/校※
※18校（360万円）未満の場合でも360万円として算定

GIGAスクール構想第２期の基盤整備を強力に推進

（担当：初等中等教育局学校情報基盤・教材課）

学校のICT環境整備3か年計画(2025～2027年度)

- GIGAスクール構想により実現した1人1台端末環境を前提として「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現するために不可欠な学習基盤であるICT環境整備のため、**「学校のICT環境整備3か年計画(2025～2027年度)」**を策定
- 必要な事業費は**単年度で1,464億円**とし、所要の**地方財政措置**



学校のICT環境整備計画(1,464億円)

※★印の機器については、元利償還金に対する交付税措置があるデジタル活用推進事業債の対象

計画において措置されているICT環境の水準

■ **学校のネットワーク**
- •「当面の推奨帯域」を満たすなど必要なネットワークを確保している学校 ：100%
- •無線LAN ：100%整備



■ **高校生の学習者用端末** ：生徒数の3分の１程度
※予備機や低所得世帯生徒等への貸与機等

■ **教師の端末等**
- •指導者用端末★及び校務用端末 ：1人1台整備
- •業務用ディスプレイ ：1人1台整備
- •次世代型校務支援システム 又は統合型校務支援システム ：100%整備 ※次世代型校務支援システムへ順次移行



■ **学校のニーズに応じたICT支援体制** ：ICT支援員4校に1人配置
：ヘルプデスクの設置
※複数の自治体が共同設置することも考えられる

■ **教室のICT機器**
- •電子黒板等の大型提示装置★／実物投影機 ：各普通教室1台 特別教室用として各学校に６台
※実物投影機は、小学校及び特別支援学校に整備

上記のほか、充電装置(充電保管庫・モバイルバッテリ)、児童生徒用端末のセキュリティ対応、学習者支援ツール※についても整備
※各教科等の学習活動に共通で利用可能なツール(例：教師と児童生徒間・児童生徒同士で資料共有や作業の進捗確認ができるツール)や、児童生徒の学校生活を支援するツール(例：児童生徒の心や体調の変化を早期に発見し、支援するツール)

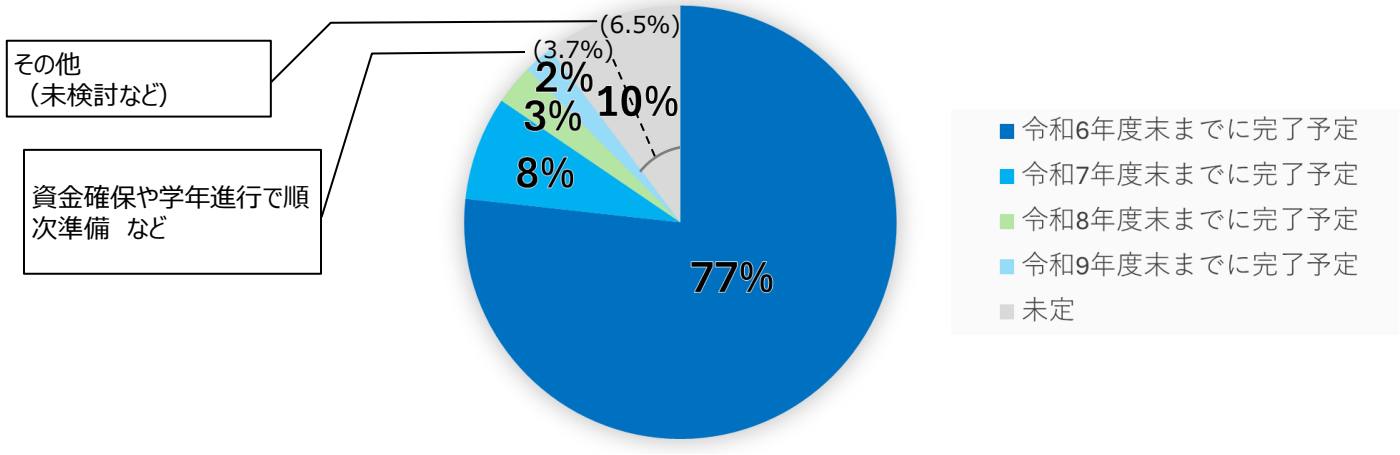
※ 上記に加え、GIGAスクール構想加速化基金を活用した義務教育段階の端末整備(補助率2/3)の地方負担分として単年度373億円を措置

【参考】文部科学省が公表している教育DXに係る当面のKPI
- ●必要なネットワーク速度を確保している学校100%(令和7年度)
- ●次世代の校務システムを導入済みの自治体100%(令和11年度)
- ●教職員の働き方改革にも資するロケーションフリーでの校務処理を行っている自治体100%(令和11年度)

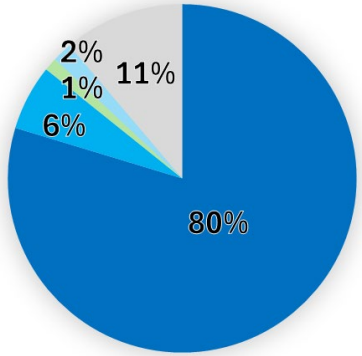
私立学校における児童生徒１人１台端末の整備状況について

○私立学校における児童生徒１人１台端末は、保護者等購入を含め、令和６年度末までに、**約８割の学校**において整備が完了。引き続き、**約１割の学校**が完了に向け整備を進めている。残る**約１割の学校**は整備完了時期が未定となっている。
○なお、児童生徒１人１台端末の達成手段としては、概ね以下のとおり。
　義務教育段階においては、学校購入：28%、保護者等購入：62% 、両方の併用：10%
　高等学校段階においては、学校購入：16%、保護者等購入：78% 、両方の併用：　7%

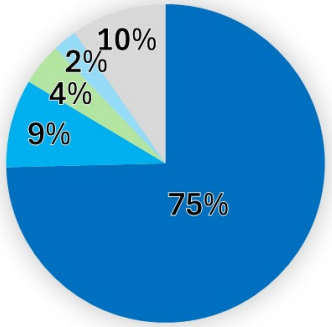
１－１．私立学校全体の児童生徒１人１台端末の整備状況（回答校数1,960校）



２－１．小･中･義務･中等（前期）･特支（回答校数822校）



２－２．高等学校（全日･定時）･中等（後期）（回答校数1,138校）

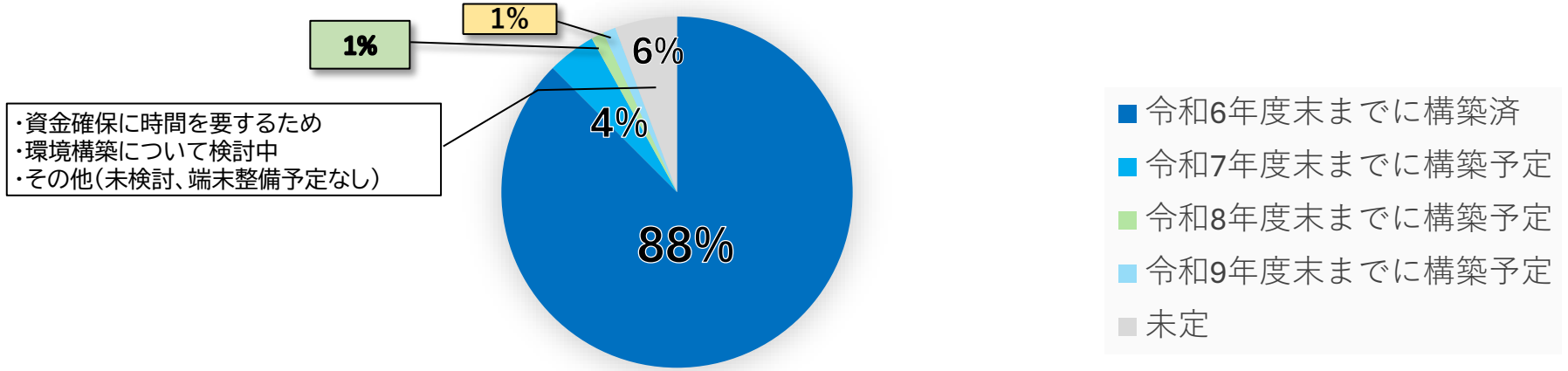


「私立高等学校等におけるICT環境の整備状況調査」を基に文部科学省において作成（令和7年６月）
端数未満四捨五入により合計は一致しない場合がある

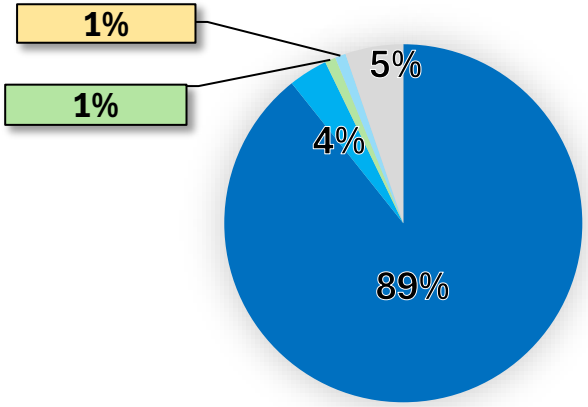
私立学校における児童生徒１人１台端末の実現に向けた校内通信ネットワーク環境の整備状況について

○ 私立学校における児童生徒１人１台端末への対応に必要な校内通信ネットワーク環境については、令和６年度末までに、**約９割の学校**において整備が完了。
○ 残る**一部の学校**は整備完了時期が未定となっている。

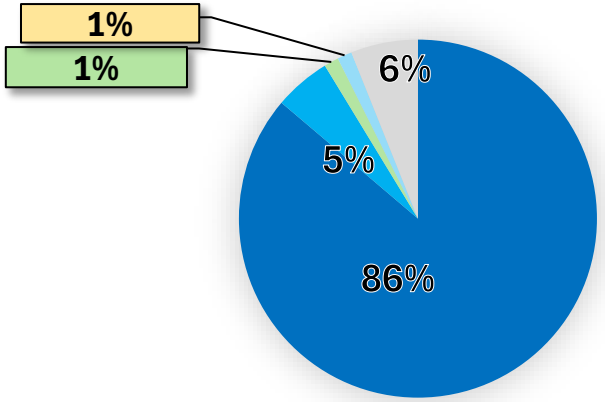
１－１．私立学校における児童生徒１人１台端末への対応に必要な校内通信ネットワーク環境の整備状況（回答校数2,146校）



２－１．小･中･義務･中等（前期）･特支（回答校数935校）



２－２．高等学校（全日･定時）･中等（後期）（回答校数1,211校）



「私立高等学校等におけるICT環境の整備状況調査」を基に文部科学省において作成（令和７年６月）
端数未満四捨五入により合計は一致しない場合がある

学校教育法等の一部を改正する法律の概要

令和８年６月１８日
デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議（第２回）
参考資料 7

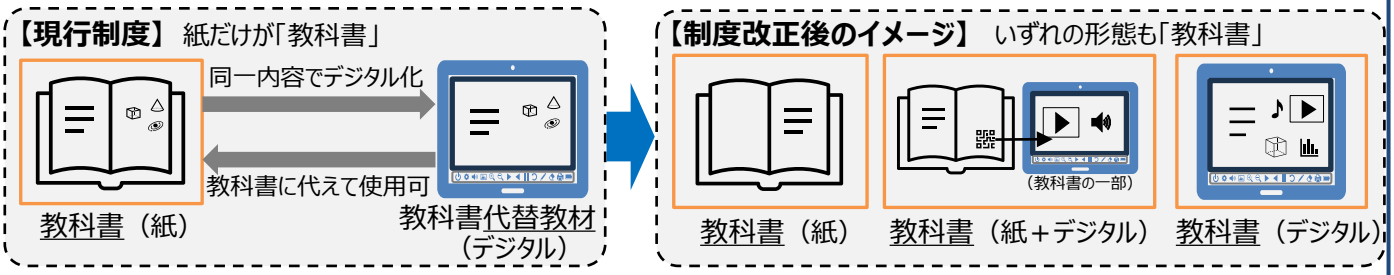
趣　旨

情報通信技術の進展に鑑み、**教科書にデジタルの良さを取り入れることにより児童生徒の教育の充実を図る**ため、小学校等において**デジタルな形態を含む教科書の使用を可能とする**とともに、当該教科書の発行及び無償措置に係る規定を整備する等の措置を講ずる。

概　要

１．学校教育法の一部改正

① 小学校、中学校、高等学校等の授業で**使用しなければならない「教科用図書」について、**紙媒体に限定している「教科用図書」という現行規定を改め、**デジタルな形態を含み得るよう**、新たに**「教科書」を規定する。**　【第34条第１項関係】



② ①に伴い、「教科用図書」の内容を電磁的に記録した「教科用図書代替教材」がある場合には、教育課程の一部において、教科書の使用義務に関わらず、「教科用図書」に代えて「教科用図書代替教材」を使用できる制度を廃止する。　【第34条第２項関係】

③ 特別支援学校や高等学校の専門教科等において、検定済教科書が無い場合等に使用する図書についても、①と同様に、デジタルな形態を含む教材を使用できることとする。　【附則第９条関係】

２．教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正

○ 教科書発行義務や保証金の制度等について、デジタルな形態を含む新たな教科書の発行に対応するために必要な措置を講ずる。　【第10条、第13条関係】

３．義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正

① **デジタルな形態を含む新たな教科書等を無償とする。**【無償法第１条第１項・無償措置法第２条第２項関係】

② デジタルな形態を含む新たな教科書等を無償とする措置について必要な事項を定める。　【無償措置法第３条から第９条まで関係】

４．著作権法の一部改正

○ デジタルな形態を含む新たな教科書の発行・使用等に伴い、音楽や動画を含む著作物等の公衆送信等の利用に係る権利制限の拡充等の措置を講ずる。　【第33条、第33条の２、第102条関係】

５．その他

○ 文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律について、デジタルな形態を含む新たな教科書の使用、発行及び無償措置に関して必要な措置を講ずる。

施行期日

令和９年４月１日

学校教育法等の一部を改正する法律

（学校教育法の一部改正）

第一条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「おいては、」の下に「教科書（」を加え、「教科用図書又は」を「教科用の教材又は」に、「教科用図書を」を「教科用の教材をいう。次項及び附則第九条において同じ。）を」に改め、同条第四項中「教科用図書及び第二項に規定する教材」を「教科書」に改め、同条第五項中「教科用図書」を「教科用の教材」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

附則第九条第一項中「第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書」を「教科書以外の教科用の教材」に改め、同条第二項を削る。

（教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正）

第二条　教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「教科書」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項に規定する教科書をいう。

第二条第二項中「製造供給する」を「製造し、及び配布、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）の利用その他の文部科学省令で定める方法により供給する」に改める。

第三条第一項中「その表紙に「教科書」の文字を、その末尾に」を「文部科学省令で定めるところにより、」に、「、発行者の氏名住所及び」を「又は名称、発行者の氏名又は名称及び住所、」に、「、並びに印刷者の氏名住所及び印刷の年月日」を「その他文部科学省令で定める事項」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第六条第一項中「基き」を「基づき」に、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」を「義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律」に、「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改め、同条第二項中「第二条第一項に規定する学校」を「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中

等教育学校及び特別支援学校」に改める。

第七条第一項中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

第八条中「部数」を「数」に改める。

第九条中「左の各号の一に当る」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条第二号中「、信用状態」を「又は信用状態」に改め、同条第五号中「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」を「義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律」に改める。

第十条第二項中「教科書を各学校に供給する」を「第二条第二項の文部科学省令で定める供給の方法ごとに供給のために必要な行為として文部科学省令で定める行為が完了する」に改める。

第十二条中「発行部数」を「発行数」に、「一分にあたる」を「百分の一に相当する額の」に改める。

第十三条中「第十条」を「第十条第一項」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、同項の義務に係る業務の履行の状況が、当該義務を相当程度履行したものとして文部科学省令で定める状況にある場合は、同項の義務の履行が完了する前においても、文部科学省令で定めるところにより、その一部の還付を請求し、又は当該請求に係る債権を譲渡することができる。

第十八条を削り、第十九条を第十八条とする。

（文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正）

第三条　文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「時期までに製造供給するにたる」を「期間を通じて製造し、及び供給するに足りる」に、「第三条」を「次条」に改める。

第四条第一項中「見積つた」を「見積もつた」に、「予定部数」を「予定数」に改める。

第五条第一項中「一部当り」を「一点当たり」に改め、同条第二項中「付しよう」を「付そう」に、「少くとも」を「少なくとも」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「左」を「次」に改め、同項第一号中「部数」を「数」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第七条中「第五条第五項」を「第五条第四項」に改める。

第十条中「部数」を「数」に改める。

第十二条中「すみやかに」を「速やかに」に、「部数」を「数」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第十三条中「責」を「責め」に、「の製造供給」を「を製造し、及び供給すること」に、「発行部数が五万部を越えない」を「発行数が五万を超えない」に、「やすく」を「安く」に改める。

第十四条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「、信用状態」を「又は信用状態」に、「製造供給する」を「製造し、及び供給する」に改め、同項第四号中「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」を「義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律」に、「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改め、同条第二項中「ととのわない」を「調わない」に改める。

第十七条中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第二項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教材その他の」を削る。

（義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律の一部改正）

第四条　義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

義務教育諸学校の教科書等の無償に関する法律

第一条第一項中「教科用図書」を「教科書及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条に規定する教科用の教材」に改める。

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正）

第五条　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律

目次中「無償給付及び給与」を「無償給付等及び給与等」に改める。

第一条中「教科用図書」を「教科書等」に改める。

第二条第二項及び第三項を次のように改める。

２　この法律において「教科書等」とは、学校教育法第三十四条第一項に規定する教科書（以下「教科書」という。）及び同法附則第九条に規定する教科用の教材をいう。

３　この法律において「発行」とは、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第二条第二項に規定する発行をいう。

「第二章　無償給付及び給与」を「第二章　無償給付等及び給与等」に改める。

第三条の見出しを「（教科書等の無償給付等）」に改め、同条中「教科用図書で」を「教科書等であつて、」に、「を購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付する」を「について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　当該教科書等のうち図書であるもの　購入及び義務教育諸学校の設置者への無償給付

二　当該教科書等のうち電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五条第一項において同じ。）であるもの　使用権（許諾により当該電磁的記録を児童又は生徒に使用

させることができる権利をいう。同項において同じ。）の購入及び義務教育諸学校の設置者への無償移転又はこれらに類するものとして文部科学省令で定める措置

第四条中「教科用図書の」を「教科書等の」に、「より購入すべき教科用図書を購入する旨」を「よる措置を講ずるため」に改める。

第五条の見出しを「（教科書等の給与等）」に改め、同条第一項中「第三条」を「第三条（第一号に係る部分に限る。）」に、「教科用図書を」を「図書については」に、「給与する」を「給与し、同条（第二号に係る部分に限る。）の規定により国から移転を受けた使用権に係る電磁的記録については、児童又は生徒に無償で使用させる」に改め、同条第二項中「教科用図書」を「教科書等」に、「給与しない」を「給与せず、又は無償で使用させない」に改める。

第六条中「教科用図書の無償給付及び給与」を「前三条の規定による措置」に、「行なう」を「行う」に改める。

第九条中「教科用図書の無償給付及び給与」を「第三条から第五条までの規定による措置」に改める。

第十条中「教科用図書」を「教科書等」に、「市」を「市町村」に改め、「町村」を削る。

第十一条の見出しを「（教科書等選定審議会）」に改め、同条第一項中「行なおうとする」を「行う」に、「教科用図書選定審議会」を「教科書等選定審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第十二条第一項中「教科用図書採択地区」を「教科書等の採択に係る地区」に改め、同条第二項中「変更しようとする」を「変更する」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十三条の見出しを「（教科書等の採択）」に改め、同条第一項中「教科用図書」を「教科書等」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「教科用図書」を「教科書等」に、「きいて」を「聴いて」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「教科用図書」を「教科書等」に改め、同条第六項中「採択」を「採択（教科書の採択に限る。）」に、「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）」を「臨時措置法」に、「教科用図書の」を「教科書の」に改め、同項ただし書を削る。

第十四条の見出しを「（同一教科書等を採択する期間）」に改め、同条中「教科用図書」を「教科書

等」に改める。

第十五条（見出しを含む。）及び第十六条第二項中「教科用図書」を「教科書等」に改める。

第十八条第一項中「教科用図書（学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ。）」を「教科書」に、「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改め、同項第一号ハ中「教科用図書」を「教科書」に改める。

第十九条から第二十一条までの規定中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改める。

第二十二条中「教科用図書の」を「教科書の」に、「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改める。

附則第三項から第十二項までを削る。

（著作権法の一部改正）

第六条　著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第一号中「（同条第四項」を「若しくは第二項（これらの規定を同条第五項」に、「、第三十三条の三第一項」を「若しくは第二項」に改める。

第三十三条の見出しを「（教科書等への掲載等）」に改め、同条第一項中「教科用図書」を「教科書」に改め、「（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）」を削り、「以下」の下に「この条及び次条において」を加え、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「教科用図書」を「教科書」に改め、「掲載」の下に「並びにその掲載された著作物の利用」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「教科用図書」を「教科書」に改め、「用途」の下に「、前項の規定による著作物の利用の態様及び利用状況」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　教科書に掲載された著作物は、義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十三条の規定による教科書の採択、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第二項に規定する発行その他これらに準ずる行為として文部科学省令で定めるもの又は学校教育の目的上必要な教科書としての通常の使用（営利を目的としないものに限る。）に伴つて、必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害すること

となる場合は、この限りでない。

第三十三条の二を削る。

第三十三条の三第一項中「教科用図書」を「教科書」に改め、同条第四項中「教科用図書」を「教科書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。）」を「教科用拡大図書等」に、「教科用図書を」を「教科書を」に、「当該教科用拡大図書等を頒布する」を「、当該教科用拡大図書等を頒布し、又は当該教科用拡大図書等に掲載された著作物の公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う」に、「第三十三条第二項」を「前条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項の規定により作成された教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項及び次項において「教科用拡大図書等」という。）に複製された著作物は、前項に規定する児童又は生徒の学習の用に供する

ために必要と認められる限度において、当該教科用拡大図書等の使用に伴つて、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

第三十三条の三を第三十三条の二とする。

第三十七条第三項中「第百二条第四項」を「第百二条第三項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第四十七条の六第一項第一号中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項第三号中「、第三十三条の三第一項」を削る。

第四十七条の七本文中「（同条第四項）」を「若しくは第二項（これらの規定を同条第五項」に、「第三十三条の三第一項若しくは第四項」を「第二項若しくは第五項」に改め、同条ただし書中「、第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第七項」の下に「、第三十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「第三十三条の三第一項若しくは第四項」を「第二項若しくは第五項」に改め、「を第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第七項」の下に「、第三十三条第

二項」を加える。

第四十八条第一項第一号中「（同条第四項」を「若しくは第二項（これらの規定を同条第五項」に、「、第三十三条の三第一項」を「若しくは第二項」に改める。

第四十九条第一項第一号中「第九項第一号」の下に「、第三十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。次項第二号において同じ。）」を加え、「第三十三条の三第一項若しくは第四項」を「第二項若しくは第五項」に改め、同条第二項第一号中「、第三十三条の三第一項」を削り、同項第二号中「第三十条の三」の下に「、第三十三条第二項、第三十三条の二第二項」を加える。

第七十一条第一号中「第三十三条第二項（同条第四項」を「第三十三条第三項（同条第五項」に、「、第三十三条の二第二項又は第三十三条の三第二項」を「又は第三十三条の二第三項」に改める。

第七十四条第一項中「第三十三条第二項（同条第四項」を「第三十三条第三項（同条第五項」に、「第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項」を「第三十三条の二第三項」に改める。

第八十六条第一項中「（同条第四項」を「及び第二項（これらの規定を同条第五項」に、「第三十三条の三第一項及び第四項」を「第二項及び第五項」に改め、「第三十一条第一項第一号」の下に「、第三十

三条第二項ただし書（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項ただし書」を加え、同条第二項第二号中「第七項第一号」の下に「、第三十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、「第三十三条の三第一項若しくは第四項」を「第二項若しくは第五項」に改め、同条第三項中「第三十三条の二第一項、第三十三条の三第四項」を「第三十三条第二項、第三十三条の二第二項及び第五項」に改め、「第三十一条第五項」の下に「、第三十三条第二項ただし書、第三十三条の二第二項ただし書」を加える。

第百二条第一項中「第九項第一号」を「第八項第一号」に、「第三十二条」を「第三十三条の二」に、「、著作隣接権の目的となつている実演」を「著作隣接権の目的となつている実演」に改め、「準用し」及び「、第三十三条から第三十三条の三までの規定は、著作隣接権の目的となつている放送又は有線放送の利用について」を削り、「準用する」を「、それぞれ準用する」に改め、「係る自動公衆送信」と」の下に「、第三十三条第三項中「その旨を著作者」とあるのは「実演を利用する場合にあつてはその旨を実演家」と」を加え、同条第二項中「（同条第四項」を「若しくは第二項（これらの規定を同条第五項」に、「、第三十三条の三第一項」を「若しくは第二項」に改め、「若しくは第四項」を削り、同条中第三

項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項第一号中「第九項第一号」の下に「、第三十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「第三十三条の三第一項若しくは第四項」を「第二項若しくは第五項」に改め、同項第五号中「第三十三条の三第一項又は」及び「若しくは第四項」を削り、同項を同条第八項とする。

第百二条の二中「同条第七項及び第八項」を「同条第六項及び第七項」に改める。

第百三条中「から第三十三条の三までの規定による」を「及び第三十三条の二の規定による実演、レコード、」に改める。

（障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部改正）

第七条　障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「検定教科用図書等」を「教科書」に改め、同条第二項中「検定教科用図書等」を「教科書」に改め、「（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条及び第七十条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「教科用図書を」を「教科書を」に改め、同条第三項中「製造供給する」を

「製造し、及び配布、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）の利用その他の文部科学省令で定める方法により供給する」に改め、同条第四項中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に、「検定教科用図書等」を「教科書」に改める。

第四条の見出しを「（教科書発行者の責務）」に改め、同条中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に、「検定教科用図書等」を「教科書」に改める。

第五条の見出し中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改め、同条第一項中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に、「検定教科用図書等」を「教科書」に改め、同条第二項中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改め、同条第三項中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に、「検定教科用図書等」を「教科書」に改める。

第六条第二項及び第三項中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に、「検定教科用図書等」を「教科書」に改める。

第七条、第八条（見出しを含む。）及び第九条第一項中「検定教科用図書等」を「教科書」に改める。

第十条の見出し中「無償給付」を「無償給付等」に改め、同条中「検定教科用図書等」を「教科書」に、「を購入し、小中学校の設置者に無償で給付する」を「について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　当該教科用特定図書等のうち図書であるもの　購入及び小中学校の設置者への無償給付

二　当該教科用特定図書等のうち電磁的記録であるもの　使用権（許諾により当該電磁的記録を視覚障害その他の障害のある児童又は生徒に使用させることができる権利をいう。第十二条第一項において同じ。）の購入及び小中学校の設置者への無償移転又はこれらに類するものとして文部科学省令で定める措置

第十一条中「より購入すべき教科用特定図書等を購入する旨」を「よる措置を講ずるため」に改める。

第十二条の見出し中「給与」を「給与等」に改め、同条第一項中「第十条」を「第十条（第一号に係る部分に限る。）」に、「教科用特定図書等を」を「図書については」に、「給与する」を「給与し、同条（第二号に係る部分に限る。）の規定により国から移転を受けた使用権に係る電磁的記録については、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童又は生徒に無償で使用させる」に改め、同条第二項中

「給与しない」を「給与せず、又は無償で使用させない」に改める。

第十三条中「教科用特定図書等の無償給付及び給与」を「前三条の規定による措置」に改める。

第十五条中「教科用特定図書等の無償給付及び給与」を「第十条から第十二条までの規定による措置」に改める。

第十六条第一項第一号中「検定教科用図書等」を「教科書」に改め、同項第二号中「附則第九条第一項に規定する教科用図書」を「附則第九条に規定する教科用の教材」に改める。

第十七条第一項中「部数」を「数」に改める。

附則第四条中「第三十三条の三第一項及び第二項、」を「第三十三条の二第一項（同法第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び」に改め、「並びに第百二条第三項」を削り、「第三十三条の三第一項中」を「第三十三条の二第一項中」に、「教科用図書」を「教科書」に、「同条第二項中「当該教科用拡大図書等を頒布する」とあるのは「、当該教科用拡大図書等を頒布し、又は当該教科用拡大図書等によつて当該著作物の公衆送信を行う」と、同法第八十六条第三項中「第三十三条の三第四項」とあるのは「第三十三条の二第一項及び第四項」と、同法第百二条第三項中「レコード

を」とあるのは「レコードについて、」と、「その複製物」とあるのは「、送信可能化を行い、若しくはその複製物」を「同法第八十六条第三項中「第三十三条の二第二項及び第五項」とあるのは「第三十三条の二第一項、第二項及び第五項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（教科用図書等に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の学校教育法（以下この条において「旧学校教育法」という。）第三十四条第一項（旧学校教育法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書（次項において「教科用図書」という。）であるものは、第一条の規定による改正後の学校教育法第三十四条第一項に規定する教科書（次項及び第六項において「教科書」という。）とみなす。

2　前項の規定により教科書とみなされた教科用図書（以下この条において「特定教科書」という。）の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）である教材の使用については、旧学校教育法第三十四条第二項及び第三項（これらの規定を旧学校教育法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧学校教育法第三十四条第二項中「前項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）」とあるのは「学校教育法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）附則第二条第二項に規定する特定教科書（次項において「特定教科書」という。）」と、「同項」とあるのは「同法第一条の規定による改正後の第三十四条第一項」と、「教科用図書に」とあるのは「同項に規定する教科書（次項において「教科書」という。）に」と、同条第三項中「教科用図書を」とあるのは「教科書を」と、「教科用図書に用いられた」とあるのは「特定教科書に用いられた」と、「教科用図書に代えて」とあるのは「教科書に代えて」とする。

3　特定教科書に掲載された著作権の目的となっている著作物（著作隣接権の目的となっている放送又は有線放送を含む。第五項において「著作物」という。）の前項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧学校教育法第三十四条第二項に規定する教材（以下この条において「教科書代替教材」という。）への掲載及び教科書代替教材の使用に伴う利用については、第六条の規定による改正前の著作権法（以下この条において「旧著作権法」という。）第三十三条の二第一項（旧著作権法第八十六条第一項及び第三項並びに第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧著作権法第三十三条の二第一項中「教科用図書に掲載された」とあるのは「学校教育法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）附則第二条第二項に規定する特定教科書に掲載された」と、「教科用図書代替教材（学校教育法第三十四条第二項又は第三項（これらの規定を同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により教科用図書に代えて使用することができる同法第三十四条第二項に規定する教材をいう。以下この項及び次項において同じ。）」とあるのは「同条第三項に規定する教科書代替教材」と、「教科用図書代替教材の当該使用」とあるのは「当

該教科書代替教材の同法第一条の規定による改正後の学校教育法第三十四条第一項に規定する教科書に代えての使用」とする。

4　前項の場合における第六条の規定による改正後の著作権法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十条第二項第一号	又は第三十四条第一項	若しくは第三十四条第一項又は学校教育法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号。以下「改正法」という。）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第六条の規定による改正前の第三十三条の二第一項（以下「なお効力を有する第三十三条の二第一項」という。）
第四十七条の六第一項第三号	又は第四十七条	若しくは第四十七条又はなお効力を有する第三十三条の二第一項
第四十七条の七	又は第四十七条の五	若しくは第四十七条の五又はなお効力を有する第三十三条の二第一項

	若しくは第四十七条の五若しくはなお効力を有する第三十三条の二第一項	若しくは第四十七条の五第一項又はなお効力を有する第三十三条の二第一項	若しくは第四十七条の五第一項又はなお効力を有する第三十三条の二第一項
第四十八条第一項第一号	又は第四十七条第一項	又は第四十七条の五第一項	又は第四十七条第一項
第四十九条第一項第一号	又は第四十七条第一項	又は第四十七条の五第一項	又は第四十七条第一項
第八十六条第二項第二号	又は第四十七条の五第一項	若しくは第四十七条第一項若しくは第三項又はなお効力を有する第三十三条の二第一項	若しくは第四十七条の五第一項又は改正法附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第六条の規定による改正前の第八十六条第一項において準用する改正法第六条の規定による改正前の第三十三条の二第一項

第百二条第二項	第四十七条	第四十七条若しくは改正法附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第六条の規定による改正前の第百二条第一項において準用する改正法第六条の規定による改正前の第三十三条の二第一項（第八項第一号において「なお効力を有する準用第三十三条の二第一項」という。）
第百二条第八項第一号	又は第四十七条の五第一項	若しくは第四十七条の五第一項又はなお効力を有する準用第三十三条の二第一項

5　第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧著作権法第三十三条の二第一項の規定による教科書代替教材への著作物の掲載に係る特定教科書を発行する者への通知及び著作権者（放送又は有線放送を利用する場合にあっては、著作隣接権者）への補償金の支払については、なお従前の例による。

6　令和十年三月三十一日までに教科書となった教科用の教材（文部科学大臣の検定を経たものに限る。）については、特定教科書とみなして、第二項から前項までの規定を適用する。

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この法律の施行前に第五条の規定による改正前の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（次項において「旧無償措置法」という。）第十八条第一項の規定により文部科学大臣がした教科用図書発行者の指定は、第五条の規定による改正後の義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律（次項において「新無償措置法」という。）第十八条第一項の規定により文部科学大臣がした教科書発行者の指定とみなす。

２　この法律の施行の際現にされている旧無償措置法第十八条第一項の申請は、新無償措置法第十八条第一項の申請とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（産業教育振興法の一部改正）

第六条　産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（教科書）」に改め、同条中「教科用図書」を「教科書」に、「基き」を「基づき」に改める。

（高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正）

第七条　高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「教科用図書」を「教科書」に改め、同条第一項中「教科用図書」を「教科書」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第二項中「教科用図書」を「教科書」に改める。

（特別支援学校への就学奨励に関する法律の一部改正）

第八条　特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「教科用図書」を「学校教育法第三十四条第一項に規定する教科書及び同法附則第九条に規定する教科用の教材」に改める。

（文部科学省設置法の一部改正）

第九条　文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十号中「教科用図書」を「教科書」に改め、同項第十一号中「教科用図書その他の教授上用いられる図書」を「教科書」に、「教科用図書の」を「教科書等（義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第二条第二項に規定する教科書等をいう。）の」に改める。

附則第二項中「教科用図書」を「教科書」に改める。

（著作権法の一部を改正する法律の一部改正）

第十条　著作権法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「新法第百二条第九項」を「著作権法第百二条第八項」に改める。

理　由

情報通信技術の進展に鑑み、児童生徒の教育の充実を図るため、小学校等において電磁的記録を含む教科書の使用を可能とするとともに、当該教科書の発行及び無償措置に係る規定を整備する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

学校教育法等の一部を改正する法律　新旧対照条文　目次

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）（第一条関係）……1
○教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）（抄）（第二条関係）……3
○文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第百四十九号）（抄）（第三条関係）……7
○義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六十号）（抄）（第四条関係）……11
○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）（抄）（第五条関係）……12
○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）（第六条関係）……24
○障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）（抄）（第七条関係）……41
○産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）（抄）（附則第六条関係）……49
○高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）（抄）（附則第七条関係）……50
○特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）（抄）（附則第八条関係）……51
○文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（抄）（附則第九条関係）……53
○著作権法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十号）（抄）（附則第十条関係）……54

○　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）（第一条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三十四条　小学校においては、教科書（文部科学大臣の検定を経た教科用の教材又は文部科学省が著作の名義を有する教科用の教材をいう。次項及び附則第九条において同じ。）を使用しなければならない。	第三十四条　小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。
（削る）	②　前項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）である教材がある場合には、同項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。
（削る）	③　前項に規定する場合において、視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により教科用図書を使用して学習することが困難な児童に対し、教科用図書に用いられた文字、図形等の拡大又は音声への変換その他の同項に規定する教材を電子計算機において用いることにより可能となる方法で指導することにより当該児童の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部又は一部において、教科用

②　教科書以外の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。 ③　第一項の検定の申請に係る教科用の教材に関し調査審議させるための審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）については、政令で定める。	②　教科用図書及び第二項に規定する教材以外の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。 ③　第一項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）については、政令で定める。
附　則	附　則
第九条　高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、教科書以外の教科用の教材を使用することができる。	第九条　高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。
（削る）	②　第三十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により使用する教科用図書について準用する。

○　教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二条　この法律において「教科書」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項に規定する教科書をいう。 ２　この法律において「発行」とは、教科書を製造し、及び配布、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）の利用その他の文部科学省令で定める方法により供給することをいい、「発行者」とは、発行を担当する者をいう。 第三条　教科書には、文部科学省令で定めるところにより、著作者の氏名又は名称、発行者の氏名又は名称及び住所、発行の年月日その他文部科学省令で定める事項を記載しなければならない。 （削る） （削る）	第二条　この法律において「教科書」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。 ２　この法律において「発行」とは、教科書を製造供給することをいい、「発行者」とは、発行を担当する者をいう。 第三条　教科書には、その表紙に「教科書」の文字を、その末尾に著作者の氏名、発行者の氏名住所及び発行の年月日、並びに印刷者の氏名住所及び印刷の年月日を記載しなければならない。 ２　著作者及び発行者が法人その他の団体であるときは、団体名及びその代表者名を併記するものとする。 ３　印刷者の住所と印刷所の所在地とが異なるときは、印刷所の名称及びその所在地をも記載しなければなら

第六条　文部科学大臣は、第四条の届出に基づき目録（義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十八条第一項に規定する教科書発行者の届出に基づくものに限る。）を作成し、都道府県の教育委員会にこれを送付するものとする。

2　都道府県の教育委員会は、前項の目録を当該都道府県の区域内にある小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に、配布するものとする。

3　（略）

第七条　市町村の教育委員会並びに学校教育法第二条第二項に規定する国立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

2　（略）

第八条　文部科学大臣は、前条第二項の需要数を基礎にして、発行者にその発行すべき教科書の種類及び数の指示（以下「発行の指示」という。）をしなければならない。

第六条　文部科学大臣は、第四条の届出に基き目録（義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十八条第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。）を作成し、都道府県の教育委員会にこれを送付するものとする。

2　都道府県の教育委員会は、前項の目録を当該都道府県の区域内にある第二条第一項に規定する学校に、配布するものとする。

3　（略）

第七条　市町村の教育委員会並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

2　（略）

第八条　文部科学大臣は、前条第二項の需要数を基礎にして、発行者にその発行すべき教科書の種類及び部数の指示（以下「発行の指示」という。）をしなければならない。

第九条　文部科学大臣は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、需要者の意思を考慮して、他の発行者に発行の指示を行うことができる。

一　（略）

二　発行者の事業能力又は信用状態が教科書の発行に不適当と認められるとき。

三・四　（略）

五　義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律第二十一条の規定により発行の指示を取り消したとき。

第十条　（略）

2　発行者は、第二条第二項の文部科学省令で定める供給の方法ごとに供給のために必要な行為として文部科学省令で定める行為が完了するまで、発行の責任を負うものとする。

3　（略）

第十二条　発行者は、発行の指示を受けた日から十五日以内に、発行数に応じて定価の百分の一に相当する額の保証金を、現金又は文部科学省令の定める種類の有価証券をもつて文部科学大臣に納めなければならない。

第十三条　保証金は、第十条第一項の義務を履行した後でなければ、その還付を請求し、又はその債権を譲渡することができない。ただし、同項の義務に係る業務の履行の状況が、当該義務を相当程度履行したものと

第九条　文部科学大臣は、左の各号の一に当る事由があるときは、需要者の意思を考慮して、他の発行者に発行の指示を行うことができる。

一　（略）

二　発行者の事業能力、信用状態が教科書の発行に不適当と認められるとき。

三・四　（略）

五　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第二十一条の規定により発行の指示を取り消したとき。

第十条　（略）

2　発行者は、教科書を各学校に供給するまで、発行の責任を負うものとする。

3　（略）

第十二条　発行者は、発行の指示を受けた日から十五日以内に、発行部数に応じて定価の一分にあたる保証金を、現金又は文部科学省令の定める種類の有価証券をもつて文部科学大臣に納めなければならない。

第十三条　保証金は、第十条の義務を履行した後でなければ、その還付を請求し、又はその債権を譲渡することができない。

して文部科学省令で定める状況にある場合は、同項の義務の履行が完了する前においても、文部科学省令で定めるところにより、その一部の還付を請求し、又は当該請求に係る債権を譲渡することができる。

（削る）

第十八条　（略）

第十八条　この法律の規定は、教科書以外の教授上用いられる図書であつて、文部科学大臣の指定したものについて、これを準用する。

第十九条　（略）

○　文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第百四十九号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（資格審査） 第二条　（略） ２　前項の審査は、教育上支障を生じないことを期するために、出版権を取得しようとする者が良質の教科書を学校において必要とする期間を通じて製造し、及び供給するに足りる事業能力及び信用状態を有するかどうかを、次条の規定による競争を行わせるに先立つて審査することを目的とする。	（資格審査） 第二条　（略） ２　前項の審査は、教育上支障を生じないことを期するために、出版権を取得しようとする者が良質の教科書を学校において必要とする時期までに製造供給するにたる事業能力及び信用状態を有するかどうかを、第三条の規定による競争を行わせるに先立つて審査することを目的とする。
（保証金） 第四条　競争に加わろうとする者は、現金又は国債をもつて、その見積もつた予定製造原価に最初に発行する予定数を乗じて得た額の百分の一以上の保証金を納めなければならない。 ２　（略）	（保証金） 第四条　競争に加わろうとする者は、現金又は国債をもつて、その見積つた予定製造原価に最初に発行する予定部数を乗じて得た額の百分の一以上の保証金を納めなければならない。 ２　（略）
（入札） 第五条　競争は、教科書一点当たりの製造原価について入札の方法によつて行い、文部科学大臣の予定した製造原価以内において最も低額の入札をした者に出版権を設定するものとする。 ２　競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算し少なくとも十日前に、官報、新聞紙、掲示そ	（入札） 第五条　競争は、教科書一部当りの製造原価について入札の方法によつて行い、文部科学大臣の予定した製造原価以内において最も低額の入札をした者に出版権を設定するものとする。 ２　競争に付しようとするときは、その入札期日の前日から起算し少くとも十日前に、官報、新聞紙、掲示そ

の他の方法をもつて公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を五日までに短縮することができる。

3　前項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　教科書の種類及び最初に発行を予定される数

二～五　（略）

（削る）

4・5　（略）

（再度の入札）

第七条　開札の場合において各人の入札のうち、第五条第四項の規定により予定した製造原価の制限に達したものがないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

（発行義務）

第十条　出版権の設定を受けた者（以下「出版権者」という。）は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第八条の規定により、文部科学大臣が都道府県教育委員会の報告した教科書の需要数を基礎にして発行すべき教科書の種類及び数を指示したときは、その指示した発行を引き受けなければならない。

（出版料納付の義務）

第十二条　出版権者は、発行の指示があつたときは、速

の他の方法をもつて公告しなければならない。但し、急を要する場合においては、その期間を五日までに短縮することができる。

3　前項の規定による公告は、左に掲げる事項について行うものとする。

一　教科書の種類及び最初に発行を予定される部数

二～五　（略）

4　前項第三号の製造原価の算出の基礎については、あらかじめ文部科学省令で定める。

5・6　（略）

（再度の入札）

第七条　開札の場合において各人の入札のうち、第五条第五項の規定により予定した製造原価の制限に達したものがないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

（発行義務）

第十条　出版権の設定を受けた者（以下「出版権者」という。）は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第八条の規定により、文部科学大臣が都道府県教育委員会の報告した教科書の需要数を基礎にして発行すべき教科書の種類及び部数を指示したときは、その指示した発行を引き受けなければならない。

（出版料納付の義務）

第十二条　出版権者は、発行の指示があつたときは、す

やかに発行の指示があつた数に応じ、定価（出版料相当額を除く。）の百分の二から百分の十六・六までの範囲内で文部科学省令の定めるところにより算定した額の出版料を国庫に納付しなければならない。ただし、文部科学大臣は、発行の指示があつた日から四箇月を限度として、出版料納付の時期を定めることができる。

（出版料の減免）

第十三条　文部科学大臣は、出版権者が災害その他出版権者の責めに帰することのできない事由によつて教科書の全部若しくは一部を製造し、及び供給することができなくなり、出版料の納付が困難であると認められるとき、又は教科書の発行数が五万を超えない場合において、義務教育上の見地から特にその定価を安くする必要があると認められるときは、出版料を軽減し、又は免除することができる。

（出版権の消滅）

第十四条　次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、文部科学大臣は、出版権を消滅させることができる。

一　出版権者の事業能力又は信用状態が出版権設定当時の状況より低下し、教育上支障のないように教科書を製造し、及び供給することができないと認められるに至つたとき。

二・三　（略）

四　義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法

みやかに発行の指示があつた部数に応じ、定価（出版料相当額を除く。）の百分の二から百分の十六・六までの範囲内で文部科学省令の定めるところにより算定した額の出版料を国庫に納付しなければならない。但し、文部科学大臣は、発行の指示があつた日から四箇月を限度として、出版料納付の時期を定めることができる。

（出版料の減免）

第十三条　文部科学大臣は、出版権者が災害その他出版権者の責に帰することのできない事由によつて教科書の全部若しくは一部の製造供給ができなくなり、出版料の納付が困難であると認められるとき、又は教科書の発行部数が五万部を越えない場合において、義務教育上の見地から特にその定価をやすくする必要があると認められるときは、出版料を軽減し、又は免除することができる。

（出版権の消滅）

第十四条　左の各号の一に該当する事由がある場合には、文部科学大臣は、出版権を消滅させることができる。

一　出版権者の事業能力、信用状態が出版権設定当時の状況より低下し、教育上支障のないように教科書を製造供給することができないと認められるに至つたとき。

二・三　（略）

四　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する

律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十九条の規定により文部科学大臣が教科書発行者の指定を取り消したとき。 2　第十一条の協議が調わないときは、出版権者又は文部科学大臣は、出版権を消滅させることができる。 （文部科学省が著作の名義を有する他の著作物への準用） 第十七条　この法律の規定は、政令の定めるところにより、教科書以外の教授上用いられる著作物であつて文部科学省が著作の名義を有するものに準用する。	法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十九条の規定により文部科学大臣が教科用図書発行者の指定を取り消したとき。 2　第十一条の協議がととのわないときは、出版権者又は文部科学大臣は、出版権を消滅させることができる。 （文部科学省が著作の名義を有する他の著作物への準用） 第十七条　この法律の規定は、政令の定めるところにより、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第二項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教材その他の教科書以外の教授上用いられる著作物であつて文部科学省が著作の名義を有するものに準用する。

○　義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六十号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
義務教育諸学校の教科書等の無償に関する法律	義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律
（趣旨） 第一条　義務教育諸学校の教科書及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条に規定する教科用の教材は、無償とする。	（趣旨） 第一条　義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。
2　（略）	2　（略）

○　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　無償給付等及び給与等（第三条―第九条）	第二章　無償給付及び給与（第三条―第九条）
第三章　（略）	第三章　（略）
第四章　（略）	第四章　（略）
第五章　（略）	第五章　（略）
附則	附則
（この法律の目的）	（この法律の目的）
第一条　この法律は、教科書等の無償給付その他義務教育諸学校の教科書等を無償とする措置について必要な事項を定めるとともに、当該措置の円滑な実施に資するため、義務教育諸学校の教科書等の採択及び発行の制度を整備し、もつて義務教育の充実を図ることを目的とする。	第一条　この法律は、教科用図書の無償給付その他義務教育諸学校の教科用図書を無償とする措置について必要な事項を定めるとともに、当該措置の円滑な実施に資するため、義務教育諸学校の教科用図書の採択及び発行の制度を整備し、もつて義務教育の充実を図ることを目的とする。
（定義）	（定義）
第二条　（略）	第二条　（略）
2　この法律において「教科書等」とは、学校教育法第三十四条第一項に規定する教科書（以下「教科書」と	2　この法律において「教科用図書」とは、学校教育法第三十四条第一項（同法第四十九条、第四十九条の八

いう。）及び同法附則第九条に規定する教科用の教材をいう。

3　この法律において「発行」とは、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第二条第二項に規定する発行をいう。

第二章　無償給付等及び給与等

（教科書等の無償給付等）

第三条　国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科書等であつて、第十三条、第十四条及び第十六条の規定により採択されたものについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

一　当該教科書等のうち図書であるもの　購入及び義務教育諸学校の設置者への無償給付

二　当該教科書等のうち電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五条第一項において同じ。）であるもの　使用権（許諾により当該電磁的記録を児童又は生徒に使用させることができる権利をいう。同項において同じ。）の購入及び義務教育諸学校の設置者への無償移転又はこれらに類するものとして文部科学省令で定める措置

、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び附則第九条第一項に規定する教科用図書をいう。

3　この法律において「発行」とは、教科用図書を製造供給することをいう。

第二章　無償給付及び給与

（教科用図書の無償給付）

第三条　国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第十三条、第十四条及び第十六条の規定により採択されたものを購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付するものとする。

（新設）

（新設）

（契約の締結）

第四条　文部科学大臣は、教科書等の発行者と、前条の規定による措置を講ずるための契約を締結するものとする。

（教科書等の給与等）

第五条　義務教育諸学校の設置者は、第三条（第一号に係る部分に限る。）の規定により国から無償で給付された図書については、それぞれ当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与し、同条（第二号に係る部分に限る。）の規定により国から移転を受けた使用権に係る電磁的記録については、児童又は生徒に無償で使用させるものとする。

2　学年の中途において転学した児童又は生徒については、その転学後において使用する教科書等は、前項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める場合を除き、給与せず、又は無償で使用させないものとする。

（都道府県の教育委員会の責務）

第六条　都道府県の教育委員会は、政令で定めるところにより、前三条の規定による措置の実施に関し必要な事務を行うものとする。

（政令への委任）

第九条　この章に規定するもののほか、第三条から第五条までの規定による措置に関し必要な事項は、政令で定める。

（契約の締結）

第四条　文部科学大臣は、教科用図書の発行者と、前条の規定により購入すべき教科用図書を購入する旨の契約を締結するものとする。

（教科用図書の給与）

第五条　義務教育諸学校の設置者は、第三条の規定により国から無償で給付された教科用図書を、それぞれ当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与するものとする。

2　学年の中途において転学した児童又は生徒については、その転学後において使用する教科用図書は、前項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める場合を除き、給与しないものとする。

（都道府県の教育委員会の責務）

第六条　都道府県の教育委員会は、政令で定めるところにより、教科用図書の無償給付及び給与の実施に関し必要な事務を行なうものとする。

（政令への委任）

第九条　この章に規定するもののほか、教科用図書の無償給付及び給与に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県の教育委員会の任務）

第十条　都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科書等の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科書等の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

（教科書等選定審議会）

第十一条　都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行うときは、あらかじめ教科書等選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

2・3　（略）

（採択地区）

第十二条　都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科書等の採択に係る地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

2　都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更するときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見を聴かなければならない。

3　都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は

（都道府県の教育委員会の任務）

第十条　都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

（教科用図書選定審議会）

第十一条　都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

2・3　（略）

（採択地区）

第十二条　都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

2　都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。

3　都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は

変更したときは、速やかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

（教科書等の採択）

第十三条　都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科書等の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、種目（教科書等の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科書等について行うものとする。

2　都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科書等の採択は、あらかじめ選定審議会の意見を聴いて、種目ごとに一種の教科書等について行うものとする。

3　公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科書等については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科書等の採択を行うものとする。

4　第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科書等の採択について協議を行うための協議会（次項及び第十七条において「採択

変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

（教科用図書の採択）

第十三条　都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2　都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

3　公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4　第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第十七条において「採

地区協議会」という。）を設けなければならない。

5　前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科書等を採択しなければならない。

6　第一項から第三項まで及び前項の採択（教科書の採択に限る。）は、臨時措置法第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科書のうちから行わなければならない。

（同一教科書等を採択する期間）

第十四条　義務教育諸学校において使用する教科書等については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科書等を採択するものとする。

（採択した教科書等の種類等の公表）

第十五条　市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長は、義務教育諸学校において使用する教科書等を採択したときは、遅滞なく、当該教科書等の種類、当該教科書等を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

（指定都市に関する特例）

地区協議会」という。）を設けなければならない。

5　前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

6　第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書については、この限りでない。

（同一教科用図書を採択する期間）

第十四条　義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

（採択した教科用図書の種類等の公表）

第十五条　市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

（指定都市に関する特例）

第十六条　（略）

２　指定都市の教育委員会は、第十条の規定によつて都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科書等として、種目ごとに一種の教科書等を採択する。

３　（略）

（発行者の指定）

第十八条　文部科学大臣は、義務教育諸学校において使用する教科書の発行を担当する者で次に掲げる基準に該当するものを、その者の申請に基づき、教科書発行者として指定する。

一　次のいずれかに掲げる者でないものであること。

イ・ロ　（略）

ハ　拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは義務教育諸学校において使用する教科書の採択に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第百九十八条若しくは第二百三十三条の罪、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条第一項（同項第十一号に係る部分に限る。）若しくは同条第二項（同条第一項第十一号に係る部分に限る。）の罪若しくは公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（

第十六条　（略）

２　指定都市の教育委員会は、第十条の規定によつて都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

３　（略）

（発行者の指定）

第十八条　文部科学大臣は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ。）の発行を担当する者で次に掲げる基準に該当するものを、その者の申請に基づき、教科用図書発行者として指定する。

一　次のいずれかに掲げる者でないものであること。

イ・ロ　（略）

ハ　拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第百九十八条若しくは第二百三十三条の罪、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条第一項（同項第十一号に係る部分に限る。）若しくは同条第二項（同条第一項第十一号に係る部分に限る。）の罪若しくは公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法

平成十二年法律第百三十号）第四条の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過していない者

ニ・ホ　（略）

二　（略）

2　（略）

（指定の取消し）

第十九条　文部科学大臣は、教科書発行者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、前条第一項の指定を取り消さなければならない。

一・二　（略）

（報告及び資料の提出）

第二十条　文部科学大臣は、教科書発行者について、第十八条第一項各号に掲げる基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、教科書発行者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（発行の指示の取消し）

第二十一条　文部科学大臣は、教科書発行者が第十九条の規定により指定を取り消されたときは、その者に係る臨時措置法第八条の規定による発行の指示を取り消さなければならない。

（臨時措置法との関係）

律（平成十二年法律第百三十号）第四条の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過していない者

ニ・ホ　（略）

二　（略）

2　（略）

（指定の取消し）

第十九条　文部科学大臣は、教科用図書発行者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、前条第一項の指定を取り消さなければならない。

一・二　（略）

（報告及び資料の提出）

第二十条　文部科学大臣は、教科用図書発行者について、第十八条第一項各号に掲げる基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、教科用図書発行者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（発行の指示の取消し）

第二十一条　文部科学大臣は、教科用図書発行者が第十九条の規定により指定を取り消されたときは、その者に係る臨時措置法第八条の規定による発行の指示を取り消さなければならない。

（臨時措置法との関係）

第二十二条　教科書の発行及び教科書発行者については、この章に規定するもののほか、臨時措置法の定めるところによる。	第二十二条　教科用図書の発行及び教科用図書発行者については、この章に規定するもののほか、臨時措置法の定めるところによる。
附　則	附　則
（削る）	（経過規定）
	3　昭和三十九年度に義務教育諸学校において使用される教科用図書の購入については、第三条中「第十三条から第十六条までの規定により採択されたもの」とあるのは、「当該義務教育諸学校について採択されたもの」とする。
（削る）	4　当分の間、第五条の規定により教科用図書の給与を受ける児童及び生徒の範囲は、同条の規定にかかわらず、政令で定める。
（削る）	（教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正） 5　教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。 （略）
（削る）	（教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正に伴う経過規定） 6　昭和三十九年度に義務教育諸学校において使用される教科用図書については、この法律による改正後の教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第六条第一項の規定中「目録（義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十八条第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。）」とあるのは「目録」と読み替えて同項の規定を適用する。

（文部省設置法の一部改正）

7　文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

（略）

（文部省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正）

8　文部省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

（略）

（盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正）

9　盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

（略）

（盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正に伴う経過規定）

10　当分の間、盲学校、聾学校及び養護学校の小学部又は中学部の児童又は生徒で義務教育諸学校の教科用図

書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六十号）附則第二項及びこの法律の附則第四項の規定に基づく政令で定めるところにより教科用図書の給与を受けないこととなるものについては、この法律による改正後の盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条第一項各号列記以外の部分中「第二号から第六号まで」とあるのは「次の各号」と読み替えて同項の規定を適用する。

（削る）

（削る）

（就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の一部改正）

11　就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

（略）

（就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の一部改正に伴う経過規定）

12　当分の間、この法律による改正後の就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）第二条に規定する学齢児童又は学齢生徒で義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六十号）附則第二項及びこの法律の附則第四項の規定に基づく政令で定めるところにより教科用図書の給与を受けないこととなるものの保護者については、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する

	法律第二条各号列記以外の部分中「学用品若しくはその購入費」とあるのは「同法第二十一条第一項（同法第四十条で準用する場合を含む。）の教科用図書（以下「教科用図書」という。）若しくはその購入費、学用品若しくはその購入費」と、同条第一号中「学用品若しくはその購入費」とあるのは「教科用図書若しくはその購入費、学用品若しくはその購入費」と、それぞれ読み替えて同条の規定を適用する。

○　著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）（第六条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（同一性保持権） 第二十条　（略） ２　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。 一　第三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項若しくは第二項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの 二～四　（略） （教科書等への掲載等） 第三十三条　公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科書（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項に規定する教科書をいう。以下この条及び次条において同じ。）に掲載することができる。 ２　教科書に掲載された著作物は、義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十三条の規定による教科書の採択、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第	（同一性保持権） 第二十条　（略） ２　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。 一　第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの 二～四　（略） （教科用図書等への掲載） 第三十三条　公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）に掲載することができる。 （新設）

百三十二号）第二条第二項に規定する発行その他これらに準ずる行為として文部科学省令で定めるもの又は学校教育の目的上必要な教科書としての通常の使用（営利を目的としないものに限る。）に伴つて、必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

3　第一項の規定により著作物を教科書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、前項の規定による著作物の利用の態様及び利用状況、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

4　（略）

5　前各項の規定は、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信教育用学習図書及び教科書に係る教師用指導書（当該教科書を発行する者の発行に係るものに限る。）への著作物の掲載並びにその掲載された著作物の利用について準用する。

（削る）

2　前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3　（略）

4　前三項の規定は、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信教育用学習図書及び教科用図書に係る教師用指導書（当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限る。）への著作物の掲載について準用する。

（教科用図書代替教材への掲載等）

第三十三条の二　教科用図書に掲載された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書代替教材（学校教育法第三十四条第二項又は第三項（これらの規定を同法第四十九条、第四十九条の

（教科用拡大図書等の作成のための複製等）

第三十三条の二　教科書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。

2　前項の規定により作成された教科用の図書その他の

八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により教科用図書に代えて使用することができる同法第三十四条第二項に規定する教材をいう。以下この項及び次項において同じ。）に掲載し、及び教科用図書代替教材の当該使用に伴つていずれの方法によるかを問わず利用することができる。

2　前項の規定により教科用図書に掲載された著作物を教科用図書代替教材に掲載しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、同項の規定の趣旨、同項の規定による著作物の利用の態様及び利用状況、前条第二項に規定する補償金の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3　文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（教科用拡大図書等の作成のための複製等）

第三十三条の三　教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。

（新設）

複製物（点字により複製するものを除き、当該教科書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項及び次項において「教科用拡大図書等」という。）に複製された著作物は、前項に規定する児童又は生徒の学習の用に供するために必要と認められる限度において、当該教科用拡大図書等の使用に伴つて、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

3　教科用拡大図書等を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として、当該教科用拡大図書等を頒布し、又は当該教科用拡大図書等に掲載された著作物の公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う場合にあつては、前条第三項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

4　（略）

5　障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）第五条第一項又は第二項の規定により教科書に掲載された著作物に係る電磁的記録の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

2　前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。）を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合にあつては、第三十三条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

3　（略）

4　障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）第五条第一項又は第二項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的記録の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

（視覚障害者等のための複製等）

第三十七条　（略）

２　（略）

３　視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者（以下この項及び第百二条第三項において「視覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式（視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているもののその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第三項において「視覚著作物」という。）について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

（翻訳、翻案等による利用）

（視覚障害者等のための複製等）

第三十七条　（略）

２　（略）

３　視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者（以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式（視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているもののその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。）について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

（翻訳、翻案等による利用）

第四十七条の六　次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該著作物について、当該規定の例により当該各号に定める方法による利用を行うことができる。

一　第三十条第一項、第三十三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項、第三十五条第一項又は前条第二項　翻訳、編曲、変形又は翻案

二　（略）

三　第三十三条の二第一項又は第四十七条　変形又は翻案

四～六　（略）

2　（略）

（複製権の制限により作成された複製物の譲渡）

第四十七条の七　第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）若しくは第七項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第三十二条、第三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第二項若しくは第五項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二（第二号を除く。以下この条において同じ。）、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四

第四十七条の六　次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該著作物について、当該規定の例により当該各号に定める方法による利用を行うことができる。

一　第三十条第一項、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項、第三十五条第一項又は前条第二項　翻訳、編曲、変形又は翻案

二　（略）

三　第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項又は第四十七条　変形又は翻案

四～六　（略）

2　（略）

（複製権の制限により作成された複製物の譲渡）

第四十七条の七　第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）若しくは第七項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二（第二号を除く。以下この条において同じ。）、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十

十六条、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四又は第四十七条の五の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物（第三十一条第一項若しくは第七項、第三十六条第一項、第四十一条の二第一項、第四十二条又は第四十二条の二第一項の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。）を除く。）の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第七項、第三十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第三十三条の二第一項、第二項若しくは第五項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（第三十一条第一項若しくは第七項、第四十一条の二第一項、第四十二条又は第四十二条の二第一項の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物を除く。）を第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第七項、第三十三条第二項、第三十三条の二第一項、第二項若しくは第五項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（第三十一条第一項若しくは第七項、第四十一条の二第一項、第四十二条又は第四十二条の二第一項の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物を除く。）を第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第七項、第三十三条の二第一項、第二項若しくは第四

条の三、第四十二条の四第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合又は第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を当該著作物に表現された思想若しくは感情を自ら享受し若しくは他人に享受させる目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。

（出所の明示）

第四十八条　次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

一　第三十二条、第三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項若しくは第二項、第三十七条第一項、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項又は第四十七条第一項の規定により著作物を複製する場合

二・三　（略）

2・3　（略）

（複製物の目的外使用等）

第四十九条　次に掲げる者は、第二十一条の複製を行つたものとみなす。

一　第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若

の四若しくは第四十七条の五に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合又は第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を当該著作物に表現された思想若しくは感情を自ら享受し若しくは他人に享受させる目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。

（出所の明示）

第四十八条　次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

一　第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十七条第一項、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項又は第四十七条第一項の規定により著作物を複製する場合

二・三　（略）

2・3　（略）

（複製物の目的外使用等）

第四十九条　次に掲げる者は、第二十一条の複製を行つたものとみなす。

一　第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若

しくは第九項第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文（同条第二号に係る場合にあつては、同号。次項第一号において同じ。）、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四、第四十三条第二項、第四十四条第一項から第三項まで、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第一号又は第二号の複製物に該当するものを除く。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示（送信可能化を含む。以下同じ。）を行つた者

二～六　（略）

2　次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著作物につき第二十七条の翻訳、編曲、変形又は翻案を、当該二次的著作物につき第二十一条の複製を、それぞれ行つたものとみなす。

一　第三十条第一項、第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項又は第四十七条第一項若しくは第三項に定める目的以外の目的のために、第四十七条の六

しくは第九項第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文（同条第二号に係る場合にあつては、同号。次項第一号において同じ。）、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四、第四十三条第二項、第四十四条第一項から第三項まで、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第一号又は第二号の複製物に該当するものを除く。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示（送信可能化を含む。以下同じ。）を行つた者

二～六　（略）

2　次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著作物につき第二十七条の翻訳、編曲、変形又は翻案を、当該二次的著作物につき第二十一条の複製を、それぞれ行つたものとみなす。

一　第三十条第一項、第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項又は第四十七条第一項若しくは第三項に定める目的以外の目的のの

第二項の規定の適用を受けて同条第一項各号に掲げるこれらの規定により作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者

二　第三十条の三、第三十三条第二項、第三十三条の二第二項又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者

三～七　（略）

（文化審議会への諮問）

第七十一条　文化庁長官は、次に掲げる事項を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。

一　第三十三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第三十三条の二第三項の算出方法

二　（略）

（補償金等の供託）

第七十四条　第三十三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第三項、第六十八条第一項又は第六十九条第一項の補償金を支払うべき者は、次に掲げる場合には、その補償金の支払に代えてその補償金を供託しなければならない。

ために、第四十七条の六第二項の規定の適用を受けて同条第一項各号に掲げるこれらの規定により作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者

二　第三十条の三又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者

三～七　（略）

（文化審議会への諮問）

第七十一条　文化庁長官は、次に掲げる事項を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。

一　第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項又は第三十三条の三第二項の算出方法

二　（略）

（補償金等の供託）

第七十四条　第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項、第六十八条第一項又は第六十九条第一項の補償金を支払うべき者は、次に掲げる場合には、その補償金の支払に代えてその補償金を供託しなければならない。

一～五　（略）	一～五　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
（出版権の制限）	（出版権の制限）
第八十六条　第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第一項及び第七項（第一号に係る部分に限る。）、第三十二条、第三十三条第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第二項及び第五項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつている著作物の複製について準用する。この場合において、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十一条第一項第一号、第三十三条第二項ただし書（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項ただし書、第三十五条第一項ただし書、第四十一条の二第一項ただし書、第四十二条の二第一項ただし書、第四十二条の二第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条	第八十六条　第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第一項及び第七項（第一号に係る部分に限る。）、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項及び第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつている著作物の複製について準用する。この場合において、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十一条第一項第一号、第三十五条第一項ただし書、第四十一条の二第一項ただし書、第四十二条ただし書、第四十二条の二第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替えるものとす

第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替えるものとする。

2　次に掲げる者は、第八十条第一項第一号の複製を行つたものとみなす。

一　（略）

二　前項において準用する第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第七項第一号、第三十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第三十三条の二第一項、第二項若しくは第五項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文（同条第二号に係る場合にあつては、同号）、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十七条第一項若しくは第三項若しくは第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

三・四　（略）

3　第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第五項、第七項前段及び第八項、第三十二条第一項、第三十三条第二項、第三十三条の二第二項及び第五項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第二項及び第三項、第三十七条の二（第二号を除く。）、第四十条第一項、第四十一条、第四十一条の二第二項、第四十二

る。

2　次に掲げる者は、第八十条第一項第一号の複製を行つたものとみなす。

一　（略）

二　前項において準用する第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第七項第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文（同条第二号に係る場合にあつては、同号）、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

三・四　（略）

3　第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第五項、第七項前段及び第八項、第三十二条第一項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第四項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第二項及び第三項、第三十七条の二（第二号を除く。）、第四十条第一項、第四十一条、第四十一条の二第二項、第四十二条、第

条、第四十二条の二第二項、第四十二条の三、第四十二条の二条の四第二項、第四十六条、第四十七条第二項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつている著作物の公衆送信について準用する。この場合において、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十一条第五項、第三十三条第二項ただし書、第三十五条第一項ただし書、第三十六条第一項ただし書、第四十一条の二第二項ただし書、第四十二条の二第二項ただし書、第四十七条第二項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、第三十一条第二項中「著作権者の」とあるのは「出版権者の」と、「著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくは」とあるのは「第七十九条の出版権の設定を受けた者又は」と、第四十七条の五第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替えるものとする。

（著作隣接権の制限）

第百二条　第三十条第一項（第四号を除く。第八項第一号において同じ。）、第三十条の二から第三十三条の二まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十七条の二（第一号を除く。次項において同じ

条、第四十二条の二第二項、第四十二条の三、第四十二条の二条の四第二項、第四十六条、第四十七条第二項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつている著作物の公衆送信について準用する。この場合において、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十一条第五項、第三十三条第二項ただし書、第三十五条第一項ただし書、第三十六条第一項ただし書、第四十一条の二第二項ただし書、第四十二条の二第二項ただし書、第四十七条第二項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、第三十一条第二項中「著作権者の」とあるのは「出版権者の」と、「著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくは」とあるのは「第七十九条の出版権の設定を受けた者又は」と、第四十七条の五第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替えるものとする。

（著作隣接権の制限）

第百二条　第三十条第一項（第四号を除く。第九項第一号において同じ。）、第三十条の二から第三十二条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十七条の二（第一号を除く。次項において同じ。）

。）、第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から第四十三条まで、第四十四条（第二項を除く。）、第四十六条から第四十七条の二まで、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は著作隣接権の目的となつている実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、第三十条第三項及び第四十七条の七の規定は著作隣接権の目的となつている実演又はレコードの利用について、第四十四条第二項の規定は著作隣接権の目的となつている実演、レコード又は有線放送の利用について、それぞれ準用する。この場合において、第三十条第一項第三号中「自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信」とあるのは「送信可能化（国外で行われる送信可能化」と、「含む。）」とあるのは「含む。）に係る自動公衆送信」と、第三十三条第三項中「その旨を著作者」とあるのは「実演を利用する場合にあつてはその旨を実演家」と、第四十四条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条第一項又は第百条の三」と、同条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十二条の二第一項、第九十六条の二又は第百条の三」と、同条第三項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項又は第九十六条の二」と読み替えるものとする。

2　前項において準用する第三十二条、第三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項若しくは第二項、第三十七条第三項、第三十七条の二、

、第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から第四十三条まで、第四十四条（第二項を除く。）、第四十六条から第四十七条の二まで、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、第三十条第三項及び第四十七条の七の規定は、著作隣接権の目的となつている実演又はレコードの利用について準用し、第三十三条から第三十三条の三までの規定は、著作隣接権の目的となつている放送又は有線放送の利用について準用し、第四十四条第二項の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、第三十条第一項第三号中「自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信」とあるのは「送信可能化（国外で行われる送信可能化」と、「含む。）」とあるのは「含む。）に係る自動公衆送信」と、第四十四条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条第一項又は第百条の三」と、同条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十二条の二第一項、第九十六条の二又は第百条の三」と、同条第三項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項又は第九十六条の二」と読み替えるものとする。

2　前項において準用する第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条の二第一項

第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項若しくは第四十七条の規定又は次項の規定により実演若しくはレコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像（以下「実演等」と総称する。）を複製する場合において、その出所を明示する慣行があるときは、これらの複製の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、その出所を明示しなければならない。

（削る）

3～7　（略）

8　次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第百条の二の録音、録画又は複製を行つたものとみなす。

一　第一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号、第三十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第二項若しくは第五項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第二号、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四、第四十三条第二項、第四十四条第一項から第三項まで、第四十七条第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項若しくは第四十七条の規定又は次項若しくは第四項の規定により実演若しくはレコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像（以下「実演等」と総称する。）を複製する場合において、その出所を明示する慣行があるときは、これらの複製の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、その出所を明示しなければならない。

3　第三十三条の三第一項の規定により教科用図書に掲載された著作物を複製することができる場合には、同項の規定の適用を受けて作成された録音物において録音されている実演又は当該録音物に係るレコードを複製し、又は同項に定める目的のためにその複製物の譲渡により公衆に提供することができる。

4～8　（略）

9　次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第百条の二の録音、録画又は複製を行つたものとみなす。

一　第一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第二号、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四、第四十三条第二項、第四十四条第一項から第三項まで、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条

項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の公衆への提示を行つた者

二～四　（略）

五　第三十七条第三項に定める目的以外の目的のために、第三項の規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコードの複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演若しくは当該レコードに係る音の公衆への提示を行つた者

（実演家人格権との関係）

第百二条の二　前条の著作隣接権の制限に関する規定（同条第六項及び第七項の規定を除く。）は、実演家人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

（著作隣接権の譲渡、行使等）

第百三条　第六十一条第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第六十二条第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十三条及び第六十三条の二の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾について、第六十五条の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第六十六条の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されている場合について、第六十七条（第一項第二号を除く。）、第六十七条の二（第一項

の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の公衆への提示を行つた者

二～四　（略）

五　第三十三条の三第一項又は第三十七条第三項に定める目的以外の目的のために、第三項若しくは第四項の規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコードの複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演若しくは当該レコードに係る音の公衆への提示を行つた者

（実演家人格権との関係）

第百二条の二　前条の著作隣接権の制限に関する規定（同条第七項及び第八項の規定を除く。）は、実演家人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

（著作隣接権の譲渡、行使等）

第百三条　第六十一条第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第六十二条第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十三条及び第六十三条の二の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾について、第六十五条の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第六十六条の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されている場合について、第六十七条の二（第一項第二号を除く。）、第六十七条の二（第一項

ただし書を除く。）、第七十条、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、第六十七条の三（第一項第二号を除く。）、第七十条、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の可否に係る著作隣接権者の意思の確認ができない場合におけるこれらの利用について、第六十八条（第一項第二号を除く。）、第七十条、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条本文及び第七十四条の規定は著作隣接権者に協議を求めたがその協議が成立せず、又はその協議をすることができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、第七十一条（第一号に係る部分に限る。）及び第七十四条の規定は第百二条第一項において準用する第三十三条及び第三十三条の二の規定による実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三条第六項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条の二第一項又は第百条の四」と、第六十八条第二項中「第三十八条第二項及び第三項」とあるのは「第百二条第一項において準用する第三十八条第二項」と読み替えるものとする。

ただし書を除く。）、第七十条、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、第六十七条の三（第一項第二号を除く。）、第七十条、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の可否に係る著作隣接権者の意思の確認ができない場合におけるこれらの利用について、第六十八条（第一項第二号を除く。）、第七十条、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条本文及び第七十四条の規定は著作隣接権者に協議を求めたがその協議が成立せず、又はその協議をすることができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、第七十一条（第一号に係る部分に限る。）及び第七十四条の規定は第百二条第一項において準用する第三十三条から第三十三条の三までの規定による放送又は有線放送の利用について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三条第六項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条の二第一項又は第百条の四」と、第六十八条第二項中「第三十八条第二項及び第三項」とあるのは「第百二条第一項において準用する第三十八条第二項」と読み替えるものとする。

○　障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）

（抄）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） 第二条　この法律において「教科用特定図書等」とは、視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため文字、図形等を拡大して教科書を複製した図書（以下「教科用拡大図書」という。）、点字により教科書を複製した図書その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって教科書に代えて使用し得るものをいう。 2　この法律において「教科書」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項に規定する教科書をいう。 3　この法律において「発行」とは、図書その他の教材を製造し、及び配布、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）の利用その他の文部科学省令で定める方法により供給することをいう。 4　この法律において「教科書発行者」とは、教科書の発行を担当する者であって、教科書の発行に関する臨	（定義） 第二条　この法律において「教科用特定図書等」とは、視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため文字、図形等を拡大して検定教科用図書等を複製した図書（以下「教科用拡大図書」という。）、点字により検定教科用図書等を複製した図書その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって検定教科用図書等に代えて使用し得るものをいう。 2　この法律において「検定教科用図書等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条及び第七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書をいう。 3　この法律において「発行」とは、図書その他の教材を製造供給することをいう。 4　この法律において「教科用図書発行者」とは、検定教科用図書等の発行を担当する者であって、教科書の

時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第八条の発行の指示を承諾したものをいう。

5　（略）

（教科書発行者の責務）

第四条　教科書発行者は、児童及び生徒が障害その他の特性の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう、その発行をする教科書について、適切な配慮をするよう努めるものとする。

（教科書発行者による電磁的記録の提供等）

第五条　教科書発行者は、文部科学省令で定めるところにより、その発行をする教科書に係る電磁的記録を文部科学大臣又は当該電磁的記録を教科用特定図書等の発行をする者に適切に提供することができる者として文部科学大臣が指定する者（次項において「文部科学大臣等」という。）に提供しなければならない。

2　教科書発行者から前項の規定による電磁的記録の提供を受けた文部科学大臣等は、文部科学省令で定めるところにより、教科用特定図書等の発行をする者に対して、その発行に必要な電磁的記録の提供を行うことができる。

3　国は、教科書発行者による教科書に係る電磁的記録の提供の方法及び当該電磁的記録の教科用特定図書等の作成への活用に関して、助言その他の必要な援助を行うものとする。

発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第八条の発行の指示を承諾したものをいう。

5　（略）

（教科用図書発行者の責務）

第四条　教科用図書発行者は、児童及び生徒が障害その他の特性の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう、その発行をする検定教科用図書等について、適切な配慮をするよう努めるものとする。

（教科用図書発行者による電磁的記録の提供等）

第五条　教科用図書発行者は、文部科学省令で定めるところにより、その発行をする検定教科用図書等に係る電磁的記録を文部科学大臣又は当該電磁的記録を教科用特定図書等の発行をする者に適切に提供することができる者として文部科学大臣が指定する者（次項において「文部科学大臣等」という。）に提供しなければならない。

2　教科用図書発行者から前項の規定による電磁的記録の提供を受けた文部科学大臣等は、文部科学省令で定めるところにより、教科用特定図書等の発行をする者に対して、その発行に必要な電磁的記録の提供を行うことができる。

3　国は、教科用図書発行者による検定教科用図書等に係る電磁的記録の提供の方法及び当該電磁的記録の教科用特定図書等の作成への活用に関して、助言その他の必要な援助を行うものとする。

（教科用特定図書等の標準的な規格の策定等）

第六条　（略）

２　教科書発行者は、指定種目（教科書の教科ごとに分類された単位のうち文部科学大臣が指定するものをいう。次項において同じ。）の教科書に係る標準教科用特定図書等（前項の規格に適合する教科用特定図書等をいう。以下同じ。）の発行に努めなければならない。

３　国は、教科書発行者による指定種目の教科書に係る標準教科用特定図書等の発行に関して、助言その他の必要な援助を行うものとする。

（発達障害等のある児童及び生徒が使用する教科用特定図書等に関する調査研究等の推進）

第七条　国は、発達障害その他の障害のある児童及び生徒であって教科書において一般的に使用される文字、図形等を認識することが困難なものが使用する教科用特定図書等の整備及び充実を図るため、必要な調査研究等を推進するものとする。

（障害その他の特性に適切な配慮がなされた教科書の普及）

第八条　国は、障害その他の特性の有無にかかわらずできる限り多くの児童及び生徒が教科書を使用して学習することができるよう適切な配慮がなされた教科書の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

（教科用特定図書等の標準的な規格の策定等）

第六条　（略）

２　教科用図書発行者は、指定種目（検定教科用図書等の教科ごとに分類された単位のうち文部科学大臣が指定するものをいう。次項において同じ。）の検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等（前項の規格に適合する教科用特定図書等をいう。以下同じ。）の発行に努めなければならない。

３　国は、教科用図書発行者による指定種目の検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等の発行に関して、助言その他の必要な援助を行うものとする。

（発達障害等のある児童及び生徒が使用する教科用特定図書等に関する調査研究等の推進）

第七条　国は、発達障害その他の障害のある児童及び生徒であって検定教科用図書等において一般的に使用される文字、図形等を認識することが困難なものが使用する教科用特定図書等の整備及び充実を図るため、必要な調査研究等を推進するものとする。

（障害その他の特性に適切な配慮がなされた検定教科用図書等の普及）

第八条　国は、障害その他の特性の有無にかかわらずできる限り多くの児童及び生徒が検定教科用図書等を使用して学習することができるよう適切な配慮がなされた検定教科用図書等の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

（小中学校及び高等学校における教科用特定図書等の使用等）

第九条　小中学校（小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び義務教育学校をいい、学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級（以下単に「特別支援学級」という。）を除く。以下同じ。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含み、特別支援学級を除く。以下同じ。）においては、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が、その障害の状態に応じ、採択された教科書に代えて、当該教科書に係る教科用特定図書等を使用することができるよう、必要な配慮をしなければならない。

2　（略）

（小中学校の設置者に対する教科用特定図書等の無償給付等）

第十条　国は、毎年度、小中学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が教科書に代えて使用する教科用特定図書等について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

一　当該教科用特定図書等のうち図書であるもの　購入及び小中学校の設置者への無償給付

二　当該教科用特定図書等のうち電磁的記録であるもの　使用権（許諾により当該電磁的記録を視覚障害その他の障害のある児童又は生徒に使用させることができる権利をいう。第十二条第一項において同じ

（小中学校及び高等学校における教科用特定図書等の使用等）

第九条　小中学校（小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び義務教育学校をいい、学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級（以下単に「特別支援学級」という。）を除く。以下同じ。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含み、特別支援学級を除く。以下同じ。）においては、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が、その障害の状態に応じ、採択された検定教科用図書等に代えて、当該検定教科用図書等に係る教科用特定図書等を使用することができるよう、必要な配慮をしなければならない。

2　（略）

（小中学校の設置者に対する教科用特定図書等の無償給付）

第十条　国は、毎年度、小中学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が検定教科用図書等に代えて使用する教科用特定図書等を購入し、小中学校の設置者に無償で給付するものとする。

（新設）

（新設）

。）の購入及び小中学校の設置者への無償移転又はこれらに類するものとして文部科学省令で定める措置

（契約の締結）

第十一条　文部科学大臣は、教科用特定図書等の発行をする者と、前条の規定による措置を講ずるための契約を締結するものとする。

（教科用特定図書等の給与等）

第十二条　小中学校の設置者は、第十条（第一号に係る部分に限る。）の規定により国から無償で給付された図書については、それぞれ当該学校の校長を通じて、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童又は生徒に給与し、同条（第二号に係る部分に限る。）の規定により国から移転を受けた使用権に係る電磁的記録については、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童又は生徒に無償で使用させるものとする。

２　学年の中途において転学した視覚障害その他の障害のある児童又は生徒については、その転学後において使用する教科用特定図書等は、前項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める場合を除き、給与せず、又は無償で使用させないものとする。

（都道府県の教育委員会の責務）

第十三条　都道府県の教育委員会は、政令で定めるところにより、前三条の規定による措置の実施に関し必要

（契約の締結）

第十一条　文部科学大臣は、教科用特定図書等の発行をする者と、前条の規定により購入すべき教科用特定図書等を購入する旨の契約を締結するものとする。

（教科用特定図書等の給与）

第十二条　小中学校の設置者は、第十条の規定により国から無償で給付された教科用特定図書等を、それぞれ当該学校の校長を通じて、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童又は生徒に給与するものとする。

２　学年の中途において転学した視覚障害その他の障害のある児童又は生徒については、その転学後において使用する教科用特定図書等は、前項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める場合を除き、給与しないものとする。

（都道府県の教育委員会の責務）

第十三条　都道府県の教育委員会は、政令で定めるところにより、教科用特定図書等の無償給付及び給与の実

な事務を行うものとする。

（政令への委任）

第十五条　第十条から前条までに規定するもののほか、第十条から第十二条までの規定による措置に関し必要な事項は、政令で定める。

（標準教科用特定図書等の需要数の報告）

第十六条　市町村の教育委員会並びに学校教育法第二条第二項に規定する国立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）及び私立学校の長は、次に掲げる標準教科用特定図書等の需要数を、文部科学省令で定めるところにより、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

一　小中学校について採択された教科書に係る標準教科用特定図書等であって、当該標準教科用特定図書等を使用する年度において発行が予定されているもののうち、小中学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が当該教科書に代えて使用するもの

二　特別支援学校の小学部及び中学部並びに小学校、中学校及び義務教育学校に置かれる特別支援学級について学校教育法附則第九条に規定する教科用の教材として採択された標準教科用特定図書等であって、当該標準教科用特定図書等を使用する年度において発行が予定されているもの

2　（略）

施に関し必要な事務を行うものとする。

（政令への委任）

第十五条　第十条から前条までに規定するもののほか、教科用特定図書等の無償給付及び給与に関し必要な事項は、政令で定める。

（標準教科用特定図書等の需要数の報告）

第十六条　市町村の教育委員会並びに学校教育法第二条第二項に規定する国立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）及び私立学校の長は、次に掲げる標準教科用特定図書等の需要数を、文部科学省令で定めるところにより、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

一　小中学校について採択された検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等であって、当該標準教科用特定図書等を使用する年度において発行が予定されているもののうち、小中学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が当該検定教科用図書等に代えて使用するもの

二　特別支援学校の小学部及び中学部並びに小学校、中学校及び義務教育学校に置かれる特別支援学級について学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書として採択された標準教科用特定図書等であって、当該標準教科用特定図書等を使用する年度において発行が予定されているもの

2　（略）

（標準教科用特定図書等の発行の通知等）

第十七条　文部科学大臣は、前条第二項の規定による報告に基づき、標準教科用特定図書等の発行を予定している者にその発行をすべき標準教科用特定図書等の種類及び数を通知しなければならない。

2　（略）

附　則

（著作権法の特例）

第四条　前条に規定する障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の双方の学習の用に供するために行う教科用特定図書等の発行並びに当該発行に係る教科用特定図書等についての著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十三条の二第一項（同法第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第八十六条第三項の規定の適用については、同法第三十三条の二第一項中「できる」とあるのは「できる。この場合において、複製された著作物は、当該著作物が掲載された教材を当該障害又は日本語に通じないことにより教科書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するために増製し、又は提供し、若しくは提示するために必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」と、同法第八十六条第三項中「第三十三条の二第一項、第二項及び第五項」とあるのは「第三十三条の二第一項、第二項及び第五項」とする。

（標準教科用特定図書等の発行の通知等）

第十七条　文部科学大臣は、前条第二項の規定による報告に基づき、標準教科用特定図書等の発行を予定している者にその発行をすべき標準教科用特定図書等の種類及び部数を通知しなければならない。

2　（略）

附　則

（著作権法の特例）

第四条　前条に規定する障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の双方の学習の用に供するために行う教科用特定図書等の発行並びに当該発行に係る教科用特定図書等についての著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十三条の三第一項及び第二項、第八十六条第三項並びに第百二条第三項の規定の適用については、同法第三十三条の三第一項中「できる」とあるのは「できる。この場合において、複製された著作物は、当該著作物が掲載された教材を当該障害又は日本語に通じないことにより教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するために増製し、又は提供し、若しくは提示するために必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」と、同条第二項中「当該教科用拡大図書等を頒布する」とあるのは「、当該教科用拡大図書等を頒布し、又は当該教科用拡大図書等によつて当該著作物の公衆送信を行う」と、同法第八十六条第三項中「第三

十三条の三第四項」とあるのは「第三十三条の三第一項及び第四項」と、同法第百二条第三項中「レコードを」とあるのは「レコードについて、」と、「その複製物」とあるのは「、送信可能化を行い、若しくはその複製物」とする。

○　産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）（抄）（附則第六条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（教科書） 第六条　産業教育に関する教科書の編修、検定及び発行に関しては、産業教育の特殊性に基づき、特別の措置が講ぜられなければならない。	（教科用図書） 第六条　産業教育に関する教科用図書の編修、検定及び発行に関しては、産業教育の特殊性に基き、特別の措置が講ぜられなければならない。

○　高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（教科書の編修、検定及び発行に関する特別措置） 第四条　通信教育に関する教科書の編修、検定及び発行に関しては、その特殊性に鑑み、特別の措置が講ぜられなければならない。 ２　国は、政令で定めるところにより、通信教育に関する教科書で政令で定めるものを発行する者に対し、予算の範囲内において、その編修及び発行に要する経費の一部を補助することができる。	（教科用図書の編修、検定及び発行に関する特別措置） 第四条　通信教育に関する教科用図書の編修、検定及び発行に関しては、その特殊性にかんがみ、特別の措置が講ぜられなければならない。 ２　国は、政令で定めるところにより、通信教育に関する教科用図書で政令で定めるものを発行する者に対し、予算の範囲内において、その編修及び発行に要する経費の一部を補助することができる。

○　特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）（抄）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（国及び都道府県の行う就学奨励） 第二条　都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人の設置する特別支援学校若しくは私立の特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるもの（付添人の付添いに要する交通費を除く。）について、その全部又は一部を支弁しなければならない。 一　学校教育法第三十四条第一項に規定する教科書及び同法附則第九条に規定する教科用の教材の購入費 二～六　（略） 2～4　（略）	（国及び都道府県の行う就学奨励） 第二条　都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人の設置する特別支援学校若しくは私立の特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるもの（付添人の付添いに要する交通費を除く。）について、その全部又は一部を支弁しなければならない。 一　教科用図書の購入費 二～六　（略） 2～4　（略）

○　文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（抄）（附則第九条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（所掌事務） 第四条　文部科学省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～九　（略） 十　教科書の検定に関すること。 十一　教科書の発行及び義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。）において使用する教科書等（義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第二条第二項に規定する教科書等をいう。）の無償措置に関すること。 十二～九十五　（略） ２　（略） 附　則 （所掌事務の特例） ２　文部科学省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の職業に関する教科の教科書及び特別支援学校の教科書の編修及び改訂に関する事務をつかさどる。	（所掌事務） 第四条　文部科学省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～九　（略） 十　教科用図書の検定に関すること。 十一　教科用図書その他の教授上用いられる図書の発行及び義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。）において使用する教科用図書の無償措置に関すること。 十二～九十五　（略） ２　（略） 附　則 （所掌事務の特例） ２　文部科学省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の職業に関する教科の教科用図書及び特別支援学校の教科用図書の編修及び改訂に関する事務をつかさどる。

○　著作権法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十号）（抄）（附則第十条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （複製物の使用についての経過措置） 第二条　（略） ２　施行日前に旧法第百二条第一項において準用する旧法第三十条の四又は第四十七条の四から第四十七条の九までの規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の複製物の使用については、著作権法第百二条第八項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、旧法第百二条第九項第一号中「を公衆に提示した」とあるのは「の公衆への提示（送信可能化を含む。第八号において同じ。）を行つた」と、同項第八号中「を公衆に提示した」とあるのは「の公衆への提示を行つた」とする。	附　則 （複製物の使用についての経過措置） 第二条　（略） ２　施行日前に旧法第百二条第一項において準用する旧法第三十条の四又は第四十七条の四から第四十七条の九までの規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の複製物の使用については、新法第百二条第九項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、旧法第百二条第九項第一号中「を公衆に提示した」とあるのは「の公衆への提示（送信可能化を含む。第八号において同じ。）を行つた」と、同項第八号中「を公衆に提示した」とあるのは「の公衆への提示を行つた」とする。

学校教育法等の一部を改正する法律案　参照条文　目次

○学校教育法 | e-Gov 法令検索（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
○教科書の発行に関する臨時措置法 | e-Gov 法令検索（抄）・・・・・・・・・4
○文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律 | e-Gov 法令検索（抄）・・6
○義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律 | e-Gov 法令検索（抄）・9
○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 | e-Gov 法令検索（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（制定附則）・・・・・15
○著作権法 | e-Gov 法令検索（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
○障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律 | e-Gov 法令検索（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
○産業教育振興法 | e-Gov 法令検索（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・33
○高等学校の定時制教育及び通信教育振興法 | e-Gov 法令検索（抄）・・・・34
○特別支援学校への就学奨励に関する法律 | e-Gov 法令検索（抄）・・・・・35
○文部科学省設置法 | e-Gov 法令検索（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・36
〇著作権法の一部を改正する法律（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・41

令和7年10月1日 施行　　現在施行

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）

Law RevisionID:322AC0000000026_20251001_507AC0000000029

昭和二十二年法律第二十六号

学校教育法

第四章　小学校

第三十四条　小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

②　前項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）である教材がある場合には、同項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。

③　前項に規定する場合において、視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により教科用図書を使用して学習することが困難な児童に対し、教科用図書に用いられた文字、図形等の拡大又は音声への変換その他の同項に規定する教材を電子計算機において用いることにより可能となる方法で指導することにより当該児童の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部又は一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。

④　教科用図書及び第二項に規定する教材以外の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

⑤　第一項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）については、政令で定める。

第五章　中学校

第四十九条　第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

第五章の二　義務教育学校

第四十九条の八　第三十条第二項、第三十一条、第三十四条から第三十七条まで及び第四十二条から第四十四条までの規定は、義務教育学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十九条の三」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十九条の三」と読み替えるものとする。

第六章　高等学校

第六十二条　第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第五十一条」と読み替えるものとする。

第七章　中等教育学校

第七十条　第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項、第四十二条から第四十四条まで、第五十九条並びに第六十条第四項及び第六項の規定は中等教育学校に、第五十三条から第五十五条まで、第五十八条、第五十八条の二及び第六十一条の規定は中等教育学校の後期課程に、それぞれ準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第六十四条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第六十四条」と読み替えるものとする。

②　前項において準用する第五十三条又は第五十四条の規定により後期課程に定時制の課程又は通信制の課程を置く中等教育学校については、第六十五条の規定にかかわらず、当該定時制の課程又は通信制の課程に係る修業年限は、六年以上とする。この場合において、第六十六条中「後期三年の後期課程」とあるのは、「後期三年以上の後期課程」とする。

第八章　特別支援教育

第八十二条　第二十六条、第二十七条、第三十一条（第四十九条及び第六十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十二条、第三十四条（第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第三十六条、第三十七条（第二十八条第一項、第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第四十二条から第四十四条まで、第四十七条及び第五十六条から第六十条までの規定は特別支援学校に、第二十八条第二項の規定は特別支援学校の幼稚部に、第八十四条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

附　則

第九条　高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大

臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

② 第三十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により使用する教科用図書について準用する。

平成29年4月1日 施行　現在施行

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号）

Law RevisionID:323AC0000000132_20170401_428AC0000000047

昭和二十三年法律第百三十二号

教科書の発行に関する臨時措置法

第二条　この法律において「教科書」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。

2　この法律において「発行」とは、教科書を製造供給することをいい、「発行者」とは、発行を担当する者をいう。

第三条　教科書には、その表紙に「教科書」の文字を、その末尾に著作者の氏名、発行者の氏名住所及び発行の年月日、並びに印刷者の氏名住所及び印刷の年月日を記載しなければならない。

2　著作者及び発行者が法人その他の団体であるときは、団体名及びその代表者名を併記するものとする。

3　印刷者の住所と印刷所の所在地とが異なるときは、印刷所の名称及びその所在地をも記載しなければならない。

第六条　文部科学大臣は、第四条の届出に基き目録（義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十八条第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。）を作成し、都道府県の教育委員会にこれを送付するものとする。

2　都道府県の教育委員会は、前項の目録を当該都道府県の区域内にある第二条第一項に規定する学校に、配布するものとする。

3　発行者は、第四条によつて届け出た教科書の見本を、前条の教科書展示会に出品することができる。

第七条　市町村の教育委員会並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

2　都道府県の教育委員会は、都道府県内の教科書の需要数を、文部科学省令の定めるところにより、文部科学大臣に報告しなければならない。

第八条　文部科学大臣は、前条第二項の需要数を基礎にして、発行者にその発行すべき教科書の種類及び部数の指示（以下「発行の指示」という。）をしなければならない。

第九条　文部科学大臣は、左の各号のーに当る事由があるときは、需要者の意思を考慮して、他の発行者に発行の指示を行うことができる。

一　需要数が教科書の発行に不十分なとき。

二　発行者の事業能力、信用状態が教科書の発行に不適当と認められるとき。

三　発行者が文部科学大臣の指示した発行を引き受けないとき。

四　第十四条又は第十五条の規定により発行の指示の全部又は一部を取り消したとき。

五　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第二十一条の規定により発行の指示を取り消したとき。

第十条　発行の指示を承諾した者は、文部科学省令の定めるところに従い、教科書を発行する義務を負う。

2　発行者は、教科書を各学校に供給するまで、発行の責任を負うものとする。

3　文部科学大臣は、必要に応じ、発行者から報告をとり、又はその業務の履行の状況を調査することができる。

第十二条　発行者は、発行の指示を受けた日から十五日以内に、発行部数に応じて定価の一分にあたる保証金を、現金又は文部科学省令の定める種類の有価証券をもつて文部科学大臣に納めなければならない。

第十三条　保証金は、第十条の義務を履行した後でなければ、その還付を請求し、又はその債権を譲渡することができない。

第十八条　この法律の規定は、教科書以外の教授上用いられる図書であつて、文部科学大臣の指定したものに、これを準用する。

第十九条　第五条第一項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに同条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

平成31年4月1日 施行　　現在施行

学校教育法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十九号）

Law RevisionID:324AC0000000149_20190401_430AC0000000039

昭和二十四年法律第百四十九号

文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律

（資格審査）

第二条　出版権を取得しようとする者は、その資格について文部科学大臣の審査を受けなければならない。

2　前項の審査は、教育上支障を生じないことを期するために、出版権を取得しようとする者が良質の教科書を学校において必要とする時期までに製造供給するにたる事業能力及び信用状態を有するかどうかを、第三条の規定による競争を行わせるに先立つて審査することを目的とする。

（保証金）

第四条　競争に加わろうとする者は、現金又は国債をもつて、その見積つた予定製造原価に最初に発行する予定部数を乗じて得た額の百分の一以上の保証金を納めなければならない。

2　競落者が契約を結ばないときは、保証金は、国庫に帰属する。

（入札）

第五条　競争は、教科書一部当りの製造原価について入札の方法によつて行い、文部科学大臣の予定した製造原価以内において最も低額の入札をした者に出版権を設定するものとする。

2　競争に付しようとするときは、その入札期日の前日から起算し少くとも十日前に、官報、新聞紙、掲示その他の方法をもつて公告しなければならない。但し、急を要する場合においては、その期間を五日までに短縮することができる。

3　前項の規定による公告は、左に掲げる事項について行うものとする。

一　教科書の種類及び最初に発行を予定される部数

二　契約条項を示す場所

三　製造原価の算出の基礎

四　競争執行の場所及び日時

五　入札の保証金額に関する事項

4　前項第三号の製造原価の算出の基礎については、あらかじめ文部科学省令で定める。

5　文部科学大臣又はその委任を受けた官吏は、競争入札に付する教科書の製造原価を予定し、その予定製造原価を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

6　教科書の定価は、第一項の規定による製造原価の入札価格を基準として算定するものとする。

（再度の入札）

第七条　開札の場合において各人の入札のうち、第五条第五項の規定により予定した製造原価の制限に達したものがないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

（発行義務）

第十条　出版権の設定を受けた者（以下「出版権者」という。）は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第八条の規定により、文部科学大臣が都道府県教育委員会の報告した教科書の需要数を基礎にして発行すべき教科書の種類及び部数を指示したときは、その指示した発行を引き受けなければならない。

（出版料納付の義務）

第十二条　出版権者は、発行の指示があつたときは、すみやかに発行の指示があつた部数に応じ、定価（出版料相当額を除く。）の百分の二から百分の十六・六までの範囲内で文部科学省令の定めるところにより算定した額の出版料を国庫に納付しなければならない。但し、文部科学大臣は、発行の指示があつた日から四箇月を限度として、出版料納付の時期を定めることができる。

（出版料の減免）

第十三条　文部科学大臣は、出版権者が災害その他出版権者の責に帰することのできない事由によつて教科書の全部若しくは一部の製造供給ができなくなり、出版料の納付が困難であると認められるとき、又は教科書の発行部数が五万部を越えない場合において、義務教育上の見地から特にその定価をやすくする必要があると認められるときは、出版料を軽減し、又は免除することができる。

（出版権の消滅）

第十四条　左の各号の一に該当する事由がある場合には、文部科学大臣は、出版権を消滅させることができる。

一　出版権者の事業能力、信用状態が出版権設定当時の状況より低下し、教育上支障のないように教科書を製造供給することができないと認められるに至つたとき。

二　第十条又は第十二条に規定する義務を怠つたとき。

三　教科書の発行に関する臨時措置法第十四条又は第十五条の規定により文部科学大臣が発行の指示を取り消したとき。

四　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十九条の規定により文部科学大臣が教科用図書発行者の指定を取り消したとき。

2　第十一条の協議がととのわないときは、出版権者又は文部科学大臣は、出版権を消滅させることができる。

（文部科学省が著作の名義を有する他の著作物への準用）

第十七条　この法律の規定は、政令の定めるところにより、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第二項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教材その他の教科書以外の教授上用いられる著作物であつて文部科学省が著作の名義を有するものに準用する。

昭和37年3月31日 施行　　現在施行

Law RevisionID:337AC0000000060_19620331_000000000000000

昭和三十七年法律第六十号

義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律

（趣旨）

第一条　義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。

2　前項に規定する措置に関し必要な事項は、別に法律で定める。

令和7年6月1日 施行　　現在施行

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）　閣法

Law RevisionID:338AC0000000182_20250601_504AC0000000068

昭和三十八年法律第百八十二号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　無償給付及び給与（第三条―第九条）
第三章　採択（第十条―第十七条）
第四章　発行（第十八条―第二十二条）
第五章　罰則（第二十三条・第二十四条）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、教科用図書の無償給付その他義務教育諸学校の教科用図書を無償とする措置について必要な事項を定めるとともに、当該措置の円滑な実施に資するため、義務教育諸学校の教科用図書の採択及び発行の制度を整備し、もつて義務教育の充実を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。

2　この法律において「教科用図書」とは、学校教育法第三十四条第一項（同法第四十九条、第四十九条の八、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び附則第九条第一項に規定する教科用図書をいう。

3　この法律において「発行」とは、教科用図書を製造供給することをいう。

第二章　無償給付及び給与

（教科用図書の無償給付）

第三条　国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第十三条、第十四条及び第十六条の規定により採択されたものを購入し、義務

教育諸学校の設置者に無償で給付するものとする。

（契約の締結）

第四条　文部科学大臣は、教科用図書の発行者と、前条の規定により購入すべき教科用図書を購入する旨の契約を締結するものとする。

（教科用図書の給与）

第五条　義務教育諸学校の設置者は、第三条の規定により国から無償で給付された教科用図書を、それぞれ当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与するものとする。

2　学年の中途において転学した児童又は生徒については、その転学後において使用する教科用図書は、前項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める場合を除き、給与しないものとする。

（都道府県の教育委員会の責務）

第六条　都道府県の教育委員会は、政令で定めるところにより、教科用図書の無償給付及び給与の実施に関し必要な事務を行なうものとする。

（政令への委任）

第九条　この章に規定するもののほか、教科用図書の無償給付及び給与に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章　採択

（都道府県の教育委員会の任務）

第十条　都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

（教科用図書選定審議会）

第十一条　都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

2　選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。

3　選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

（採択地区）

第十二条　都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

2　都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。

3　都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

（教科用図書の採択）

第十三条　都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2　都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

3　公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4　第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第十七条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。

5　前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

6　第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書については、この限りでない。

（同一教科用図書を採択する期間）

第十四条　義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

（採択した教科用図書の種類等の公表）

第十五条　市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

（指定都市に関する特例）

第十六条　指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）については、当該指定都市を包括す

る都道府県の教育委員会は、第十二条第一項の規定にかかわらず、指定都市の区若しくは総合区の区域又はこれらの区域を併せた地域に、採択地区を設定しなければならない。

2　指定都市の教育委員会は、第十条の規定によつて都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

3　第十三条第三項及び第六項の規定は、前項の採択について準用する。

第四章　発行

（発行者の指定）

第十八条　文部科学大臣は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ。）の発行を担当する者で次に掲げる基準に該当するものを、その者の申請に基づき、教科用図書発行者として指定する。

一　次のいずれかに掲げる者でないものであること。

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ　次条の規定により指定を取り消された日から三年を経過していない者

ハ　拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第百九十八条若しくは第二百三十三条の罪、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条第一項（同項第十一号に係る部分に限る。）若しくは同条第二項（同条第一項第十一号に係る部分に限る。）の罪若しくは公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成十二年法律第百三十号）第四条の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた日又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過していない者

ニ　法人で、その役員のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ホ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人がイからニまでのいずれかに該当するもの

二　その事業能力及び信用状態について政令で定める要件を備えたものであること。

2　前項の指定を受けようとする者は、文部科学省令で定めるところにより、申請書に必要な書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

（指定の取消し）

第十九条　文部科学大臣は、教科用図書発行者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、前条第一項の指定を取り消さなければならない。

一　前条第一項各号のいずれかに掲げる基準に適合しなくなつたとき。

二　虚偽又は不正の事実に基づいて前条第一項の指定を受けたことが判明したとき。

（報告及び資料の提出）

第二十条　文部科学大臣は、教科用図書発行者について、第十八条第一項各号に掲げる基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、教科用図書発行者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（発行の指示の取消し）

第二十一条　文部科学大臣は、教科用図書発行者が第十九条の規定により指定を取り消されたときは、その者に係る臨時措置法第八条の規定による発行の指示を取り消さなければならない。

（臨時措置法との関係）

第二十二条　教科用図書の発行及び教科用図書発行者については、この章に規定するもののほか、臨時措置法の定めるところによる。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）制定附則

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。）において使用する教科用図書については昭和三十九年三月三十一日、中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）において使用する教科用図書については昭和四十年三月三十一日までの間は、適用しない。

（適用除外）

2　昭和三十八年度に義務教育諸学校において使用される教科用図書の無償給付及び給与については、第二章の規定は、適用しない。

（経過規定）

3　昭和三十九年度に義務教育諸学校において使用される教科用図書の購入については、第三条中「第十三条から第十六条までの規定により採択されたもの」とあるのは、「当該義務教育諸学校について採択されたもの」とする。

4　当分の間、第五条の規定により教科用図書の給与を受ける児童及び生徒の範囲は、同条の規定にかかわらず、政令で定める。

（教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正）

5　教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

（略）

（教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正に伴う経過規定）

6　昭和三十九年度に義務教育諸学校において使用される教科用図書については、この法律による改正後の教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第六条第一項の規定中「目録（義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十八条第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。）」とあるのは「目録」と読み替えて同項の規定を適用する。

（文部省設置法の一部改正）

7　文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

（略）

（文部省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正）

8　文部省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

（略）

（盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正）

9　盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

（略）

（盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正に伴う経過規定）

10　当分の間、盲学校、聾学校及び養護学校の小学部又は中学部の児童又は生徒で義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六十号）附則第二項及びこの法律の附則第四項の規定に基づく政令で定めるところにより教科用図書の給与を受けないこととなるものについては、この法律による改正後の盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条第一項各号列記以外の部分中「第二号から第六号まで」とあるのは「次の各号」と読み替えて同項の規定を適用する。

（就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の一部改正）

11　就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

（略）

（就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の一部改正に伴う経過規定）

12　当分の間、この法律による改正後の就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）第二条に規定する学齢児童又は学齢生徒で義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六十号）附則第二項及びこの法律の附則第四項の規定に基づく政令で定めるところにより教科用図書の給与を受けないこととなるものの保護者については、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律第二条各号列記以外の部分中「学用品若しくはその購入費」とあるのは「同法第二十一条第一項（同法第四十条で準用する場合を含む。）の教科用図書（以下「教科用図書」という。）若しくはその購入費、学用品若しくはその購入費」と、同条第一号中「学用品若しくはその購入費」とあるのは「教科用図書若しくはその購入費、学用品若しくはその購入費」と、それぞれ読み替えて同条の規定を適用する。

令和8年5月21日 施行

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）

Law RevisionID:345AC0000000048_20260521_505AC0000000053

昭和四十五年法律第四十八号

著作権法

第二章　著作者の権利

第三節　権利の内容

第二款　著作者人格権

（同一性保持権）

第二十条　著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

一　第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの

二　建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変

三　特定の電子計算機においては実行し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において実行し得るようにするため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に実行し得るようにするために必要な改変

四　前三号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変

第五款　著作権の制限

（教科用図書等への掲載）

第三十三条　公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）に掲載することができる。

2　前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮

して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3　文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

4　前三項の規定は、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信教育用学習図書及び教科用図書に係る教師用指導書（当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限る。）への著作物の掲載について準用する。

（教科用図書代替教材への掲載等）

第三十三条の二　教科用図書に掲載された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書代替教材（学校教育法第三十四条第二項又は第三項（これらの規定を同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により教科用図書に代えて使用することができる同法第三十四条第二項に規定する教材をいう。以下この項及び次項において同じ。）に掲載し、及び教科用図書代替教材の当該使用に伴つていずれの方法によるかを問わず利用することができる。

2　前項の規定により教科用図書に掲載された著作物を教科用図書代替教材に掲載しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、同項の規定の趣旨、同項の規定による著作物の利用の態様及び利用状況、前条第二項に規定する補償金の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3　文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（教科用拡大図書等の作成のための複製等）

第三十三条の三　教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。

2　前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。）を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合にあつては、第三十三条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

3　文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

4　障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）第五条第一項又は第二項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的記録の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

（視覚障害者等のための複製等）

第三十七条　公表された著作物は、点字により複製することができる。

2　公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。）を行うことができる。

3　視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者（以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式（視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。）について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

（翻訳、翻案等による利用）

第四十七条の六　次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該著作物について、当該規定の例により当該各号に定める方法による利用を行うことができる。

一　第三十条第一項、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項、第三十五条第一項又は前条第二項　翻訳、編曲、変形又は翻案

二　第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第二項、第四項、第七項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第九項（第一号に係る部分に限る。）、第三十二条、第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十九条第一項、第四十条第二項又は第四十一条から第四十二条の二まで　翻訳

三　第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項又は第四十七条　変形又は翻案

四　第三十七条第三項　翻訳、変形又は翻案

五　第三十七条の二　翻訳又は翻案

六　第四十七条の三第一項　翻案

2　前項の規定により創作された二次的著作物は、当該二次的著作物の原著作物を同項各号に掲げる規定（次の各号に掲げる二次的著作物にあつては、当該各号に定める規定を含む。以下この項及び第四十八条第三項第二号において同じ。）により利用することができる場合には、原著作物の著作者その他の当該二次的著作物の利用に関して第二十八条に規定する権利を有する者との関係においては、当該二次的著作物を前項各号に掲げる規定に規定する著作物に該当するものとみなして、当該各号に掲げる規定による利用を行うことができる。

一　第四十七条第一項の規定により同条第二項の規定による展示著作物の上映又は自動公衆送信を行うために当該展示著作物を複製することができる場合に、前項の規定により創作された二次的著作物　同条第二項

二　前条第二項の規定により公衆提供等著作物について複製、公衆送信又はその複製物による頒布を行うことができる場合に、前項の規定により創作された二次的著作物　同条第一項

（複製権の制限により作成された複製物の譲渡）

第四十七条の七　第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）若しくは第七項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二（第二号を除く。以下この条において同じ。）、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四又は第四十七条の五の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物（第三十一条第一項若しくは第七項、第三十六条第一項、第四十一条の二第一項、第四十二条又は第四十二条の二第一項の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。）を除く。）の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第七項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（第三十一条第一項若しくは第七項、第四十一条の二第一項、第四十二条又は第四十二条の二第一項の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物を除く。）を第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第七項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十

五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合又は第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を当該著作物に表現された思想若しくは感情を自ら享受し若しくは他人に享受させる目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。

（出所の明示）

第四十八条　次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

一　第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十七条第一項、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項又は第四十七条第一項の規定により著作物を複製する場合

二　第三十四条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項又は第四十七条の二の規定により著作物を利用する場合

三　第三十二条若しくは第四十二条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合又は第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第四十一条、第四十一条の二第二項、第四十二条の二第二項、第四十六条若しくは第四十七条の五第一項の規定により著作物を利用する場合において、その出所を明示する慣行があるとき。

2　前項の出所の明示に当たつては、これに伴い著作者名が明らかになる場合及び当該著作物が無名のものである場合を除き、当該著作物につき表示されている著作者名を示さなければならない。

3　次の各号に掲げる場合には、前二項の規定の例により、当該各号に規定する二次的著作物の原著作物の出所を明示しなければならない。

一　第四十条第一項、第四十六条又は第四十七条の五第一項の規定により創作された二次的著作物をこれらの規定により利用する場合

二　第四十七条の六第一項の規定により創作された二次的著作物を同条第二項の規定の適用を受けて同条第一項各号に掲げる規定により利用する場合

（複製物の目的外使用等）

第四十九条　次に掲げる者は、第二十一条の複製を行つたものとみなす。

一　第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文（同条第二号に係る場合にあつては、同号。次項第一号において同じ。）、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の

四、第四十三条第二項、第四十四条第一項から第三項まで、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第一号又は第二号の複製物に該当するものを除く。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示（送信可能化を含む。以下同じ。）を行つた者

二　第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第三号の複製物に該当するものを除く。）を用いて、当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させる目的のために、いずれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用した者

三　第四十四条第四項の規定に違反して同項の録音物又は録画物を保存した放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者

四　第四十七条の三第一項の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第四号の複製物に該当するものを除く。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

五　第四十七条の三第二項の規定に違反して同項の複製物（次項第四号の複製物に該当するものを除く。）を保存した者

六　第四十七条の四又は第四十七条の五第二項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第六号又は第七号の複製物に該当するものを除く。）を用いて、いずれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用した者

2　次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著作物につき第二十七条の翻訳、編曲、変形又は翻案を、当該二次的著作物につき第二十一条の複製を、それぞれ行つたものとみなす。

一　第三十条第一項、第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項又は第四十七条第一項若しくは第三項に定める目的以外の目的のために、第四十七条の六第二項の規定の適用を受けて同条第一項各号に掲げるこれらの規定により作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者

二　第三十条の三又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者

三　第三十条の四の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて、当該二次的著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させる目的のために、いずれの方法によるかを問わず、当該二次的著作物を利用した者

四　第四十七条の六第二項の規定の適用を受けて第四十七条の三第一項の規定により作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者

五　第四十七条の三第二項の規定に違反して前号の複製物を保存した者

六　第四十七条の四に定める目的以外の目的のために、同条の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて、いずれの方法によるかを問わず、当該二次的著作物を利用した者

七　第四十七条の五第二項に定める目的以外の目的のために、第四十七条の六第二項の規定の適用を受けて第四十七条の五第二項の規定により作成された二次的著作物の複製物を用いて、いずれの方法によるかを問わず、当該二次的著作物を利用した者

第九節　補償金等

（文化審議会への諮問）

第七十一条　文化庁長官は、次に掲げる事項を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。

一　第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項又は第三十三条の三第二項の算出方法

二　第六十七条第一項、第六十七条の二第五項若しくは第六項、第六十七条の三第一項、第六十八条第一項又は第六十九条第一項の補償金の額

（補償金等の供託）

第七十四条　第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項、第六十八条第一項又は第六十九条第一項の補償金を支払うべき者は、次に掲げる場合には、その補償金の支払に代えてその補償金を供託しなければならない。

一　補償金の提供をした場合において、著作権者がその受領を拒んだとき。

二　著作権者が補償金を受領することができないとき。

三　その者が著作権者を確知することができないとき（その者に過失があるときを除く。）。

四　その者がその補償金の額について第七十二条第一項の訴えを提起したとき。

五　当該著作権を目的とする質権が設定されているとき（当該質権を有する者の承諾を得た場合を除く。）。

2　前項第四号の場合において、著作権者の請求があるときは、当該補償金を支払うべき者は、自己の見積金額を支払い、裁定に係る補償金の額との差額を供託しなければならない。

3　第六十七条第一項、第六十七条の二第五項、第六十七条の三第一項若しくは前二項の規定による補償金の供託又は第六十七条の二第一項の規定による担保金の供託は、著作権者

が国内に住所又は居所で知れているものを有する場合にあつては当該住所又は居所の最寄りの供託所に、その他の場合にあつては供託をする者の住所又は居所の最寄りの供託所に、それぞれするものとする。

4　前項の供託をした者は、すみやかにその旨を著作権者に通知しなければならない。ただし、著作権者の不明その他の理由により著作権者に通知することができない場合は、この限りでない。

第三章　出版権

（出版権の制限）

第八十六条　第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第一項及び第七項（第一号に係る部分に限る。）、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項及び第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつている著作物の複製について準用する。この場合において、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十一条第一項第一号、第三十五条第一項ただし書、第四十一条の二第一項ただし書、第四十二条ただし書、第四十二条の二第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替えるものとする。

2　次に掲げる者は、第八十条第一項第一号の複製を行つたものとみなす。

一　第三十条第一項に定める私的使用の目的又は第三十一条第四項若しくは第九項第一号に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて原作のまま印刷その他の機械的若しくは化学的方法により文書若しくは図画として複製することにより作成された著作物の複製物（原作のまま第七十九条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された電磁的記録として複製することにより作成されたものを含む。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

二　前項において準用する第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第七項第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文（同条第二号に係る場合にあつては、同号）、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の

二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

三　前項において準用する第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を用いて、当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させる目的のために、いずれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用した者

四　前項において準用する第四十七条の四又は第四十七条の五第二項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を用いて、いずれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用した者

3　第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第五項、第七項前段及び第八項、第三十二条第一項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第四項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第二項及び第三項、第三十七条の二（第二号を除く。）、第四十条第一項、第四十一条、第四十一条の二第二項、第四十二条、第四十二条の二第二項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条第二項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつている著作物の公衆送信について準用する。この場合において、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十一条第五項、第三十五条第一項ただし書、第三十六条第一項ただし書、第四十一条の二第二項ただし書、第四十二条ただし書、第四十二条の二第二項ただし書、第四十七条第二項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、第三十一条第二項中「著作権者の」とあるのは「出版権者の」と、「著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくは」とあるのは「第七十九条の出版権の設定を受けた者又は」と、第四十七条の五第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替えるものとする。

第四章　著作隣接権

第八節　権利の制限、譲渡及び行使等並びに登録

（著作隣接権の制限）

第百二条　第三十条第一項（第四号を除く。第九項第一号において同じ。）、第三十条の二から第三十二条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十七条の二（第一号を除く。次項において同じ。）、第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から第四十三条まで、第四十四条（第二項を除く。）、第四十六条から第四十七条の二まで、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、第三十条第三項及び第四十七条の七の規定

は、著作隣接権の目的となつている実演又はレコードの利用について準用し、第三十三条から第三十三条の三までの規定は、著作隣接権の目的となつている放送又は有線放送の利用について準用し、第四十四条第二項の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、第三十条第一項第三号中「自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信」とあるのは「送信可能化（国外で行われる送信可能化」と、「含む。）」とあるのは「含む。）に係る自動公衆送信」と、第四十四条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条第一項又は第百条の三」と、同条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十二条の二第一項、第九十六条の二又は第百条の三」と、同条第三項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項又は第九十六条の二」と読み替えるものとする。

2　前項において準用する第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項若しくは第四十七条の規定又は次項若しくは第四項の規定により実演若しくはレコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像（以下「実演等」と総称する。）を複製する場合において、その出所を明示する慣行があるときは、これらの複製の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、その出所を明示しなければならない。

3　第三十三条の三第一項の規定により教科用図書に掲載された著作物を複製することができる場合には、同項の規定の適用を受けて作成された録音物において録音されている実演又は当該録音物に係るレコードを複製し、又は同項に定める目的のためにその複製物の譲渡により公衆に提供することができる。

4　視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で第三十七条第三項の政令で定めるものは、同項の規定により視覚著作物を複製することができる場合には、同項の規定の適用を受けて作成された録音物において録音されている実演又は当該録音物に係るレコードについて、複製し、又は同項に定める目的のために、送信可能化を行い、若しくはその複製物の譲渡により公衆に提供することができる。

5　著作隣接権の目的となつている実演であつて放送されるものは、地域限定特定入力型自動公衆送信を行うことができる。ただし、当該放送に係る第九十九条の二第一項に規定する権利を有する者の権利を害することとなる場合は、この限りでない。

6　前項の規定により実演の送信可能化を行う者は、第一項において準用する第三十八条第二項の規定の適用がある場合を除き、当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利を有する者に相当な額の補償金を支払わなければならない。

7　前二項の規定は、著作隣接権の目的となつているレコードの利用について準用する。この場合において、前項中「第九十二条の二第一項」とあるのは、「第九十六条の二」と読み替えるものとする。

8　第三十九条第一項又は第四十条第一項若しくは第二項の規定により著作物を放送し、又は有線放送することができる場合には、その著作物の放送若しくは有線放送について、これを受信して有線放送し、若しくは影像を拡大する特別の装置を用いて公に伝達し、又はその著作物の放送について、地域限定特定入力型自動公衆送信を行うことができる。

9　次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第百条の二の録音、録画又は複製を行つたものとみなす。

一　第一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号、第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第二号、第四十一条、第四十一条の二第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四、第四十三条第二項、第四十四条第一項から第三項まで、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の公衆への提示を行つた者

二　第一項において準用する第三十条の四の規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を用いて、当該実演等を自ら享受し又は他人に享受させる目的のために、いずれの方法によるかを問わず、当該実演等を利用した者

三　第一項において準用する第四十四条第四項の規定に違反して同項の録音物又は録画物を保存した放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者

四　第一項において準用する第四十七条の四又は第四十七条の五第二項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を用いて、いずれの方法によるかを問わず、当該実演等を利用した者

五　第三十三条の三第一項又は第三十七条第三項に定める目的以外の目的のために、第三項若しくは第四項の規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコードの複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演若しくは当該レコードに係る音の公衆への提示を行つた者

（実演家人格権との関係）

第百二条の二　前条の著作隣接権の制限に関する規定（同条第七項及び第八項の規定を除く。）は、実演家人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

（著作隣接権の譲渡、行使等）

第百三条　第六十一条第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第六十二条第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十三条及び第六十三条の二の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾について、第六十五条の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第六十六条の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されている場合について、第六十七条（第一項第二号を除く。）、第六十七条の二（第一項ただし書を除く。）、第七十条、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、第六十七条の三（第一項第二号を除く。）、第七十条、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の可否に係る著作隣接権者の意思の確認ができない場合におけるこれらの利用について、第六十八条（第一項第二号を除く。）、第七十条、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条本文及び第七十四条の規定は著作隣接権者に協議を求めたがその協議が成立せず、又はその協議をすることができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、第七十一条（第一号に係る部分に限る。）及び第七十四条の規定は第百二条第一項において準用する第三十三条から第三十三条の三までの規定による放送又は有線放送の利用について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三条第六項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条の二第一項又は第百条の四」と、第六十八条第二項中「第三十八条第二項及び第三項」とあるのは「第百二条第一項において準用する第三十八条第二項」と読み替えるものとする。

令和6年7月19日 施行　　現在施行

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十五号）

Law RevisionID:420AC0100000081_20240719_506AC1000000055

平成二十年法律第八十一号

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律

第一章　総則

（定義）

第二条　この法律において「教科用特定図書等」とは、視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため文字、図形等を拡大して検定教科用図書等を複製した図書（以下「教科用拡大図書」という。）、点字により検定教科用図書等を複製した図書その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって検定教科用図書等に代えて使用し得るものをいう。

2　この法律において「検定教科用図書等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条及び第七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書をいう。

3　この法律において「発行」とは、図書その他の教材を製造供給することをいう。

4　この法律において「教科用図書発行者」とは、検定教科用図書等の発行を担当する者であって、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第八条の発行の指示を承諾したものをいう。

5　この法律において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

（教科用図書発行者の責務）

第四条　教科用図書発行者は、児童及び生徒が障害その他の特性の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう、その発行をする検定教科用図書等について、適切な配慮をするよう努めるものとする。

第二章　教科用特定図書等の発行の促進等

（教科用図書発行者による電磁的記録の提供等）

第五条　教科用図書発行者は、文部科学省令で定めるところにより、その発行をする検定教科用図書等に係る電磁的記録を文部科学大臣又は当該電磁的記録を教科用特定図書等の発

行をする者に適切に提供することができる者として文部科学大臣が指定する者（次項において「文部科学大臣等」という。）に提供しなければならない。

2　教科用図書発行者から前項の規定による電磁的記録の提供を受けた文部科学大臣等は、文部科学省令で定めるところにより、教科用特定図書等の発行をする者に対して、その発行に必要な電磁的記録の提供を行うことができる。

3　国は、教科用図書発行者による検定教科用図書等に係る電磁的記録の提供の方法及び当該電磁的記録の教科用特定図書等の作成への活用に関して、助言その他の必要な援助を行うものとする。

（教科用特定図書等の標準的な規格の策定等）

第六条　文部科学大臣は、教科用拡大図書その他教科用特定図書等のうち必要と認められるものについて標準的な規格を定め、これを公表しなければならない。

2　教科用図書発行者は、指定種目（検定教科用図書等の教科ごとに分類された単位のうち文部科学大臣が指定するものをいう。次項において同じ。）の検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等（前項の規格に適合する教科用特定図書等をいう。以下同じ。）の発行に努めなければならない。

3　国は、教科用図書発行者による指定種目の検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等の発行に関して、助言その他の必要な援助を行うものとする。

（発達障害等のある児童及び生徒が使用する教科用特定図書等に関する調査研究等の推進）

第七条　国は、発達障害その他の障害のある児童及び生徒であって検定教科用図書等において一般的に使用される文字、図形等を認識することが困難なものが使用する教科用特定図書等の整備及び充実を図るため、必要な調査研究等を推進するものとする。

（障害その他の特性に適切な配慮がなされた検定教科用図書等の普及）

第八条　国は、障害その他の特性の有無にかかわらずできる限り多くの児童及び生徒が検定教科用図書等を使用して学習することができるよう適切な配慮がなされた検定教科用図書等の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

第三章　小中学校及び高等学校における教科用特定図書等の使用の支援

（小中学校及び高等学校における教科用特定図書等の使用等）

第九条　小中学校（小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び義務教育学校をいい、学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級（以下単に「特別支援学級」という。）を除く。以下同じ。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含み、特別支援学級を除く。以下同じ。）においては、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が、その障害の状態に応じ、採択された検定教科用図書等に代えて、当該検定教科用図書等に係る教科用特定図書等を使用することができるよう、必要な配慮をしなければならない。

2　国及び地方公共団体は、前項の規定による配慮がなされるよう、発行が予定される教科用特定図書等に関する情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（小中学校の設置者に対する教科用特定図書等の無償給付）

第十条　国は、毎年度、小中学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が検定教科用図書等に代えて使用する教科用特定図書等を購入し、小中学校の設置者に無償で給付するものとする。

（契約の締結）

第十一条　文部科学大臣は、教科用特定図書等の発行をする者と、前条の規定により購入すべき教科用特定図書等を購入する旨の契約を締結するものとする。

（教科用特定図書等の給与）

第十二条　小中学校の設置者は、第十条の規定により国から無償で給付された教科用特定図書等を、それぞれ当該学校の校長を通じて、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童又は生徒に給与するものとする。

2　学年の中途において転学した視覚障害その他の障害のある児童又は生徒については、その転学後において使用する教科用特定図書等は、前項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める場合を除き、給与しないものとする。

（都道府県の教育委員会の責務）

第十三条　都道府県の教育委員会は、政令で定めるところにより、教科用特定図書等の無償給付及び給与の実施に関し必要な事務を行うものとする。

（政令への委任）

第十五条　第十条から前条までに規定するもののほか、教科用特定図書等の無償給付及び給与に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　標準教科用特定図書等の円滑な発行の確保

（標準教科用特定図書等の需要数の報告）

第十六条　市町村の教育委員会並びに学校教育法第二条第二項に規定する国立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）及び私立学校の長は、次に掲げる標準教科用特定図書等の需要数を、文部科学省令で定めるところにより、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

一　小中学校について採択された検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等であって、当該標準教科用特定図書等を使用する年度において発行が予定されているもののうち、小中学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が当該検定教科用図書等に代えて使用するもの

二　特別支援学校の小学部及び中学部並びに小学校、中学校及び義務教育学校に置かれる特別支援学級について学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書として採択された標準教科用特定図書等であって、当該標準教科用特定図書等を使用する年度において発行が予定されているもの

2　都道府県の教育委員会は、前項各号に掲げる標準教科用特定図書等の都道府県内の需要数を、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に報告しなければならない。

（標準教科用特定図書等の発行の通知等）

第十七条　文部科学大臣は、前条第二項の規定による報告に基づき、標準教科用特定図書等の発行を予定している者にその発行をすべき標準教科用特定図書等の種類及び部数を通知しなければならない。

2　文部科学大臣は、必要に応じ、前項の通知を受けた者に対し報告を求めることができる。

附　則　抄

（著作権法の特例）

第四条　前条に規定する障害のある児童及び生徒並びに日本語に通じない児童及び生徒の双方の学習の用に供するために行う教科用特定図書等の発行並びに当該発行に係る教科用特定図書等についての著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十三条の三第一項及び第二項、第八十六条第三項並びに第百二条第三項の規定の適用については、同法第三十三条の三第一項中「できる」とあるのは「できる。この場合において、複製された著作物は、当該著作物が掲載された教材を当該障害又は日本語に通じないことにより教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するために増製し、又は提供し、若しくは提示するために必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」と、同条第二項中「当該教科用拡大図書等を頒布する」とあるのは「、当該教科用拡大図書等を頒布し、又は当該教科用拡大図書等によつて当該著作物の公衆送信を行う」と、同法第八十六条第三項中「第三十三条の三第四項」とあるのは「第三十三条の三第一項及び第四項」と、同法第百二条第三項中「レコードを」とあるのは「レコードについて、」と、「その複製物」とあるのは「、送信可能化を行い、若しくはその複製物」とする。

平成29年4月1日 施行　　現在施行

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号）

Law RevisionID:326AC1000000228_20170401_428AC0000000047

昭和二十六年法律第二百二十八号

産業教育振興法

第一章　総則

（教科用図書）

第六条　産業教育に関する教科用図書の編修、検定及び発行に関しては、産業教育の特殊性に基き、特別の措置が講ぜられなければならない。

令和5年4月1日 施行　　現在施行

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）

Law RevisionID:328AC1000000238_20230401_503AC0000000063

昭和二十八年法律第二百三十八号

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法

（教科用図書の編修、検定及び発行に関する特別措置）

第四条　通信教育に関する教科用図書の編修、検定及び発行に関しては、その特殊性にかんがみ、特別の措置が講ぜられなければならない。

2　国は、政令で定めるところにより、通信教育に関する教科用図書で政令で定めるものを発行する者に対し、予算の範囲内において、その編修及び発行に要する経費の一部を補助することができる。

平成29年4月1日 施行　　現在施行

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号）

Law RevisionID:329AC0000000144_20170401_428AC0000000047

昭和二十九年法律第百四十四号

特別支援学校への就学奨励に関する法律

（国及び都道府県の行う就学奨励）

第二条　都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人の設置する特別支援学校若しくは私立の特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるもの（付添人の付添いに要する交通費を除く。）について、その全部又は一部を支弁しなければならない。

一　教科用図書の購入費

二　学校給食費

三　通学又は帰省に要する交通費及び付添人の付添いに要する交通費

四　学校附設の寄宿舎居住に伴う経費

五　修学旅行費

六　学用品の購入費

2　前項各号に掲げる経費の範囲、その算定基準その他同項の規定による経費の支弁の基準に関し必要な事項は、政令で定める。

3　都道府県は、第一項の規定により支弁した経費のうち他の都道府県の区域内に住所を有する児童又は生徒に係るものについては、当該他の都道府県に対して、その二分の一を求償することができる。

4　国は、学校教育法第二条第二項に規定する国立学校である特別支援学校への就学のため必要な経費について、第一項及び第二項の規定に準じて支弁しなければならない。

令和6年4月1日 施行　　現在施行

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十号）

Law RevisionID:411AC0000000096_20240401_505AC1000000060

平成十一年法律第九十六号

文部科学省設置法

第二章　文部科学省の設置並びに任務及び所掌事務

第二節　文部科学省の任務及び所掌事務

（所掌事務）

第四条　文部科学省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革に関すること。

二　生涯学習に係る機会の整備の推進に関すること。

三　地方教育行政に関する制度の企画及び立案並びに地方教育行政の組織及び一般的運営に関する指導、助言及び勧告に関すること。

四　地方教育費に関する企画に関すること。

五　地方公務員である教育関係職員の任免、給与その他の身分取扱いに関する制度の企画及び立案並びにこれらの制度の運営に関する指導、助言及び勧告に関すること。

六　地方公務員である教育関係職員の福利厚生に関すること。

七　初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における教育をいう。以下同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

八　初等中等教育のための補助に関すること。

九　初等中等教育の基準の設定に関すること。

十　教科用図書の検定に関すること。

十一　教科用図書その他の教授上用いられる図書の発行及び義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。）において使用する教科用図書の無償措置に関すること。

十二　学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。）、学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。）及び学校給食に関すること。

十二の二　公認心理師に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。

十三　教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関すること。

十四　海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設及び関係団体が行う教育、海外から帰国した児童及び生徒の教育並びに本邦に在留する外国人の児童及び生徒の学校生活

への適応のための指導に関すること。

十五　大学及び高等専門学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

十六　大学及び高等専門学校における教育のための補助に関すること。

十七　大学及び高等専門学校における教育の基準の設定に関すること。

十八　大学及び高等専門学校の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関すること。

十九　大学の入学者の選抜及び学位の授与に関すること。

二十　学生及び生徒の奨学、厚生及び補導に関すること。

二十一　外国人留学生の受入れの連絡及び教育並びに海外への留学生の派遣に関すること。

二十二　政府開発援助のうち外国人留学生に係る技術協力に関すること（外交政策に係るものを除く。）。

二十三　専修学校及び各種学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二十四　専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関すること。

二十五　国立大学（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第二項に規定する国立大学をいう。）及び大学共同利用機関（同条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。）における教育及び研究に関すること。

二十六　国立高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第三条に規定する国立高等専門学校をいう。）における教育に関すること。

二十七　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構における学術研究及び教育に関すること。

二十八　私立学校に関する行政の制度の企画及び立案並びにこれらの行政の組織及び一般的運営に関する指導、助言及び勧告に関すること。

二十九　文部科学大臣が所轄庁である学校法人についての認可及び認定並びにその経営に関する指導及び助言に関すること。

三十　私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成に関すること。

三十一　私立学校教職員の共済制度に関すること。

三十二　社会教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

三十三　社会教育のための補助に関すること。

三十四　青少年教育に関する施設において行う青少年の団体宿泊訓練に関すること。

三十五　通信教育及び視聴覚教育に関すること。

三十六　外国人に対する日本語教育に関すること（外交政策に係るものを除く。）。

三十七　家庭教育の支援に関すること。

三十八　公立及び私立の文教施設並びに地方独立行政法人が設置する文教施設の整備に関する指導及び助言に関すること。

三十九　公立の文教施設の整備のための補助に関すること。

四十　学校施設及び教育用品の基準の設定に関すること。

四十一　学校環境の整備に関する指導及び助言に関すること。

四十二　青少年の健全な育成の推進に関すること（こども家庭庁の所掌に属するものを除く。）。

四十三　科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。

四十四　科学技術に関する研究及び開発（以下「研究開発」という。）に関する計画の作成及び推進に関すること。

四十五　科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。

四十六　学術の振興に関すること。

四十七　研究者の養成及び資質の向上に関すること。

四十八　技術者の養成及び資質の向上に関すること（文部科学省に置かれる試験研究機関及び文部科学大臣が所管する法人において行うものに限る。）。

四十九　技術士に関すること。

五十　研究開発に必要な施設及び設備（関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められるものに限る。）の整備（共用に供することを含む。）、研究開発に関する情報処理の高度化及び情報の流通の促進その他の科学技術に関する研究開発の基盤の整備に関すること。

五十一　科学技術に関する研究開発に係る交流の助成に関すること。

五十二　前二号に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関すること。

五十三　科学技術に関する研究開発の成果の普及及び成果の活用の促進に関すること。

五十四　発明及び実用新案の奨励並びにこれらの実施化の推進に関すること。

五十五　科学技術に関する知識の普及並びに国民の関心及び理解の増進に関すること。

五十六　科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うことその他の措置に関すること。

五十七　科学技術に関する基礎研究及び科学技術に関する共通的な研究開発（二以上の府省のそれぞれの所掌に係る研究開発に共通する研究開発をいう。）に関すること。

五十八　科学技術に関する研究開発で、関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められる施設及び設備を必要とするものに関すること。

五十九　科学技術に関する研究開発で多数部門の協力を要する総合的なものに関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。

六十　国立研究開発法人理化学研究所の行う科学技術に関する試験及び研究に関すること。

六十一　放射線の利用に関する研究開発に関すること。

六十二　宇宙の開発及び原子力に関する技術開発で科学技術の水準の向上を図るためのものに関すること。

六十三　宇宙の利用の推進に関する事務のうち科学技術の水準の向上を図るためのものに関すること。

六十四　放射性同位元素の利用の推進に関すること。

六十五　資源の総合的利用に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。

六十六　原子力政策のうち科学技術に関するものに関すること。

六十七　原子力に関する関係行政機関の試験及び研究に係る経費その他これに類する経費の配分計画に関すること。

六十八　原子力損害の賠償に関すること。

六十九　スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

七十　スポーツに関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

七十一　スポーツの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

七十二　スポーツのための助成に関すること。

七十三　心身の健康の保持増進に資するスポーツの機会の確保に関すること。

七十四　国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業に関すること。

七十五　スポーツに関する競技水準の向上に関すること。

七十六　スポーツ振興投票に関すること。

七十七　文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

七十八　文化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

七十九　文化（文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項に規定する文化財をいう。第八十五号において同じ。）に係る事項を除く。次号及び第八十二号において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

八十　文化の振興のための助成に関すること。

八十一　劇場、音楽堂、美術館その他の文化施設に関すること。

八十二　文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催すること。

八十三　国語の改善及びその普及に関すること。

八十四　著作者の権利、出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関すること。

八十五　文化財の保存及び活用に関すること。

八十六　アイヌ文化の振興に関すること。

八十六の二　興行入場券（特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成三十年法律第百三号）第二条第二項に規定する興行入場券をいう。）の適正な流通の確保に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

八十七　宗教法人の規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証並びに宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。

八十八　国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るものを除く。）。

八十九　ユネスコ活動（ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第二百七号）第二条に規定するユネスコ活動をいう。）の振興に関すること（外交政策に係るものを除く。）。

九十　文化功労者に関すること。

九十一　地方公共団体の機関、大学、高等専門学校、研究機関その他の関係機関に対し、教育、学術、スポーツ、文化及び宗教に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

九十二　教育関係職員、研究者、社会教育に関する団体、社会教育指導者、スポーツの指導者その他の関係者に対し、教育、学術、スポーツ及び文化に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

九十三　所掌事務に係る国際協力に関すること。

九十四　政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

九十五　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき文部科学省に属させられた事務

2　前項に定めるもののほか、文部科学省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

附　則

（所掌事務の特例）

2　文部科学省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の職業に関する教科の教科用図書及び特別支援学校の教科用図書の編修及び改訂に関する事務をつかさどる。

○著作権法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十号）（抄）

附　則

（複製物の使用についての経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの法律による改正前の著作権法（以下「旧法」という。）第三十条の四若しくは第四十七条の四から第四十七条の九までの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物、旧法第四十三条の規定の適用を受けて旧法第三十条第一項、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文、第四十一条若しくは第四十二条の規定に従い作成された二次的著作物の複製物又は旧法第三十条の三若しくは第四十七条の三第一項の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物の使用については、この法律による改正後の著作権法（以下「新法」という。）第四十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、旧法第四十九条第一項第一号中「を公衆に提示した」とあるのは「の公衆への提示（送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行つた」と、同項第三号並びに同条第二項第一号及び第二号中「を公衆に提示した」とあるのは「の公衆への提示を行つた」とする。

2　施行日前に旧法第百二条第一項において準用する旧法第三十条の四又は第四十七条の四から第四十七条の九までの規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の複製物の使用については、新法第百二条第九項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、旧法第百二条第九項第一号中「を公衆に提示した」とあるのは「の公衆への提示（送信可能化を含む。第八号において同じ。）を行つた」と、同項第八号中「を公衆に提示した」とあるのは「の公衆への提示を行つた」とする。

令和８年６月１８日（木）
デジタルな形態を含む教科書の発行・採択等の指針に関する検討会議（第2回）
参　考　資　料　８

８文科初第 824 号
令和８年６月１７日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人の長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第１項の認定を受けた各地方公共団体の長　殿

文部科学省初等中等教育局長
望月　禎

学校教育法等の一部を改正する法律の公布について（通知）

この度、学校教育法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 37 号。以下「学教法等一部改正法」という。）が令和８年６月 17 日付で公布され、令和９年４月１日（一部の規定については、公布の日）から施行されることになりました（別添１～３参照）。

この法律は、情報通信技術の進展に鑑み、児童生徒の教育の充実を図るため、紙媒体のみならず、電磁的記録を含み得るものとして、新たに「教科書」を位置付け、その使用を可能とするとともに、発行及び無償措置に関する規定を整備する等の措置を講ずるものです。

学教法等一部改正法の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、デジタルな形態を含む新たな教科書の使用開始に向けて必要な準備を進めていただくなど、適切に御対応くださいますようお願いします。なお、この法律に関しては、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会において、それぞれ附帯決議が付されていますので、併せてお知らせします（別添４・５参照）。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成 14 年法律第

189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、その管下の学校に対して、今回の法令改正の趣旨等について周知をお願いします。

なお、今回の法律改正に伴う関係政省令の改正等については、追ってこれを行い、別途通知する予定です。

記

第一　改正の概要

第 1　学校教育法の一部改正

1　小学校、中学校、高等学校等においては、教科書（文部科学大臣の検定を経た教科用の教材又は文部科学省が著作の名義を有する教科用の教材）を使用しなければならないこととすること。（第三十四条第一項関係）

2　教科用図書の内容を記録した電磁的記録である教材（いわゆる「教科書代替教材」）がある場合に、教育課程の一部又は全部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができることとした制度を廃止すること。（改正前第三十四条第二項、第三項関係）

3　高等学校、特別支援学校等においては、文部科学省令で定めるところにより、教科書に代えて、教科書以外の教科用の教材を使用することができることとすること。（附則第九条第一項関係）

第 2　教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正

1　教科書には、文部科学省令で定めるところにより、著作者の氏名又は名称、発行者の氏名又は名称及び住所、発行の年月日その他文部科学省令で定める事項を記載しなければならないこととすること。（第三条関係）

2　教科書の発行者の義務の内容及び教科書の発行者が文部科学大臣に納める保証金の還付請求等について、教科書の供給の方法に応じて文部科学省令で定めることとすること。（第十条第二項、第十三条関係）

第 3　文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正

文部科学省が著作の名義を有する教科書の出版権を取得するための資格審査について、学校において必要とする期間を通じて良質の教科書を製造し、及び供給

するに足りる事業能力及び信用状況を有するかどうかを審査することを目的とすることとすること。（第二条第二項関係）

第４　義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律の一部改正

１　題名を「義務教育諸学校の教科書等の無償に関する法律」に改めること。（題名関係）

２　教科書及び第１の３の教科用の教材を無償とすることとすること。（第一条第一項関係）

第５　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正

１　題名を「義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律」に改めること。（題名関係）

２　教科書及び第１の３の教科用の教材について、図書であるもの又は電磁的記録であるものに区別して無償措置の方法を定めること。（第三条～第五条関係）

第６　著作権法の一部改正

１　教科書に掲載された著作物は、教科書の採択、発行等又は学校教育の目的上必要な教科書としての通常の使用に伴って、必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができることとすること。（第三十三条関係）

２　教科用拡大図書等に複製された著作物は、障害により教科書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するために必要と認められる限度において、当該教科用拡大図書等の使用に伴って、いずれの方法によるかを問わず、利用することができることとすること。（第三十三条の二関係）

３　１及び２の規定は、放送又は有線放送の利用に加え、実演又はレコードの利用についても準用すること。（第百二条関係）

第７　障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部改正

障害のある児童及び生徒の学習の用に供するために作成される教材である教科用特定図書等について、教科書及び第１の３の教科用の教材に準じて無償措置の方法を定めること。（第十条～第十二条関係）

第８　施行期日

この法律は、令和９年４月１日（附則第５条は公布の日）から施行すること。（附則第一条関係）

第９　経過措置等

１　令和８年度までに検定を経た「教科用図書」について、学教法等一部改正法の施行後も「教科書」として使用することができること。

２　令和 10 年度までに検定を経た教科書に係る教科書代替教材については、引き続き、教育課程の一部又は全部において、教科書に代えて使用することが可能であること。

３　その他、必要な経過措置を置いていること。

第二　留意事項

１　今回の制度改正の趣旨について

学教法等一部改正法は、教科書をデジタル化することが目的ではなく、教科書の内容を児童生徒にとって分かりやすくするために、これまで紙だけが認められていた教科書に、デジタルの特性が活きる学習にデジタルを取り入れて作成することを可能とすることで児童生徒の学びの質を高めていくことを目的とするものであること。

また、手を動かして書く活動や自ら体験して学ぶ活動は引き続き重要であること。

２　デジタルな形態を含む新たな教科書の使用開始時期について

今回の学教法等一部改正法により使用可能となるデジタルな形態を含む新たな教科書は、次期学習指導要領の実施に合わせて使用開始となること。なお、次期学習指導要領は、本年度末に小・中学校学習指導要領、来年度末に高等学校学習指導要領が改訂された場合、小学校は令和 12 年度から、中学校は令和 13 年度から全面実施され、高等学校は令和 14 年度から学年進行で、それぞれ実施される見込みであること。

３　今後通知する事項等について

この法律の施行の各段階（教科書の採択・無償給与・使用等）において留意すべき事項については、別途通知すること。また、学教法等一部改正法における改正内容として、「教科用図書」を「教科書」とする他、関係法律の題名変更や「教科用図書選定審議会」や「教科用図書採択地区」等の用語の変更が含まれていることから、本法律が施行される令和９年４月１日までに都道府県や市区町村において条例や規則等の改正が必要になるため、所要の準備を進めていただきたいこと。

4　新たな教科書のイメージについて

今回の制度改正により使用可能となる教科書の形態は、以下の３つが想定されること。

① 全てが紙の教科書

全てが紙で作られた教科書であり、デジタル部分につながる二次元コード等の掲載もないもの。

② 紙とデジタルを組み合わせた教科書

紙とデジタルを使い分けて作られた教科書であり、紙で作られた部分とデジタルで作られた部分を組み合わせて１つの教科書となるもの。全ての内容を紙で作成した教科書とその同一内容の全部をデジタル化した教科書の両方が給付されるものではない。

③ 全てがデジタルの教科書

全てがデジタルで作られた教科書であり、紙の部分が存在しないもの。

5　新たな教科書の発行・採択・使用に係る指針について

今回の法律改正により、教科書の形態として紙だけでなくデジタルも取り入れて作成することが可能となるに当たり、デジタルな形態を含む新たな教科書が学校現場の実態に即して円滑に発行・採択・使用されるよう、児童生徒の発達段階や教科の特性等を踏まえ、新たな教科書の形態の在り方や採択・使用等に当たっての留意点等について国としての基本的な考え方を大臣指針として本年秋頃を目途に示す予定であること。

具体的には、指針に関する検討会議において、児童生徒の発達段階や教科の特性等を踏まえた全てがデジタルの教科書の扱いのほか、紙・デジタルが効果的な学習場面といったデジタルの活用の在り方、端末の学習目的外使用への対策、医

学的知見も取り入れた健康上の留意点、次期学習指導要領の趣旨の実現や負担軽減の観点からの留意点、学校の ICT 環境・支援体制の在り方等について記載していくことを検討しているところ。

6　新たな教科書の検定、標準仕様等について

デジタルな形態を含む新たな教科書の在り方に関連するものとして、教科用図書検定調査審議会において、動画・音声等の審査方法、デジタル部分を含む教科書の構成、審査体制の在り方等について検討することとしており、これらの事項やデジタル部分の使用可能期間については、今後、文部科学省令等において規定する予定であること。

また、音声読上げ、ルビ振り、拡大等の現行の教科書代替教材にも実装されたアクセシビリティ機能のほか、デジタルな形態のものも教科書として位置付けることに伴い新たに求められる印刷・ダウンロード機能等、デジタルな形態を含む教科書が標準的に実装すべき機能について、今後、国において標準仕様の策定を予定していること。

7　デジタルな形態の教科用特定図書等について

今回の制度改正により、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成 21 年法律第 81 号）に基づき、障害のある児童生徒が教科書に代えて使用する教科用特定図書等についてデジタルな形態も無償措置の対象になるとともに、国においてその標準的な規格を定め、教科書発行者による発行を促していく予定であること。

このため、紙の教科書では学習が困難な児童生徒は、教科書をデジタル化した上でハイライト表示やリフロー表示等の高いアクセシビリティ機能を備えたものを選択することが可能となること。

これを踏まえ、各教育委員会及び学校においては、日々の観察や専門家等の活用を通じて児童生徒に係る困難の状況の実態を的確に把握し、障害のある児童生徒が個々の障害の状態等に応じた適切な教科書等を用いて学習することができるように、地域における日常的な教育相談体制や学校における校内委員会を中心とした教育支援体制の充実を図っていただきたいこと。

8　現行の教科書代替教材の活用について

現行の教科書代替教材は令和３年度から一部の学年・教科で段階的に国から提供を進めてきたところであり、今回の制度改正によってデジタルな形態を含む教科書の使用が可能となることを見据え、教師がデジタルコンテンツや学習支援ソフト等を活用した指導に習熟できるよう、教科書代替教材については授業で積極的に活用いただきたいこと。その際、「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」や実践事例集等において、教科ごとの効果的な活用例や児童生徒の健康を含む留意事項を示していることから、これを踏まえて活用いただきたいこと。

9　教師の指導力向上に関する支援について

中央教育審議会における次期学習指導要領に向けた議論において、現在の教科書は内容が充実し分量が増加した一方、網羅的に指導すべきとの考えが根強く存在し、教師に負担感を生んでいるとの指摘がある中で、教科書「を」教える教科書観から、教科書「で」教える教科書観への転換が求められている。その上で、制度改正後は、デジタルな形態を含む新たな教科書を使用して、デジタルが効果的な学習場面において、動画、音声等のデジタルコンテンツも取り入れた授業が実施されることが重要となる。

文部科学省では、これまでも現行の教科書代替教材を使用した授業実践事例集・動画の作成、都道府県教育委員会による研修の好事例創出等を行ってきたところであり、今後はさらに、オンライン研修等の動画の充実や先進事例の横展開に取り組むこととしている。教育委員会においても、現行の教科書代替教材を含む ICT 活用に係る研修を実施いただきたいこと。

10　文部科学省による今後の実証研究について

今後、デジタルな形態を含む教科書の導入を見据え、国として、現行の教科書代替教材の活用を通じて、引き続き大規模アンケート調査を含む実証研究に取り組む予定であること。具体的には、授業理解、主体的な学びとの関係等の学習上の観点、健康への影響の観点、教師の指導力向上の観点等から実証に取り組むことを検討している。

11　通信ネットワーク整備について

各教育委員会及び学校においては、次期学習指導要領の実施に合わせて、デジタルな形態を含む教科書の使用が可能となることを踏まえ、教科書の使用に支障

が生じないよう、学校のネットワークの課題把握及びネットワーク改善に取り組んでいただきたいこと。

12　デジタルな形態を含む新たな教科書の使用に伴う端末の適切な活用について

「GIGA スクール構想の下で整備された学校における 1 人 1 台端末等の ICT 環境の活用に関する方針について」（令和 4 年 3 月 3 日 3 文科初第 2265 号文部科学省初等中等教育局長通知）で示しているとおり、GIGA スクール構想によって整備された端末については、OS 事業者が公表している安全・安心な活用に関する資料を参照しながら、カメラ機能やネットワーク機能、フィルタリングなど各種サービスの設定等を適切に行うとともに、各学校設置者において教育情報セキュリティポリシーを適切に定めていただきたいこと。また、学習に関係のない目的では使用しないことなど児童生徒が端末を安全・安心に活用するための留意点について、学校設置者・学校・保護者等との間で確認・共有いただきたいこと。

さらに、文部科学省においては情報モラル教育の充実を図っており、インターネットの使い過ぎによって起こりうる昼夜逆転や学習への影響といった弊害や適切な時間の使い方を考えさせるための児童生徒向けの学習コンテンツの提供や教職員を対象とした研修会の開催などを行っていることから、これらを積極的に活用いただきたいこと。

13　ICT 活用支援について

「学校の ICT 環境整備 3 か年計画(2025～2027 年度)」においては、学校の ICT 整備に係る水準として、ICT 支援員（情報通信技術支援員）を各自治体が設置する学校の 4 校に 1 人を配置することや、教育センター等へのヘルプデスク機能を設置すること等を示しており、本計画を参考に、各教育委員会においては、各学校における ICT 環境のより一層の充実に取り組んでいただきたいこと。加えて、「学校と教師の業務の 3 分類」[1]において、ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理を教師以外が積極的に参画すべき業務としていることから、教育委員会と連携を図りながら事務職員及び ICT 支援員が中心となって行う、

[1] 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 7 条に基づき、文部科学大臣が定める公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき指針において提示。

地域の実情に応じ民間事業者等への委託も積極的に検討する、必要に応じて教員業務支援員の参画を得るなど、デジタルな形態を含む新たな教科書活用に当たって、教師の負担軽減に向けた必要な体制整備をしていただきたいこと。また、必要に応じて自治体等の課題解決に向けて支援する学校 DX 戦略アドバイザーを活用いただきたいこと。

【別添１】　学校教育法等の一部を改正する法律　概要
【別添２】　学校教育法等の一部を改正する法律　条文
【別添３】　学校教育法等の一部を改正する法律　新旧対照表
【別添４】　学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和８年４月24 日衆議院文部科学委員会）
【別添５】　学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和８年６月９日参議院文教科学委員会）

【参考資料】現行の教科書代替教材に関する調査研究（過年度の実践事例集、大規模アンケート調査の結果を含む。）
デジタル教科書に関する各種調査研究：文部科学省
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/digital/1418656.htm
【参考資料】GIGA スクール構想の下で整備された学校における１人１台端末等の ICT 環境の活用に関する方針について（令和４年３月３日３文科初第2265 号文部科学省初等中等教育局長通知）
https://www.mext.go.jp/content/20220303-mxt_shuukyo01-000020967_1.pdf
【参考】（文部科学省ホームページ：情報モラル教育ポータルサイト）
https://www.mext.go.jp/zyoukatsu/moral/index.html